報

目



外) **内閣府** 国立印刷局) 〇中小企業信用保険法及び株式会社商

工組合中央金庫法の一部を改正する

0

 $\triangleright$ 

= = =

### (号 **発 行** (原稿作成

### 次

〇海洋再生可能エネルギー発電設備の O株式会社地域経済活性化支援機構法 の一部を改正する法律(五八)

O貨物自動車運送事業の適正化のため 〇貨物自動車運送事業法の一部を改正 整備に係る海域の利用の促進に関す の体制の整備等の推進に関する法律 する法律 る法律の一部を改正する法律(五九)

〇公益通報者保護法の一部を改正する 法律 (六二)

〇 労働施策の総合的な推進並びに労働 法律 等に関する法律等の一部を改正する 者の雇用の安定及び職業生活の充実 (<u>六三</u>)

O自殺対策基本法の一部を改正する法 律 (六四)

亖

### 仓

政

〇内閣府本府組織令の一 政令 (二〇八) 部を改正する

壳

○河川法施行令等の一部を改正する政 令 三〇九)

1

法 律

する内閣府令(内閣府五三)

큺

云 ナ

○金融庁等の職員が検査の際に携帯す 閣府令の べき身分証明書等の様式を定める内 同五四 一部を改正する内閣府令

### 府令・省令

〇経済産業省・財務省・内閣府関係株 の一部を改正する命令 式会社商工組合中央金庫法施行規則

令

省

(内閣府・財務・経済産業四

四四四

O航空法施行規則の一部を改正する省 〇経済産業省・財務省関係株式会社商 改正する省令(財務・経済産業二) 工組合中央金庫法施行規則の (国土交通六五) 一部を  $\equiv$ 웊

法規的告示

〇株式会社商工組合中央金庫法の施行 に関する告示等の一部を改正する件 (金融庁・財務・経済産業五) 云

示

(同一六六~一六八)

兲

〇金融商品取引法第二条に規定する定 O株式会社商工組合中央金庫法施行令 義に関する内閣府令等の一部を改正 等の一部を改正する政令(二一一) 法律の一部の施行期日を定める政令 = (同六)

府

令

ᄪ

○航空法第二十九条第四項の規定によ の免除に関する告示の一部を改正す 了した者に対する実地試験について り国土交通大臣が申請により指定し る告示(国土交通四六一) た航空従事者の養成施設の課程を修

「その他告示

○国債の発行等に関する省令第五条第 O組換えDNA技術応用食品及び添加 十一項の規定に基づき発行した利付 行う件(内閣府九八) 物の安全性審査を経た生物の公表を

〇国債の発行等に関する省令第六条第 国債の発行条件等を告示 十一項の規定に基づき発行した利付

国債の発行条件等を告示

(財務一五四~一六二)

臺

〇個人向け国債の発行等に関する省令

(同一六三~一六五)

第四条第十四項の規定に基づき発行

した個人向け国債の発行条件等を告

〇株式会社商工組合中央金庫法施行令 法人等から除かれる者として主務大 第二十八条の規定に基づき合算関連 第二十六条第一項及び第二項並びに 第二項及び第四項から第六項まで 条の七第二項、 商工組合中央金庫法施行規則第十一 業省・財務省・内閣府関係株式会社 第六条第十二項第五号並びに経済産 臣等が定める者等を定める告示 第二十五条第一項

同

用試験公告 一千二十五年度航空保安大学校学生採

用試験公告 二千二十五年度海上保安学校学生採用 一千二十五年度海上保安大学校学生採

三

丟

一千二十五年度気象大学校学生採用試

試験公告 (同

찃

五

験公告 (同)

次のページに掲載されています。 本日公布された法令の あらまし は

### 官庁報告

官庁事項

官報サービスセンターの変更の公表に ついて (内閣府)

깯

国家試験

一千二十五年度皇宮護衛官採用試 (高卒程度試験) 公告 (人事院) 験

ᄪ

一千二十五年度刑務官採用試験公告

긆

四

一千二十五年度入国警備官採用試験公

冥

型

### **法令のあらまし** 公布された

# ◇株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改

正する法律 (法律第五八号) (内閣府本府) 機構の目的

することとした。(第一条関係) 経済の再建」その他の地域経済の活性化を図る構」という。)は、「大規模な災害を受けた地域の ため、支援を行うことを目的とする株式会社と 支援基準は、大規模な災害を受けた地域の経 株式会社地域経済活性化支援機構(以下

業務の期限

のでなければならないこととした。(第二四条関 速かつ適切な支援の実施に必要な事項を含むも 済の再建のための当該地域の事業者に対する迅

の一〇及び第三二条の一一関係) とした。(第二五条、第三二条の二、第三二条 三月三一日までに行わなければならないこと 資決定及び特定経営管理決定は、令和二三年再生支援決定、特定支援決定、特定起合出

定に係る全ての業務を完了するように努めな 残余財産の分配の特例 ければならないこととした。(第三三条関係) 内に、

一に掲げる決定及び特定専門家派遣決 機構は、令和二八年三月三一日までの期間

て分配することとした。(第四九条関係)るときは、その残余の額を政府保有株式につい の総額を下回るときは、当該残余財産の額は、ることができる残余財産の額が株式の払込金額 を限度として分配し、分配の結果なお残余があ 政府保有株式以外の株式についてその払込金額 機構が解散した場合において、株主に分配す

その他所要の規定の整備を行うこととした。 その他

経過した日から施行することとした。 を設けることとした。(附則第二項関係) 活性化支援機構法の規定についての検討規定この法律による改正後の株式会社地域経済 この法律は、公布の日から起算して三月を

> ◇海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る 海域の利用の促進に関する法律の一部を改正す る法律 (法律第五九号)(内閣府本府)

整備に関する法律」に改めることとした。(題名 題名を「海洋再生可能エネルギー発電設備の

2

水域における海洋再生可能エネルギー源の適正 条約に定める権利を的確に行使し、排他的経済 について定めることを追加することとした。(第 洋再生可能エネルギー発電設備の設置の許可等 な利用を図るため、排他的経済水域における海 この法律の目的に、海洋法に関する国際連合

基本方針

ギー発電設備設置募集区域に関する事項を追加基本方針の記載事項に、海洋再生可能エネル することとした。(第六条第二項関係)

領海及び内水における海洋再生可能エネル ー発電設備の設置

とを追加することとした。(第一〇条第一項第 周辺の海岸及びその近傍の土地の環境の保全 発電事業の実施が当該区域の海洋並びにその に支障を及ぼすおそれがないと見込まれるこ 区域の指定基準に、海洋再生可能エネルギー 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進

知するとともに、 の結果を経済産業大臣及び国土交通大臣に通 て、環境大臣は、海洋環境等調査を行い、そ 条第四項関係) 区域の指定をしようとするときの手続とし 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進 公表することとした。(第

こととした。(第一一条第一項関係) るときは、海洋環境等調査方法書を作成する 環境大臣は、海洋環境等調査を行おうとす

た。(第一七条第二項第一四号関係) のの管理に関する事項を追加することとし 設置し、及び維持管理する過程で取得するも 発電設備を設置する海域に関する情報であっ 海底の地形等の当該海洋再生可能エネルギー て、当該海洋再生可能エネルギー発電設備を 公募占用計画の記載事項に、気象、

ギー発電設備の設置 排他的経済水域における海洋再生可能エネル

置してはならないこととした。(第三一条関第五八条1に規定する海底電線を除く。)を設その附属設備(海洋法に関する国際連合条約 いものとして政令で定めるものを除く。)及び ギー源の適正な利用が損なわれるおそれがな 他的経済水域における海洋再生可能エネル 態その他の事由を勘案してその設置により排 を電気に変換する設備(その規模、設置の形 排他的経済水域に海洋再生可能エネルギー源 何人も、国の③に定めるところによるほか

きることとした。(第三二条第一項関係) 電設備設置募集区域として指定することがで の面積の区域を、海洋再生可能エネルギー発 的経済水域のうち一定の基準に適合する相当 経済産業大臣は、基本方針に基づき、排他

ことができることとした。(第三三条第一項 置に係る仮の地位を付与する処分を受ける 電設備を設置しようとする者は、経済産業 集区域において海洋再生可能エネルギー発 大臣及び国土交通大臣に申請して、その設 海洋再生可能エネルギー発電設備設置募

ると認める場合に限り、当該申請をした者 申請があったときは、一定の基準に適合す という。)をすることができることとした。 に仮の地位を付与する処分(以下「仮許可 経済産業大臣及び国土交通大臣は、(1)の

ギー発電設備について国の2の許可を受け 者が当該仮許可に係る海洋再生可能エネル が当該仮許可(当該仮許可を受けた者が当 た場合にあっては、当該許可を受けた者) 仮許可を受けた者(当該仮許可を受けた 適用しないこととした。(第二五条第一項関響評価法第二章第一節及び第三章の規定は、 における当該選定事業者については、環境影 海洋再生可能エネルギー発電事業を行う場合 選定事業者がその認定公募占用計画に係る

(第三四条第一項関係)

当該仮許可を受けた者については、環境影 能エネルギー発電事業を行う場合における 電設備について国の2の許可を受けた場合 該仮許可に係る海洋再生可能エネルギー発 響評価法第二章第一節の規定は、 にあっては、当該許可)に係る海洋再生可

発電設備設置募集区域における海洋再生可能 をしたときは、当該海洋再生可能エネルギー

経済産業大臣及び国土交通大臣は、

仮許可

いこととした。(第三五条関係)

適用しな

エネルギー発電事業の実施に関し必要な協議 を行うための協議会を組織することとした。

(1) JL

、ギー発電設備の設置の許可

仮許可を受けた者は、当該仮許可区域に

排他的経済水域における海洋再生可能エネ

(第三六条第一項関係)

設置しようとするときは、経済産業大臣及 おいて海洋再生可能エネルギー発電設備を

けることができることとした。(第三七条第

経済産業大臣及び国土交通大臣は、(1)の

び国土交通大臣に申請して、

その許可を受

排他的経済水域における海洋再生可能エネ

ルギー発電設備の設置に係る仮の地位を付与

可をすることができることとした。(第三八

ると認める場合に限り、 申請があったときは、一

当該申請に係る許 定の基準に適合す

する処分等

という。)は、当該許可区域において当該許 可に係る海洋再生可能エネルギー発電設備 を設置することができることとした。(第三 八条第四項関係) ②の許可を受けた者(以下「許可事業者」

許可事業者の義務等

ばならないこととした。(第四○条関係) 画に従って、海洋再生可能エネルギー発電 可能エネルギー発電設備の設置に関する計 設備の設置、維持管理及び撤去をしなけれ 許可事業者は、当該許可に係る海洋再生

発電事業の廃止の届出及び海洋再生可能工 る監督命令並びに海洋再生可能エネルギー 所要の規定を設けることとした。(第四 ネルギー発電設備の撤去の確認等につい 条~第四三条関係 に関する工事の届出等、許可事業者に対す 海洋再生可能エネルギー発電設備の設置

取消し等について所要の規定を設けることと いた地位の承継、 した。(第四四条~第四八条関係) 仮許可を受けた者又は許可事業者が有して 仮許可又は国の2の許可の

第二条~第四条関係) 所要の経過措置を定めることとした。(附則

5

定める日から施行することとした。 算して一年を超えない範囲内において政令で この法律は、一部を除き、公布の日から起

# ◇貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律 (法律第六○号) (国土交通省)

業に従事する者の労働環境の適正な整備に留意 なものとすることについて、貨物自動車運送事 しつつ行うべきことを明記することとした。(第 条関係) 貨物自動車運送事業の運営を適正かつ合理的

- (-)) 一般貨物自動車運送事業の許可の基準とし許可の更新制度の導入等 追加することとした。(第六条第三号の二関の事業を遂行すること等が見込まれることを 輸送の安全に関する基準等を遵守してそ
- とに更新を受けなければその効力を失うこと とした。(第六条の二関係) 一般貨物自動車運送事業の許可は、五年ご

適正原価

- とができることとした。(第九条の二及び第六 業の適正な運営を図るための原価を定めるこ た積算を行うことにより、貨物自動車運送事 る運賃等について、燃料費等を的確に反映し 国土交通大臣は、貨物自動車運送事業に係 9
- 健全化措置及び実運送体制管理簿に関する規 らないこととした。(第九条の三関係) を下回ることとならないようにしなければな 受ける貨物の運送に係る運賃等が、適正原価 一般貨物自動車運送事業者は、自らが引き
- 定等の拡充 た。(第一二条、第二四条の五及び第三七条関用運送事業者についても適用することとし 実運送体制管理簿の作成に係る規定を貨物利 真荷主との運送契約に係る書面の交付及び

- (二) 階にわたる委託を制限するために必要な措置 引き受けた貨物の運送について、二以上の段 た。(第二三条の四関係) を講ずるよう努めなければならないこととし 一般貨物自動車運送事業者は、
- 価に基づく適正な賃金の支払等の確保のために 必要な措置を実施することとした。(第二四条の の運転者等が有する知識等についての公正な評 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車
- こととした。(第二五条第一項第二号関係) 定める基準を遵守すべき事項に、適正原価を下 回らない額での貨物の運送の受託等を追加する 3 二、4 二及び5の規定等の特定貨物自動車 一般貨物自動車運送事業者が国土交通省令で
- 三七条及び第三七条の二関係) 備を行うこととした。(第三五条、第三六条、 運送事業者等への準用等に関し必要な規定の整 第
- の貨物の運送の委託の禁止 無許可等で貨物自動車運送事業を経営する者
- することとした。(第六五条の二及び第七五条 者に貨物の運送を委託してはならないことと し、違反した者は一○○万円以下の罰金に処 無許可等で貨物自動車運送事業を経営する
- めるときは、 荷主等に関する情報を提供することができる 可経営等原因行為をしている疑いがあると認 こと等とした。(附則第一条の二の二関係) 国土交通大臣は、当分の間、荷主等が無許 関係行政機関の長に対して当該
- ら起算して三年を超えない範囲内において政令この法律は、一部の規定を除き、公布の日か で定める日から施行することとした。

# 備等の推進に関する法律(法律第六一号)(国土◇貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整 交通省)

的かつ集中的に行うことを目的とすることとなる事項を定めること等により、これを総合 のための体制の整備等の推進に関し、 した。(第一条関係) この法律は、貨物自動車運送事業の適正化 基本と

- 真荷主から のとすることとした。(第二条関係) の確保に寄与することを旨として行われるも 図り、我が国における持続可能な物資の流通 み、貨物自動車運送に係る安全性の向上等を び経済活動の基盤であること等の重要性に鑑 の整備等の推進は、物資の流通が国民生活及 貨物自動車運送事業の適正化のための体制
- 施する責務を有することとした。(第三条関 推進に関する施策を総合的に策定し、及び実車運送事業の適正化のための体制の整備等の 国は、二の基本理念にのっとり、貨物自動

### 基本方針

2

されるものとすることとした。 整備等は、 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の 次に掲げる基本方針に基づき、 推進

- こと等とした。 に実施されるために必要な体制の整備を行う わせるとともに、当該業務が適切かつ効率的 適正化に関する業務を一の独立行政法人に行 行わせることが適当な貨物自動車運送事業の 関する事務の一部であって、独立行政法人に 一般貨物自動車運送事業等の許可の更新に
- とした。 料による収入等を活用して、確保すること等 し、その財源は、□の許可の更新に係る手数 ために必要な費用は、国庫が負担することと 独立行政法人に一に掲げる業務を行わせる
- 確化を図ることとした。(第四条関係) う、当該業務の実施に係る収入等の関係の明 □に掲げる業務の適切な実施に資するよ
- ればならないこととした。(第五条関係) の法律の施行後三年以内を目途として講じなけ 必要な法制上又は財政上の措置等について、こ 制の整備等の推進に関する施策を実施するため 基づく貨物自動車運送事業の適正化のための体 物流政策推進会議 法制上の措置等 政府は、2 □から三までに掲げる基本方針に
- めの体制の整備等の推進に関する施策等の総、政府は、貨物自動車運送事業の適正化のた 推進会議を設けるものとすることとした。(第合的かつ集中的な推進を図るため、物流政策 六条第一項関係)

- その他の関係する国務大臣及び公正取引委員 経済産業大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣 会委員長をもって構成することとした。(第六 て十分な知識等を有する者等によって構成す 条第二項関係 国土交通省等は、物資の流通の実務に関し 一の物流政策推進会議は、国土交通大臣、
- 5 施行期日 た。(第六条第三項関係) に係る連絡調整を行うものとすることとし

る物流政策推進関係者会議を設け、

一の施策

この法律は、

公布の日から施行することとし

# ◇公益通報者保護法の一部を改正する法律(法律

第六二号)(消費者庁)

ることとした。(第二条第一項第三号関係) 及び特定受託業務従事者であった者を追加す 公益通報者の範囲に、特定受託業務従事者

- 実等を追加することとした。(第二条第三項第 場合における当該処分の理由とされている事 事実又は過料の理由とされている事実となる の規定に基づく処分に違反することが犯罪の 一号関係 通報対象事実の範囲に、公益通報者保護法
- 扱いの禁止等 公益通報をしたことを理由とする不利益な取
- 労働者に対する不利益取扱いの禁止等
- その使用し、又は使用していた公益通報者 ならないこととした。(第三条第一項関係) たことを理由として、当該公益通報者に対 が第三条第一項各号に定める公益通報をし して、解雇その他不利益な取扱いをしては 第二条第一項第一号に定める事業者は、
- 取扱い」という。)を無効とすることとした。 ③及び5の一において「解雇等特定不利益 あっては、懲戒としてされたものに限る。 に定める事業者が行った解雇その他不利益 (1)の規定に違反して第二条第一項第一号 (第三条第二項関係) (解雇以外の不利益な取扱いに

- (3)推定することとした。(第三条第三項関係) 通報をしたことを理由としてされたものと 当該解雇等特定不利益取扱いは、当該公益 されたときは、②の規定の適用については、 扱いが公益通報をした日等から一年以内に 公益通報者に対する解雇等特定不利益取
- はならないこととした。(第四条第一項関係) 理由として、労働者派遣契約の解除等をして 条第一項各号に定める公益通報をしたことを 労働する派遣労働者である公益通報者が第三 受けるものに限る。)は、その指揮命令の下に 派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を 特定受託事業者に対する不利益取扱いの禁 第二条第一項第二号に定める事業者(当該 派遣労働者に対する不利益取扱いの禁止等 4
- の業務委託をし、又は業務委託をしていた特 ととした。(第五条関係) 除その他不利益な取扱いをしてはならないこ 託事業者に対して、業務委託に係る契約の解 益通報をしたことを理由として、当該特定受 る公益通報者が第三条第一項各号に定める公 定受託事業者に係る特定受託業務従事者であ 第二条第一項第三号に定める事業者は、
- とした。(第八条第三項関係) 項等の規定の適用を妨げるものではないこと 適正化等に関する法律第五条及び第六条第三 解釈規定 三の規定は、特定受託事業者に係る取引の
- の規定を適用すること等とした。(第九条関 及び③の規定は適用せず、○の①及び5の○一般職の国家公務員等については、○の② 般職の国家公務員等に対する取扱い
- 事業者がとるべき措置等 事業者がとるべき措置
- 追加することとした。(第一一条第二項関係) した体制についての労働者等に対する周知を 事業者がとるべき措置の例示として、整備 通報妨害の禁止等
- ることその他の行為によって、公益通報を妨 公益通報をしない旨の合意をすることを求め 各号に掲げる者に対して、正当な理由がなく、 第二条第一項各号に定める事業者は、当該

ととした。(第一一条の二関係) れた合意その他の法律行為は、無効とするこ げてはならないこととし、これに違反してさ

## 通報者探索の禁止

者を特定することを目的とする行為をしては にすることを要求することその他の公益通報 ならないこととした。(第一一条の三関係) な理由がなく、公益通報者である旨を明らか 第二条第一項各号に定める事業者は、

### 勧告及び命令等

ができること等とした。(第一五条の二関係) 勧告に係る措置をとるべきことを命ずること 措置をとるべきことを勧告することができる じ。)に違反していると認めるときは、事業者 努力義務とされる場合を除く。口において同 を定める義務(第一一条第三項の規定により たときは、当該勧告を受けた者に対し、当該 こととし、当該勧告を受けた者が、正当な理 に対して、その違反を是正するために必要な 由がなく、 内閣総理大臣は、 一当該勧告に係る措置をとらなかっ 公益通報対応業務従事者

ことができること等とした。(第一六条関係) ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させる 職員に、事業者の事務所その他の事業場に立 を定める義務の規定の施行に必要な限度にお いて、事業者に対し、報告をさせ、又はその 適用除外 内閣総理大臣は、公益通報対応業務従事者

# は、適用しないこととした。(第二〇条関係) →及び□の規定は、国及び地方公共団体に

- の罰金に処することとした。(第二一条第一項 た者は、六月以下の拘禁刑又は三〇万円以下 利益取扱いをしたときは、当該違反行為をし 2の☆の⑴の規定に違反して解雇等特定不
- 等は、当該違反行為をした者は、三〇万円以 は4の口の規定による報告をしなかったとき 項関係 下の罰金に処することとした。(第二一条第 4の☆の規定による命令に違反したときマ

- 人の業務に関し、 両罰規定
- ◇労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用 の安定及び職業生活の充実等に関する法律の 部を改正する法律(法律第六三号) (厚生労働省) 安定及び職業生活の充実等に関する法律等の 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用
- 動に関する規範意識を醸成するための国によ る啓発活動 職場における労働者の就業環境を害する言
- ないものとした。(第四条第四項関係) 必要な啓発活動を積極的に行わなければなら 成に関する規範意識の醸成がなされるよう、 当該言動が行われることのない就業環境の 害する言動を行ってはならないことに鑑み、 めに必要な施策の充実に取り組むに際して する言動に起因する問題の解決を促進するた
- の他の必要な措置を講ずるよう努めなけれ 援するため、当該労働者からの相談に応じ ばならないものとした。(第二七条の三第 適切に対応するために必要な体制の整備そ 等を防止し、その治療と就業との両立を支 よって疾病又は負傷の症状が増悪すること り治療を受ける労働者について、就業に 事業主は、疾病、負傷その他の理由によ
- 針を定め、これを公表するものとした。(第の適切かつ有効な実施を図るため必要な指
- 二の指針は、 労働安全衛生法第七○条の

- をしたときは、行為者を罰するほか、その法 人、使用人その他の従業者が、その法人又は法人の代表者又は法人若しくは人の代理 □又は□の規定の違反行為
- 施行期日

た。 (第二三条関係)

人又は人に対して罰金刑を科すること等とし

- 政令で定める日から施行することとした。 ら起算して一年六月を超えない範囲内において この法律は、一部の規定を除き、公布の日か
- 国は、職場における労働者の就業環境を害 何人も職場における労働者の就業環境を
- 治療と就業の両立支援対策
- |七条の三第二項関係) 厚生労働大臣は、一の措置に関して、そ

- ものでなければならないものとした。(第一 七条の三第三項関係 一第一項に規定する指針と調和が保たれた
- 等を行うことができるものとした。(第二七 主又はその団体に対し、必要な指導、 厚生労働大臣は、二の指針に従い、事業 援助
- !関して事業主が講ずべき措置等 職場における顧客等の言動に起因する問題
- の☆及び4の☆において「顧客等言動」と ないものとした。(第三三条第一項関係) 顧客等言動への対応の実効性を確保するた 制の整備、労働者の就業環境を害する当該 念上許容される範囲を超えたもの(以下こ 事業主の行う事業に関係を有する者(以下 めに必要なその抑止のための措置その他の れることのないよう、当該労働者からの相 いう。) により当該労働者の就業環境が害さ 業務の性質その他の事情に照らして社会通 4の国において「顧客等」という。)の言動 取引の相手方、施設の利用者その他の当該 談に応じ、 であって、その雇用する労働者が従事する 雇用管理上必要な措置を講じなければなら 事業主は、職場において行われる顧客、 適切に対応するために必要な体
- 三三条第二項関係) と又は事業主による一の相談への対応に協 力した際に事実を述べたことを理由とし な取扱いをしてはならないものとした。(第 て、当該労働者に対して解雇その他不利益 事業主は、労働者が○の相談を行ったこ
- うに努めなければならないものとした。(第 力を求められた場合には、これに応ずるよ 主が講ずる○の措置の実施に関し必要な協 三三条第三項関係) 事業主は、他の事業主から当該他の事業
- るものとした。(第三三条第四項関係) が講ずべき措置等に関して、その適切かつ 有効な実施を図るために必要な指針を定め 厚生労働大臣は、一から三までの事業主

に関する国、事業主、労働者及び顧客等の責職場における顧客等の言動に起因する問題

言動を行ってはならないことその他当該顧 るため、各事業分野の特性を踏まえつつ、 事業主その他国民一般の関心と理解を深め 客等言動に起因する問題(以下この4にお ように努めなければならないものとした。 広報活動、啓発活動その他の措置を講ずる いて「顧客等言動問題」という。)に対する (第三四条第一項関係) 国は、労働者の就業環境を害する顧客等

四条第二項関係) ほか、国の講ずる一の措置に協力するよう う、研修の実施その他の必要な配慮をする 労働者に対する言動に必要な注意を払うよ もに、当該労働者が他の事業主が雇用する に努めなければならないものとした。(第三 雇用する労働者の関心と理解を深めるとと 事業主は、顧客等言動問題に対するその

注意を払うように努めなければならないも のとした。(第三四条第三項関係) 主が雇用する労働者に対する言動に必要な 問題に対する関心と理解を深め、他の事業 ては、その役員)は、自らも、顧客等言動 事業主(その者が法人である場合にあっ

者に対する言動に必要な注意を払うととも た。(第三四条第四項関係) るように努めなければならないものとし と理解を深め、他の事業主が雇用する労働 に、事業主の講ずる3の⊖の措置に協力す 労働者は、顧客等言動問題に対する関心

のないよう、必要な注意を払うように努め 言動が当該労働者の就業環境を害すること なければならないものとした。(第三四条第 と理解を深めるとともに、労働者に対する 顧客等は、顧客等言動問題に対する関心

遇の確保等に関する法律の一部改正関係 雇用の分野における男女の均等な機会及び待 求職活動等における性的な言動に起因する

問題に関して事業主が講ずべき措置等 の1の一及び二並びに2において「求職者 として厚生労働省令で定めるもの(以下こ 事業主は、求職者その他これに類する者

> ばならないものとした。(第一三条第一項関 の他の雇用管理上必要な措置を講じなけれ 適切に対応するために必要な体制の整備そ ないよう、当該求職者等からの相談に応じ、 求職者等の求職活動等が阻害されることの 用する労働者による性的な言動により当該 の1の□及び2の□において「求職活動等 職者等の職業の選択に資する活動(以下こ 等」という。)によるその求職活動その他求 という。)において行われる当該事業主が雇

をしてはならないものとした。(第一三条第 労働者に対して解雇その他不利益な取扱い 際に事実を述べたことを理由として、当該 職者等からの一の相談への対応に協力した 事業主は、労働者が当該事業主による求

のとした。(第一三条第三項関係) な実施を図るために必要な指針を定めるも ずべき措置等に関して、その適切かつ有効

問題に関する国、事業主及び労働者の責務 ればならないものとした。(第一四条第一項 活動その他の措置を講ずるように努めなけ 関心と理解を深めるため、広報活動、啓発 という。)に対する事業主その他国民一般の おいて「求職活動等における性的言動問題」 他当該言動に起因する問題(以下この2に 国は、求職者等の求職活動等を阻害する ・の☆の言動を行ってはならないことその

に努めなければならないものとした。(第 ほか、国の講ずる○の措置に協力するよう 者等に対する言動に必要な注意を払うよ 理解を深めるとともに、当該労働者が求職 問題に対するその雇用する労働者の関心と 研修の実施その他の必要な配慮をする

における性的言動問題に対する関心と理解 ては、その役員)は、自らも、 事業主(その者が法人である場合にあっ 求職活動等

厚生労働大臣は、一及び二の事業主が講

求職活動等における性的な言動に起因する

四条第二項関係) 事業主は、求職活動等における性的言動

るように努めなければならないものとし に対する言動に必要な注意を払うととも 問題に対する関心と理解を深め、求職者等 に、事業主の講ずる1の一の措置に協力す 労働者は、求職活動等における性的言動

男女雇用機会均等推進者

の適用拡大等

行う義務を課さないものとした。(第一九条第 るために改善すべき事情についての分析等を 把握、女性の職業生活における活躍を推進す る女性の職業生活における活躍に関する状況 更を行う場合には、その事務及び事業におけ をいう。)について内閣府令で定める軽微な変 おける活躍の推進に関する取組に関する計画

「項及び第四項関係

女性の職業選択に資する情報の公表の義務

加えるものとした。(第一九条関係) 事業主の講ずる1の□及び2の□の措置等を 図るための業務を担当する者の業務として、 ために講ずべき措置の適切かつ有効な実施を な機会及び待遇の確保が図られるようにする

労働省令で定めるところにより、職業生活が一○○人を超えるものに限る。)が、厚生!

事業主であって、常時雇用する労働者の数

一般事業主(国及び地方公共団体以外の

を営み、又は営もうとする女性の職業選択

業生活における活躍に関して定期的に公表 に資するよう、その事業における女性の職

法律の一部改正関係 女性の職業生活における活躍の推進に関する

基本原則

性を加えるものとした。(第二条第一項関係)り留意すべき事項として、女性の健康上の特 女性の職業生活における活躍の推進に当た

置に関する事項を加えるものとした。(第五条因する問題の解決を促進するために必要な措 る基本方針において定める事項として、職場女性の職業生活における活躍の推進に関す において行われる就業環境を害する言動に起

る女性の職業選択に資するよう、その事務

活躍に関して定期的に公表すべき情報に、 及び事業における女性の職業生活における により、職業生活を営み、又は営もうとす

特定事業主が、内閣府令で定めるところ

基準に適合する認定一般事業主の認定の基

業生活における活躍の推進に関する取組に関方公共団体以外の事業主であって、女性の職基準に適合する認定一般事業主(国及び地 ていることを加えるものとした。(第一二条関 いる二の1の☆の措置に関する情報を公表し ることその他の厚生労働省令で定める基準に いう。)の認定の基準として、事業主が講じて 適合するものである旨の認定を受けたものを し、当該取組の実施の状況が優良なものであ

ものをいう。以下同じ。)が特定事業主行動計 それらの長又はそれらの職員で政令で定める 特定事業主行動計画の変更手続の見直し 特定事業主(国及び地方公共団体の機関

とした。(第一四条第三項関係) 意を払うように努めなければならないもの を深め、求職者等に対する言動に必要な注

(特定事業主が実施する女性の職業生活に

た。(第一四条第四項関係)

事業主が選任する職場における男女の均

合を加えるものとした。(第二〇条第一項及 地位にある労働者に占める女性労働者の割っ の賃金の額の差異及びその雇用する管理的 すべき情報に、その雇用する労働者の男女は

た。(第二一条関係)

占める女性職員の割合を加えるものとし 及びその任用する管理的地位にある職員に その任用する職員の男女の給与の額の差異

る法律の有効期限を一○年間延長し、令和 八年三月三一日までとすることとした。(附則 期限の延長 女性の職業生活における活躍の推進に関す

施行期日等

それぞれの法律の規定の施行の状況につい のとした。(附則第八条関係) その結果に基づいて所要の措置を講ずるも た場合において、この法律による改正後の て検討を加え、必要があると認めるときは、 政府は、この法律の施行後五年を経過し

を講ずるものとした。(附則第八条の二関るときは、その結果に基づいて所要の措置 www.sc.見系を育する者の言動であって、当取引の相手方、施設の利用者その他の当該いう)に係る募系しました。 が害されることのないようにするための施により当該特定受託業務従事者の就業環境 条第一項に規定する特定受託事業者をい 策について検討を加え、必要があると認め 事者をいう。以下この((において同じ。)が者(同条第二項に規定する特定受託業務従 該特定受託事業者に係る特定受託業務従事 いう。)に係る業務において行われる顧客、 務委託(同条第三項に規定する業務委託を 者に係る取引の適正化等に関する法律第二 従事する業務の性質その他の事情に照らし て社会通念上許容される範囲を超えたもの 政府は、特定受託事業者(特定受託事業 以下この口において同じ。)が受けた業 2

(号外第 128 号)

2 条~第一六条関係) こととした。(附則第二条~第七条及び第九 めるとともに、関係法律の規定の整備を行う この法律の施行に関し必要な経過措置を定 経過措置及び関係法律の整備

3 から施行することとした。ただし、次に掲げ月を超えない範囲内において政令で定める日 る事項は、 この法律は、公布の日から起算して一年六 一の1、三の1、2及び6並びに四の1 次に定める日から施行することと

の (二) の2並びに三の4及び5 公布の日 令和八年四

◇自殺対策基本法の一部を改正する法律(法律第 六四号) (こども家庭庁) 基本理念の追加 日

### を加えることとした。(第二条第二項、第六項及を明記するとともに、基本理念として次の事項 係団体その他の関係者の連携と恊働によること自殺対策の社会的取組について関係機関、関 び第七項関係) 自殺対策は、デジタル社会の進展を踏まえ、

活用を図りながら展開されるようにするとと 情報通信技術、 人工知能関連技術等の適切な

> 及ぼす影響に関し適切な配慮がなされるよう れなければならないこと。 にするための取組の促進について特に留意さ ト等を通じて流通する自殺に関連する情報が 自殺の防止においては、インターネッ

取り組むことを基本として、 とができる社会の実現を目指し、社会全体で 将来にわたって健康で心豊かな生活を送るこ ができ、心身の状況、置かれている環境等にた個人としてひとしく健やかに成長すること ならないこと。 かかわらず、その権利利益の擁護が図られ、 こどもに係る自殺対策は、こどもが自立し 行われなければ

国の責務に係る規定の改正

第二項関係) 殺の実態等を踏まえて適切かつ効果的に策定さ 臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その自 ればならない旨を追加することとした。(第三条つつ、それぞれの所掌に係る施策を推進しなけ 機関の長との間において緊密な連携協力を図り こどもに係る自殺対策について、内閣総理大 及び実施されるよう、相互に又は関係行政

8

学校の責務

3

むよう努めるものとすることとした。(第五条関携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組 学校は、基本理念にのっとり、関係者との連

に係る規定の改正 心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等

第三項関係) の保持のための健康診断、保健指導等の措置を 行うよう努めるほか、精神保健に関する知識の 向上に努めるものとすることとした。(第一七条 学校は、自殺の防止等の観点から、心の健康

6 することとした。(第一八条関係) 自殺の防止等に関する研修の機会の確保を追加 として、精神科医その他の医療従事者に対する 自殺発生回避のための体制の整備等に係る規 医療提供体制の整備に係る規定の改正 医療提供体制の整備に関し必要な施策の例

定の改正

殺の発生を回避するための適切な対処を行う 殺をする危険性が高い者を早期に発見し、 自殺発生回避のための体制においては、 自自

(第一九条第二項関係)

るものとすることとした。(第一九条第三項関 に関して注意を促すために必要な措置を講ず 品、設備等についてその適切な管理、配慮等 から、自殺の助長につながるような情報、

> 求めることができることとした。(第二四条第 提供、意見の表明、説明その他必要な協力を 関その他の関係者に対して、資料又は情報の ため必要があると認めるときは、関係行政機

三の情報の交換及び協議を行う

○の施策を適切かつ効果的に実

内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大

|項関係

支援について明記することとした。(第二〇条関 自殺未遂者等の支援に係る規定の改正 自殺未遂者等への支援に関し、その継続的な

るとともに、総合的な支援について規定するこ の不安等の緩和の観点からも行うことを明記す 自殺者の親族等の支援に係る規定の改正 自殺者の親族等への支援に関し、 その生活上

### 協議会

9

た。(第二三条第一項関係) 構成する協議会を置くことができることとし 動を行う民間の団体その他の関係者をもって する警察署等の関係機関、自殺対策に係る活 健福祉センター、医療機関、当該地域を管轄 を実施するに当たっては、単独で又は共同し 未遂者等の支援)の施策でこどもに係るもの のための体制の整備等)及び第二〇条(自殺 て、学校、教育委員会、児童相談所、精神保 地方公共団体は、第一九条(自殺発生回避

防止のための対処、支援等の措置に関し協議 条第二項及び第三項関係) ある場合を除き、当該通知に係る事項の協議 とし、当該通知を受けた者は、正当な理由が る者に、当該協議を行う事項を通知するもの を行うときは、あらかじめ、協議会を構成す は、協議会において回によりこどもの自殺の に応じなければならないこととした。(第一 ─により協議会を設置する地方公共団体

置が講じられなければならないこととした。 るようにするものとし、そのために必要な措 及び関係団体に対し迅速かつ適切に提供され 上で必要な情報が、当該対処を行う関係機関 四協議会は、 することとした。(第二四条第一項関係) 必要な情報の交換を行うとともに、必要な対 施するため、こどもの自殺の防止等について 協議会は、 支援等の措置に関する協議を行うものと

国及び地方公共団体は、自殺の防止の観点 物

資料の提供その他の協力を行うことができる を構成する者の求めに応じて、必要な助言、 県は、こどもの自殺の防止等に関し、協議会は 臣その他の国の関係行政機関の長及び都道府

こととした。(第二四条第三項関係)

協議会を構成する者又は当該者であった者

正当な理由がなく、協議会の事務に関し

ととした。(第二一条関係)

(七)

した。(第二四条第四項関係)

内に違反した者に対する罰則を設けること

て知り得た秘密を漏らしてはならないことと

とした。(第二五条関係)

化、自殺対策に係る諸施策の実施の状況、自殺 た。(附則第二条関係) 検討 自殺対策については、自殺に関する状況の変

討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直 の変化を踏まえ、適宜、その在り方に関して検 対策等に関する最新の知見その他社会経済情勢な し等の措置が講ぜられるものとすることとし 〕 この法律は、一部の規定を除き、公友した。(改正法附則第二項~第四項関係) る自殺対策を規定する等の改正を行うことと 施行期日等 こども家庭庁の所掌事務としてこどもに係っ 公布の

### ◇内閣府本府組織令の一部を改正する政令 第二〇八号)(内閣府本府) (政令

政令で定める日から施行することとした。から起算して六月を超えない範囲内において

Ħ

2 この政令は、 た。 特例の期限を延長することとした。(本則関係) 男女共同参画局及び同局推進課の所掌事務の 公布の日から施行することとし

### 6 水曜日

◇河川法施行令等の一部を改正する政令(政令第 一○九号)(国土交通省) 河川法施行令の一部改正関係

項及び第一○条の九第二項関係) 限を追加することとした。(第一○条の八第一 る権限に洪水時等における緊急措置に係る権 特定河川工事又は特定維持を行う際に行使す 国土交通大臣が都道府県知事等に代わって

の九第三項関係) ととした。(第一○条の八第三項及び第一○条 当該特定河川工事又は特定維持の完了又は廃 のうち、損失の補償等に係るものについては、 1の洪水時等における緊急措置に係る権限 の日後においても行使することができるこ

独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正

1 を追加することとした。(第一七条の三第一項 権限に洪水時等における緊急措置に係る権限 に代わって特定河川工事を行う際に行使する 独立行政法人水資源機構が都道府県知事等

2 いても行使することができることとした。(第当該特定河川工事の完了又は廃止の日後にお のうち、損失の補償等に係るものについては、 1の洪水時等における緊急措置に係る権限 七条の三第二項関係)

係 福島復興再生特別措置法施行令の一部改正関

第一四号関係) することとした。(第一四条第二項第一二号~ 洪水時等における緊急措置に係る権限を追加 て河川の改良工事を行う際に行使する権限に 国土交通大臣が地方公共団体の長に代わっ

のうち、損失の補償等に係るものについては、1の洪水時等における緊急措置に係る権限 おいても行使することができることとした。 当該河川の改良工事の完了又は廃止の日後に (第一四条第三項関係)

る者以外の者となったこと。

部改正関係 大規模災害からの復興に関する法律施行令の

条第二項第一三号~第一五号及び第三二条第 置に係る権限を追加することとした。(第三一 際に行使する権限に洪水時等における緊急措 者に代わって特定災害復旧等河川工事を行う |項第一二号~第一四号関係) 国土交通大臣又は都道府県知事が河川管理

> 2 た。(第三一条第三項及び第三二条第三項関 後においても行使することができることとし 特定災害復旧等河川工事の完了又は廃止の日 のうち、損失の補償等に係るものについては、 1の洪水時等における緊急措置に係る権限

Ŧi. 施行期日

この政令は、 公布の日から施行することとし

令和七年六月一三日とすることとした。 金庫法の一部を改正する法律(令和五年法律第六 号)第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、 中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央 を定める政令(政令第二一〇号)(経済産業省) 金庫法の一部を改正する法律の一部の施行期日

◇株式会社商工組合中央金庫法施行令等の一部を 改正する政令(政令第二一一号)(経済産業省) 正関係(第一条関係) 株式会社商工組合中央金庫法施行令の一部改

業務の範囲

することとした。(第五条第二項関係) る政令で定める事由は、次に掲げる事由と という。)第二一条第三項第一〇号に規定す 株式会社商工組合中央金庫法(以下「法 の事由により、それぞれ当該各号に掲げ 株主であるものが、その定款の変更以外 に掲げる者であって商工組合中央金庫の 法第六条第一項第四号から第九号まで

該融資対象株主の直接又は間接の構成員 象株主に係る次に掲げる事由により、当 の直接又は間接の構成員が、当該融資対 あるもの (以下「融資対象株主」という。) る者であって商工組合中央金庫の株主で でなくなったこと。 法第六条第一号から第九号までに掲げ

定款の変更

、の変更 構成員を有さない法人その他の団体

◇中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央

同一人に対する信用の供与等 条第三項関係)

力基準に基づく子法人等、影響力基準に基 づく関連法人等まで拡大することとした。 けられている会社等にあっては、実質支配 て、連結してその計算書類の作成を義務付 (第六条第一項~第三項関係) 商工組合中央金庫の同一人の範囲につい

事業の遂行に困難を生ずるおそれがあるも 供与等限度額が超過する場合の承認理由に の自己資本の額の一○○分の四○から一○ のとして主務省令で定める理由を追加する ついて、商工組合中央金庫又は債権者等の ○分の二五に引き下げることとした。(第六 供与等限度額について、商工組合中央金庫 条第九項関係) 商工組合中央金庫の同一人に対する信用

の供与等を追加することとした。(第六条第 の供与等の適用除外となる信用の供与等 に、日本銀行及び外国政府等に対する信用 二項関係)

の事由による解散 の満了その他これらに類する事由以外

資対象株主の間接の構成員でなくなった 員に係る次に掲げる事由により、当該融

当該融資対象株主である者からの 22イからハまでに掲げる事由

なった者に対して資金の貸付け又は手形の 割引を営むことができることとした。(第五 により融資対象団体等でなくなった日から 一年間に限り、当該融資対象団体等でなく 商工組合中央金庫は、一に規定する事由

商工組合中央金庫の同一人に対する信用

こととした。(第六条第一○項及び第一一項

商工組合中央金庫の同一人に対する信用

定款で定める存続期間又は存立時期 (H) 行う商工組合中央金庫又はその子会社等と で定める信用の供与等は、 法第二六条第三項第二号に規定する政令

信用の供与等を

に帰すべき場合を除く。) ①に掲げる事由(当該構成員の責め

実質的に同一と認められる者に対する信用

の供与等とすることとした。(第六条第一三

その他所要の規定の整備を行うこととし

加入する当該融資対象株主の直接の構成融資対象株主の間接の構成員が、その

3

る営業所を除く。)の休日として主務大臣に 合中央金庫の本店その他の主務省令で定め

商工組合中央金庫がその営業所(商工組

とができることとした。(第一三条第二項関

その他所要の規定の整備を行うこととし

届出をした日を当該営業所の休日とするこ

剰余金の配当の特例

例に関する規定を削除することとした。(旧第 五条関係) 剰余金の配当の特例の廃止に伴い 当該特

主務大臣の監督

を委任することとした。(第一六条第五項関 委託を受けた者に対する報告徴求等の権限 金庫の監督権限を有する財務局長等へ当該 を含む。)を受けた者に対し、商工組合中央 た者から委託(二以上の段階にわたる委託 商工組合中央金庫から業務の委託を受け

紛争解決等業務に相当する業務に係る他の

その他所要の規定の整備を行うこととし

法律の規定による指定

指定とすることとした。(第二二条関係) 用する銀行法第五二条の六六及び第五二条の 定による指定及び7の一から戻までに掲げる 金融商品取引法第一五六条の三九第一項の規 八三第三項に規定する政令で定めるものは、 二並びに法第六○条の三七第一項において準 法第六○条の三五第一項第二号及び第四号

7

るものは、 銀行法第五二条の七七に規定する政令で定め た者とすることとした。(第二三条関係) 法第六○条の三七第一項において準用する 次に掲げる指定のいずれかを受け

- 無尽業法第三五条の二第一項の規定によ
- 定による指定 律第一二条の 農業協同組合法第九二条の六第一項の規 金融機関の信託業務の兼営等に関する法 一第一項の規定による指定
- 定による指定 水産業協同組合法第一一八条第一項の規

2

項の規定による指定 中小企業等協同組合法第六九条の二第

協同組合による金融事業に関する法律第

- による指定 六条の五の一二第一項の規定による指定 信用金庫法第八五条の一二第一 項の規定
- 定による指定 労働金庫法第八九条の一三第 長期信用銀行法第一六条の八第 項の規定 一項の規
- る指定 による指定 銀行法第五二条の六二第一 項の規定によ
- よる指定 貸金業法第四一 保険業法第三〇八条の二第一項の規定に 条の三九第一項の規定に
- よる指定 金融サービスの提供及び利用環境の整備
- る指定 等に関する法律第五一条第一項の規定によ 農林中央金庫法第九五条の六第 一項の規
- 定による指定 信託業法第八五条の一 二第一 項の規定によ
- 資金決済に関する法律第九九条第 項
- その他 規定による指定

その他所要の規定の整備を行うこととし

特定商取引に関する法律施行令の一部改正関

第二項に規定する役務の提供を追加することと 会社商工組合中央金庫法第六〇条の三五第一項 号二の政令で定める販売又は役務の提供に株式 第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同条 特定商取引に関する法律第二六条第一項第八

# その他関係政令の整備

1

条~第一八条関係) することとした。(第二条~第五条及び第七 紛争解決機関の名称の使用制限の適用除外と 五第一項の規定による指定を受けた者を指定 株式会社商工組合中央金庫法第六〇条の1

することを追加することとした。(第一九条関) よる指定を受けた者の検査その他の監督に関 合中央金庫法第六〇条の三五第一項の規定に 金融庁の所掌事務として、 株式会社商工組

### 四

こととした。 一の3について、 所要の経過措置を定める

2 から施行することとした。 律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日 会社商工組合中央金庫法の この政令は、中小企業信用保険法及び株式 一部を改正する法

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律をここに公布する

法

律

御

名

御

法律第五十八号 令和七年六月十一

内閣総理大臣

石破

茂

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律

項とし、同条第 第二十四条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同第一条中「通じて」の下に「大規模な災害を受けた地域の経済の再建その他の」を加える。 株式会社地域経済活性化支援機構法(平成二十一年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。 支援基準は、大規模な災害を受けた地域の経済の再建のための当該地域の事業者に対する迅速か 一項の次に次の一項を加える。

一日」に改める。 「令和八年三月三十一日」を「令和二十三年三月三十一日」に改める。第二十五条第八項、第三十二条の二第七項、第三十二条の十第六項記 第三十三条第二項から第四項までの規定中「令和十三年三月三十一日」を 第二十五条第八項、第三十二条の二第七項、第三十二条の十第六項及び第三十二条の十一第三項中つ適切な支援の実施に必要な事項を含むものでなければならない。

| 3|| 機構が解散した場合において、株主に分配することができる残余財産の額が株式の払込金額の総|| 額が前項|| を「前項の場合において、残余財産の額が同項」に改め、同条に次の一項を加える。|| 第四十九条第一項中「場合」の下に「(第三項の場合を除く。)」を加え、同条第二項中「残余財産の

「令和二十八年三月三十

同項を同条第三

るときは、その残余の額を政府保有株式こつハてか記するうりによっ。 項において同じ。以外の株式についてその払込金額を限度として分配し、分配の結果なお残余があ項において同じ。以外の株式のうち第五十三条第一項の規定による出資に係るものをいう。以下この金保険機構の保有する株式のうち第五十三条第一項の規定による出資に係るものをいう。以下この金保険機構の保有する株式のおびの額は、会社法第五百四条の規定にかかわらず、政府保有株式(預額を下回るときは、当該残余財産の額は、会社法第五百四条の規定にかかわらず、政府保有株式(預額を下回るときは、当該残余財産の額は、会社法第五百四条の規定の額が株式の払込金額の総 第五十二条中「第五十六条」を「第五十六条第一項、第二項及び第四項」に改める。第五十一条第二項中「及び第五十六条第二項」を「並びに第五十六条第二項及び第三項」に改める。 るときは、その残余の額を政府保有株式について分配するものとする。

に対しその拠出金の額を限度として分配し、分配の結果なお残余があるときは、その残余の額を国かわらず、運営委員会の議決を経て、当該残余財産の額を、同条の規定により拠出金を拠出した者第五十四条の規定による拠出金の額の合計額に満たないときは、預金保険機構は、前項の規定にかす。前項の場合において、同項に規定する残余財産の額が第五十三条第一項の規定による出資額及び第五十六条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。第五十二条中「第五十六条」を「第五十六条第一項、第二項及び第四項」に改める。

3

第五十八条第一項ただし書中 「第二十四条」を 「第二十四条第 項 第三項及び第四項」に改める。

### (施行期日)

庫に納付するものとする

2

(検討) この法律は、 公布の日から起算して三月を経過した日から施行する

その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 支援機構法の施行の状況等を勘案し、 政府は、この法律の施行後七年を目途として、この法律による改正後の株式会社地域経済活性 必要があると認めるときは、同法の規定について検討を加え、

内閣総理大臣 総務大臣

財務大臣 武藤 柏斯 石碳 海鷹 一次 一次

経済産業大臣

律をここに公布する。 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法

# 令和七年六月十一日

御

名

御

璽

内閣総理大臣 石破

法律第五十九号

る法律 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正す

八十九号)の一部を次のように改正する。 .洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成三十年法律第

題名を次のように改める。

目次を次のように改める。 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律

第

総則(第一条—第五条) 基本方針(第六条)

領海及び内水における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置

総則(第七条—第九条)

海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定等(第十条―第十五条)

第三節 監督等(第二十七条—第三十条) 公募占用計画の認定等 (第十六条—第二十六条)

四章 第一節 排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置

官

排他的経済水域における禁止行為(第三十一条) 海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域の指定(第三十二条)

第三節 排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置に係る仮の地位を付与

協議会(第三十六条) する処分等 (第三十三条―第三十五条)

条—第三十九条)

第五節 排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置の許可等 (第三十七

第六節 許可事業者の義務等(第四十条―第四十三条)

第七節 雑則(第四十四条—第四十八条)

雑則 (第四十九条—第五十二条)

第五章

るため、排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置の許可等について定める」 に定める権利を的確に行使し、 第六章 第一条中「、基本方針の策定」を削り、「講ずる」の下に「とともに、海洋法に関する国際連合条約 罰則(第五十三条—第五十八条) 排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー源の適正な利用を図

に改め、同条に次の二項を加える。 第一項」 を加える。 第二条第四項中「第八条第一項第四号において」を「以下」に改め、 を「において海洋再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域として第十条第一項」 同条第五項中「のうち第八条

6 法律第七十四号)第一条第一項の排他的経済水域をいう。 この法律において「排他的経済水域」とは、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律 (平成八年

> | 7 この法律において「海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域」とは、排他的経済水域にお により指定された区域をいう。 いて海洋再生可能エネルギー発電設備を設置する者を募集する区域として第三十二条第一項の規定

「に係る海域の利用」及び「、関係地方公共団体」を削る。

同条第三項中「に係る海域の利用の促進」を削る。 第四条第一項中「に係る海域の利用の促進」を削り、 同条第二項中「に係る海域の利用」

第五条を削る。

茂

第六条とする。 び第四号中「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域」の下に「及び海洋再生可能エネルギー 発電設備設置募集区域」を加え、同項第六号中「に係る海域の利用の促進」を削り、 第七条第一項並びに第二項第一号及び第二号中「に係る海域の利用の促進」を削り、同項第三号及 第六条中「及び関係地方公共団体」及び「に係る海域の利用の促進」を削り、同条を第五条とする。 第二章中同条を

第三章の章名を次のように改める。

第三章 領海及び内水における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置

第三十六条中「第三十二条」を「第五十四条」に改め、同条を第五十八条とする

を第五十六条とする。 項」に改め、「国土交通大臣の」を削り、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、 十七条第一項」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条を第五十七条とする。 第三十四条中「第二十四条第一項」を「第二十八条第一項、第四十二条第一項又は第四十三条第三 第三十五条中「第二十五条第一項又は第二項」を「第二十九条第一項若しくは第二項若しくは第四 同条

は第三十一条」に、「者」を「とき。」に改め、同条を第五十五条とする。 一項」を「第十三条第一項」に、「者」を「とき。」に改め、 同条第二号中「第十二条」を「第十五条又 第三十三条中「者は」を 「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第十条第

為をした者は」に改め、同条第二項中「占用公募」の下に「又は設置募集」を加え、「者も」を「とき は、その違反行為をした者も」に改め、同条を第五十四条とする。 第三十二条第一項中「占用公募」の下に「又は設置募集」を加え、「者は」を「ときは、その違反行

定」の下に「若しくは当該仮許可」を加え、「(以下」を「(次条において」に改め、「いう。)」の下に「若 該公募又は当該募集」に改め、 しくは当該仮許可に係る募集(次条において「設置募集」という。)」を加え、「当該占用公募」を「当 第三十一条中「第十七条第一項の認定」を「第二十条第一項の認定又は仮許可」に改め、「、当該認 同条を第五十三条とする。

第五章を第六章とする。

排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー源の適正な利用に資する」に改め、 第二十七条中「海域の利用を促進する」を「我が国の領海及び内水の海域の利用を促進し、並びに 第四章中第三十条を第五十二条とし、第二十九条を第五十一条とし、第二十八条を第五十条とする。 同条を第四十九

第四章を第五章とする。

条第九項」に改め、第三章第三節中同条を第三十条とし、同章の次に次の一章を加える。 第二十六条第一項中「第十条第六項」を「第十三条第六項」に、「第二十四条第九項」を 「第二十八

第四章 排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置

第三十一条 何人も、第三十八条第四項に定めると第一節 排他的経済水域における禁止行為 規定する海底電線を除く。)を設置してはならない。 り排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー源の適正な利用が損なわれるおそれがないもの けた者が行う場合は、この限りでない。 として政令で定めるものを除く。) 及びその附属設備 (海洋法に関する国際連合条約第五十八条1に エネルギー源を電気に変換する設備(その規模、設置の形態その他の事由を勘案してその設置によ 何人も、第三十八条第四項に定めるところによるほか、排他的経済水域に海洋再生可能 ただし、国又は国からその設置に係る委託を受

10

- 海洋再生可能エネルギー発電事業の実施により、 漁業に明白な支障が及ぶとは認められないこ
- 全に支障を及ぼすおそれが少ないと見込まれること。 当該区域の海洋環境の状況からみて、海洋再生可能エネルギー発電事業の実施が海洋環境の保
- 2 経済産業大臣は、 前項の規定による指定をしようとするときは、 当該区域の状況を調査するもの
- 3 びに海洋再生可能エネルギー源を環境大臣に通知するものとする。 経済産業大臣は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係る区域の位置及び区域並 15
- 4 報を収集するための調査を行い、その結果を経済産業大臣に通知するとともに、公表するものとす 環境大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る区域の海洋環境に関する情
- ギー発電設備設置募集区域の位置及び区域を公告し、当該指定の案を、当該指定をしようとする理 とするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該指定をしようとする海洋再生可能エネル 経済産業大臣は、前項の規定による通知に係る区域について、第一項の規定による指定をしよう を記載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 6 供された指定の案について、経済産業大臣に対し、意見書を提出することができる。 前項の規定による公告があったときは、利害関係者は、同項の縦覧期間満了の日までに、 縦覧に
- 意見書の写しを添えて、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣その他の関係行政機関の長に協議 しなければならない。 経済産業大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、前項の規定により提出された
- 8 ネルギー発電設備設置募集区域に関し次に掲げる事項を併せて定めなければならない。 経済産業大臣は、第一項の規定による指定をするに当たっては、当該指定をする海洋再生可能エ
- 募集の対象とする海洋再生可能エネルギー発電設備に係る再生可能エネルギー発電設備の区分 3

水曜日

- 募集の対象とする海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量の基準
- 供給価格上限額

兀 事業を長期的、安定的かつ効率的に実施するために必要な事項 その他募集の対象とする海洋再生可能エネルギー発電設備に係る海洋再生可能エネルギー発電

- 次条第一項の規定による申請を募集する期間
- 令和 **7** 年 **6** 月 **1 1** 日 9 算定委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、経済産業大臣は、 委員会の意見を尊重するものとする。 経済産業大臣は、前項各号(第四号を除く。)に掲げる事項を定めようとするときは、調達価格等 調達価格等算定
- ころにより、学識経験者の意見を聴かなければならない。 経済産業大臣は、第八項第四号に掲げる事項を定めようとするときは、 経済産業省令で定めると
- 11 該指定をした海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域に関し定められた第八項各号 ろにより、当該指定をした海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域の位置及び区域並びに当 を除く。) に掲げる事項を公告しなければならない 経済産業大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるとこ (第三号

- 又はその区域を縮小することができる。 なくなったと認めるときは、当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域の指定を解除し、 一部が第一項の規定による指定の必要がなくなったと認めるとき又は同項各号のいずれかに適合し 経済産業大臣は、海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域の指定を受けた区域の全部又は
- ネルギー発電設備設置募集区域の位置及び区域を公告しなければならない 業省令で定めるところにより、当該指定の解除をした旨又は当該区域の縮小をした海洋再生可能エ 経済産業大臣は、 前項の規定による指定の解除又は区域の縮小をしたときは、 遅滞なく、

13

12

- い区域(次条第一項の規定による申請が現にされている区域を除く。以下この項において「未利用集区域内に第三十四条第三項に規定する仮許可区域又は第三十八条第三項に規定する許可区域でな ることができる。 区域」という。)がある場合は、当該未利用区域に関し定められた第八項各号に掲げる事項を変更す 経済産業大臣は、第八項第五号に掲げる期間の満了後、海洋再生可能エネルギー発電設備設置募
- のとする。 再生可能エネルギー発電設備設置募集区域」とあるのは「同項の当該未利用区域」と読み替えるも 第九項から第十一項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、 「第一項の規定による指定」とあるのは「第十四項の規定による変更」と、「当該指定をした海洋 第十一項

第三節 排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置に係る仮の地位を 付与する処分等

(排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置に係る仮の地位を付与する処

- 第三十三条 備を設置しようとする者は、経済産業大臣及び国土交通大臣に申請して、 を付与する処分を受けることができる。 前項の規定による申請をしようとする者は、当該申請に係る海洋再生可能エネルギー発電設備設 海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域において海洋再生可能エネルギー発電設 その設置に係る仮の地位
- 土交通大臣に提出しなければならない。 生可能エネルギー発電設備設置計画」という。)の案及び区域図の案を添えて、経済産業大臣及び国 ころにより、その申請書に、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置に関する計画(以下「海洋再 定による変更がされたときは、その変更後の期間)内に、経済産業省令・国土交通省令で定めると 置募集区域について定められた前条第八項第五号に掲げる期間(その期間につき同条第十四項の規
- 前項の海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画の案には、 次に掲げる事項を記載しなければな
- ギー発電設備を設置する区域 海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域のうち、 当該申請に係る海洋再生可能エネル
- するためのものを設置する区域 ギー発電設備に係る附属設備であって電気事業者が維持し、 海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域以外の海域のうち、当該海洋再生可能エネル 及び運用する電線路と電気的に接続
- 海洋再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期
- 当該海洋再生可能エネルギー発電設備に係る再生可能エネルギー発電設備の区分等
- 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の構造
- 工事の実施方法

七六五四

- 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の出力
- 供給価格
- 十 備の付近を航行する船舶及び航空機に対し注意を喚起するための措置を含む。 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の維持管理の方法 (当該海洋再生可能エネルギー発電設

- 用する港湾に関する事項 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に利
- ギー発電設備の撤去の方法 海洋再生可能エネルギー発電事業をしないこととなった場合における当該海洋再生可能エネ
- 関係漁業者その他の利害関係者との調整を行うための体制及び能力に関する事項
- ギー発電設備を設置し、及び維持管理する過程で取得するものの管理に関する事項 資金計画及び収支計画
- その他経済産業省令・国土交通省令で定める事項

(仮の地位を付与する処分の基準等)

(号外第 128 号)

をした者(以下この項及び第三項において「申請者」という。)に仮の地位を付与する処分(以下「仮各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合すると認める場合に限り、当該申請第三十四条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前条第一項の規定による申請があったときは、次の 許可」という。)をすることができる。 2

- 当該申請に係る前条第三項第一号及び第二号に掲げる区域が他の申請に係るこれらの区域と重
- 複していない場合 次に掲げる基準
- 計画の案が当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域について定められた第三十二条- 供給価格が供給価格上限額以下であることその他当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置 第八項第一号から第四号までに掲げる事項に照らし適切なものであること。 当該海洋再生可能エネルギー発電設備及びその維持管理の方法が経済産業省令・国土交通省
- 的基礎があること 令で定める基準に適合すること。 申請者に当該海洋再生可能エネルギー発電設備を設置するために必要な技術的能力及び経理
- 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

官

- (1)に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しな この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑 6
- (2)から五年を経過しない者 第四十五条第一項又は第二項の規定により仮許可又は許可を取り消され、 その取消しの日
- (4)(3)法人であって、その業務を行う役員のうちに①から③までのいずれかに該当する者がある海洋再生可能エネルギー発電事業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者
- 複している場合 次に掲げる基準 当該申請に係る前条第三項第一号又は第二号に掲げる区域が他の申請に係るこれらの区域と重
- 計画の案が当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域について定められた第三十二条・供給価格が供給価格上限額以下であることその他当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置 的、安定的かつ効率的な実施の観点から最も適切なものであること。 第八項第一号から第四号までに掲げる事項に照らし海洋再生可能エネルギー発電事業の長期
- 前号口から二までに掲げる基準
- 2 3 とともに、必要な条件(有効期間を除く。以下この章において同じ。)を付することができる。 源の適正な利用を図る観点から、五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする 経済産業大臣及び国土交通大臣は、仮許可には、排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー
- 係るものを除く。) (以下「仮許可区域」という。)の位置及び区域、当該仮許可の有効期間その他経係る前条第三項第一号に掲げる区域及び同項第二号に掲げる区域(我が国の領海及び内水の海域に 済産業省令・国土交通省令で定める事項を公表しなければならない とともに、当該仮許可を受けた者(以下「仮許可事業者」という。)の氏名又は名称、当該仮許可に 経済産業大臣及び国土交通大臣は、仮許可をしたときは、速やかに、申請者にその旨を通知する

(環境影響評価法の特例

第三十五条 仮許可事業者(当該仮許可事業者が当該仮許可に係る海洋再生可能エネルギー発電設備 第二章第一節の規定は、適用しない。 洋再生可能エネルギー発電事業を行う場合における当該仮許可事業者については、環境影響評価法 ネルギー発電設備について第三十八条第一項の許可を受けた場合にあっては、当該許可)に係る海 第二項第三号において同じ。)が当該仮許可(当該仮許可事業者が当該仮許可に係る海洋再生可能エ について第三十八条第一項の許可を受けた場合にあっては、当該許可を受けた者。この条及び次条

第三十六条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、仮許可をしたときは、当該仮許可区域を含む海洋再 議会」という。)を組織するものとする。 域における海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関し必要な協議を行うための協議会(以下「協 生可能エネルギー発電設備設置募集区域ごとに、当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区

- 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
- 経済産業大臣及び国土交通大臣
- 当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域に係る仮許可事業者
- 通大臣が必要と認める者 関係漁業者の組織する団体その他の利害関係者、学識経験者その他の経済産業大臣及び国土交
- 3 及び第四号に掲げる者に、当該協議を行う事項を通知しなければならない 経済産業大臣及び国土交通大臣は、協議会において協議を行うときは、あらかじめ、 前項第三号
- 4 に応じなければならない。 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議
- 5 し、 協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の港湾管理者その他の関係行政機関に対 資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 計画の案又は区域図の案との間に相違があるときは、仮許可事業者は、当該海洋再生可能エネルギーればならない。この場合において、当該結果と仮許可に係る海洋再生可能エネルギー発電設備設置 を講じなければならない。 発電設備設置計画の案又は当該区域図の案について当該結果と整合的なものとなるよう必要な措置 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなけ
- 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める

(排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置の許可) 第五節 排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置の許可等

- 第三十七条 仮許可事業者は、当該仮許可区域において海洋再生可能エネルギー発電設備を設置しよ うとするときは、経済産業大臣及び国土交通大臣に申請して、その許可を受けることができる。
- 2 ころにより、その申請書に、海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画及び区域図を添えて、 産業大臣及び国土交通大臣に提出しなければならない。 前項の規定による申請をしようとする仮許可事業者は、経済産業省令・国土交通省令で定めると 経済
- 3 第三十三条第三項の規定は、前項の海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画について準用する。
- 第三十八条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前条第一項の規定による申請があったときは、 掲げる基準に適合すると認める場合に限り、当該申請に係る許可をすることができる。 次に
- の機能を有する港湾として国土交通省令で定めるものを利用することが可能であること。 港湾法第二条の四第一項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾又はこれと同等 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し

- な接続が適切に確保されること。 当該海洋再生可能エネルギー発電設備と電気事業者が維持し、 及び運用する電線路との電気的
- 事項と整合的であること。 当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画及び当該区域図が協議会において協議が調った
- を及ぼすおそれがないこと。 当該海洋再生可能エネルギー発電設備を設置する区域及びその周辺における航路の利用に支障
- 海洋再生可能エネルギー発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 2 ルギー源の適正な利用を図る観点から、その有効期間を定めるものとするとともに、必要な条件を 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の許可には、排他的経済水域における海洋再生可能エネ 海洋再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 3 可の有効期間その他経済産業省令・国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。 に掲げる区域(次項及び第四十四条第五項において「許可区域」という。)の位置及び区域、 の氏名又は名称、当該許可に係る同条第三項において準用する第三十三条第三項第一号及び第二号 よる申請をした者にその旨を通知するとともに、当該許可を受けた者(以下「許可事業者」という。) 経済産業大臣及び国土交通大臣は、第一項の許可をしたときは、 速やかに、前条第一項の規定に 当該許 2
- 可に係る海洋再生可能エネルギー発電設備を設置することができる。 (変更の許可等) 許可事業者は、当該許可区域(我が国の領海及び内水の海域に係るものを除く。)において当該許

2 変更しようとするときは、経済産業大臣及び国土交通大臣に申請して、変更の許可を受けなければ第三十九条 許可事業者は、当該許可に係る海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画又は区域図を ろにより、その申請書に、海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画又は区域図を添えて、 ならない。ただし、経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。 業大臣及び国土交通大臣に提出しなければならない。 前項の規定による申請をしようとする許可事業者は、経済産業省令・国土交通省令で定めるとこ 経済産

3 経済産業大臣及び国土交通大臣は、第一項の規定による変更の許可の申請があったときは、 だける基準に適合すると認める場合に限り、 当該申請に係る変更の許可をすることができる。 次に

- 第三十四条第一項第一号に定める基準
- 前条第一項各号に掲げる基準
- 前条第二項及び第三項の規定は、前項の変更の許可について準用する。
- 遅滞なく、当該変更の内容を経済産業大臣及び国土交通大臣に届け出なければならない。 許可事業者は、第一項ただし書の経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは

# 第六節 許可事業者の義務等

水曜日

第四十条 許可事業者は、当該許可に係る海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画(前条第三項又 及び第五項において同じ。)に従って、 は第五項の規定による変更の許可又は届出があったときは、その変更後のもの。第四十六条第二項 をしなければならない。 海洋再生可能エネルギー発電設備の設置、 維持管理及び撤去 4

(設置に関する工事の届出等)

令和 **7** 年 **6** 月 **1 1** 日

- 第四十一条 許可事業者は、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置に関する工事をするときは 臣に届け出なければならない。 該工事に着手する日の三十日前までに、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、
- 2 定める事項を公表しなければならない。発電設備の設置に関する工事が行われる海域の位置及び区域その他経済産業省令・国土交通省令で 業省令・国土交通省令で定めるところにより、許可事業者の氏名又は名称、海洋再生可能エネルギー 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、 経済産

第四十二条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、 べき障害を除去し、若しくは予防するため必要な施設の設置その他の措置をとること又は原状の回 いう。)の撤去、移転若しくは改築、工事その他の行為若しくは工作物等により生じた若しくは生ず 工事その他の行為の中止、工作物若しくは船舶その他の物件(以下この項において「工作物等」と (次条第三項において「工作物等の撤去等」という。)を命ずることができる。

- 偽りその他不正な手段により第三十八条第一項の許可を受けたとき
- ものを含む。)に違反したとき。 れた条件(第四十四条第四項又は第四十五条第二項の規定により変更され、又は新たに付された 第三十八条第二項 (第三十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付さ
- 部分を除く。)、前条第一項又は次条第一項の規定に違反したとき。 第三十九条第一項若しくは第五項、第四十条(海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に係る
- 省令」と読み替えるものとする。 土交通大臣」と、同条第五項及び第六項中「国土交通省令」とあるのは「経済産業省令・国土交通 において、同条第三項から第七項までの規定中「国土交通大臣」とあるのは「経済産業大臣及び国 第二十八条第三項から第十項までの規定は、前項の規定による命令について準用する。

認等) (海洋再生可能エネルギー発電事業の廃止の届出及び海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去の確

第四十三条 る事項を経済産業大臣及び国土交通大臣に届け出なければならない。 省令・国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 許可事業者は、海洋再生可能エネルギー発電事業を廃止しようとするときは、 当該各号に定め 経済産業

- 内容及び工期 生可能エネルギー発電設備の撤去に関する工事が行われる海域の位置及び区域並びに当該工事の 海洋再生可能エネルギー発電設備が設置 (工事中の場合を含む。)されている場合 当該海洋再
- 一 前号に掲げる場合以外の場合 当該海洋再生可能エネルギー発電事業を廃止する旨
- する工事が終了したときは、その結果が経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合している ことについて、経済産業大臣及び国土交通大臣の確認を受けなければならない。 許可事業者は、前項第一号に掲げる場合において、海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に関
- もかかわらず当該工事をしない者を含む。)に対し、工作物等の撤去等を命ずることができる。 の撤去に関する工事を行った許可事業者(同条の定めるところにより当該工事を行う必要があるに 経済産業大臣及び国土交通大臣は、第四十条の規定に違反して海洋再生可能エネルギー発電設備
- あったとき)は、当該許可事業者に係る第三十八条第一項の許可は、その効力を失う。 許可事業者が第二項の確認を受けたとき(第一項第二号に掲げる場合にあっては、同項の届出
- 撤去された海域の位置及び区域その他経済産業省令・国土交通省令で定める事項を公表しなければ 交通省令で定めるところにより、許可事業者の氏名又は名称、海洋再生可能エネルギー発電設備が 経済産業大臣及び国土交通大臣は、第二項の確認をしたときは、速やかに、経済産業省令・国土
- 通省令」と読み替えるものとする 国土交通大臣」と、同条第五項及び第六項中「国土交通省令」とあるのは「経済産業省令・国土交 合において、同条第三項から第七項までの規定中「国土交通大臣」とあるのは「経済産業大臣及び 第二十八条第三項から第十項までの規定は、第三項の規定による命令について準用する。

報

### (地位の承継) 第七節

する者は、経済産業大臣及び国土交通大臣に申請して、その地位の承継の認可を受けることができ **十四条** 次に掲げる者であって、仮許可事業者又は許可事業者が有していた地位を承継しようと

- 仮許可事業者又は許可事業者の一般承継人
- その申請書に、海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画(仮許可事業者の一般承継人にあっては、 前項の規定による申請をしようとする者は、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、 を受けたものに限る。第三項第二号において同じ。)に関する所有権その他の権利を取得した者 許可事業者から海洋再生可能エネルギー発電設備(当該許可事業者が第三十八条第一項の許可

3

Ŧi.

- 3 掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合すると認める場合に限り、当該申請に係る・経済産業大臣及び国土交通大臣は、第一項の規定による認可の申請があったときは、次の各号にその案)を添えて、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出しなければならない。
- 認可をすることができる。
- である場合 第三十四条第一項第一号に定める基準当該申請をした者(次号及び第五項において「申請者」という。)が仮許可事業者の一般承継人
- 掲げる基準 る所有権その他の権利を取得した者である場合 前号に定める基準及び第三十八条第一項各号に 申請者が許可事業者の一般承継人又は許可事業者から海洋再生可能エネルギー発電設備に関す
- 条件(この項又は次条第一項若しくは第二項の規定により変更し、又は新たに付したものを含む。) れたものを含む。)を変更し、又は第三十四条第二項若しくは第三十八条第二項の規定により付した 有効期間(この項の規定により変更されたもの又は次条第一項若しくは第二項の規定により短縮さ (第三十九条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により定めたに係る仮許可又は第三十八条第一項の許可について、第三十四条第二項若しくは第三十八条第二項経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の認可をするに際しては、当該認可をしようとする承継 取り消し、若しくは変更し、若しくは新たに条件を付することができる。
- 5 令・国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。間(前項の規定により有効期間を変更した場合にあっては、 許可区域の位置及び区域、当該認可をした承継に係る仮許可又は第三十八条第一項の許可の有効期知するとともに、当該認可を受けた者の氏名又は名称、当該認可をした承継に係る仮許可区域又は経済産業大臣及び国土交通大臣は、第三項の認可をしたときは、速やかに、申請者にその旨を通 その変更後のもの)その他経済産業省 2
- 許可事業者が有していた地位を承継する。 第一項各号に掲げる者は、第三項の認可をされたときに限り、当該認可に係る仮許可事業者又は

(仮許可又は許可の取消し等)

第四十五条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、仮許可事業者が次の各号のいずれかに該当するとき な条件を付することができる。 仮許可を取り消し、その効力を停止し、 その有効期間を短縮し、 その条件を変更し、 又は新た

- 偽りその他不正な手段により仮許可を受けたとき。
- 更され、又は新たに付されたものを含む。)に違反したとき。 第三十四条第二項の規定により仮許可に付された条件(前条第四項又はこの項の規定により変第三十四条第一項第一号ハ又は二(②を除く。)に掲げる基準に適合しなくなったとき。
- 第三十六条第四項の規定に違反したとき。
- 八条第一項の許可を取り消し、その効力を停止し、その有効期間を短縮し、その条件を変更し、経済産業大臣及び国土交通大臣は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第一 は新たな条件を付することができる。 更し、 文 第三十
- -四条第一項第一号ハ又は二 (②を除く。)に掲げる基準に適合しなくなったとき。
- に違反したとき 第三十九条第一項若しくは第五項、 第四十条又は第四十一条第一項の規定

- 偽りその他不正な手段により第三十八条第一項の許可を受けたとき
- れた条件(前条第四項又はこの項の規定により変更され、又は新たに付されたものを含む。)に違 第三十八条第二項(第三十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付さ
- る期間内に海洋再生可能エネルギー発電事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止 したとき 正当な理由がないのに、当該許可を受けた日から起算して経済産業省令・国土交通省令で定め
- 間を公表しなければならない。 の旨を公示し、これらの規定により仮許可又は許可の有効期間を短縮したときは、 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前二項の規定により仮許可又は許可を取り消したときは、 短縮後の有効期 そ

(旧許可事業者等の撤去義務等)

- 第四十六条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める者(以下この条において「旧許可 六項の確認を受けるまでの間は、なお許可事業者とみなす。 三条第三項及び第六項並びに次条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、 等」という。)は、第四十条(海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に係る部分に限る。)、第四十 第
- 認を受けなかった場合 許可事業者が第三十八条第一項の許可の有効期間が満了するまでの間に第四十三条第二項の確 当該許可事業者であった者
- 許可事業者が前条第二項の規定により許可を取り消された場合 当該許可事業者であった者
- 人又は破産管財人 許可事業者が解散した場合において第四十四条第六項の規定による承継がなかったとき 清算
- 項の規定による承継をしなかったとき 当該相続人 り許可事業者が有していた地位を承継すべき相続人を定めたときは、 許可事業者が死亡した場合において相続人(相続人が二人以上ある場合においてその協議によ その者)が第四十四条第六
- 相続財産を管理する者 許可事業者が死亡した場合において相続人のあることが明らかでないとき 相続人に代わって

Ŧi.

- するときは、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、経済産業大臣及び国土交通大臣 軽微な変更については、この限りでない。 に申請して、変更の許可を受けなければならない。ただし、経済産業省令・国土交通省令で定める された第三十七条第三項において準用する第三十三条第三項第十二号に掲げる事項を変更しようと 前項の場合において、旧許可事業者等は、その海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画に記載
- 3 一号を除く。) に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、当該申請に係る許可をすることができ 四条第一項第一号イ(第三十二条第八項第四号に係る部分に限る。)及び第三十八条第一項各号(第 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の規定による変更の許可の申請があったときは、 第三十
- 更をしたときは、 旧許可事業者等は、第二項ただし書の規定により経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変 遅滞なく、当該変更の内容を経済産業大臣及び国土交通大臣に届け出なければ
- 5 五項」とあるのは「第四十六条第三項又は第四項」と、「第四十六条第二項及び第五項」とあるのは 項の規定によりみなして適用される第四十条の規定の適用については、同条中 前三項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画の変更があった場合における第一 「前条第三項又は第
- び国土交通大臣の確認を受けなければならない。この場合においては、第四十三条第五項の規定を の結果が経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合していることについて、 旧許可事業者等は、海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に関する工事が終了したときは、 経済産業大臣及 そ

第四 を求め、又はその職員に、海洋再生可能エネルギー発電設備を整備する場所若しくは当該仮許可事業省令・国土交通省令で定めるところにより、仮許可事業者若しくは許可事業者に対し必要な報告2四十七条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、経済産 業者若しくは当該許可事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、 (報告徴収及び立入検査) 帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。 海洋再生可能エネルギー発電設

しなければならない。 前項の規定により立入検査をする職員は、 その身分を示す証明書を携帯し、 関係人にこれを提

第一項の規定による立入検査の権限は、 国際約束の誠実な履行) 犯罪捜査のために認められたものと解してはならな

第四十八条 この章の規定の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履 を妨げることがないよう留意しなければならない。

規定」に、「第十条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条第二項中「この法律」を「この章の規第二十五条の見出しを「(報告徴収及び立入検査)」に改め、同条第一項中「この法律」を「この章の

む。〕」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「第十条第一項」を「第十三条第一項」に改め、り」に、「付した条件」を「付された条件(次項の規定により変更され、又は新たに付されたものを含 同号を同項第二号とし、 第二十四条第一項第三号を削り、同項第二号中「第十条第一項の」を「第十三条第五項の規定によ に改め、同条第三項中「規定による」を「規定により」に改め、同条を第二十九条とする。 同号の前に次の一号を加える。

偽りその他不正な手段により第十三条第一項の許可を受けた者

第二十七条とする。 《第一号」に、「第十条第一項」第二十四条第一項第四号中 」を「第十三条第一項」に改め、同条を第二十八条とし、第二十三条を「第十二条」を「第十五条」に改め、同条第二項中「前項第二号」を「前

第二十二条第一項中「第十四条第二第三章第三節を同章第四節とする。

は第十八条第一項」を「第二十条第一項又は第二十一条第一項」に改め、 「第十四条第三項第一号」 を 一条第一項」に改め、同条第二項を次のように改「第十七条第三項第一号」に、「第十七条第一項又

2 第二十一条第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項に次の一号を加える。第三章第二節中第二十二条を第二十六条とする。 港湾法第三十八条の二第一項の規定は、選定事業者が第十七条第三項第二号に掲げる事項が定め

第二十一条第三項中「第十条第一 選定事業者が第二十二条第一 項」を「第十三条第一項」項の規定に違反したとき。 に改め、 同条を第二十四条とし、 同条

の次に次の一条を加える。 (環境影響評価法の特例)

水曜日

における当該選定事業者については、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第二章第一節及第二十五条 選定事業者がその認定公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電事業を行う場合 第三章の規定は、適用しない。

2 前項に規定する場合における選定事業者に関する環境影響評価法の規定の適用については、次の の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす

令和 **7** 年 **6** 月 **1 1** 日

第十 条第 項

る事項に検討を加える事項に検討を加えり、第八条第一項第七号に掲げるとともに、第八条第一項の意見に見が述べられたときはこれを勘案す前条第一項、第四項又は第五項の意

思 神洋再生可能エネルギー発電設備の 海洋再生可能エネルギー発電設備の 海洋再生可能エネルギー発電設 地びに当該項目及び手法を選定した 地でに当該項目及び手法を選定した で、第一項の海洋環境等調査 がでに当該項目及び手法を選定した で、という。) を構造して

第二十八条	第三十条第一項 十九条第一項及び 第二十八条、第二	第一号第二十一条第一項		第十五条
第五条から	第七条	同条	第六条第一項の地域	四項又は第五項の意見第八条第一項及び第十条第一項、第
第十一条から	第十六条	第十一条	整備法第十一条第六項の地域	環境保全意見整備法第十一条第四項及び第七項の

第二十条を第二十三条とする。

を

七条第二項」 二条とする。 第十九条第一項中 「第十三条第一項」 を「第二十条第二項」に、「第十条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条を第二十 「第十七条第 に、「第二十 一条第三項」を 項を 「第二十条第一項」に改め、 「第二十四条第三項」に改め、 同条第二項中「第十条第 同条第三項中 第十 項

に改め、同条を第二十一条とし、第十七条を第二十条とし、第十六条を第十九条とする。 項中「第十五条第五項」を 第十八条第二項第一号中 「第十八条第五項」に改め、 「第十五条第一項第一号」を「第十八条第一 同条第四項中「その旨」を「当該変更の内容」 項第一号」に改め、 同条第三

条第五項中「、あらかじめ」を削り、「いう」の下に「。第三十六条第五項において同じ」を加え、 第二項第十五号」を「第十六条第二項第十五号」に改め、同条第四項中「、あらかじめ」を削り、 「、前条第三項第一号に掲げる事項については」を削り、同条を第十八条とする。 第十五条第一項第二号中「第十条第二項」を「第十三条第二項」に改め、 同条第二項中 「第十三条 同

同項中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、 号及び第三十三条第三項第四号において「再生可能エネルギー発電設備の区分等」という。)」を加え、 第十四条第二項第四号中「再生可能エネルギー発電設備の区分等」の下に「(第三十二条第八項第 第十三号の次に次の一号を加える。

ギー発電設備を設置し、及び維持管理する過程で取得するものの管理に関する事項 令で定めるその上空及び海底の区域を含む。)<br />
に関する情報であって、当該海洋再生可能エネル 気象、海象、 海底の地形その他の当該海洋再生可能エネルギー発電設備を設置する海域 (政

整備に関する法律」に、「促進法」を 六条」を「第十九条」に改め、「単に」を削り、同項第十三号中「第十七条第一項」を「第二十条第一 ギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」を 項」に改め、同条第四項及び第五項中「、あらかじめ」を削り、 十五条第六項」を 三条第二項第十号」を「第十六条第二項第十号」に、「第十四条第一項」 一号において」及び「第六項及び同号において」を「以下」に改め、同項第八号及び第九号中「第十 第十三条第二項第一号中「単に」を削り、同項第七号中「次条第二項第九号及び第十五条第一項第 第十四条第三項第二号中「又は第四項」を削り、同条を第十七条とする。 「第十八条第六項」 「整備法」に、「第十三条第一項」 に改め、 同条を第十六条とする。 「海洋再生可能エネルギー発電設備の 同条第八項中「海洋再生可能エネル を「第十六条第一項」に、「第十 を 「第十七条第一項」に、「第

第三章第二節を同章第三節とする。

第八条第一項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。 一節中第十二条を第十五条とし、第九条から第十一条までを三条ずつ繰り下げる

当該区域の海洋並びにその周辺の海岸及びその近傍の土地の環境(以下この号及び第四 て「海洋環境等」という。)の状況からみて、海洋再生可能エネルギー発電事業の実施が当該区 の海洋環境等の保全に支障を及ぼすおそれがないと見込まれること。 「項にお

環境大臣は、

に、「公告から」を「公告の日から」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加 の旨」を「当該指定をしようとする海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の位置及び区域」 通大臣は」の下に「、前項の規定による通知に係る区域について」を加え、「、あらかじめ」を削り、「そ 第四項中「国土交通大臣に」の下に「対し、」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「国土交 発電設備整備促進区域」の下に「の位置及び区域」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項中 後段を削り、同項を同条第九項とし、同条第六項中「その旨及び」を削り、「海洋再生可能エネルギー 第八条第二項中 「、あらかじめ」を削り、同条第七項中「変更する」を「縮小する」に改め、同項 あらかじめ」を削り、「次条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条

9

10

8

- 3 の位置及び区域並びに海洋再生可能エネルギー源を環境大臣に通知するものとする。 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係る区域
- 等に関する調査をいう。以下この項及び同条において同じ。)の項目ごとに、当該海洋環境等調査方情報を収集するため、次条第一項の海洋環境等調査方法書に記載された海洋環境等調査(海洋環境 法書に記載された海洋環境等調査の手法に基づいて、海洋環境等調査を行い、その結果を経済産業 大臣及び国土交通大臣に通知するとともに、公表するものとする。 環境大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る区域の海洋環境等に関する
- 遅滞なく、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、当該指定の解除をした旨又は当該2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の規定による指定の解除又は区域の縮小をしたときは、 区域の縮小をした海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の位置及び区域を公告しなければ

第八条を第十条とし、同条の次に次の一条を加える

(海洋環境等調査方法書の作成等)

第十一条 環境大臣は、海洋環境等調査を行おうとするときは、次に掲げる事項を記載した海洋環境 調査方法書を作成するものとする。

海洋環境等調査に係る区域の位置及び区域並びにその周囲の概況

海洋環境等調査に係る海洋再生可能エネルギー源

- - 海洋環境等調査の項目及び手法並びに当該項目及び手法を選定した理
- その他環境省令で定める事項
- 2 について、当該海洋環境等調査に係る区域の環境の保全の見地からの意見(以下この条において「環』 環境大臣は、海洋環境等調査方法書の案を作成したときは、当該海洋環境等調査の項目及び手法 当該公告の日から一月間(次項及び第四項において「縦覧等期間」という。)、公衆の縦覧に供し、 を作成した旨その他環境省令で定める事項を公告するとともに、当該海洋環境等調査方法書の案を 境保全意見」という。)を求めるため、環境省令で定めるところにより、海洋環境等調査方法書の案 かつ、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ
- 3 書の案の記載事項を周知させるための説明会を開催しなければならない。 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、縦覧等期間満了の日までに、海洋環境等調査方法
- により、環境大臣に対し、意見書を提出することによりしなければならない。 縦覧等期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、環境省令で定めるところ 海洋環境等調査方法書の案についての環境保全意見の表明は、第二項の規定による公告の日 前項の規定による環境保全意見の表明があったときは、これに配意しなければなら から
- 6 この場合において、第四項の規定による環境保全意見の表明があったときは、同項の期間満了後、 する都道府県知事及び市町村長(特別区の区長を含む。)に対し、環境保全意見を求めるものとする。 該海洋再生可能エネルギー発電事業の実施による影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄 環境大臣は、 海洋環境等調査方法書の案を作成したときは、環境省令で定めるところにより、当

当該都道府県知事及び市町村長に対し、その意見書の写しを送付するものとする

7 環境大臣は、 前項前段の規定による環境保全意見の表明があったときは、 これを勘案しなけれ

ば

- 規制の観点からする経済産業大臣の意見を聴くものとする。 環境大臣は、海洋環境等調査方法書の案を作成したときは、 電気工作物の工事、 維持及び運用の
- についての環境大臣の見解をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。 又は第七項の規定による環境保全意見の表明があった場合にあっては、当該環境保全意見及びこれ 環境大臣は、第一項第四号、第二項から第四項まで及び第六項の環境省令を制定し、 環境大臣は、海洋環境等調査方法書を作成したときは、当該海洋環境等調査方法書並びに第四項
- 第三章第一節を同章第二節とし、同節の前に次の一節を加える。 ようとするときは、経済産業大臣及び国土交通大臣に協議するものとする。

(関係地方公共団体の責務)

第七条 関係地方公共団体は、基本理念にのっとり、第四条に規定する国の施策に協力して、 推進するよう努めなければならない。 生可能エネルギー発電設備の整備に係る我が国の領海及び内水の海域の利用の促進に関する施策を

第八条 海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者は、第五条に定めるもののほか、関係地方公共(海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者の責務) 促進に関する施策に協力するよう努めなければならない 体が実施する海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る我が国の領海及び内水の海域の利用

(関係者の協力)

第九条 国、 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る我が国の領海及び内水の海域の利用が促進されるよ 相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。 関係地方公共団体、海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者その他の関係する者は、

:一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行 する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律(以下この ついては、なお従前の例による 定の基準及び海洋環境(当該区域の周辺の海岸及びその近傍の土地の環境を含む。) に関する調査に て適用し、施行日前に旧法第八条第一項の規定により指定された区域(特定区域を含む。)に係る指 の規定による指定がされていないもの(以下この条において「特定区域」という。)を除く。)につい 法」という。)第八条第二項の規定による調査が開始された区域で、この法律の施行の際同条第一項 ネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(以下この条及び次条において「旧 法第十条第一項の規定により指定される区域(施行日前にこの法律による改正前の海洋再生可能エ 十五条の規定は、この法律の施行の日(以下この条及び次条において「施行日」という。)以後に新 において「新法」という。)第二条第五項、第十条(第九項及び第十項を除く。)、第十一条及び第二

(公募占用計画に関する経過措置)

2 第三条 施行日前に旧法第十四条第一項の規定により公募に応じて選定事業者となろうとする者が公 認定に基づく地位の承継については、 の規定によりなお従前の例により選定される選定事業者に係る公募占用計画の認定及び変更並びに 者の選定がされていないときは、当該選定事業者の選定の処分については、なお従前の例による。 募占用計画を提出した場合において、この法律の施行の際、まだその公募占用計画に係る選定事業 この法律の施行の際現に旧法第十五条第三項の規定により選定されている又は施行日以後に前項 なお従前の例による。

第四条 前二条に定めるもののほか、 を含む。)は、政令で定める (政令への委任) この法律の施行に関し必要な経過措置 (罰則に関する経過措置

第五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定について、その 施行の状況等を勘案して検討を加え、 を講ずるものとする。 必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

法律」を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律」に改める。 一条の四第一項中「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する

若しくは第三十八条第一項」 する法律第十条第一項」を る法律第十条第一項」を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第十三条第一項第五十五条の二第一項中「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関 に改める。

第五十六条の三第一項中「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関

する法律」を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律」に改める (水産資源保護法の一部改正)

生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第十三条第一項」に改める。 生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第十条第 法律」を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律」に改め、 (自衛隊法の一部改正) 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)の一部を次のように改正する。 一項」を 「海洋再

法律」を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律」に、「第十条第一項」を「第十三に改め、同条第一項中「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する 第三項」に改める。 進に関する法律第十条第三項」を 条第一項」に改め、同条第二項中 第百十五条の二十五の見出しを「(海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律の特例) (昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。 「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第十三条 「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促

(海洋水産資源開発促進法の一部改正)

水曜日

**第九条** 海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第六十号)の一部を次のように改正する。 第五条第二項中「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律 「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律」 に改める。

経済産業大臣 農林水産大臣 内閣総理大臣 土交通大臣 中野 洋昌

環境大臣 防衛大臣 浅尾慶一 中谷 元 郎

物自動車運送事業法の一部を改正する法律をここに公布する。

令和 **7** 年 **6** 月 **11** 日

名 御

御

令和七年六月十一日

内閣総理大臣 石破 茂

第

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律

第二条第八項第一号中「この項、第十二条、第二十四条の五及び第三十七条」を「第三十七条の一条 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

の運送を委託する者であって、貨物自動車運送事業者以外のものをいう。第二十四条の五において第十二条第一項中「(自らの事業に関して貨物自動車運送事業者との間で運送契約を締結して貨物 同じ。)」を削り、同条第二項を次のように改める。 二まで」に改める。

2 前項の「真荷主」とは、自らの事業に関して貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者(次 て貨物の運送を委託する者であって、貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者以外のもの に掲げる者をいう。以下この項及び第六十四条第一号において同じ。)との間で運送契約を締結し をいう。

送事業者(以下単に「第一種貨物利用運送事業者」という。) 貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第七条第一項に規定する第一種貨物利用運

第二十三条の三の次に次の一条を加える。 貨物利用運送事業法第二十四条第一項に規定する第二種貨物利用運送事業者 貨物利用運送事業法第四十六条第一項に規定する外国人国際第二種貨物利用 運送事業者

(真荷主から引き受けた貨物の運送に係る二以上の段階にわたる委託の制限)

五において単に「真荷主」という。)から引き受けた貨物の運送について他の貨物自動車運送事業第二十三条の四 一般貨物自動車運送事業者は、第十二条第二項に規定する真荷主(第二十四条の 車運送事業者からの二以上の段階にわたる委託を制限するために必要な措置を講ずるよう努めな除く。以下この条において同じ。)を利用するときは、当該貨物の運送について当該他の貨物自動 ければならない。 者の行う運送(自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを

運送を利用する場合に関し」を「からの」に改める。 同項第三号中「他の一般貨物自動車運送事業者が更に」を「貨物の運送について当該」に、「の行う 動車運送事業者は」に改め、「(次条及び第二十四条の三において「健全化措置」という。)」を削り、第二十四条第一項中「一般貨物自動車運送事業者は」を「前条に定めるもののほか、一般貨物自

措置(次項及び次条において「健全化措置」という。)」に改める。 第二十四条の二第一項中「健全化措置」を「第二十三条の四の措置及び前条第一項各号に掲げる

同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項と に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、第二十四条の五第一項中「第六項」を「第五項」に改め、同項第一号中「第五項」を「第四項 同条第六項を同条第五項とする。

第三十六条第二項中「第二十四条の五第四項」第三十五条第六項中「第四項まで及び第六項」 をを 「第二十三条の四、第二十四条の五符」 第三項まで及び第五項」に改める。

改める。 第二十四条の五第三 亙

に

第三十七条を次のように改める。

(第一種貨物利用運送事業者に関する特例)

第三十七条 第十二条、第二十三条の四から第二十四条の五まで(第二十四 第六項及び第七項の規定は第一種貨物利用運送事業者について、第二十四条の三第二項並びに第 四条の四第一項及び第二項並びに第二十四条の五第四項を除く。)並びに第六十条第 それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 一十四条の四第一項及び第二項の規定は第一種貨物利用運送事業者が選任した運送利用管理者に この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 条の三第 一項、第四項、 二項、第二十

一条第二項
貨物の運送
のを除く。) らな行わせることを内容とする契約によるも 貨物の運送(自動車を使用しないで貨物の運

げる字句は、

それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

送事業者に 条の五第四

ついて準用する。

この場合にお

いて、

3

第

一十四条の五第1

一項の規定は同条第

項

読み替えるものとする。

十七条第

項において準用する第一

一項又は同条第一

項若しくは第一

の実運送体制管理簿に係る貨物の運送を引き受けた第

一種貨物利用運送事業者について、

項の規定は当該貨物の運送を第

2									
又は前項(同条第六項及び第三十又は第一種貨物利用運送事業者」第二十四条の五第四項中「他の貨理簿に係る貨物の運送を引き受け理簿に係る貨物の運送を引き受け	項から第三項まで第二十四条の五第一	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	項第二十四条の二第一	第二十四条第三項	だし書第二年の	第二十四条第二項		第二十四条第一項	第二十三条の四
一六条第二項に別項の規定は、四項の規定は、	業者他の貨物自動車運送事	送事業者 特別一般貨物自動車運	物自動車利用運送行う一般貨物自動車利用運送を	送事業者他の一般貨物自動車運	送事業者行う一般貨物自動車運	送事業者他の一般貨物自動車運	業の一般貨物自動車運送事	送事業者他の一般貨物自動車運	業者他の貨物自動車運送事
第二項において準用する場合を含む。)」とあるのは「第三第二項(第三十五条第六項において準用する場合を含む。)動車運送事業者」とあるのは「他の貨物自動車運送事業者物自動車運送事業者について準用する。この場合において、規定は、前項において準用する同条第一項の実運送体制管	用運送事業者用運送事業者又は他の第一種貨物利	特別第一種貨物利用運送事業者	を除く。)を利用してする貨物の運送行う運送(自動車を使用しないで貨物の運送行う運送(自動車を使用しないで貨物の運送運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者の第一種貨物利用運送事業者(一般貨物自動車第一種貨物利用運送事業者(一般貨物自動車	物利用運送事業者の場合の第一種貨物自動車運送事業者又は他の第一種貨	物利用運送事業者物自動車運送事業者又は第一種貨行う一般貨物自動車運送事業者又は第一種貨	物利用運送事業者の場合の第一種貨物自動車運送事業者又は他の第一種貨	の に規定する第一種貨物利用運送事業をいう。) に規定する第一種貨物利用運送事業法第二条第七項運送事業(貨物利用運送事業又は第一種貨物利用	物利用運送事業者の場の第一種貨の船貨物自動車運送事業者又は他の第一種貨	用運送事業者 貨物自動車運送事業者又は他の第一種貨物利

一種貨物利用運送事業者から引き受けた貨物自動車 (第三十五条第六項において準用する場合を含む。) 次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲 一項において準用する前項<sub>-</sub> 第二十 ح 第十一 項第 だ第 第 第 十四四  $\overline{+}$ 書十  $\overline{+}$ 土 一条第一 应 应 应 应 条 条 条 条 条 の四 0 第 第 第 第 項 第 項 項 項 項 た 物自動車利用選送事業者(その行う一般貨物自動車利用 送事業者行う一般貨 貨物の 送事業者他の一般貨 送事業者他の一般貨: 送他 業者から他の貨物自動車運送事 込事業者 他の一般貨物自動 未のよりを 産送事業者)いて他の! 運送 物自 物自 (物自動· 貨物自 動車運送事 運の自用 1動車 送行動運 う車送 貨運を 動車 1動車運 車運 動車 運 運 の規定する第二種作品を表する第二種作品を表する第二種作品を表する第二種作品を表する第二種作品を表する。 を除く。)を利用してを除く。)を利用してを行わせることを内でいることを内でいる。とのは、自動車を う。以下第二十四条の五までにおいて同じ。)に規定する第二種貨物利用運送事業者をい貨物利用運送事業者(第三十七条の二第二項ついて貨物自動車運送事業者又は他の第二種 用貨 のを除く。) のを除く。) 物利用運送事業者行う一般貨物自動 物利用運送事業者一般貨物自動車運 利用運送事業者 般貨物自動車運 利用運送事業者般貨物自動車運 (運送事業者から(物自動車運送事 種貨物利用運送事業法第二条箆利用運送事業又は第二種貨物 送事業者又は他の 送事業者又は他の第 業者又は他の第一 送事業者又は他の第 運送事業者又は第 の運送 野瀬によるもの 運送 物によるもの 単級貨物自動性 一種貨物利 第 い第列の 一種貨 一種貨 一種貨 種 の送の車

項第

应

[条の]

五第

業者他の貨物自

1動車運

送事

運物

送事業者

送事業者又は他の

第

種貨物利

項二十四条の五第四	業者他の貨物自動車運送事	第一種貨物利用運送事業者
	む。) 第三十六条第二項にお 第三十六条第二項にお 前項(同条第六項及び	第三十七条第三項において準用する前項
業者」という。)」を加え第三十七条の二第二項	、同条第三項前段中「第中「受けた者」の下に「(	業者」という。)」を加え、同条第三項前段中「第十三条」を「第十二条、第二十三条の四から第二第三十七条の二第二項中「受けた者」の下に「(次項及び第五項において「第二種貨物利用運送事
六十条第一項、第四項、十四条の五まで(第二十	第六項及び第七項の規定四条の三第二項並びに第	六十条第一項、第四項、第六項及び第七項の規定は第二種貨物利用運送事業者について、第十三条」十四条の五まで(第二十四条の三第二項並びに第二十四条の四第一項及び第二項を除く。)並びに第
に、「、第三十三条」を「	並びに第三十三条」に改	に、「、第三十三条」を「並びに第三十三条」に改め、「並びに第六十条第一項、第四項、第六項及び
第七項」を削り、「運行管	理者について」の下に「	第七項」を削り、「運行管理者について」の下に「、第二十四条の三第二項並びに第二十四条の四第
同項後段を次のように改める。一項及び第二項の規定は第二年	める。第二種貨物利用運送事業	.項後段を次のように改める。 項及び第二項の規定は第二種貨物利用運送事業者が選任した運送利用管理者について」を加え、
この場合において、	次の表の上欄に掲げる規	この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の
下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	み替えるものとする。	

_			
	できる 当該事業のための使用の停止を命ずることが	ができる の停止若しくは一部の停 全部若しくは一部の停 全部若しくは一部の停 会 がの許可を取り消すこと	第三十三条
	他の第二種貨物利用運送事業者	業者他の貨物自動車運送事	項ニ十四条の五第四
	用運送事業者関連送事業者又は他の第二種貨物利	業者 他の貨物自動車運送事	項及び第三項第二十四条の五第二
	送事業者と事業者又は第二種貨物利用運貨物自動車運送事業者又は第二種貨物利用運	貨物自動車運送事業者	まで現第一号から第三号第二十四条の五第一
	用運送事業者 貨物自動車運送事業者又は他の第二種貨物利	業者他の貨物自動車運送事	項第二十四条の五第一
	特別第二種貨物利用運送事業者	送事業者送事業者	ら 第二十四条の二第二十四条の二第二年の一項をで第三項をで第二項を第二項を第二項を第二項を第二項を第二項を第二項を第二項を第二項を第二年を第二十四条の二第一

第三十七条の二に次の二項を加える。

4 第二十四条の五第三項及び第四項の規定は、前項において準用する前項」と読み替えるものとすて準用する第二項又は同条第三項若しくは第四項において準用する前項」と読み替えるものとすび第三十六条第二項(第三十五条第六項において準用する場合を含む。)又は前項(同条第六項及いう。)」と、「第二項(第三十五条第六項において準用する場合を含む。)又は前項(同条第六項及いう。」と、「第二項(第三十五条第六項において準用する場合を含む。)又は前項(同条第六項及い第二十四条の五第四項中「他の貨物自動車運送事業者」とあるのは「他の貨物自動車運送事業者第二十四条の五第四項中「他の貨物自動車運送事業者」とあるのは「他の貨物自動車運送事業者第二十四条の五第三項及び第四項の規定は、前項において準用する同条第一項の実運送体制管

「おっちの、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。」という。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲述送事業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲四条の五第四項の規定は当該貨物の運送を第二種貨物利用運送事業者から引き受けた貨物自動車の実運送体制管理簿に係る貨物の運送を引き受けた第二種貨物利用運送事業者について、第二十5 第二十四条の五第三項の規定は同条第一項(第三十五条第六項において準用する場合を含む。)

	項第二十	項第 二 十
	四条の五第四	四条の五第三
ひ。 第三十六条第二項にお 第三十六条第六項及び 前項(同条第六項及び	業者 他の貨物自動車運送事	業者他の貨物自動車運送事
第三十七条の二第五項において準用する前項	第二種貨物利用運送事業者	において同じ。) する第二種貨物利用運送事業者をいう。次項用運送事業者(第三十七条の二第二項に規定用運送事業者(第三十七条の二第二種貨物利貨物自動車運送事業者又は他の第二種貨物利

送事業者をいう。)」を削る。 送事業者をいう。)」を削る。 第六十四条第一号中「(第一種貨物利用運送事業者、貨物利用運送事業法第二十四条第一頃に規定第六十四条第一号中「(第一種貨物利用運送事業者、貨物利用運送事業法第二十四条第一項」に改める。第三十九条の二第五項第一号中「第二十四条第一項」を「第二十四条の二第一項」に改める。

第六十五条の次に次の一条を加える。

|無許可等で貨物自動車運送事業を経営する者への貨物の運送の委託の禁止|

運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。)を委託してはならない。第六十五条の二 何人も、次のいずれかに該当する者に貨物の運送(自動車を使用しないで貨物

- 第三条の規定に違反して一般貨物自動車運送事業を経営する者
- 第三十五条第一項の規定に違反して特定貨物自動車運送事業を経営する者
- 第三十六条第一項前段の規定に違反して貨物軽自動車運送事業を経営する者

十四 第六十五条の二の規定に違反して貨物の運送を委託したとき。|第三項|を「第三十七条第一項及び第三十七条の二第三項」に改め、同条に次の一号を加える。|七条第一項及び第三十七条の二第三項に」に改め、同条第十二号及び第十三号中「第三十七条の第七十五条第六号から第八号までの規定中「第三十五条第六項に」を「第三十五条第六項、第三

附則第一条の二の次に次の一条を加える。

し、当該荷主等に関する情報を提供することができる。 
の条において「荷主等」という。)がしている疑いがあると認めるときは、関係行政機関の長に対所経営等原因行為」という。)がしている疑いがあると認めるときは、関係行政機関の長に対いて「無許可経営等」という。)の原因となるおそれのある行為(以下この条において「無定する特定第二種貨物利用運送事業者を含む。)以外の者による貨物自動車運送事業の経営(第六定する特定第二種貨物利用運送事業者を含む。)以外の者による貨物自動車運送事業の経営(第六第一条の二の二 国土交通大臣は、当分の間、貨物自動車運送事業者(第三十七条の二第三項に規(無許可経営等原因行為への対処)

ときは、当該荷主等に対し、無許可経営等原因行為をしないよう要請することができる。 国土交通大臣は、当分の間、荷主等が無許可経営等原因行為をしているおそれがあると認める

ることができる。 当な理由があると認めるときは、当該荷主等に対し、無許可経営等原因行為をしないよう勧告す当な理由があると認めるときは、当該荷主等が無許可経営等原因行為をしていることを疑うに足りる相る 国土交通大臣は、当分の間、荷主等が無許可経営等原因行為をしていることを疑うに足りる相

国土交通大臣は、前項の規定による勧告をしたときは、その旨を公表するものとする

及び第三項の規定の実施について、国土交通大臣に協力するものとする。関係行政機関の長は、荷主等による無許可経営等原因行為の効果的な防止を図るため、第

項

5

とする。 地方実施機関は、当分の間、無許可経営等をする者に対する荷主等の行為が無許可経営等原因とする。 地方実施機関は、当分の間、無許可経営等をする者に対する荷主等の行為が無許可経営等原因とする。

二条 貨物自動車運送事業法の一部を次のように改正する。

第

を

「第三十五条第八項」に改める。

第六条第三号の次に次の一号を加える。第五条第四号から第六号までの規定中「第三十五条第六項」

その他法令の規定を遵守してその事業を遂行することが見込まれること。三の二 第十五条第一項の基準及び第二十五条第一項の基準を遵守してその事業を遂行すること第六条第三号の次に次の一号を加える。

第六条の次に次の一条を加える。

(許可の更新)

れば、その期間の経過によって、その効力を失う。 第二条の許可は、国土交通省令で定めるところにより五年ごとにその更新を受けなけ

有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。という。)の満了の日までに当該申請に対する処分がなされないときは、従前の第三条の許可は、。 前項の許可の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この条において「有効期間」

間の満了の日の翌日から起算するものとする。 前項の場合において、第一項の許可の更新がなされたときは、その有効期間は、従前の有効期

3

報

- 第一項の許可の更新に関する事務の一部を行わせることができる。 第一項の許可の更新に関する事務の一部を行わせることができる。 三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)に、国土交通省令で定めるところにより、 国土交通大臣は、別に法律で定める独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百
- 第九条の次に次の二条を加える。5.前三条の規定は、第一項の許可の更新について準用する。5.前三条の規定は、第一項の許可の更新について準用する。

・ (運賃及び料金に係る適正原価)

第九条の二 国土交通大臣は、貨物自動車運送事業に係る運賃及び料金について、燃料費、全産業第九条の二 国土交通大臣は、貨物自動車運送事業の適正な運営を図るための労働者一人当たりの賃金の額の平均額を踏まえた人件費、減価償却費、輸送の安全確保のためめるものを的確に反映した積算を行うことにより、貨物自動車運送事業に必要不可欠な投資の原資、公租公課に必要な経費、委託手数料、事業を継続して遂行するために必要不可欠な投資の原資、公租公課に必要な経費、委託手数料、事業を継続して遂行するために必要不可欠な投資の原資、公租公課のの原価を定めることができる。

告示しなければならない。 国土交通大臣は、前項の原価(以下「適正原価」という。)を定めたときは、遅滞なく、これを

(適正原価を下回る運賃及び料金の制限)

自らが引き受ける貨物の運送について他の貨物自動車運送事業者の行う運送(自動車を使用しな2 一般貨物自動車運送事業者は、前条第二項の規定による適正原価の告示があった場合において、らないようにしなければならない。 (おいては、自らが引き受ける貨物の運送に係る運賃及び料金が当該適正原価を下回ることとなり、 のののでは、 ののでは、 のので

い。 
日本のでは、 
日本のでは、

条第八項」に改め、同条の次に次の一条を加える。第二十四条の五第四項中「第三十五条第六項」を「第三十五条第八項」に、「同条第六項」を「同

(労働者の適切な処遇の確保)

官

及び委託、労働者の適切な処遇の確保」を加える。 第二十五条第一項第二号中「の納付」の下に「、適正原価を下回らない額での貨物の運送の受託

第三十五条第三項に次の一号を加える。

四、第八項において準用する第十五条第一項の基準を遵守してその事業を遂行する四、第八項において準用する第十五条第一項の基準及び第八項において準用する第二十五条第一四

の期間の経過によって、その効力を失う。
5 第一項の許可は、国土交通省令で定めるところにより五年ごとにその更新を受けなければ、そ

第三十六条第二項中「第十二条」を「第九条の三、第十二条」に改め、「第二十四条の五第三項」いて準用する。 6 第六条の二第二項から第四項まで及び第二項から第四項までの規定は、前項の許可の更新につ

の下に「、第二十四条の六」を加える。第三十六条第二項中一第十二条」を一第九条の三、第十二条」に改め一第二十四条の

第三十六条の二第一項第三号中「第三十五条第六項」を「第三十五条第八項」に改める。

第十二条第二項の項の前に次のように加える。 第二十七条第一項の表以外の部分中「第十二条」を「第九条の三、第十二条」に改め、同項の:

の三第二項
業者他の貨物自動車運送事
する第一種貨物利用運送事業者をいう。)用運送事業者(第十二条第二項第一号に規定貨物自動車運送事業者又は他の第一種貨物利

第九条

同項の表第二十四条の五第四項の項中「同条第六項」を「同条第八項」に改める。八項」に改め、同条第三項の表以外の部分中「第三十五条第六項」を「第三十五条第八項」に改め、第三十七条第二項中「第三十五条第六項」を「第三十五条第八項」に、「同条第六項」を「同条第

	第九条の三第二項
	業者他の貨物自動車運送事
*業者をいう。	用運送事業者(第三十七条の二第二項に規定貨物自動車運送事業者又は他の第二種貨物利

三十七条の二第三項の表第二十三条の四の項を次のように改める。

第二十三条の四	
業者他の貨物自動車運送事	
用運送事業者開運送事業者又は他の第二種貨物利	

第六十条の二及び第六十五条第一項中「第三十五条第六項」を「第三十五条第八項」に改める。改め、同項の表第二十四条の五第四項の項中「同条第六項」を「同条第八項」に改め、同条第五項の表以外の部分中「第三十五条第六項」を「第三十五条第八項」に、「同条第六項」を「同条第二項」を「第三十七条の二第四項中「第三十五条第六項」を「第三十五条第八項」に、「同条第六項」を「同

第六十八条中「緊急調整区間の指定」の下に「、第九条の二第一項の規定による適正原価の設定」

項」を「第三十五条第八項」に改める。第五号から第八号まで及び第十号並びに第八十一条第一号、第四号及び第五号中「第三十五条第六第七十条第四号及び第五号、第七十一条第一号、第七十四条、第七十五条第一号から第三号まで、

第一条の三を削る。

を加える。

附則

(施行期日)

する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

一 附則第五条及び第七条の規定 公布の日

において政令で定める日 第一条の規定が引きない 第一条の規定がで定める日

(実運送体制管理簿の作成等に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の貨物自動車運送事業法第三十七条第一項において準用する同法第二条 第一条の規定による改正後の貨物自動車運送事業者」という。)又は他の第一種貨物利用運送事業者(次項において単以後に貨物自動車運送事業法第三十九条第一号に規定する貨物自動車運送事業者(次項において単に「貨物自動車運送事業者」という。)が前条第二号に掲げる規定の施行の日(次項及び附則第六条において「第二号施行日」という。)う。)が前条第二号に掲げる規定の施行の日(次項及び附則第六条において「第二号施行日」という。)方。)が前条第二程で関係では、貨物利用運送事業法(以下この項において単に「第一種貨物利用運送事業者」という。)が前条第二程で関係では、貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第七条第一項に第二十四条の五第一項において準用する同法第二条

2 車運送事業者又は他の第二種貨物利用運送事業者の行う運送(自動車を使用しないで貨物の運送を(以下この項において単に「第二種貨物利用運送事業者」という。)が第二号施行日以後に貨物自動第二十四条の五第一項の規定は、同法第三十七条の二第二項に規定する第二種貨物利用運送事業者 行わせることを内容とする契約によるものを除く。)を利用した場合について適用する。 (許可の申請に関する経過措置) 第一条の規定による改正後の貨物自動車運送事業法第三十七条の二第三項において準用する同法

許可の申請であって、この法律の施行の際当該申請に対する処分がなされていないものに対する処前の貨物自動車運送事業法(次条第一項において「旧法」という。)第三条又は第三十五条第一項の第三条 この法律の施行の日 (次条において「施行日」という。)前にされた第二条の規定による改正 分については、なお従前の例による。

(一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可の更新に関する経過措置)

に第二条の規定による改正後の貨物自動車運送事業法(以下この条において「新法」という。)第三第四条 この法律の施行の際現に旧法第三条又は第三十五条第一項の許可を受けている者は、施行日 条又は第三十五条第一項の許可を受けたものとみなす。この場合において、旧法第三条又は第三十 許可に付されたものとみなす。 五条第一項の許可に条件が付されているときは、当該条件は、新法第三条又は第三十五条第一項の

物自動車運送事業法の一部を改正する法律(令和七年法律第六十号)附則第四条第一項の規定によ可に係る施行日後の最初の更新については、新法第六条の二第一項中「五年ごと」とあるのは「貨」前項の規定により新法第三条又は第三十五条第一項の許可を受けたものとみなされる者の当該許 「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律附則第四条第一項の規定により第一項の許可を受けの間において国土交通省令で定める日まで」と、新法第三十五条第五項中「五年ごと」とあるのは り第三条の許可を受けたとみなされた日から起算して二年を経過した日から七年を経過する日まで たとみなされた日から起算して二年を経過した日から七年を経過する日までの間において国土交通 省令で定める日まで」とする。

(運輸審議会への諮問に関する経過措置)

官

第五条 国土交通大臣は、この法律の施行前においても、第二条の規定による改正後の貨物自動車運 送事業法第九条の二第一項の原価の設定のために、運輸審議会に諮ることができる。 (調整規定)

第六条 第二号施行日が流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法 中「から第四項まで」とあるのは「及び第三項」とする。
中「から第四項まで」とあるのは「及び第三項並びに第二十四条の四第二項から第四項までの項四第一項及び第二項」とあるのは「及び第二十四条の四第一項」と、同項の表第二十四条の二第一 四条の三第一項及び第三項並びに第二十四条の四第二項から第四項までの項中「から第四項まで」とあるのは「及び第二十四条の四第一項」と、同項の表第二十四条の二第一項及び第三項、第二十外の部分中「及び第二項並びに」とあるのは「及び」と、「並びに第二十四条の四第一項及び第二項」 三十七条第一項及び第三十七条の二第三項の規定の適用については、同法第三十七条第一項の表以ある場合には、同日の前日までの間における第一条の規定による改正後の貨物自動車運送事業法第 の一部を改正する法律(令和六年法律第二十三号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前で とあるのは「及び第三項」と、同法第三十七条の二第三項の表以外の部分中「並びに第二十四条の

水曜日

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、 (登録免許税法の一部改正) (政令への委任) 政令で定める。

令和 **7** 年 **6** 月 **1 1** 日

第八条 (貨物利用運送事業法の一部改正) 加え、同号田中「の許可」の下に「(更新の許可を除く。)」を加える。 別表第一第百二十五号四中「の一般貨物自動車運送事業の許可」の下に「(更新の許可を除く。)」 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第九条 貨物利用運送事業法の一部を次のように改正する。 第三十三条第三号中「第三十五条第六項」を 「第三十五条第八項」に改める。

(地域再生法の一部改正

第十条 第十七条の五十五第三項第五号中「第三号」を「第三号の二」に改める。 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条 都市の低炭素化の促進に関する法律 (平成二十四年法律第八十四号) (都市の低炭素化の促進に関する法律の一部改正) の一部を次のように

改正する。 第三十三条第三項第五号中 「第三号」を 「第三号の二」に改める

内閣総理大臣 石破

財務大臣 加藤 勝信 茂

国土交通大臣 中野

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律をここに公布する.

名 璽

御

令和七年六月十一

日

内閣総理大臣

石破

茂

法律第六十一号

(目的)

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

に関し、基本となる事項を定めること等により、これを総合的かつ集中的に行うことを目的とする。 条第一項に規定する貨物自動車運送事業をいう。以下同じ。)の適正化のための体制の整備等の推進 一条 この法律は、貨物自動車運送事業(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号) (基本理念)

第二条 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進は、物資の流通が国民生活及び経 寄与することを旨として行われるものとする。 の適正化を図り、もって我が国における持続可能な物資の流通の確保及び国民経済の健全な発展に の向上及び事業の用に供する自動車の運転者の経済的社会的地位の向上その他貨物自動車運送事業 した適正な輸送力を確保することの重要性に鑑み、貨物自動車運送に係る安全性の向上、輸送効率 済活動の基盤であり、その中核的な役割を果たす貨物自動車運送が将来にわたって輸送需要に対応

(国の責務)

(基本方針)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推 進に関する施策を総合的に策定し、 及び実施する責務を有する。

第四条 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等は、 されるものとする。 次に掲げる基本方針に基づき、 推進

号において同じ。)に行わせるとともに、当該業務がその独立行政法人により適切かつ効率的に実 施されることとなるよう、必要な体制の整備を行うこと。 法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この号及び次 次に掲げる貨物自動車運送事業の適正化に関する業務を一の独立行政法人(独立行政法人通則

条第二項及び第三項に規定する一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業をいう。) の許可の更新に関する事務の一部であって、 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業(それぞれ貨物自動車運送事業法第二 独立行政法人に行わせることが適当なもの

2

官

- П 流通の確保に資する取組への支援に関する業務 たる貨物自動車運送に係る輸送需要に対応した適正な輸送力の確保その他の持続可能な物資の の経済的社会的地位の向上その他貨物自動車運送事業の適正化並びにこれらを通じた将来にわ 貨物自動車運送に係る安全性の向上、輸送効率の向上及び事業の用に供する自動車の運転者
- 1 前号イ及び口に掲げる業務の費用に係る財源の確保について、次に掲げるところによること。 独立行政法人に前号イに掲げる業務を行わせるために必要な費用は、国庫が負担することと その財源は、 同号イの許可の更新に係る手数料による収入その他の収入を活用して、確保
- 確保を広く社会で支える観点から幅広く検討を行うこと。 う、その財源について、貨物自動車運送事業の適正化とこれを通じた持続可能な物資の流通の 独立行政法人に前号口に掲げる業務を行わせるために必要な費用を確保することができるよ

(号外第 128 号)

第一号イ及び口に掲げる業務の適切な実施に資するよう、これらの業務の実施に係る収入及び

法制上の措置等) 支出の関係の明確化を図ること。

第五条 政府は、前条各号に掲げる基本方針に基づく貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整 備等の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置について、こ (物流政策推進会議) 法律の施行後三年以内を目途として講じなければならない。 る。

進に関する施策その他の物資の流通に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、物流政策第六条 政府は、前条の措置をはじめとする貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推 推進会議を設けるものとする。

3 の関係する国務大臣及び公正取引委員会委員長をもって構成する。 国土交通省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、公正取引委員会その他の関係行政機関は、 前項の物流政策推進会議は、国土交通大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣その他

その職員、物資の流通の実務に関して十分な知識と経験を有する者その他の関係者によって構成す る物流政策推進関係者会議を設け、第一項の物資の流通に関する施策に係る連絡調整を行うものと

この法律は、 公布の日から施行する

国土交通大臣 内閣総理大臣 中野 石破 洋 茂 昌

公益通報者保護法の一部を改正する法律をここに公布する。

名 御 璽

御

令和七年六月十一日

内閣総理大臣

石破

茂

法律第六十二号

公益通報者保護法の一部を改正する法律

第目 公益通報者保護法(平成十六年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。 次中「公益通報者の解雇の無効及び」を削り、「・第二十二条」を「―第二十四条」に改める。

「公益通報者の解雇の無効及び」を削る。

働者等」という。) 若しくは労働者等であった者又は特定受託業務従事者若しくは特定受託業務従事者 一号中「第四条に」を「第四条第一項第一号に」に、「第四条及び第五条第二項」を「第四条第一項」 又は派遣労働者若しくは派遣労働者」を「派遣労働者(以下この号及び第十一条第二項において「労 に、「次条第三号及び第六条第三号」を「次条第一項第三号及び第六条第一項第三号」に改め、同項第 に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。 に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「前二号」を「前三号」に、「労働者であった者 第二条第一項中「次条第二号及び第六条第二号」を「次条第一項第二号及び第六条第一項第二号」

三 特定受託業務従事者(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和五年法律第二 務委託をいう。以下この号及び第五条において同じ。)をし、又は当該通報の日前一年以内に業務 者であった者
当該特定受託業務従事者に係る特定受託事業者(同条第一項に規定する特定受託 委託をしていた事業者 事業者をいう。以下同じ。)又は特定受託事業者であった者に業務委託(同条第三項に規定する業 十五号)第二条第二項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下同じ。)又は特定受託業務従事

|条第三項第二号中「別表」を「この法律及び別表」に、「同表」を「この法律及び同表」に改め

第二章の章名中「公益通報者の解雇の無効及び」を削る。

のように改める。 第三条の見出しを「(労働者に対する不利益取扱いの禁止等)」に改め、 同条各号列記以外の部分を次

げる場合においてそれぞれ当該各号に定める公益通報をしたことを理由として、 対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。 前条第一項第一号に定める事業者は、その使用し、又は使用していた公益通報者が次の各号に掲 当該公益通報者に

第三条第三号へ中 「第六条第二号ロ」を「第六条第一項第二号ロ」に改め、同条に次の二項を加え

- 2 規定に基づき事業者が就業規則に定めた制裁又は事業者と労働者との間の労働契約に定めた制裁を という。)は、無効とする。 いう。)としてされたものに限る。 次項及び第二十一条第一項において「解雇等特定不利益取扱い」 雇以外の不利益な取扱いにあっては、懲戒(労働基準法第八十九条(第九号に係る部分に限る。)の 前項の規定に違反して前条第一項第一号に定める事業者が行った解雇その他不利益な取扱い(解
- をしたことを理由としてされたものと推定する。 内にされたときは、前項の規定の適用については、 雇等特定不利益取扱いをした場合にあっては、当該事業者が当該公益通報を知った日)から一年以 項第一号に定める事業者が第一項第二号又は第三号に定める公益通報がされたことを知って当該解 公益通報者に対する解雇等特定不利益取扱いが第一項各号に定める公益通報をした日 当該解雇等特定不利益取扱いは、当該公益通報 (前条第一

第四条及び第五条を次のように改める。

(派遣労働者に対する不利益取扱いの禁止等)

第四条 第二条第一項第二号に定める事業者(当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受け が前条第一項各号に定める公益通報をしたことを理由として、次に掲げる行為をしてはならない。 るものに限る。次項において同じ。)は、その指揮命令の下に労働する派遣労働者である公益通報者 当該公益通報者に係る労働者派遣契約(労働者派遣法第二十六条第一項に規定する労働者派遣

二 前号に掲げるもののほか、当該公益通報者に対して、当該公益通報者に係る労働者派遣をする 事業者に派遣労働者の交代を求めることその他不利益な取扱いをすること。

契約をいう。次項において同じ。)を解除すること

2 労働者派遣契約の解除は、 前項(第一号に係る部分に限る。)の規定に違反して第二条第一項第二号に定める事業者が行った 無効とする。

水曜日

第五条 第二条第一項第三号に定める事業者は、その業務委託をし、又は業務委託をしていた特定受 第六条の見出しを「(役員に対する不利益取扱いの禁止等)」に改め、同条各号列記以外の部分を次の 取引の停止、報酬の減額その他不利益な取扱いをしてはならない。 ことを理由として、当該特定受託事業者に対して、業務委託に係る契約の解除、取引の数量の削減、 託事業者に係る特定受託業務従事者である公益通報者が第三条第一項各号に定める公益通報をした (特定受託事業者に対する不利益取扱いの禁止)

報酬の減額その他不利益な取扱い (解任を除く。)をしてはならない。 合においてそれぞれ当該各号に定める公益通報をしたことを理由として、当該公益通報者に対して、 いて同じ。)は、その職務を行わせ、又は行わせていた役員である公益通報者が次の各号に掲げる場 第二条第一項第五号に定める事業者(同号イに掲げる事業者に限る。次項及び第八条第四項にお

六条に次の一項を加える!

請求することができる。 号に定める事業者から解任された場合には、 役員である公益通報者は、 uれた場合には、当該事業者に対し、解任によって生じた損害の賠償を前項各号に定める公益通報をしたことを理由として第二条第一項第五 5

第八条第二項中「第十六条」を「第十四条から第十六条まで」に改め、同条第三項を次のように改第七条中「第三条各号及び前条各号」を「第三条第一項各号及び前条第一項各号」に改める。

第八条第四項中「第六条」を「第六条第二項」に、「第二条第一項第四号」を「第二条第一項第五号 法第十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用を妨げるものではない。 第五条の規定は、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第五条及び第六条第三項 同

二百六十一号)の定めるところによる」を「については、第三条第二項及び第三項の規定は適用せず、置法において準用する場合を含む。)、国会職員法、自衛隊法及び地方公務員法(昭和二十五年法律第 同条第一項及び第二十一条第一項の規定の適用については、第三条第一項中「解雇」とあるのは「懲 ら第五条までの規定にかかわらず、国家公務員法 懲戒処分」とする」に改め、同条後段を削る。 戒免職、分限免職」と、第二十一条第一項中「解雇等特定不利益取扱い」とあるのは「分限免職又は 第九条中「第三条各号に定める公益通報をしたことを理由とする」を削り、「(以下この条において 「一般職の国家公務員等」という。)に対する免職その他不利益な取扱いの禁止については、第三条か (昭和二十二年法律第百二十号。裁判所職員臨時措 3 2 4

加え、同条の次に次の二条を加える。 第十一条第一項中「第三条第一号及び第六条第一号」を「第三条第一項第一号及び第六条第一項第 第十条中「第三条各号及び第六条各号」を「第三条第一項各号及び第六条第一項各号」に改める。 一に、「次条」を「第十二条」に改め、同条第二項中「第三条第一号及び第六条第一号」を「第三 一項第一号及び第六条第一項第一号」に改め、「整備」の下に「、労働者等に対するその周知」を

令和 **7** 年 **6** 月 **1 1** 日

く、公益通報をしない旨の合意をすることを求めること、公益通報をした場合に不利益な取扱いを第十一条の二 第二条第一項各号に定める事業者は、当該各号に掲げる者に対して、正当な理由がな することを告げることその他の行為によって、 公益通報を妨げてはならない。 2

前項の規定に違反してされた合意その他の法律行為は、無効とする。

(通報者探索の禁止)

第十一条の三 かにすることを要求することその他の公益通報者を特定することを目的とする行為をしてはならな 第二条第一項各号に定める事業者は、正当な理由がなく、公益通報者である旨を明ら 2

第十三条第一項及び第二項中 一項第二号」に改める。 「第三条第二号及び第六条第二号」 を 「第三条第一項第二号及び第六

> 第十五条の見出しを「(助言及び指導)」に改め、同条中「報告を求め、 「助言又は指導」に改め、 同条の次に次の一条を加える。 又は助言、指導若しくは勧告」

を除く。)の規定に違反していると認めるときは、第十五条の二 内閣総理大臣は、第十一条第一項 な措置をとるべきことを勧告することができる。 事業者に対して、 (同条第三項の規定により読み替えて適用する場合 その違反を是正するために必要

をとらなかったときは、当該勧告を受けた者に対し、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずる 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置

内閣総理大臣は、 前項の規定による命令をした場合には、その旨を公表することができる

ると認めるときは、 び第二項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の施行に関し必要があ 内閣総理大臣は、第十一条第一項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合に限る。) 及 事業者に対して、勧告をすることができる。

者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、その旨を公表することがで 規定に違反している事業者に対し、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた 内閣総理大臣は、第十一条第二項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の

第十六条を次のように改める。

(報告及び検査)

く。)の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告をさせ、又はその職員に、事業者の第十六条 内閣総理大臣は、第十一条第一項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を除 事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

おいて、事業者に対し、報告を求めることができる。 び第二項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の施行に必要な限度に 内閣総理大臣は、第十一条第一項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合に限る。)及

ければならない。 第一項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、 関係者に提示しな

に改める。 第二十条中「及び第十六条」を「から第十六条まで」に、「に適用しない」を「には、 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

一条を加える。 第二十二条中「第十五条」を「第十六条第二項」に改め、同条を第二十四条とし、 同条の前に次の

第二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人 対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本項の罰金刑を科する。 の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、

第二十一条第一項 三千万円以下の罰金刑

第二十一条第二項 同項の罰金刑

前項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、国及び地方公共団体には、 適用しな

第二十一条を第二十二条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

第二十一条 した者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する 第三条第一項の規定に違反して解雇等特定不利益取扱いをしたときは、 当該違反行為を

次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、 三十万円以下の罰金に処す

第十五条の二第二項の規定による命令に違反したとき、

査を拒み、妨げ、 第十六条第一項の規定による報告をせず、 若しくは忌避したとき。 若しくは虚偽の報告をし、 又は同項の規定による検

(施行期日) 則

第一条 この法律は、 行する。ただし、 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日 附則第八条の規定は、 公布の日から施行する。

第二条 この法律による改正後の公益通報者保護法 通報者保護法(附則第六条において「旧法」という。)第二条第一項に規定する公益通報にも適用す この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされたこの法律による改正前の公益 以下 「新法」という。)の規定(罰則を除く。)は

(労働者に対する不利益取扱いに関する経過措

いについて適用し、この法律の施行前にされた解雇その他不利益な取扱いについては、 新法第三条第一項及び第二項の規定は、 この法律の施行後にされた解雇その他不利益な取扱 なお従前の

2 条第二項に規定する懲戒をいう。)としてされたものについて適用する 新法第三条第三項の規定は、 解雇以外の不利益な取扱いについては、この法律の施行後に懲戒(同

3 とあるのは、「公益通報者保護法の一部を改正する法律(令和七年法律第六十二号)による改正前の この法律の施行前にされた解雇に係る新法第三条第三項の規定の適用については、同項中「前項|

(派遣労働者に対する不利益取扱いに関する経過措置)

掲げる行為について適用し、 なお従前の例による。 新法第四条第一項 (第一号に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後にされた同号に この法律の施行前にされた同号に掲げる行為に相当する行為について

(通報妨害に係る法律行為の無効に関する経過措置)

官

第五条 新法第十一条の二第二項の規定は、この法律の施行後にされた公益通報をしない旨の合意そ の他の法律行為について適用し、この法律の施行前にされた当該法律行為については、適用しない (報告及び勧告に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前に旧法第十五条の規定により報告を求められ、 現に報告がされていないものについては、なお従前の例による。 かつ、 この法律の施行の

2 合における公表については、 この法律の施行前に旧法第十五条の規定による勧告を受けた事業者が当該勧告に従わなかった場 なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる 場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、 (政令への委任) なお従前の例による。

に関する経過措置を含む。)は、 附則第二条から前条までに定めるもののほか、 政令で定める。 この法律の施行に関し必要な経過措置 (罰則

23

第九条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行の状況を勘案し、新法の規定につ て検討を加え、 必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 内閣総理大臣 石破 茂

> 改正する法律をここに公布する。 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を

名

御

Iから

令和七年六月十一 日

内閣総理大臣

石破

茂

法律第六十三号

部を改正する法律部を改正する法律のに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の

(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の一部改

和四十一年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。第一条労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 (昭

第 八七 章章 目次中 治療と就業の両立支援(第二十七条の三)中途採用に関する情報の公表を促進するための措置等(第二十七条の二) 第七章 中途採用に関する情報の公表を促進するための措置等(第二十七条の二)」を に、「第八章」

第四条に次の一項を加える。 「第九章」に、「第九章」を「第十章」に、「第十章」を「第十一章」に、「第十一章」を「第十二章 I

を

環境の形成に関する規範意識の醸成がなされるよう、必要な啓発活動を積極的に行わなければな者の就業環境を害する言動を行つてはならないことに鑑み、当該言動が行われることのない就業\*国は、第一項第十五号に規定する施策の充実に取り組むに際しては、何人も職場における労働

らない。 第三十八条第一項中「及び第二項」を「、 第二項及び第四項」に、「第九章」を「第十章」に改め

加える。 第三十八条の二中「第九章」を 「第十章」に改め、「地方公務員について」 の下に「、 第八章」を

加える。 第十一章を第十二章とし、 第八章から第十章までを一章ずつ繰り下げ、 第七章の次に次の一章を

治療と就業の両立支援

よつて疾病又は負傷の症状が増悪すること等を防止し、その治療と就業との両立を支援するため、第二十七条の三 事業主は、疾病、負傷その他の理由により治療を受ける労働者について、就業に ずるよう努めなければならない。 当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講

する。 針(以下この条において「治療と就業の両立支援指針」という。)を定め、これを公表するものと針(以下この条において「治療と就業の両立支援指針」という。)を定め、これを公表するものとり、厚生労働大臣は、前項に規定する措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指

3 第一項に規定する指針と調和が保たれたものでなければならない。 治療と就業の両立支援指針は、 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第七十条の二

厚生労働大臣は、治療と就業の両立支援指針に従い、 事業主又はその団体に対し、必要な指導、

二条 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の 援助等を行うことができる。

部を次のように改正する。

四十二条―第五十一条」に改める。に、「第三十一条・第三十二条」を目次中「言動」を「言動等」に、 「第四十条・第四十一条」に、「第三十三条―第四十一条」を「第、「第三十条の二―第三十条の八」を「第三十一条―第三十九条」 第

第十章の章名中

「言動」

を「言動等」に改める

に改め、同条を第五十条とする。 を「とき。」に改め、同項第四号中 二号中「者」を「とき。」に改め、 第四十条第一項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同項第一号及び第 第四十一条中「第三十六条第一項」を「第四十五条第一項」に改め、同条を第五十一条とする。 同項第三号中「第三十四条第一項」を「第四十三条第一項」に、「者 「第三十六条第二項」を「第四十五条第二項」に、「者」を「とき。

[条を第四十九条とし、同条の前に見出しとして「(罰則)]を付する。 第三十九条の前の見出しを削り、同条中「第三十二条第四項」を「第四十一条第四項」に改め、

ら第三十九条まで、第四十二条第一項」に、「第三十六条第一項」を「第四十五条第一項」に、「、第第三十八条の二中「第三十条の四から第三十条の八まで、第三十三条第一項」を「第三十五条か 三十条の二及び第三十条の三」を「及び第三十一条から第三十四条まで」に改め、同条を第四十八

を削り、同条第三項中「第二十条」を「第二十六条」に、「第二十七条」を「第三十三条」に、「第三「、第三十三条第二項中「第三十五条及び第三十六条第一項」とあるのは「第三十六条第一項」と 五第一項」を「第三十六条第一項」に、「第三十条の六第一項」を「第三十七条第一項」に改め、に、「第三十条の六及び第三十八条第三項」を「第三十七条及び第四十七条第三項」に、「第三十条の を第四十七条とし、第三十七条を第四十六条とする。 に、「第二十五条第一項」を「第三十一条第一項」に、「第十八条第一項」を「第二十四条第一項」に、 準用する場合を含む。)」に、「第三十条の四」を「第三十五条」に、「第三十条の八」を「第三十九条」 条第五項において準用する場合を含む。)、第三十三条第四項、第四十二条、第四十五条第一項並び 項及び」を「第三十一条第三項並びに第四項及び第五項(これらの規定を同条第六項及び第三十三 二十三条」を「第二十九条」に、「第二十六条」を「第三十二条」に、「第二十一条」を「第二十七条」 十一条第三項」を「第三十七条第三項」に、「第三十条の六第一項」を「第三十七条第一項」に、「第 に」に、「第三十条の二第四項」を「第三十一条第四項(同条第六項及び第三十三条第五項において 三十三条、第三十六条第一項」を 「第三十条の四」を「第三十五条」に、「第三十八条第三項」を「第四十七条第三項」に改め、 条」に改め、同条第二項中「第三十条の二第三項から第五項まで、第三十三条、 第三十八条第一項中「第三十条の七及び第三十条の八」を「第三十八条及び第三十九条」 「第四十二条、第四十五条第一項」に、「第四十一条」を 第三十六条第一 第五十 に、「第 同条

とする。 十三条第一項及び第二項、第三十六条第二項並びに第三十七条第二項」に改め、同条を第四十五条第三十六条第一項中「第三十条の二第一項及び第二項」を「第三十一条第一項及び第二項、第三

三十三条第一項及び第二項、第三十六条第二項並びに第三十七条第二項」に改め、同条を第四十四第三十五条中「並びに第三十条の二第一項及び第二項」を「、第三十一条第一項及び第二項、第 条とし、第三十四条を第四十三条とする。

水曜日

及び第三十条の六第二項において準用する場合を含む。第三十五条及び第三十六条第一項において第三十三条第二項中「第三十条の二第一項」を「第三十一条第一項」に、「(第三十条の五第二項 同条を第四十二条とする。 同じ。)」を「、第三十三条第一項及び第二項、 第三十六条第二項並びに第三十七条第二項」に改め、

第十一章中第三十二条を第四十一条とし、第三十一条を第四十条とする 第十章中第三十条の八を第三十九条とする。

令和 **7** 年 **6** 月 **11** 日

十条」を「第二十六条」に、「第二十五条第一項中「第十八条第一項」を「第三十一条第一項中「第九条第一項」を「第二十五条第一項」に、「第三十条の六第一項」を「第三十七条第一項」に、「第二 一十四条第一項」に、「第三十条の四」を「第三十五条」に改め、同条を第三十八条とする。 第三十条の七中「第十九条から第二十六条まで」を「第二十五条から第三十二条まで」に、「第十

第二項の規定」を「事業主」に、「場合について準用する」を「ことを理由として、当該労働者に対 して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない」に改め、 第三十条の六第一項中「第三十条の四」を「第三十五条」に改め、同条第二項中「第三十条の二 同条を第三十七条とする。

> 同条を第三十六条とする。 第三十条の五第二項中「第三十条の二第二項の規定」を「事業主」に、「場合について準用する」 「ことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない」に改め、

五条とする。 に第三十三条第一項及び第二項」を加え、「第三十条の八」を第三十条の四中「第三十条の二第一項」を「第三十一条第 「第三十九条」に改め、 一項」に改め、「第二項」 同条を第三十 の下に「並び

3、事業主及び労働者の責務)」に改め、同条を第三十二条とし、同条の次に次の二条を加える。第三十条の三の見出しを「(職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関する

第三十三条 事業主は、職場において行われる顧客、取引の相手方、 (職場における顧客等の言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等) 施設の利用者その他の当該事

に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはなら2 事業主は、労働者が前項の相談を行つたこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際その抑止のための措置その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。 制の整備、労働者の就業環境を害する当該顧客等言動への対応の実効性を確保するために必要な環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体 の雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超業主の行う事業に関係を有する者(次条第五項において「顧客等」という。)の言動であつて、そ えたもの(以下この項及び次条第一項において「顧客等言動」という。)により当該労働者の就業

ない。

められた場合には、これに応ずるように努めなければならない。 事業主は、他の事業主から当該他の事業主が講ずる第一項の措置の実施に関し必要な協力を求

な実施を図るために必要な指針 (次項において「指針」という。)を定めるものとする。 厚生労働大臣は、前三項の規定に基づき事業主が講ずべき措置等に関して、その適切かつ有効

第三十一条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。

5

4

3

第三十四条 国は、労働者の就業環境を害する顧客等言動を行つてはならないことその他当該顧客 他の措置を講ずるように努めなければならない。国民一般の関心と理解を深めるため、各事業分野の特性を踏まえつつ、広報活動、啓発活動その等言動に起因する問題(以下この条において「顧客等言動問題」という。)に対する事業主その他 (職場における顧客等の言動に起因する問題に関する国、事業主、労働者及び顧客等の責

2 労働者が他の事業主が雇用する労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他・事業主は、顧客等言動問題に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該

3 る関心と理解を深め、他の事業主が雇用する労働者に対する言動に必要な注意を払うように努め。 事業主(その者が法人である場合にあつては、その役員)は、自らも、顧客等言動問題に対すの必要な配慮をするほか、国の講ずる前項の措置に協力するように努めなければならない。

言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる前条第一項の措置に協力するように努めなけ、 労働者は、顧客等言動問題に対する関心と理解を深め、他の事業主が雇用する労働者に対する

雇用管理上の措置等)」に改め、同条を第三十一条とする。第三十条の二の見出しを「(職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関する 5 労働者の就業環境を害することのないよう、必要な注意を払うように努めなければならない。顧客等は、顧客等言動問題に対する関心と理解を深めるとともに、労働者に対する言動が当該 ればならない。

百十三号)の一部を次のように改正する。 第三条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和E(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の一部改正) (昭和四十七 第

を「第二十一条―第二十三条」に、「第十八条―第二十七条」を「第十一条―第十三条の二」を「第十九条」に、「第十四条」を 二十八条—第三十二条」 を 「第三十四条―第三十八条」に、「第三十三条」 を 「第二十条」に、「第十五条―第十七条」 「第二十四条―第三十三条」 を 「第三十九条」に改 に、「第

び第三十六条」に改め、第四章中同条を第三十八条とする。 第三十二条中「第十三条の二」を「第十九条」に、「第二十九条及び第三十条」を「第三十五条及 第三十三条中 第十一条第三項中「当該事業主の」を「当該他の事業主が」に改める。 「第二十九条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条を第三十九条とする。

項」を「第三十七条第三項」に改め、同条を第三十七条とする。 九条」に、「第二十六条」を「第三十二条」に、「第二十一条」を「第二十七条」に、「第三十一条第三 項」に、「第十九条から第二十七条まで」を「第二十五条から第三十三条まで」に改め、 十九条第二項」を「第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十五条第二項」に、「第十八条第 条第二項」を「第十三条第一項、第十五条第一項、第十七条、第十九条及び第三十五条第二項」に、 第四項及び第十八条第三項」に、「第十一条の三第三項、第十三条第二項」を「第十三条第三項、第 一項中」を「第二十四条第一項中」に改め、 「第十一条の三第一項中」を「第十五条第一項中」に、「第十七条第一項、第十八条第一項及び第二 第三十一条第一項中「第十一条の三第四項及び第十三条第三項」を「第十三条第四項、第十五条 [第二十条] を「第二十六条」に、「第二十七条」を「第三十三条」に、「第二十三条」を 第十八条第二項」に、「第十一条の三第一項、第十二条、第十三条の二及び第二十九 . 同条第二項中「第十八条第一項」を「第二十四条第一 同条第五項 第二十

第三章第二節中第二十七条を第三十三条とし、第二十六条を第三十二条とする。 項」に改め、同条を第三十六条とし、第二十九条を第三十五条とし、第二十八条を第三十四条とし、 第十五条第一項及び第二項、第十七条、第十八条第一項、第二十三条第二項並びに第二十四条第二 含む。)、第十一条の三第一項、第十二条並びに第十三条第一項」を「、第十三条第一項及び第二項」 第三十条中「(第十一条の三第二項、第十七条第二項及び第十八条第二項において準用する場合を

第二十四条を第三十条とし、第二十条から第二十三条までを六条ずつ繰り下げ、第十九条の前の見 第二十五条第一項中「第十八条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同条を第三十一条とし しを削り、同条を第二十五条とし、同条の前に見出しとして「(調停)」を付する。

不利益な取扱いをしてはならない」に改め、同条を第二十四条とする。 第十八条第一項中「第十六条」を「第二十二条」に改め、同条第二項中「第十一条第二 「事業主」に、「場合について準用する」を「ことを理由として、当該労働者に対して解雇その他 一項の規定

を理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない」に改め、 第十七条第二項中「第十一条第二項の規定」を「事業主」に、「場合について準用する」を「こと 一節中同条を第二十三条とする。 第三章

条並びに第十八条第一項」に、「第二十七条」を「第三十三条」に改め、同条を第二十二条とする。 条並びに第十三条第一項」を「、第十三条第一項及び第二項、第十五条第一項及び第二項、 第十六条中「(第十一条の三第二項において準用する場合を含む。)、第十一条の三第一項、 第十五条中「第十二条及び第十三条第一項」を「第十七条及び第十八条第一項」に、「ゆだねる」 「委ねる」に改め、同条を第二十一条とし、第二章第三節中第十四条を第二十条とする。 第十七 第十二

七条」に改め、第二章第二節中同条を第十九条とし、第十三条を第十八条とする。 を「第十二条第二項、第十三条第一項、第十四条第二項、第十五条第一項、第十六条第二項、 第十二条の前の見出しを削り、同条を第十七条とし、同条の前に見出しとして「(妊娠中及び出産 第十三条の二中「第十一条の二第二項、第十一条の三第一項、第十一条の四第二項、第十二条」 第十

に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはなら 第十一条の三第二項を次のように改める。 労働者が前項の相談を行つたこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際

の健康管理に関する措置)」を付し、第十一条の四を第十六条とする

第十一条の三を第十五条とし、第十一条の二を第十二条とし、同条の次に次の二条を加える。 (求職活動等における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等)

第十三条 事業主は、求職者その他これに類する者として厚生労働省令で定めるもの(以下この ことのないよう、当該求職者等からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その 他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。 る当該事業主が雇用する労働者による性的な言動により当該求職者等の求職活動等が阻害される 選択に資する活動(以下この項及び同条第一項において「求職活動等」という。)において行わ 及び次項並びに次条において「求職者等」という。)によるその求職活動その他求職者等の職業の

べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。 事業主は、労働者が事業主による求職者等からの前項の相談への対応に協力した際に事実を述

な実施を図るために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。 厚生労働大臣は、前二項の規定に基づき事業主が講ずべき措置等に関して、その適切かつ有効

同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるもの とする 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、

4

第十四条 ことその他当該言動に起因する問題(以下この条において「求職活動等における性的言動問題」 の措置を講ずるように努めなければならない。 という。)に対する事業主その他国民一般の関心と理解を深めるため、広報活動、 -四条 国は、求職者等の求職活動等を阻害する前条第一項に規定する言動を行つてはならない(求職活動等における性的な言動に起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務) 啓発活動その他

2 るとともに、当該労働者が求職者等に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の 事業主は、求職活動等における性的言動問題に対するその雇用する労働者の関心と理解を深め 必要な配慮をするほか、国の講ずる前項の措置に協力するように努めなければならない。

3 ければならない。

・ 事業主(その者が法人である場合にあつては、その役員)は、自らも、求職活動等における性の言動問題に対する関心と理解を深め、求職者等に対する言動に必要な注意を払うように努めなり言動問題に対する関心と理解を深め、求職者のでは、その役員)は、自らも、求職活動等における性

ばならない。動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる前条第一項の措置に協力するように努めなけれ動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる前条第一項の措置に協力するように努めなけれょ、労働者は、求職活動等における性的言動問題に対する関心と理解を深め、求職者等に対する言と、労働者は、求職活動等における性的言動問題に対する関心と理解を深め、求職者等に対する言

「令和八年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に、「第十三条の二」を「第十九冬附則第二項の見出し中「令和八年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改め、 「第十九条」 条」に改 、 同項中

(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の一部改正)

第四条 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (平成二十七年法律第六十四号) 次のように改正する。 の 一部を

第五条第二項第三号ハを同号二とし、同号ロの次に次のように加える。 第二条第一項中「配慮して」を「配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して」に改める。

な措置に関する事項 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要

公表していること、同法第十九条」に改める。 第十二条中「第十三条の二」を「第十三条第一項の規定に基づき講じている措置に関する情報を

に改め、同条第四項中「変更した」を「その変更(前項の内閣府令で定める軽微な変更を除く。)を 第二十条第一項中第二号を第四号とし、同項第一号中「その」を「前二した」に改め、同条第五項中「変更した」を「その変更をした」に改める。 第十九条第三項中「変更しよう」を「その変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしよう」

その」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の 一号に掲げるもののほか

その雇用する労働者の男女の賃金の額の差異

その雇用する管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合

水曜日

第二十条第二項中 各号を加える。 「前項各号」を「次」に改め、「の少なくともいずれか一方」を削り、 同項に次

- 前項第一号及び第二号に掲げる情報
- 第二十一条中第二号を第四号とし、同条第一号中「その」を 第二十条第三項中「少なくともいずれか一方」を「うち少なくとも一の情報」に改める。 め、同号を同条第三号とし、同号の前に次の二号を加える。 前項第三号に掲げる情報又は同項第四号に掲げる情報の少なくともいずれか一方 「前二号に掲げるもののほか、その
- その任用する職員の男女の給与の額の差異
- 第三十四条中「者は」を その任用する管理的地位にある職員に占める女性職員の割合 「ときは、当該違反行為をした者は」に改める

第三十七条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号及び第一 第三十六条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中 。」に改め、同条第四号中「者」を「とき。」に改める。 |者| を を「従事したとき。」に改め、同条第二号及び第三号中「者」を「とき。」に改める。 「とき。」に改め、 同条第三号中「又は」の下に「同項の規定による」を加え、「者」を「と 「従事し 异

附則第二条第一項中「平成三十八年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改める。 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から

条第一項の改正規定並びに次条並びに附則第三条、 進に関する法律第二条第一項の改正規定、同法第五条第二項第三号の改正規定及び同法附則第二 和十八年三月三十一日」に改める部分に限る。)並びに第四条中女性の職業生活における活躍の推 遇の確保等に関する法律附則第二項(見出しを含む。)の改正規定(「令和八年三月三十一日」を「令 律第四条に一項を加える改正規定及び同法第三十八条第一項の改正規定(「及び第二項」を「、第 |項及び第四項| に改める部分に限る。)、第三条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待 第一条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法 第七条、第八条の二及び第十六条の規定 公

の規定及び附則第十三条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する 法律 (昭和六十年法律第八十八号) 第四十七条の四の改正規定 (「昭和四十一年法律第百三十二号) . 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条の改正規定を除く。)並びに附則第六条 第一条の規定 (前号に掲げる改正規定を除く。)及び第四条の規定 (同号に掲げる改正規定及び 「第二十七条の三第一項、」を加える部分に限る。) 令和八年四月一日

第二条 厚生労働大臣は、前条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、第一条(同号に掲げる 業生活の充実等に関する法律(次項において「第二号新労働施策総合推進法」という。)第二十七条 改正規定に限る。)の規定による改正後の労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職 れを公表することができる。 0) 三第二項の規定の例により、 指針(同項に規定する指針をいう。次項において同じ。)を定め、こ

令和 **7** 年 **6** 月 **1 1** 日

2 す 第二号新労働施策総合推進法第二十七条の三第二項の規定により定められ、 前項の規定により定められ、公表された指針は、前条第二号に掲げる規定の施行の日において、 公表された指針とみな

第三条 次の各号に掲げる規定による指針の策定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、 律の施行前においても、当該各号に定める規定の例により行うことができる。 この法

- 一条第四項及び第五項(これらの現定を第二条女E&9別ではよれて、これでは、これには、これは第三十法第三十三条第四項並びに同条第五項において準用する第二条改正後労働施策総合推進と第三十三条の正後労働施策総合推進 う。)第三十三条第四項(第二条改正後労働施策総合推進法第四十七条第二項の規定により読み替 定により読み替えて適用する場合を含む。) の充実等に関する法律(以下この条及び次条において「第二条改正後労働施策総合推進法」とい 第二条の規定による改正後の労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活
- 後男女雇用機会均等法」という。)第十三条第三項(改正後男女雇用機会均等法第三十七条第一項る男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(以下この条及び附則第五条において「改正 四条第四項及び第五項(これらの規定を改正後男女雇用機会均等法第三十七条第一項の規定によ 雇用機会均等法第十三条第三項並びに同条第四項において準用する改正後男女雇用機会均等法第 り読み替えて適用する場合を含む。) の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次項において同じ。) 改正後男女 第三条の規定(附則第一条第一号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の雇用の分野におけ
- 三条第三項の規定により策定された指針とみなす 施策総合推進法第三十三条第四項の規定により策定された指針及び改正後男女雇用機会均等法第十 前項の規定により策定された指針は、この法律の施行の日において、それぞれ第二条改正後労働

2

第四条 特定紛争(この法律の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三(紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置) えて適用する同法第五条第一項の規定により指名するあっせん員に係属している同項(同法第二十 前の例による。 いて同じ。)については、第二条改正後労働施策総合推進法第三十五条の規定にかかわらず、 一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)のあっせんに係る紛争をいう。次条にお 年法律第百十二号)第六条第一項の紛争調整委員会又は同法第二十一条第一項の規定により読み替 なお従

第五条 特定紛争については、改正後男女雇用機会均等法第二十二条の規定にかかわらず、 の例による。

(女性の職業選択に資する情報の公表に関する経過措置)

第六条 第四条の規定 (附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の女性の職業生活 の公表から適用する。 日以後に終了する事業年度の翌事業年度において行われる同条第一項及び第二項の規定による情 における活躍の推進に関する法律第二十条第一項及び第二項の規定は、同号に掲げる規定の施行の

(政令への委任

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、 政令で定める。

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれ 所要の措置を講ずるものとする。 の法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて

第八条の二 政府は、特定受託事業者(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和五 おいて同じ。)が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたも 受けた業務委託(同法第二条第三項に規定する業務委託をいう。)に係る業務において行われる顧客、 年法律第二十五号)第二条第一項に規定する特定受託事業者をいう。以下この条において同じ。)が 検討を加え、 のにより当該特定受託業務従事者の就業環境が害されることのないようにするための施策につい 業者に係る特定受託業務従事者(同条第二項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下この条に 取引の相手方、施設の利用者その他の当該業務に関係を有する者の言動であって、当該特定受託事 必要があると認めるときは、 その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

、船員職業安定法の一部改正)

六条第二項、第十七条及び第十八条第一項」に、「及び第十一条の三第一項」を「、第十三条第一項第十三条第一項」を「第十二条第二項、第十三条第一項、第十四条第二項、第十五条第一項、第十 及び第十五条第一項」に改める。 第九十一条の三中「第三十条の二第一項及び第三十条の三第二項」を「第三十一条第一項、 第九十一条中「第十一条の二第二項、第十一条の三第一項、第十一条の四第二項、第十二条及び 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

十二条第二項、第三十三条第一項及び第三十四条第二項」に、「第三十条の二第一項中」を | 条第一項及び第三十三条第一項中」に改める。 第三十 第三

第九十二条第五項中「第三十一条第一項」を「第三十七条第一項」 に改める。

(障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正)

第十条 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)の一部を次のように 改正する。

第七十四条の八中「第十九条から第二十六条まで」を「第二十五条から第三十二条まで」に、「第

三十一条第三項」を「第三十七条第三項」に、「第二十三条」を「第二十九条」に、「第二十一条」を 十九条第一項」を「第二十五条第一項」に、「第二十条」を「第二十六条」に、「第二十五条第一項中 「第二十七条」に、「第二十五条第一項中 「第十八条第一項」を「第三十一条第一項中「第二十四条第一項」に改める。 第八十五条の二第三項中「第二十条」を「第二十六条」に、「第二十六条」を「第三十二条 一項」に改める。 「第十八条第一項」を「第三十一条第一項中「第二十四条 」に、「第

(社会保険労務士法の一部改正)

第十一条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。 を 第二条第一項第一号の四中「第三十条の六第一項」を 「第二十四条第一項」に改める。 「第三十七条第一項」に、「第十八条第 項

(船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正

第十二条 船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号) に改正する の一部を次のよう

第十四条第六項中「第三十一条第一項」を「第三十七条第一項」に改める

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部改正)

第十三条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部を次のよ うに改正する。

及び第十三条第一項」を「第十二条第二項、 第十六条第二項、第十七条及び第十八条第 項及び第十五条第一項」に改める。 第四十七条の二中「第十一条の二第二項、 一項」に、「及び第十一条の三第一項」を「、第十三条第 第十三条第一項、 第十一条の三第一項、 第十四条第二項、 第十一条の四第二項、第十二条 第十五条第一項、

条第一項中」に改める。 条第一項及び第三十四条第二項」に、「第三十条の二第一項中」を「第三十一条第一項及び第三十三 三十条の二第一項及び第三十条の三第二項」 第四十七条の四中「昭和四十一年法律第百三十二号)」の下に「第二十七条の三第一項、」を加え、「第 を「第三十一条第一項、第三十二条第二項、 第三十三

十九条第一項」を「第二十五条第一項」に、「第二十条」を「第二十六条」に、「第二十五条第一項中 「第十八条第一項」 第四十七条の九中「第十九条から第二十六条まで」を「第二十五条から第三十二条まで」に、「第 を 「第三十一条第一項中「第二十四条第一項」に改める。

27

(短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部改正)

第十四条 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十 一部を次のように改正する。

条第一項」を「第二十五条第一項」に、「第二十条」を「第二十六条」に、「第二十五条第一項中「第第二十六条中「第十九条から第二十六条まで」を「第二十五条から第三十二条まで」に、「第十九 十八条第一項」を 「第三十一条第一項中「第二十四条第一項」に改める。

(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部 改正)

第十五条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 第七十六号)の一部を次のように改正する。 (平成三年法律

十九条第一項」を「第二十五条第一項」に、「第二十条」を「第二十六条」に、「第二十五条第一項中第五十二条の六中「第十九条から第二十六条まで」を「第二十五条から第三十二条まで」に、「第 「第十八条第一項」を「第三十一条第一項中「第二十四条第一項」に改める。

項」に改める。 二十七条」に、「第二十五条第一項中「第十八条第一項」を「第三十一条第一項中一一条第三項」を「第三十七条第三項」に、「第二十三条」を「第二十九条」に、「第二 第六十条第三項中「第二十条」を「第二十六条」に、「第二十六条」を「第三十二 「第二十四条第 + 条 条」を に、「第三十 第

(内閣府設置法の一部改正)

**第十六条** 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。 附則第二条第二項の表令和八年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

十一日 条第一項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第五女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(女性の職業生活

内閣総理大臣 総務大臣

国土交通大臣 厚生労働大臣 中野 福岡 資麿 村上誠一郎 茂

自殺対策基本法の 一部を改正する法律をここに公布する

御 名 御

令和七年六月十一

日

内閣総理大臣

石

破

茂

法律第六十四号

自殺対策基本法の一部を改正する法律

自殺対策基本法 (平成十八年法律第八十五号) の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 自殺総合対策会議等 (第二十三条―第二十五条)」を 第第五四 章章 自殺総合対策会議協議会(第二十三

(第二十六条―第二十八条)」に改める。―第二十五条)

等条 加え、「実施され」を「推進され」に改め、同条に次の二項を加える。 第二条第二項中「踏まえ」の下に「、関係機関、関係団体その他の関係者の連携と協働により」を

について特に留意されなければならない 通する自殺に関連する情報が及ぼす影響に関し適切な配慮がなされるようにするための取組の促進 図りながら展開されるようにするとともに、自殺の防止においては、インターネット等を通じて流 自殺対策は、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術、人工知能関連技術等の適切な活用を

同条第二項を次のように改める 第三条の見出しを「(国の責務)」に改め、 同条第一項中「次項」を「次条第一項及び第五条」に改め

2 こどもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その自殺の 実態等を踏まえて適切かつ効果的に策定され、 第三条第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。 との間において緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る施策を推進しなければならない。 及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長

(地方公共団体の責務)

第三条の二地方公共団体は、 の状況に応じた施策を策定し、 基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域 及び実施する責務を有する。

2 うものとする。 国は、地方公共団体に対し、 前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行

第五条を次のように改める。

(学校の責務)

第五条 学校は、基本理念にのっとり、 むよう努めるものとする。 関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組

加える 第六条の見出しを「(国民の理解)」に改め、 同条を同条第二項とし、 同条に第一項として次の一項を

努めるものとする 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう

特別支援学校の幼稚部を除く。 第八条中「(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をい 第十七条第一項及び第三項において同じ。)」を削る į, 幼稚園及び

第十二条中「第二十三条第二項第一号」を「第二十六条第二項第一号」に改める。

知識の向上その他の」に改める 防止等の観点から、心の健康の保持のための健康診断、 第十七条第三項中「啓発、」の下に「及び」を加え、「啓発その他」を「啓発を行うとともに、 保健指導等の措置のほか、精神保健に関する 自殺の

水曜日

研修の機会の確保」を加える。 第十八条中「環境の整備」の下に「、 精神科医その他の医療従事者に対する自殺の防止等に関する

第十九条に次の二項を加える。

に対し迅速かつ適切に提供されるようにするものとし、そのために必要な措置が講じられなければ 発生を回避するための適切な対処を行う上で必要な情報が、 前項の規定により整備する体制においては、 自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、 当該対処を行う関係機関及び関係団体 自殺の

令和 **7** 年 **6** 月 **1 1** 日

第 等についてその適切な管理、 国及び地方公共団体は、自殺の防止の観点から、自殺の助長につながるような情報、 配慮等に関して注意を促すために必要な措置を講ずるものとする。 物品、 設備

二十条中「適切な」を「適切かつ継続的な」に改める。

「心理的影響」 の下に「、その生活上の不安等」を加え、「適切な」を 「総合的な」 に

第二十五条を第二十八条とし、 第二十四条を第二十七条とし、 第二十三条を第二十六条とする。

> 第四章を第五章とし、 第三章の次に次の一章を加える。

## 協議会

(協議会の設置等)

第二十三条地方公共団体は、 いう。)を置くことができる。 動を行う民間の団体その他の関係者をもって構成する協議会(次項及び次条において「協議会」と び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第六条第一項に規定する精神保 健福祉センターをいう。)、医療機関、当該地域を管轄する警察署等の関係機関、自殺対策に係る活 ては、単独で又は共同して、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター 第十九条及び第二十条の施策でこどもに係るものを実施するに当たっ

成する者に、当該協議を行う事項を通知するものとする。 どもの自殺の防止のための対処、 前項の規定により協議会を設置する地方公共団体は、協議会において次条第一項の規定によりこ 、支援等の措置に関し協議を行うときは、 あらかじめ、協議会を構

に応じなければならない 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、 当該通知に係る事項の協議

(協議会の事務等)

3

2

第二十四条 協議会は、前条第一項に規定する施策を適切かつ効果的に実施するため、こどもの自殺 うものとする。 の防止等について必要な情報の交換を行うとともに、必要な対処、支援等の措置に関する協議を行

ことができる。 機関その他の関係者に対して、資料又は情報の提供、意見の表明、 協議会は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係行政 説明その他必要な協力を求める

3 どもの自殺の防止等に関し、協議会を構成する者の求めに応じて、必要な助言、 の協力を行うことができる。 内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の国の関係行政機関の長及び都道府県は、こ 資料の提供その他

4 協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 次の各号に掲げる協議会を構成する者の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、

国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又は当該者であった者

前条及び前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、 協議会が定め

(罰則)

5

る。

第二十五条 前条第四項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 附則第二条を次のように改める。

第二条 自殺対策については、自殺に関する状況の変化、自殺対策に係る諸施策の実施の状況、 加えられ、その結果に基づき、必要な見直し等の措置が講ぜられるものとする。対策等に関する最新の知見その他社会経済情勢の変化を踏まえ、適宜、その在り方に関して検討。

章とし、第三章の次に一章を加える改正規定及び次項から附則第四項までの規定は、 八条とし、第二十四条を第二十七条とし、 ただし、目次の改正規定、第十二条の改正規定、第十七条第三項の改正規定、第二十五条を第二十 一日から施行する。 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 第二十三条を第二十六条とする改正規定、第四章を第 令和八年四 月

(厚生労働省設置法の一部改正)

2

厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。 第十八条第二項中「及び第十六号」を「、 第十六号及び第十七号の二」に改める。

こども家庭庁設置法(令和四年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。 第四条第一項第十七号の次に次の一号を加える。

3

(こども家庭庁設置法の一部改正)

(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する 第四条第一項第十八号中「前二号」を「前三号」に改める。 十七の二 こどもに係る自殺対策に関すること (他省の所掌に属するものを除く。)。

法律の一部改正 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する

法律(令和六年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

号及び第十七号の二」に、「及び第十七号」を「、第十七号及び第十九号」に改める。 附則第十条のうち厚生労働省設置法第十八条第二項の改正規定中「及び第十六号」を「、 第十六

に、「二号ずつ」を「三号ずつ」に、「第二十号」を「第二十一号」に改め、「第十八号を」の下に「第 二十号とし、第十七号の二を」を加える。 附則第十一条のうちこども家庭庁設置法第四条第一項の改正規定中「第二十九号」を「第三十号」

内閣総理大臣 総務大臣 村上誠一郎 茂

文部科学大臣 厚生労働大臣 阿部 資麿 俊子

令

政

内閣府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する

名 御 璽

御

官

令和七年六月十一日

石破 茂

内閣総理大臣

### 政令第二百八号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

この政令を制定する。 内閣は、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第十七条第三項及び第四項の規定に基づき

附則第五条及び第九条中「令和八年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改める。 内閣府本府組織令(平成十二年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する

内閣総理大臣

石破

茂

この政令は、 公布の日から施行する

河川法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名

令和七年六月十一日

内閣総理大臣 石破 茂

### 政令第二百九号

河川法施行令等の一部を改正する政令

る場合を含む。)並びに大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)第五十一 措置法(平成二十四年法律第二十五号)第十五条第三項(同法第十七条の二十第二項において準用す 条第三項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。 独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第百八十二号)第十九条の二第二項、 内閣は、河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第十六条の四第二項及び第十六条の五第二項、 福島復興再生特別

(河川法施行令の一部改正)

第一条 河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)の一部を次のように改正する 第十条の八第二項中「第二十一条」の下に「、第二十二条」を加え、 同条第三項ただし書中

第

二十一条」の下に「、第二十二条第三項から第六項まで」を加える。 第十条の九第二項中「第十八条」の下に「、第二十二条」を加え、同条第三項ただし書中 法

の下に「第二十二条第三項から第六項まで、」を加える。

(独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正)

第二条 独立行政法人水資源機構法施行令(平成十五年政令第三百二十九号)の一部を次のように改

一十一条」の下に「、第二十二条第三項から第六項まで」を加える。 第十七条の三第一項中「第二十一条」の下に「、第二十二条」を加え、同条第二項ただし書中「第

(福島復興再生特別措置法施行令の一部改正)

第三条 福島復興再生特別措置法施行令(平成二十四年政令第百十五号)の一部を次のように改正す

十二号とし、第十二号から第四十八号までを三号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の三号を加える。 七号、第三十一号又は第三十三号」に改め、同号を同項第五十三号とし、同項中第四十九号を第五 第二十八号又は第三十号」を「第十五号、第十七号、第十九号、第二十二号、第二十五号、第二十 に改め、同項第五十号中「第十二号、第十四号、第十六号、第十九号、第二十二号、第二十四号、 項第七号中「第三十三号」を「第三十六号」に改め、同項第九号中「第三十五号」を「第三十八号」 十二 河川法第二十二条第一項(同法第百条第一項において準用する場合を含む。)の規定による 第十四条第二項第一号中「第十五号及び第四十九号」を「第十八号及び第五十二号」に改め、 収用、使用若しくは処分をし、又は同法第二十二条第二項 る場合を含む。)の規定により業務に従事させること。 (同法第百条第一項において準用す 同

十三 河川法第二十二条第三項から第五項まで(これらの規定を同法第百条第一項において準用 する場合を含む。)の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、 すること 及び損失を補償

十四 河川法第二十二条第六項 損害を補償すること (同法第百条第一項において準用する場合を含む。)の規定により

十三号」に改める。 第三十一号、第三十三号、 又は第五十号」を「第十五号、第十七号、第十九号から第二十二号まで、第二十五号、第二十七号、 十四号、第二十八号、第三十号、第三十三号、第三十八号、第三十九号、 号」に改め、同条第四項中「第十二号、第十四号、 十四号から第四十号まで、第四十三号から第四十五号まで、第四十九号、第五十一号又は第五十二 一号まで、第四十六号、第四十八号又は第四十九号」を「第十三号、第十四号、第二十八号、第三 第十四条第三項ただし書中「第二十五号、第三十一号から第三十七号まで、第四十号から第四十 第三十六号、第四十一号、第四十二号、 第十六号から第十九号まで、第二十二号、第二 第五十号、第五十二号又は第五 第四十七号、第四十九号

報

官

(大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部改正)

30

第四条 大規模災害からの復興に関する法律施行令(平成二十五年政令第二百三十七号)の一部を次 のように改正する。

号」を「第十六号、第十八号、第二十号、第二十三号、第二十六号、第二十八号、第三十二号又は から第四十九号までを三号ずつ繰り下げ、同項第二十七号中「次条第二項第二十五号」を 第三十四号」に改め、同号を同項第五十四号とし、同項中第五十号を第五十三号とし、第二十八号 二項第二十八号」に改め、同号を同項第三十号とし、同項中第二十六号を第二十九号とし、 「第十三号、第十五号、第十七号、 から第二十五号までを三号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の三号を加える。 第三十一条第二項第八号中「同条第二項」を「同法第十七条第二項」に改め、同項第五十一号中 第二十号、第二十三号、 第二十五号、第二十九号又は第三十一 「次条第 第十三

十三 河川法第二十二条第一項 (同法第百条第一項において準用する場合を含む。)の規定による 収用、使用若しくは処分をし、又は同法第二十二条第二項(同法第百条第一項において準用す る場合を含む。)の規定により業務に従事させること。

-四 河川法第二十二条第三項から第五項まで(これらの規定を同法第百条第一項において準用 する場合を含む。)の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、 及び損失を補償

損害を補償すること。 河川法第二十二条第六項 (同法第百条第一項において準用する場合を含む。)の規定により

は第五十四号」に改める。 又は第五十一号」を「第十六号、第十八号、第二十号から第二十三号まで、第二十六号、第二十八 三号」に改め、同条第四項中「第十三号、第十五号、第十七号から第二十号まで、第二十三号、第 三十五号から第四十一号まで、第四十四号から第四十六号まで、第五十号、第五十二号又は第五十 一十五号、第二十九号、第三十一号、第三十四号、第三十九号、第四十号、第四十八号、第五十号 十三号まで、第四十七号、第四十九号又は第五十号」を「第十四号、第十五号、第二十九号、第第三十一条第三項ただし書中「第二十六号、第三十二号から第三十八号まで、第四十一号から第 第三十二号、第三十四号、 . 第三十七号、第四十二号、第四十三号、第五十一号、第五十三号又

号を第五十一号とし、 十三号、第二十七号又は第二十九号」を「第十五号、第十七号、第十九号、第二十一号、第二十四 第三十二条第二項第四十九号中「第十二号、第十四号、第十六号、第十八号、第二十一号、 第二十六号、第三十号又は第三十二号」に改め、同号を同項第五十二号とし、同項中第四十八 第十二号から第四十七号までを三号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の三号 第二

十二 河川法第百条第一項において準用する同法第二十二条第一項の規定による収用、使用若し 務に従事させること。 くは処分をし、又は同法第百条第一項において準用する同法第二十二条第二項の規定により業

十三 河川法第百条第一項において準用する同法第二十二条第三項から第五項までの規定により 損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び損失を補償すること。

十四 河川法第百条第一項において準用する同法第二十二条第六項の規定により損害を補償する

三十三号から第三十九号まで、 十一号まで、第四十五号、第四十七号又は第四十八号」を「第十三号、第十四号、第二十七号、第第三十二条第三項ただし書中「第二十四号、第三十号から第三十六号まで、第三十九号から第四 二十三号、第二十七号、第二十九号、第三十二号、第三十七号、第三十八号、第四十六号、 号」に改め、同条第四項中「第十二号、第十四号、第十六号から第十八号まで、第二十一号、第 第四十二号から第四十四号まで、第四十八号、第五十号又は第五十 第四十

> は第五十二号」に改める。 十六号、第三十号、第三十二号、 八号又は第四十九号」を「第十五号、第十七号、第十九号から第二十一号まで、第二十四号、第二 第三十五号、 第四十号、 第四十一号、 第四十九号、 第五十一号又

この政令は、 公布の日から施行する。

内閣総理大臣 国土交通大臣 中野 石破 洋 昌 茂

める政令をここに公布する 中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定

### 名 御

御

令和七年六月十一 日

政令第二百十号

内閣総理大臣

石破

茂

を定める政令 中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律の一部の施行期日

律第六十一号)附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。 中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲 内閣は、中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律(令和五年法

げる規定の施行期日は、令和七年六月十三日とする。

内閣総理大臣 石破 勝信 茂

財務大臣 加藤

経済産業大臣 武藤 容治

株式会社商工組合中央金庫法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

### 御 名 御 璽

令和七年六月十一

内閣総理大臣

石破

茂

株式会社商工組合中央金庫法施行令等の一部を改正する政令

政令第二百十一号

成十九年法律第七十四号)を実施するため、この政令を制定する。 律第六十一号)の一部の施行に伴い、関係法律の規定に基づき、及び株式会社商工組合中央金庫法(平 内閣は、中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律(令和五年法

(株式会社商工組合中央金庫法施行令の一部改正)

第一条 株式会社商工組合中央金庫法施行令 改正する。 (平成十九年政令第三百六十七号) の一部を次のように

第二条第一項中 「第六条第一項第十二号」を「第六条第一項第十一号」に改める

報

り、等

第五条第二項中「以下」の下に「この項において」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一 次に次の二項を加える。

項

- 法第二十一条第三項第十号に規定する政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。
- のが、その定款の変更以外の事由により、それぞれ当該各号に掲げる者以外の者となったこと。 法第六条第一号から第九号までに掲げる者であって商工組合中央金庫の株主であるもの(以 法第六条第一項第四号から第九号までに掲げる者であって商工組合中央金庫の株主であるも
- 係る次に掲げる事由により、当該融資対象株主の直接又は間接の構成員でなくなったこと。 下この項において「融資対象株主」という。)の直接又は間接の構成員が、当該融資対象株主に
- 定款の変更
- 構成員を有さない法人その他の団体への変更
- 定款で定める存続期間又は存立時期の満了その他これらに類する事由以外の事由による解
- 掲げる事由により、当該融資対象株主の間接の構成員でなくなったこと。 融資対象株主の間接の構成員が、その加入する当該融資対象株主の直接の構成員に係る次に二(前号に掲げる事由(当該構成員の責めに帰すべき場合を除く。) 前号イからハまでに掲げる事由
- 当該融資対象株主である者からの脱退

限り、当該融資対象団体等でなくなった者に対して資金の貸付け又は手形の割引を営むことがで商工組合中央金庫は、前項に規定する事由により融資対象団体等でなくなった日から二年間に

「者の合算子法人等」に、「会社に」を「者に」に改め、同号ト中「、イからハまで」を「、ホ」に、じ。)及び当該法人等に準ずる者として主務省令で定める者」に改め、同号ハ中「会社の子会社」を する会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する者に限る。⑷において同じ] ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。)をいう。以下この条及び次条において同 第四号及び第十一項第五号において」に改め、同項第一号イ中「子会社」を「合算子法人等」に改 等」に、「者(以下」を「者(商工組合中央金庫の合算子法人等及び合算関連法人等を除く。第十項 に規定する子会社をいう。次条第一項第一号において同じ。)」を「合算子法人等又は合算関連法人 に、「二若しくはホ」を「合算会社(次」に、「者が」を「会社をいう。第六項において同じ。)が」に、 「イからハまで又はへ」を「当該同一人自身及びイから二まで、ト又はチ」に改め、同号トに次の 「会社(以下「合算会社」という」を「者(へに掲げる者にあっては、当該同一人自身を子会社と 第六条第一項中「除く。以下」の下に「この項において」を加え、「子会社(法第二十三条第二項 同号ロ中「子会社とする会社」を「合算子法人等とする法人等(会社、組合その他これらに準

- 当該同一人自身の子会社
- 当該同一人自身を子会社とする会社
- ②に掲げる会社の子会社(当該同一人自身及び(1)又は(2)に掲げる会社に該当するものを
- 第六条第一項第一号中トをリとし、同号へ中「ニ又はホ」を「ホ又はへ」に、「会社 (」を「法人 (」に、「口に掲げる会社」を「イからへまでに掲げる者」に改め、「及び当該会社の子会社」 同号へを同号トとし、その次に次のように加える。 ホ又はへに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会 (当該同一人自身及び⑵に掲げる会社に該当するものを除く。)及び当該会社の子会社 を削
- げる者に該当するものを除く。) トに掲げる者の合算子法人等又は合算関連法人等 (当該同一人自身及びイからトまでに掲

の次に次のように加える。 を、「もの」の下に「(口に掲げる者に該当するものを除く。)」を加え、同号ニを同号ホとし、同号ハ の下に「(国及び外国政府を除く。へ及び次号において同じ。)」を、「以下」の下に「この条において」 を「もの(口に掲げる者に該当するものを除く。)」に改め、同号ホを同号へとし、同号二中「者」 第六条第一項第一号ホ中「当該同一人自身を子会社とする会社」を「口に掲げる者」に、「もの」

二 当該同一人自身又はイからハまでに掲げる者の合算関連法人等(当該同一人自身及びイか らハまでに掲げる者に該当するものを除く。)

の二号を加える。 に」に改め、同条第十項中「第二十六条第三項」を「第二十六条第三項第一号」に改め、同項に次第六条第一項第二号イ中「以下」を「口及び第六項において」に改め、同号ロ中「会社に」を「者

日本銀行

外国政府、外国の中央銀行又は国際機関で、主務大臣の定めるもの

のほか、商工組合中央金庫及びその子会社等又は商工組合中央金庫の子会社等が合算信用供与等限おいて」を、「(以下」の下に「この項において」を加え、同項第六号中「理由に準ずる」を「もの 割合を算定する場合」に改め、同項に後段として次のように加える。 合において会社又はその子会社が保有する議決権」を「第一項、第二項第二号及び前項の議決権の 十四条」に、「第一項各号の場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権及び前項の場 る会社」を「掲げる者」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第四十条第八項」を「第 を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第一項第一号ト」を「第一項第一号リ」に、「掲げ 同条第八項とし、同条第五項中「又は出資」の下に「(信用の供与又は出資に相当するものを含む。)」 を「第十項及び第十一項」に改め、同項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、同項を を「百分の十五」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同項を同条第九項とし、同条第六項中 合中央金庫又は債務者等の事業の遂行に困難を生ずるおそれがある」に改め、同項を同条第十項と のほか、商工組合中央金庫が信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば商工組 供与等限度額(以下」の下に「この項において」を加え、同項第五号中「理由に準ずる」を「もの 同条第十一項とし、同条第八項第一号中「者(以下」の下に「この項及び次項において」を、「信用 組合中央金庫の子会社等又は債務者等の事業の遂行に困難を生ずるおそれがある」に改め、同項を 度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば商工組合中央金庫及びその子会社等若しくは商工 「。以下」を「。以下この条において」に改め、同項第一号中「以下この項、第八項及び第九項」 第六条中第十項を第十二項とし、同条第九項第一号中「。以下」の下に「この項及び第十三項に 同条第七項第一号中「百分の四十」を「百分の二十五」に改め、同項第二号中「百分の二十五」

式又は持分」と読み替えるものとする。 令」とあるのは「経済産業省令・財務省令・内閣府令」と、「である株式」とあるのは この場合において、同条中「所有する株式」とあるのは「所有する株式又は持分」と、「主務省 「である株

第六条中第三項を第五項とし、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号リ及び第二項第二 に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

前項に規定する「合算子法人等」とは、次に掲げる法人等をいう。

支配している他の法人等は、当該実質親法人等の実質子法人等とみなす 実質子法人等又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等がその意思決定機関を 号及び次項において「受信者連結基準法人等」という。)に限る。以下この号及び次号において その計算書類その他の書類を作成するものとされる法人等として主務省令で定めるもの(第三 いて「意思決定機関」という。)を支配している法人等として主務省令で定めるもの(連結して て「実質子法人等」という。)。この場合において、実質親法人等及びその一若しくは二以上の 他の法人等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(以下この号及び次条第二項にお 「実質親法人等」という。)がその意思決定機関を支配している他の法人等 (以下この項におい

二 子会社(前号に掲げる法人等を除く。以下この号において「実質子法人等以外の子会社」と 実質子法人等以外の子会社又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等若しくはいう。)。この場合において、実質親法人等及びその一若しくは二以上の実質子法人等若しくは の会社 (前号に掲げる法人等を除く。)は、当該実質親法人等の実質子法人等以外の子会社とみ 実質子法人等以外の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他

前号に掲げる会社(受信者連結基準法人等に限る。)の実質子法人等(前二号に掲げる法人等

3 等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の 合算子法人等(前項に規定する合算子法人等をいう。以下この項において同じ。)が出資、取締役第一項に規定する「合算関連法人等」とは、法人等(受信者連結基準法人等に限る。)又はその 法人等 (合算子法人等を除く。)として主務省令で定めるものをいう。 者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引 その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであった

第六条に次の一項を加える

主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「」及び「」という。)」を削る。 を含む。)をいう。以下この条において同じ。)」、「財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株第七条第二項中「(会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するもの 組合中央金庫又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等とする。 法第二十六条第三項第二号に規定する政令で定める信用の供与等は、信用の供与等を行う商工

第十五条を削り、第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とする。

を削り、同項に次の一号を加える。 省令で定める営業所につき」に、「業務」を「商工組合中央金庫の業務」に改め、「当該営業所につき. 第十二条第二項第二号中「営業所の設置場所の特殊事情」を「本店」に、「事情により」を「主務

出をした日 商工組合中央金庫がその営業所(前号に規定する営業所を除く。)の休日として主務大臣に届 第十一条

を第十二条とする。 第十二条第三項中「前項第二号」の下に 「又は第三号」を加え、 同条を第十三条とし、

を「次項第一号において」に改め、同条を第十一条とする。 第十条第一項第一号中「以下」の下に「この条及び次条において」を加え、同項第二号中「以下

を含む。)の規定による」に、「同条第十二項」を「準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項」に 品取引法第三十四条の三第二項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合 第九条第一項中「。以下」を「。以下この条において」に、「の規定による」を「又は準用金融商 同条を第十条とする。

第八条第一項中「この条から第十条までにおいて」を削り、同条を第九条とし、第七条の二を第

及び第九項」を「第六条第一項から第三項まで、第七項、第十項及び第十一項」に改め、「、第八条五号、第十三条第二項、第十四条並びに」に改め、同条第二項ただし書中「第六条第五項、第八項 下この項及び次項において」に改める。 くは」に、「以下」を「その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。)(以 及び第五号、第十三条第二項、第十四条並びに」に改め、同条第五項中「代理又は」を「代理若し 及び第三項」に改め、同条第三項中「第十二条第二項、第十三条及び」を「第六条第十二項第三号 第一項」を削り、「第十条、第十二条第三項」を「第十条第一項、第十一条、第十三条第二項第二号 第十六条第一項ただし書中「第十二条第二項、第十三条及び」を「第六条第十二項第三号及び第

本則に次の二条を加える。

(紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定)

- **第二十二条** 法第六十条の三十五第一項第二号及び第四号二並びに法第六十条の三十七第一項にお ものは、次に掲げる指定とする。 いて準用する銀行法第五十二条の六十六及び第五十二条の八十三第三項に規定する政令で定める
- 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定

、指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外)

- 第二十三条 法第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政 令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。
- 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)第三十五条の二第一項の規定による指定
- 項の規定による指定 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第十二条の 二第一
- 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定
- 水産業協同組合法第百十八条第一項の規定による指定
- 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定
- 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項の規定による指定
- 信用金庫法第八十五条の十二第一項の規定による指定
- 長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定
- 十十九八七六五四一 労働金庫法第八十九条の十三第一項の規定による指定
- 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定
- 貸金業法 (昭和五十八年法律第三十二号)第四十一条の三十九第一項の規定による指定
- + 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定
- 十三 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第五十一条第一項の規定による指
- 農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定
- 十 十 五 四 信託業法 (平成十六年法律第百五十四号) 第八十五条の二第一項の規定による指定
- 十六 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第九十九条第一項の規定による指

条」に、「附則第二条の八」を「附則第二条の五」に改める。 附則第二項中「附則第二条の六第一項」を「附則第二条の三第一項」に、「第十四条」を 「第十五

(中小企業等協同組合法施行令の一部改正)

第 一条 中小企業等協同組合法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)の一部を次のように改正する。 第二十八条の四中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第六十条の三十五第一項の規

(農業協同組合法施行令の一部改正)

定による指定

- 第三条 農業協同組合法施行令(昭和三十七年政令第二百七十一号)の一部を次のように改正する。 第五十二条中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。
- (金融商品取引法施行令の一部改正) 十五 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項の規定による指定
- **第四条** 金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)の一部を次のように改正する。 第十九条の九中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。 十五 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項の規定による指定

(水産業協同組合法施行令の一部改正)

(特定商取引に関する法律施行令の一部改正) (信用金庫法施行令の一部改正) 第十三条の八中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。 信用金庫法施行令(昭和四十三年政令第百四十二号)の一部を次のように改正する。 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項の規定による指定

第六条 特定商取引に関する法律施行令(昭和五十一年政令第二百九十五号)の一部を次のように改 正する。

する役務の提供及び同法第六十条の三十五第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同条第 一項」を加える。 別表第二第四十五号中「及び同法」を「、同法」に改め、「第六十条の二第一項」の下に 「に規定

(銀行法施行令の一部改正)

(協同組合による金融事業に関する法律施行令の一部改正) 第十六条の十六中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える 五 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項の規定による指定 銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十号)の一部を次のように改正する

第八条 協同組合による金融事業に関する法律施行令(昭和五十七年政令第四十四号)の一部を次の ように改正する。

(労働金庫法施行令の一部改正) 第五条の十九中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。 五 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項の規定による指定

(貸金業法施行令の一部改正) 第七条の二の七中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。 十五 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項の規定による指定 労働金庫法施行令(昭和五十七年政令第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十条 十五 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第六十条の三十五第 第四条の四中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。 定による指定 貸金業法施行令(昭和五十八年政令第百八十一号)の一部を次のように改正する。 一項の規 1

(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令の一部改正)

第十一条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十一号) のように改正する。 の 一部を次 2

第十五条中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える 第十二条第二号の二中「第六条第五項第一号」を「第六条第七項第一号」 五 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項の規定による指定 に改める。

第十二条 水産業協同組合法施行令(平成五年政令第三百二十八号)の一部を次のように改正する。 第二十四条の十四中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える 五 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項の規定による指定

(保険業法施行令の一部改正)

第十三条 保険業法施行令(平成七年政令第四百二十五号)の一部を次のように改正する。 第四十四条の九中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える 定による指定 五 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第六十条の三十五第 一項の規

33

(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令の一部改正)

-四号)の一部を次のように改正する。 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八

十五 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項の規定による指定第四十二条中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

(農林中央金庫法施行令の一部改正)

第十五条 農林中央金庫法施行令(平成十三年政令第二百八十五号)の一部を次のように改正する。 (信託業法施行令の一部改正) 十五 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項の規定による指定 第五十五条中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

第十六条 信託業法施行令(平成十六年政令第四百二十七号)の一部を次のように改正する (無尽業法施行令の一部改正) 十五 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項の規定による指定 第十八条の五中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

第十七条 無尽業法施行令(平成二十一年政令第三百七号)の一部を次のように改正する。

第四条中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第六十条の三十五第 一項

の規

(資金決済に関する法律施行令の一部改正) 定による指定

第十八条 資金決済に関する法律施行令(平成二十二年政令第十九号)の一部を次のように改正する。

第二十六条に次の一号を加える。 十六 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項の規定による指定

第十九条 金融庁設置法第四条第一項第三号エに規定する指定紛争解決機関を定める政令(平成二十(金融庁設置法第四条第一項第三号エに規定する指定紛争解決機関を定める政令の一部改正) 年政令第三百八号)の一部を次のように改正する。

第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)

第六十条の三十五第

一項

の規

定による指定を受けた者

一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和七年六月十三日)から施行する。 この政令は、中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律附則第

(経過措置)

の規定により休日として届け出られた日とみなす ては同号の規定により休日として承認を受けた日と、それ以外のものにあっては同条第二項第三号 第十三条第二項第二号に規定する営業所(次項において「主たる営業所」という。)に係るものにあっ 第一条の規定による改正後の株式会社商工組合中央金庫法施行令(次項において「新令」という。) において「旧令」という。)第十二条第二項第二号の規定により休日として承認を受けている日は、 この政令の施行の際現に第一条の規定による改正前の株式会社商工組合中央金庫法施行令

ものにあっては同項第三号の規定による届出とみなす る営業所に係るものにあっては新令第十三条第二項第二号の規定による承認の申請と、それ以外の この政令の施行の際現にされている旧令第十二条第二項第二号の規定による承認の申請は、主た

内閣総理大臣 財務大臣

厚生労働大臣 農林水産大臣 

国土交通大臣 経済産業大臣 中 武野 藤

水曜日

府

令

# 〇内閣府令第五十三号

第百六十七条第五項第十四号並びに金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第一条の三の三第五号及び第六号、第二十六条の二の二第五項、第三十六条の二第一項並びに第三十六条の三金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第百六十二条の二、第百六十三条第一項ただし書、第百六十五条の二第一項ただし書、第百六十六条第六項第十二号、第百六十七条第二項ただし書及び の規定に基づき、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。 令和七年六月十一日 内閣総理大臣 石破

茂

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正)

第一条 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第十四号)の一部を次のように改正する

を付した規定(以下「対象規定」という。)は、 当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

第七条 令第一条の三の三第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 3 第六条 [略] する子会社に該当する会社又は会社計算規則(平成十八年法務省令第十三号)第二条第三項第 二の二 投資証券(法第二条第一項第十一号に掲げる投資証券をいう。以下同じ。)の発行者で [一·二 略] 一十一号に規定する関連会社に該当する会社をいう。 (出資対象事業に係る収益の配当等を受領する権利から除かれるもの) 第一項の「被支配会社等」とは、会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第三号に規定 (持株会) 号において同じ。)の役員又は従業員が当該資産運用会社又は当該特定関係法人の他の役員又 ある投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第一 継続的に行うことを約する契約(各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が二百万円に満 は代理の申込みをして行うものに限る。)を、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、 は従業員と共同して当該投資法人の投資証券の買付け(金融商品取引業者に媒介、 の資産運用会社(同法第二条第二十一項に規定する資産運用会社をいう。以下この号におい 条第十二項に規定する投資法人をいう。以下この号及び第十条第一項第二号において同じ。) て同じ。)又はその特定関係法人(法第百六十六条第五項に規定する特定関係法人をいい、そ たないものに限る。) に基づく権利 子会社(会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。)に該当する会社を含む。以下この 正 取次ぎ又 3 第七条 第六条 する子会社に該当する会社をいう。 一の二 投資証券 (法第二条第一項第十一号に掲げる投資証券をいう。以下同じ。)の発行者で [一・二 同上] (出資対象事業に係る収益の配当等を受領する権利から除かれるもの) 第一項の「被支配会社等」とは、 (持株会) 共同して当該投資法人の投資証券の買付け(金融商品取引業者に媒介、取次ぎ又は代理の申 ある投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第二 のに限る。) に基づく権利 同じ。)の役員又は従業員が当該資産運用会社又は当該特定関係法人の他の役員又は従業員と の被支配会社等(前条第三項に規定する被支配会社等をいう。)を含む。以下この号において の資産運用会社(同法第二条第二十一項に規定する資産運用会社をいう。以下この号におい 条第十二項に規定する投資法人をいう。以下この号及び第十条第一項第二号において同じ。) 行うことを約する契約(各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たないも 込みをして行うものに限る。)を、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、 同上 て同じ。)又はその特定関係法人(法第百六十六条第五項に規定する特定関係法人をいい、そ 同上 改 会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第三号に規定 正 前 継続的に

備考 表中の の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。 令和 **7** 年 **6** 月 **11** 日

2

前項第一号の

「関係会社」とは、次の各号のいずれかに該当する会社をいう。

2

同上

会社計算規則(平成十八年法務省令第十三号)第二条第三項第二十一号に規定する関連会

□:::

同上

前条第三項に規定する被支配会社等

= :

略

第一条

(一般的記載事項等)

二条 上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令(平成十五年内閣府令第二十一号)の一部を次のように改正する。 (上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令の一部改正)

に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、 改正前

27ける対象規定を改正後欄に掲ける対象

正

後

第一項第一号に掲げる事項を記載しなければならない。第一項第一号に掲げる事項を記載しなければならない。この場合においては、会社法施行規則(平成十八年法務省令第十二号)第九十五条の三間じ。)がとられているものがある場合には、これらの事項は、参考書類に記載することを要しない。この場合において準用する場合を含む。第四十四条において同じ。)の規定による法第三百二十五条の七において準用する場合を含む。第四十四条において同じ。)の規定による法第三百二十五条の七において準用する場合を含む。第四十四条において同じ。)の規定による法第三百二十五条の七において準囲する場合を含む。第四十四条において同じ。)の規定による

4 参考書類に記載すべき事項のうち、当該発行会社が会社法第三百二十五条の三第三項の規定年 参考書類に記載すべき事項のうち、当該発行会社が会社法第三百二十五条の三第一項各号に掲げる事項のうち定時株主総会に係るものに限り、議決権法第三百二十五条の三第一項各号に掲げる事項のうち定時株主総会に係るものに限り、議決権法第三百二十五条の三第一項各号に掲げる事項のうちと表別で開び。)に記載しているもの(同とを要しない。この場合においては、会社法施行規則第九十五条の三第一項第二項の規定とを要しない。この場合においては、会社法施行規則第九十五条の三第一項第二項の規定とを要しない。この場合においては、会社法施行規則第九十五条の三第一項の規定とを要しない。

|| E

を要しない。この場合においては、同条第二項に規定するものを記載しなければならない。規定する措置が執られているものがある場合には、これらの事項は、参考書類に記載することの参考書類に記載すべき事項のうち、当該発行会社により会社法施行規則第九十四条第一項に

7 || 略

(書類の写し等の提出を要しない場合)

し、株主総会参考書類が交付されている場合又は株主総会参考書類に記載すべき事項について式の発行会社の株主(当該総会において議決権を行使することができる者に限る。)の全てに対第四十四条 令第三十六条の三に規定する内閣府令で定める場合は、同一の株主総会に関して株

(一般的記載事項等)

改

正

前

第一条 同上

「同一の株主総会に関して被勧誘者に提供する参考書類に記載すべき事項のうち、株主総会参書類(会社法第三百一条第一項(同法第三百二十五条において同じ。)と成立を含む。)に規定する構立の事項は、被勧誘者に対いて「電磁的方法」という。)により提供する事項がある場合には、これらの事項は、被勧誘者に対して提供する参考書類に記載している事項又は令第三十六条の二第二項若しくは同法第二条第三十四号に規定する電磁的方法(以下この承において「電磁的方法」という。)により提供する事項がある場合には、これらの事項は、被勧誘者に対して提供する参考書類に記載することを要しない。この場合には、はいては、株主総会参考書類では議決権行使書面(同する事項があることを明らかにしなければならない。

[項を加える。]

4 || 3 || 参考書類 [同上]

\_\_のを記載しなければならない。 事項は、参考書類に記載することを要しない。この場合においては、同条第二項に規定するも事項は、参考書類に記載することを要しない。この場合においては、同条第二項に規定する措置が執られているものがある場合には、これらの4 参考書類に記載すべき事項のうち、当該発行会社により会社法施行規則(平成十八年法務省

同上

(書類の写し等の提出を要しない場合)

価証券報告書に記載されている場合であり、かつ、議決権行使書面が交付されている場合又はにより同項に規定する開示用電子情報処理組織を使用して提出の手続を行った場合における有 議決権行使書面に記載すべき事項について同条第一項の規定による電子提供措置がとられてい 総会参考書類に記載すべき事項(定時株主総会に係るものに限る。)について同条第三項の規定 会社法第三百二十五条の三第一項の規定による電子提供措置がとられている場合若しくは株主 る場合とする

備考 表中の [ ] の記載は注記である。

(有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部改正)

第三条 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十九号)の一部を次のように改正する。

定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、 .部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標

正

後

(借入れ有価証券の裏付けの確認等の適用除外)

改

第九条の三 令第二十六条の二の二第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引 りの委託の取次ぎの申込みを受けた者において確認が行われているものに限る。)とする。 当該空売りを受託した金融商品取引所の会員等及び取引所金融商品市場においてする当該空売 (第二十号から第三十六号までに掲げる取引については、当該取引として空売りを行うことが

おいて当該有価証券の発行者の子会社(同法第二条第三号に規定する子会社をいう。第二十当により割り当てられた株式(剰余金の配当の場合にあっては、その剰余金の配当の直前に 分割等、株式無償割当て、合併、会社分割、株式交換、株式移転、株式交付又は剰余金の配会社分割、株式交換、株式移転、株式交付又は剰余金の配当を行う場合において、当該株式 囲内で当該株式等と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引 れに相当するものを含む。)及び投資口(以下この号において「株式等」という。)の数量の範 あった会社の株式に限る。) 株式無償割当て(会社法第百八十五条に規定する株式無償割当てをいう。以下同じ。)、合併、 項に規定する投資口をいう。以下同じ。)の分割(以下この号において「株式分割等」という。)、 資口(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第二条第十四 益証券等」という。)に係る受益権の分割 (外国におけるこれに相当するものを含む。)及び投 三条第一号ホ、第三十条第 先出資をいう。以下同じ。)の分割、次に掲げる有価証券(以下この章において「投資信託受 一 有価証券の発行者が株式分割、優先出資証券に係る優先出資(優先出資法に規定する優 一項第六号の二及び第四十九条第一項第一号ハにおいて同じ。)で 優先出資、投資信託受益証券等に係る受益権(外国におけるこ

イ~チ

[十三~三十六 略]

2 • 3

(取引の公正の確保のため適当と認められる方法)

第二十三条 上場等株券等の発行者が次に掲げる方法により、会社法第百五十六条第一項 第八十条の二第一項の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に基づく上場等株券等の買 第百六十三条及び第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定、 付け等を行う場合には、第十七条から第二十条までの規定は適用しない。 投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の五第二項の規定により読み替えて適用する同法 (同法

第九条の三

[同上]

(借入れ有価証券の裏付けの確認等の適用除外

正

前

十二 有価証券の発行者が株式分割、 償割当て、 優先出資、 株式無償割当て(会社法第百八十五条に規定する株式無償割当てをいう。以下同じ。)、合併、 項に規定する投資口をいう。以下同じ。)の分割(以下この号において「株式分割等」という。)、 資口(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第二条第十四 益証券等」という。)に係る受益権の分割 (外国におけるこれに相当するものを含む。)及び投 先出資をいう。以下同じ。)の分割、次に掲げる有価証券(以下この章において「投資信託受 柄の有価証券の売付けを行う取引 会社分割、 び投資口(以下この号において「株式等」という。)の数量の範囲内で当該株式等と同一の銘 投資信託受益証券等に係る受益権(外国におけるこれに相当するものを含む。)及 株式交換、株式移転又は株式交付を行う場合において、当該株式分割等、株式無 合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付により割り当てられた株式、 優先出資証券に係る優先出資(優先出資法に規定する優

干三~三十六 同上]

[2・3 同上] (取引の公正の確保のため適当と認められる方法)

第二十三条 同上

略

付け等を除く。)のうち、次に掲げる要件を満たすものとして、金融商品取引所が適当と認め 取引所金融商品市場における上場等株券等の買付け等(次号に規定する上場等株券等の買

ホ| の翌日から起算して一営業日が経過する日までの間、当該方法による当該上場等株券等の 買付け等を行わないこと。 委託等を行うことについての決定をした場合にあっては、当該決定をした旨を公表した日 務の提供の対価として個人に対して行うものを除く。以下この条において同じ。)又はその 会社若しくは関連会社(会社計算規則(平成十八年法務省令第十三号)第二条第三項第二 執行を決定する機関が当該上場等株券等の売付け(当該上場等株券等の発行者又はその子 当該方法による上場等株券等の買付け等を行う前に、当該上場等株券等の発行者の業務 一号に規定する関連会社をいう。第四十九条第一項第一号ハにおいて同じ。)に対する役

取引所金融商品市場におけるマーケットメイク銘柄に係る上場等株券等の買付け等のう 次に掲げる要件を満たすものとして、金融商品取引所が適当と認める方法

イ~ニ 略]

買付け等を除く。)のうち、次に掲げる要件を満たすものとして、認可金融商品取引業協会が 店頭売買有価証券市場における上場等株券等の買付け等(次号に規定する上場等株券等の 定をした場合にあっては、当該決定をした旨を公表した日の翌日から起算して一営業日が 執行を決定する機関が当該上場等株券等の売付け又はその委託等を行うことについての決 経過する日までの間、当該方法による当該上場等株券等の買付け等を行わないこと。 当該方法による上場等株券等の買付け等を行う前に、当該上場等株券等の発行者の業務

適当と認める方法 執行を決定する機関が当該上場等株券等の売付け又はその委託等を行うことについての決 当該方法による上場等株券等の買付け等を行う前に、当該上場等株券等の発行者の業務

のうち、次に掲げる要件を満たすものとして、認可金融商品取引業協会が適当と認める方法 店頭売買有価証券市場における店頭マーケットメイク銘柄に係る上場等株券等の買付け等 経過する日までの間、当該方法による当該上場等株券等の買付け等を行わないこと。 定をした場合にあっては、当該決定をした旨を公表した日の翌日から起算して一営業日が

経過する日までの間、当該方法による当該上場等株券等の買付け等を行わないこと。 定をした場合にあっては、当該決定をした旨を公表した日の翌日から起算して一営業日が 執行を決定する機関が当該上場等株券等の売付け又はその委託等を行うことについての決 当該方法による上場等株券等の買付け等を行う前に、当該上場等株券等の発行者の業務

**第二十四条** 法第百六十三条第一項に規定する取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣 (取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権から除く議決権)

家向け売付け勧誘等を行う業務により取得した株式 項第十四号口⑴及び第六十二条第一項第二号において同じ。)を行う者が有価証券の引受け (法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。)又は売出し若しくは特定投資

府令で定めるものは、

次に掲げる株式に係る議決権とする。

有価証券関連業(法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。第五十九条第一

同上

イケニ [号の細分を加える。]

同上

イ~ニ 同上

[号の細分を加える。]

三 同上

イ~ニ

[号の細分を加える。]

四 同上

[号の細分を加える。] [イ~二 同上]

第二十四条 [同上] (取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権から除く議決権)

同上

付け勧誘等を行う業務により取得した株式 条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。)又は売出し若しくは特定投資家向け売 項第十四号口(1)及び第六十二条第二号において同じ。)を行う者が有価証券の引受け(法第二 有価証券関連業(法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。第五十九条第 同上

(報告書の提出を要しない場合)

第三十条 法第百六十三条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合 とする。

規定する被支配会社等をいう。以下同じ。)の役員又は従業員を含む。以下この号及び次号に ものと認められる場合(各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たない場 であって、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われた 株券以外のものを買い付けたときは、 投資証券の買付けを行った場合(当該上場会社等が会社法第百五十六条第一項(同法第百六 おいて同じ。)が当該上場会社等の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の株券又は 合に限る。同号において同じ。 十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき買い付けていた 上場会社等の役員又は従業員(当該上場会社等の被支配会社等(定義府令第六条第三項に 金融商品取引業者に委託等をして行った場合に限る。)

(号外第 128 号)

[三~六 略]

六の二 上場会社等(上場投資法人等に限る。以下この号において同じ。)の資産運用会社又は が二百万円に満たない場合に限る。) 当する会社を含む。以下同じ。)の役員又は従業員が当該資産運用会社又は当該特定関係法人 その特定関係法人(法第百六十六条第五項に規定する特定関係法人をいい、その子会社に該 委託等をして行った場合であって、当該買付けが の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の投資証券の買付けを金融商品取引業者に 継続的に行われたものと認められる場合(各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額 一定の計画に従い、個別の投資判断に基づ

[項を削る。] 七~十五 略

会社等を除く。)をいう。 前項第四号及び第五号に規定する関係会社とは、次の各号のいずれかに該当する会社(上場

被支配会社等

略

(特定組合等の組合員に係る売買に関する報告)

第四十条 略

 $\frac{2}{3}$ 

略

法第百六十五条の二第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合と

第三十条

同 上

(報告書の提出を要しない場合)

同上

規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき買い付けていた株券以外のもの 場合における当該他の会社の役員又は従業員を含む。以下この号及び次号において同じ。)が を買い付けたときは、金融商品取引業者に委託等をして行った場合に限る。)であって、当該 当該上場会社等の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の株券又は投資証券の買付 において同じ。) る場合(各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たない場合に限る。同号 買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められ けを行った場合(当該上場会社等が会社法第百五十六条第一項(同法第百六十五条第三項の 上場会社等の役員又は従業員(当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している

三~六 同上]

六の二 上場会社等(上場投資法人等に限る。以下この号において同じ。)の資産運用会社又は その特定関係法人(法第百六十六条第五項に規定する特定関係法人をいい、その子会社(会 合に限る。 ものと認められる場合(各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たない場 共同して当該上場会社等の投資証券の買付けを金融商品取引業者に委託等をして行った場合 同じ。)の役員又は従業員が当該資産運用会社又は当該特定関係法人の他の役員又は従業員と 号ハ、第五十九条第二項及び第六十三条第二項において同じ。)に該当する会社を含む。以下 社法第二条第三号に規定する子会社をいう。次項、第四十条第五項、第四十九条第一項第一 であって、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われた

[七~十五 同上]

- る当該他の会社とは、当該上場会社等の子会社に該当する会社をいう。 前項第二号に規定する当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合におけ
- 場会社等を除く。)をいう。 第一項第四号及び第五号に規定する関係会社とは、次の各号のいずれかに該当する会社

3 |

第三項第一号において同じ。 する関連会社をいう。第四十九条第一項第一号ハ、第五十九条第三項第一号及び第六十三条 関連会社(会社計算規則(平成十八年法務省令第十三号)第二条第三項第二十一号に規定

第四十条 同上

(特定組合等の組合員に係る売買に関する報告)

三・三 同上

[2:3] 同上]

4 同上

同上

- 一回当たりの拠出金額が二百万円に満たない場合に限る。)を行った場合とない数の株式のみに係る供券の問人が表面、同号において同じ。)であり、共同して社等の被支配会社等の秩券の買付けを行うことを約する契約に基づくものに限る。以下この号及び次号において同じ。)の組合員が当該上場会社等の株券の買付けを行うことを約する契約に基づくものに限る。以下この号及び次号において同じ。)の組合員が当該上場会社等の株券の買付けを行うことを約する契約に基づくものに限る。以下この号及び次号において同じ。)の組合員が当該上場会に限る。)であって、当該買付けが一定の計画に従い、品取引業者に委託等をして行った場合に限る。)であって、当該買付けが一定の計画に従い、品取引業者に委託等をして行った場合に限る。)であって、当該買付けが一定の計画に従い、品取引業者に委託等をして行った場合に限る。)であって、当該買付けが一定の計画に従い、品取引業者に委託等をして行った場合に限る。)であって、当該買付けが一定の計画に従い、品取引業者に委託等をして行った場合に限る。)であって、当該買付けが一定の計画に従い、品取引業者に表記を対して同じ。)であり、共同して社等の報合員が当該上場会社等の報告員の全員が上場会社等の役員又は従業員(当該上場会社等の株式のみに係る株券に限る。)の売付けに限る。)を行った場合
- 三 特定組合等の組合員が信託業を営む者と信託財産を当該上場会社等の株式の数に係る当該上場会社等の株券の売付けに限る。)を行った場合であって、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合(当該特定組合等の組合員を委託者とする信託財産と他の特定組合等の組合員を委託者とする信託財産と他の特定組合等の組合員を委託者とする信託財産と他の特定組合等の組合員を委託者とする信託財産とが合同して運用される場合に限る。)又は当該信託業を営む者が当該特定組合等の組合員の指図に基づき当該上場会社等の株券の売付け(当該特定組合等の組合員が信託業を営む者とする信託財産を当該上場会社等の株券に対する投資とに満たない数の株式のみに係る株券に限る。)の売付けに限る。)を行った場合に満たない数の株式のみに係る株券に限る。)の売付けに限る。)を行った場合に満たない数の株式のみに係る株券に限る。)の売付けに限る。)を行った場合に満たない数の株式のみに係る株券に限る。)の売付けに限る。)を行った場合
- 四 特定組合等(当該特定組合等の組合員の全員が上場会社等の株式の数に満たない数の以下この号及び次号において同じ。)の組合員が当該上場会社等の株券の売付け(当該特定組合等を脱退する各組合員の持分に係る当該具が当該上場会社等の株券の売付け(当該特定組合等を脱退する各組合員の持分に係る当該員が当該上場会社等の株券の売付け(当該特定組合等を脱退する各組合員の持分に係る当該員が当該上場会社等の株券の売付け(当該特定組合等を脱退する各組合員の持分に係る当該上場会社等の株券の保るの株券の関付けを行うことを約する契約に基づくものに限る。上場会社等の株券に限る。)の売付けに限る。同号において同じ。)又は当該特定組合等の組合員が当該上場会社等の株券の関付けを行うことを約する契約に基づくものに限る。上場会社等の株券に限る。)の売付けに限る。)を行った場合
- 特定組合等の組合員が信託業を営む者と信託財産を当該上場会社等の株券に対する投資とに満たない数の株式のみに係る株券に限る。)の売付けに限る。)を行った場合に満たない数の株式のみに係る株券に限る。)の売付けに限る。)を行った場合であって、当該買付けが担合員の指図に基づき当該上場会社等の株券の売付け(当該特定組合等の組合員を委託者とする信託財産と他の特定組合等の組合員を委託者とする信託財産と他の特定組合等の組合員を委託者とする信託財産と他の特定組合等の組合員を委託者とする信託財産と他の特定組合等の組合員を委託者とする信託財産と他の特定組合等の組合員が信託業を営む者が当該特定組合等の組合員の指図に基づき当該上場会社等の株券の売付け(当該信託業を営む者が当該特定組合等の組合員の指図に基づき当該上場会社等の株券の売付けに限る。)を行った場合に満たない数の株式のみに係る株券に限る。)の売付けに限る。)を行った場合に満たない数の株式のみに係る株券に限る。)の売付けに限る。)を行った場合に満たない数の株式のみに係る株券に限る。)の売付けに限る。)を行った場合
- み、個人にあってはその事業に関して当該上場会社等と取引関係にある場合に限る。)をいう。の指定する当該上場会社等と取引関係にある者(法人その他の団体にあってはその役員を含六 特定組合等(当該特定組合等の組合員の全員が上場会社等の取引関係者(当該上場会社等

- 二 特定組合等(当該特定組合等の組合員の全員が上場会社等の役員又は従業員 (当該上場会工の場合に限る。同号において同じ。) であり、共同して当該上場会社等の株券の買付けを行った場合(当該上場会社等が会社法第百五十六条第一項(同法第百六十五条券の買付けを行った場合(当該上場会社等が会社法第百五十六条第一項(同法第百六十五条券の買付けを行った場合(当該上場会社等が会社法第百五十六条第一項(同法第百六十五条券の買付けを行った場合(当該上場会社等が会社法第百五十六条第一項(同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の組合員が当該上場会社等の株券の買付けを行うて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものとで、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものとで、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものとで、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものといる。同号において同じ。)
- 託財産とが合同して運用される場合に限る。) 一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合(当一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合(当組合員の指図に基づき当該上場会社等の株券の買付けを行った場合であって、当該買付けがして運用することを目的とする信託契約を締結し、当該信託業を営む者が当該特定組合等のとて運用することを目的とする信託契約を締結し、当該信託業を営む者が当該特定組合等の出合員が信託業を営む者と信託財産を当該上場会社等の株券に対する投資と
- 託財産とが合同して運用される場合に限る。)
  五 特定組合等の組合員を委託者とする信託財産と他の特定組合等の組合員を委託者とする信該特定組合等の組合員を委託者とする信託財産と他の特定組合等の組合員を委託者とする信託財産と他の特定組合等のと認められる場合(当定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合(当定の計画に送いる。当該宣信託契約を締結し、当該信託業を営む者が当該特定組合等の工、特定組合等の組合員が信託業を営む者と信託財産を当該上場会社等の株券に対する投資と
- み、個人にあってはその事業に関して当該上場会社等と取引関係にある場合に限る。)をいう。の指定する当該上場会社等と取引関係にある者(法人その他の団体にあってはその役員を含六 特定組合等(当該特定組合等の組合員の全員が上場会社等の取引関係者(当該上場会社等

が当該上場会社等の株券の売付け(当該特定組合等を脱退する各組合員の持分に係る当該上者の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たない場合に限る。)又は当該特定組合等の組合員に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合(各取引関係 場会社等の株券(会社法第百八十八条第一項に規定する一単元の株式の数に満たない数の株 の買付けを金融商品取引業者に委託等をして行った場合であって、当該買付けが一定の計画 する契約に基づくものに限る。以下この号において同じ。)の組合員が当該上場会社等の株券 以下この号において同じ。)であり、共同して当該上場会社等の株券の買付けを行うことを約 式のみに係る株券に限る。)の売付けに限る。)を行った場合

[項を削る。]

5 | 会社等を除く。)をいう。 前項第四号に規定する関係会社とは、 第三十条第二項各号のいずれかに該当する会社 (上場

(重要事実に係る規制の適用除外)

第五十九条 法第百六十六条第六項第十二号に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する 合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 決定された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等の計画の実行として売買等をする場 に関する契約の履行又は上場会社等に係る同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に 業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等

限る。同号において同じ。) 的に行われる場合(各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たない場合に 場合に限る。) であって、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続 以下この号及び次号において同じ。)が当該上場会社等の他の役員又は従業員と共同して当該 づき買い付けた株券以外のものを買い付けるときは、金融商品取引業者に委託等をして行う 上場会社等の株券又は投資証券の買付けを行う場合(当該上場会社等が会社法第百五十六条 上場会社等の役員又は従業員(当該上場会社等の被支配会社等の役員又は従業員を含む。 一項(同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基

[項を削る。] 五~十四

水曜日

会社等を除く。)をいう。 前項第六号及び第七号に規定する関係会社とは、次の各号のいずれかに該当する会社

被支配会社等

二・三 略

令和 **7** 年 **6** 月 **1 1** 日

(株券等に係る買付け等に準ずるもの)

第六十条 令第三十三条の三第七号に規定する内閣府令で定めるものは、 について、当該各号に定めるものとする。 次の各号に掲げる取引

数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者(売方関連株券等の場合にあっては、 払う立場の当事者。 条の二を除き、以下同じ。)に係る法第二条第二十一項第二号に掲げる取引 株券等(法第百六十七条第一項に規定する株券等をいう。第六十二条第 以下この条及び次条において同じ。)となるもの 現実数値が約定 一項及び第六十二 、 支

三~十六 略

者に委託等をして行った場合であって、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に する契約に基づくものに限る。)の組合員が当該上場会社等の株券の買付けを金融商品取引業 が二百万円に満たない場合に限る。 基づかず、継続的に行われたものと認められる場合(各取引関係者の一回当たりの拠出金額 以下この号において同じ。)であり、共同して当該上場会社等の株券の買付けを行うことを約

[七~十三 同上]

6 |

5 | \_る当該他の会社とは、当該上場会社等の子会社に該当する会社をいう。 前項第二号に規定する当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合におけ

場会社等を除く。)をいう 第四項第四号に規定する関係会社とは、第三十条第三項各号のいずれかに該当する会社 £

(重要事実に係る規制の適用除外)

第五十九条 同 上

の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たない場合に限る。同号において同じ。) 場合における当該他の会社の役員又は従業員を含む。以下この号及び次号において同じ。)が 付けるときは、金融商品取引業者に委託等をして行う場合に限る。)であって、当該買付けが 定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき買い付けた株券以外のものを買い 当該上場会社等の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の株券又は投資証券の買付 けを行う場合(当該上場会社等が会社法第百五十六条第一項(同法第百六十五条第三項の規 一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合(各役員又は従業員 上場会社等の役員又は従業員(当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している

五~十四 同上

3 | 2 | る当該他の会社とは、当該上場会社等の子会社に該当する会社をいう。 前項第四号に規定する当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合におけ

場会社等を除く。)をいう。 第一項第六号及び第七号に規定する関係会社とは、次の各号のいずれかに該当する会社

関連会社

(上場

三・三 同上

(株券等に係る買付け等に準ずるもの)

第六十条 同上

三~十六 場の当事者。以下この条及び次条において同じ。)となるもの 上回った場合に金銭を受領する立場の当事者(売方関連株券等の場合にあっては、 を除き、以下同じ。)に係る法第二条第二十一項第二号に掲げる取引 現実数値が約定数値を 株券等(法第百六十七条第一項に規定する株券等をいう。第六十二条及び第六十二条の二

(公開買付け等事実に係る軽微基準

第六十二条 法第百六十七条第二項ただし書に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微な 事実をいう。第六十三条第一項において同じ。)のうち令第三十一条に規定する買集め行為に係 るものであって、次の各号のいずれかに該当することとする。 ものとして内閣府令で定める基準は、公開買付け等事実(同条第三項に規定する公開買付け等

の二・五未満であるものに係ること。 九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下この条において同じ。)の数の百分 いう。以下この項において同じ。)の数が当該株券等の発行者の総株主等の議決権(法第二十 当該買集め行為により各年において買い集める株券等(令第三十一条に規定する株券等を

当該共同して買い集める者を含む。以下この号において同じ。)との間で、共同して当該株券 譲り受けることを合意している者に限る。)を相手方として行うものに係ること 権利を行使すること又は当該株券等を買い集めた後に相互に当該株券等を譲渡し、 等を取得し、若しくは譲渡し、若しくは当該株券等の発行者の株主としての議決権その他の 次に掲げる者(株券等を買い集める者(その者と共同して買い集める者がいる場合には、

以下この条において同じ。)の被支配法人等 株券等を買い集める者である個人(その配偶者並びに一親等内の血族及び姻族を含む。

じ。)を被支配法人等とする個人 株券等を買い集める者である法人等(法人その他の団体をいう。以下この条において同

[項を加える。]

2 | 当該他の法人等は、当該個人の被支配法人等とみなして、前項第三号及びこの項の規定を適用 第一項又は第百四十八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項、 含む。次項において「対象議決権」という。)を自己又は他人の名義をもって保有する場合には、 する場合を含む。)の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を る数の議決権(社債、 個人とその被支配法人等が合わせて他の法人等の総株主等の議決権の数の百分の五十を超え 項、 第二百三十九条第一項及び第二百七十六条(第二号に係る部分に限る。)において準用 株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第百四十七条 第二百三十五条

の百分の五十を超える数の対象議決権を自己又は他人の名義をもって保有する場合における当 該他の法人等をいう。 第一項第三号及び前項の「被支配法人等」とは、個人が他の法人等の総株主等の議決権の数

(公開買付け等に係る規制の適用除外

第六十三条 法第百六十七条第五項第十四号に規定する公開買付者等の公開買付け等事実を知る うち内閣府令で定める場合は、 券等に係る買付け等若しくは売付け等の計画の実行として買付け等又は売付け等をする場合の の履行又は公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に決定された当該公開買付け等に係る株 前に締結された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等に関する契約 次に掲げる場合とする。

□〜三 略

第六十二条 (公開買付け等事実に係る軽微基準) 同上

九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。)の百分の二・五未満であるものに係る いう。以下この条において同じ。)の数が当該株券等の発行者の総株主等の議決権(法第二十 当該買集め行為により各年において買い集める株券等(令第三十一条に規定する株券等を

ے ع

二同上

[号を加える。

[項を加える。]

(公開買付け等に係る規制の適用除外)

第六十三条 同上

□〜三 同上

第

(罰則に関する経過措置)

四

が二百万円に満たない場合に限る。同号において同じ。 の被支配会社等の役員又は従業員を含む。以下この号及び次号において同じ。)が当該発行者 の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合(各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額 取引業者に委託等をして行う場合に限る。)であって、当該買付けが一定の計画に従い、個別 する場合を含む。)の規定に基づき買い付けた株券以外のものを買い付けるときは、 発行者が会社法第百五十六条第一項(同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用 の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券又は投資証券の買付けを行う場合(当該 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者の役員又は従業員(当該発行者 金融商品

五~十四

2 | 前項第六号及び第七号に規定する関係会社とは、次のいずれかに該当する会社(上場会社等

[項を削る。]

を除く。)をいう。

号において同じ。) る。)であって、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行わ れる場合(各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たない場合に限る。 む。以下この号及び次号において同じ。)が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該 が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社の役員又は従業員を含 けた株券以外のものを買い付けるときは、金融商品取引業者に委託等をして行う場合に限 法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の規定に基づき買い付 発行者の株券又は投資証券の買付けを行う場合(当該発行者が会社法第百五十六条第一項(同 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者の役員又は従業員(当該発行者 司

五~十四 同上]

2 |

該他の会社とは、当該発行者の子会社に該当する会社(上場会社等を除く。)をいう 第一項第六号及び第七号に規定する関係会社とは、次のいずれかに該当する会社(上場会社 前項第四号に規定する当該発行者が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当

||等を除く。)をいう。

3 |

三・三 同上 関連会社

備考 表中の の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

[二·三 略]

被支配会社等

官 第 一条 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 (金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正) なお従前の例による

一条 この府令は、令和七年六月十二日から施行する。ただし、第三条中有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第二十三条の改正規定は、同年八月一日から施行する。

第三条 金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)の一部を次のように改正する。 次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める

改 正

第百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、 (業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの) 次に掲げる状況とする。

を講じていないと認められる状況

三十八~三十六 略

2 5 16

[イ・ロ 略]

一十七 令第三十一条に規定する買集め行為であって、取引等規制府令第六十二条に定める基 □ ~二十六

表中の「 の記載は注記である。

(同条第一項第二号に係るものに限る。)に係るものを行う場合において、次に掲げる措置

第百二十三条 (業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの) 同上

正

前

二十七 令第三十一条に規定する買集め行為であって、取引等規制府令第六十二条に定める基 [一~二十六 同上] 準 (同条第二号に係るものに限る。)に係るものを行う場合において、次に掲げる措置を講じ

ていないと認められる状況

三十八~三十六 「イ・ロ 同上」 同上

る。 株式会社商工組合中央金庫法 (平成十九年法律第七十四号) を実施するため、

令和七年六月十一日

〇内閣府令第五十四号

内閣総理大臣 石破 茂 金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定め

用金庫法第八十九条第九項、労働金庫法第九十四条第五項、協同組合による金融事業に関す

農業協同組合法第九十二条の五の九第

項、

水産業協同組合

法律第六条の五第一項において準用する場合を含む。)、第五十二条の六十一の十五第三項(信

る法律第六条の五の十第一項、

の六十の三十三第二項(信用金庫法第八十九条第七項及び協同組合による金融事業に関する

による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する場合を含む。)、

合を含む。)、第五十二条の六十の二十一第三項

条の六十一の二十七第二項(これらの規定を同法第四十七条第二項の規定により適用する場

(信用金庫法第八十九条第七項及び協同組合

第五十二条

六十の八第二項の規定により適用する銀行法第五十二条の六十一の十五第三項及び第五十二金融事業に関する法律第六条の四の二第一項において準用する場合を含む。)、第五十二条の

項(これらの規定を同法第四十七条第二項の規定により適用する場合並びに長期信用銀行法

労働金庫法第九十四条第三項及び協同組合による

信用金庫法第八十九条第五項、

次の表により、 金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令(平成四年大蔵省令第六十九号)の一部を次のように改正する。 金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

同上

正

前

1 された検査については、この限りでない。 が携帯すべきその身分を示す証明書又は証票は、 同法第百九十四条の七第二項及び第三項、預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第百三 合を含む。)及び第二項、 含む。)、第二十七条の二十二第一項 二十七第一項、第百八十五条の五並びに第百八十七条第一項第四号の規定に基づく検査並びに 号)第百三十七条第二項及び第三項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十 (昭和二十三年法律第二十五号)第二十六条第一項(同法第二十七条において準用する場合を 年法律第二十二号)第二十二条第六項及び第七項の規定により証券取引等監視委員会に委任 次の各号に掲げる法令の規定により、 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成十二年法律第百 第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五第一項、第二十七条の (同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場 検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員 別紙様式一による。ただし、 金融商品取引法 1

用金庫法第八十九条第九項、労働金庫法第九十四条第五項、協同組合による金融事業に関す 四十六条第三項、長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第十六条第三項及び第 の六十の三十三第二 による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する場合を含む。)、第五十二条 条の六十一の二十七第二項(これらの規定を同法第四十七条第二項の規定により適用する場 六十の八第二項の規定により適用する銀行法第五十二条の六十一の十五第三項及び第五十二 第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項及び協同組合による 項(これらの規定を同法第四十七条第二項の規定により適用する場合並びに長期信用銀行法 六十の二第二項の規定により適用する銀行法第二十五条第三項及び第五十二条の五十四第二 び農林中央金庫法第九十五条の三第二項の規定により適用する場合を含む。)、第五十二条の する場合並びに農業協同組合法第九十二条の三第二項、水産業協同組合法第百七条第二項及 第九十二条の四第一項、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第百八条第 業に関する法律第六条の四の二第一項、農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号) 第十七条において準用する場合を含む。)、第五十二条の五十四第二項(長期信用銀行法第十 行法第十七条において準用する場合を含む。)、第五十二条の三十二第三項(長期信用銀行法 和二十八年法律第二百二十七号)第九十四条第一項並びに協同組合による金融事業に関する る法律第六条の五の十第一項、 法律第六条の五第 合を含む。)、第五十二条の六十の二十一第三項(信用金庫法第八十九条第七項及び協同組合 金融事業に関する法律第六条の四の二第一項において準用する場合を含む。)、第五十二条の 信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。)、第五十二条の十二第二 法律(昭和二十四年法律第百八十三号)第六条第一項において準用する場合を含む。)、 十七条、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十九条第一項、労働金庫法(昭 **―七条第二項の規定により適用する銀行法第二十五条第三項、第五十二条の八第二項(長期** 項及び農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十五条の四第一項において準用 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二十五条第三項(同法第四十三条第三項及び第 信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事 二項(信用金庫法第八十九条第七項及び協同組合による金融事業に関する 一項において準用する場合を含む。)、第五十二条の六十一の十五第三項(信 農業協同組合法第九十二条の五の九第一項、 二項(長期信用銀 水産業協同組合 第四

> 和二十八年法律第二百二十七号)第九十四条第一項並びに協同組合による金融事業に関する 四十六条第三項、 び農林中央金庫法第九十五条の三第二項の規定により適用する場合を含む。)、第五十二条の する場合並びに農業協同組合法第九十二条の三第二項、 第九十二条の四第一項、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第百八条第 業に関する法律第六条の四の二第一項、農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十一 第十七条において準用する場合を含む。)、第五十二条の五十四第二項 行法第十七条において準用する場合を含む。)、第五十二条の三十二第三項(長期信用銀行法 法律(昭和二十四年法律第百八十三号)第六条第一項において準用する場合を含む。)、 十七条、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十九条第一項、労働金庫法(昭 六十の二第二項の規定により適用する銀行法第二十五条第三項及び第五十二条の五十四第二 信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。)、第五十二条の十二第二項(長期信用銀 十七条第二項の規定により適用する銀行法第二十五条第三項、 | 項及び農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十五条の四第一項において準用 銀行法 信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事 (昭和五十六年法律第五十九号)第二十五条第三項(同法第四十三条第三項及び 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第十六条第三項及び第 水産業協同組合法第百七条第二項及 第五十二条の八第二項(長期 (長期信用銀行法第十 一号 第四

四年法律第百八十一号)第六十九条の五、資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十 の五の九第六項、農業協同組合法第九十二条の五の八第六項、水産業協同組合法第百十六条 びに信用金庫法第八十五条の三の二第二項及び第八十五条の十一第六項、労働金庫法第八十 法第百十七条第一項及び農林中央金庫法第九十五条の五の十第一項において準用する場合が 百二十条第一項、農林中央金庫法第九十五条の八第一項、中小企業等協同組合法(昭和二十 法律第六条の五の十四第一項、農業協同組合法第九十二条の八第一項、水産業協同組合法第 庫法第八十九条第十一項、 銀行法第十七条、無尽業法(昭和六年法律第四十二号)第三十五条の二の三第一項、 の九第六項の規定により適用する場合を含む。)並びに第五十二条の八十一第三項(長期信用 の五の八第六項、水産業協同組合法第百十六条第六項並びに農林中央金庫法第九十五条の五 む。)、第五十二条の六十一の二十七第二項(信用金庫法第八十九条第九項、労働金庫法第九 第六項並びに農林中央金庫法第九十五条の五の九第六項の規定により適用する場合を含 九条の十二第六項、 適用する場合を含む。)及び株式会社商工組合中央金庫法 九号)第百一条第一項(同法第三十七条の二第二項及び第六十二条の八第二項の規定により に関する法律第六条の四の四第二項及び第六条の五の九第六項、農業協同組合法第九十二条 び第八十五条の十一第六項、労働金庫法第八十九条の十二第六項、 十五条の五の十第一項において準用する場合並びに信用金庫法第八十五条の三の二第二項及 法第九十二条の五の九第一項、 十四条第五項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十第一項、農業協同組合 十条の三十七第一項において準用する場合を含む。) 協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の四第二項及び第六条 労働金庫法第九十四条第七項、協同組合による金融事業に関する 水産業協同組合法第百十七条第一項及び農林中央金庫法第九 (平成十九年法律第七十四号) 第六 協同組合による金融事業 信用金

一の二~二十六 略

官

の二十九第二項 株式会社商工組合中央金庫法第五十八条第三項、 第六十条の十七第三項及び第六十条

[二十八~四十二 略

水曜日

備考

四年法律第百八十一号)第六十九条の五及び資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五 十九号)第百一条第一項 庫法第八十九条第十一項、 の五の八第六項、水産業協同組合法第百十六条第六項並びに農林中央金庫法第九十五条の五 第六項並びに農林中央金庫法第九十五条の五の九第六項の規定により適用する場合を含 の五の九第六項、農業協同組合法第九十二条の五の八第六項、水産業協同組合法第百十六条 びに信用金庫法第八十五条の三の二第二項及び第八十五条の十一第六項、労働金庫法第八十 法第百十七条第一項及び農林中央金庫法第九十五条の五の十第一項において準用する場合並 百二十条第一項、 法律第六条の五の十四第一項、農業協同組合法第九十二条の八第一項、水産業協同組合法第 銀行法第十七条、無尽業法(昭和六年法律第四十二号)第三十五条の二の三第一項、信用金 の九第六項の規定により適用する場合を含む。)並びに第五十二条の八十一第三項(長期信用 び第八十五条の十一第六項、労働金庫法第八十九条の十二第六項、協同組合による金融事業 法第九十二条の五の九第一項、水産業協同組合法第百十七条第一項及び農林中央金庫法第九 十四条第五項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十第一項、農業協同組合 む。)、第五十二条の六十一の二十七第二項(信用金庫法第八十九条第九項、 九条の十二第六項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の四第二項及び第六条 り適用する場合を含む。)において準用する場合を含む。 に関する法律第六条の四の四第二項及び第六条の五の九第六項、農業協同組合法第九十二条 十五条の五の十第一項において準用する場合並びに信用金庫法第八十五条の三の二第二項及 農林中央金庫法第九十五条の八第一項、中小企業等協同組合法(昭和二十 (同法第三十七条の二第二項及び第六十二条の八第二項の規定によ 労働金庫法第九十四条第七項、協同組合による金融事業に関する 労働金庫法第九

[一の二~二十六 同上

二十七 十条の十七第三項及び第六十条の二十九第二項 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第五十八条第三項、

第六

2 5 4 三十八~四十二 同上

同上

表中の の記載は注記である

### 附 則

令和 **7** 年 **6** 月 **1 1** 日

〇 経財内

程済産業省 財務、省令第四号 内閣府

この府令は、 中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律(令和五年法律第六十一号) 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和七年六月十三日) から施行する。

府 令 省 令

を改正する命令を次のように定める。 式会社商工組合中央金庫法施行令(平成十九年政令第三百六十七号)の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、 ・小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律(令和五年法律第六十一号)の一部の施行に伴い、並びに株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)及び株 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部

令和七年六月十

経済産業大臣 内閣総理大臣 財務大臣 武藤 加藤 石破 容勝治信茂

次の表のように改める。 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)の一部を次のように改正する。 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

(傍線部分は改正部分)

第三条 3 • 4 2 第一条 第二条 2 • 二 三 規定する本店をいう。以下同じ。)及び支店(前項に規定する支店をいう。以下この項において、 法第二条第一項及び第二項に規定する種類の変更とは、商工組合中央金庫の本店(第二項に 第八章 第七章 第六章 第五章 第四章 第三章 第二章 第一章 五・六 (略) 出張所の種類の変更をする場合 同じ。)以外の営業所(以下「出張所」という。)から支店へ並びに支店から出張所への変更をい (外国における営業所の設置等の認可の申請等) (営業所等の設置等の届出等) (営業所等の定義等) 本の充実の状況が同項の規定により主務大臣等が定める基準に照らし適当であること。 られるものである場合を除き、商工組合中央金庫並びに商工組合中央金庫及びその子会社等 外の時間においてのみその業務を営むものに限る。)の設置、移転又は廃止をする場合 営むものに限る。)の設置をする場合 に規定する休日以外の日の第六十七条第一項に規定する営業時間の全部においてその業務を (略) (法第二十三条第一項第二号に規定する子会社等をいう。次章を除き、以下同じ。)の自己資 営業所(第一号に規定する営業所及び前号に規定する出張所を除き、法第三十一条第一項出張所(前号に規定する営業所に該当するものを除く。)の設置、移転又は廃止をする場合 当該営業所の設置又は種類の変更が商工組合中央金庫の経営の健全性確保に資すると認め 営業所(法第三十一条第一項に規定する休日又は第六十七条第一項に規定する営業時間以 略) 子会社等(第六十九条—第七十八条) 業務(第八条―第六十八条) 総則 監督(第八十八条・第八十九条) 計算(第七十九条—第八十七条) 商工組合中央金庫電子決済等代行業(第八十九条の二―第八十九条の三十) 指定紛争解決機関(第八十九条の三十一―第八十九条の四十四 (第九十条-第九十三条) (第一条—第七条) 改 正 後 第一条 3 • 4 第二条 2 • 二| 三| 第五章 第四章 第三章 <u>=</u> = 業所(以下「出張所」という。)から支店へ並びに支店から出張所への変更をいう。 規定する本店をいう。以下同じ。)及び支店(前項に規定する支店をいう。以下同じ。)以外の営 第七章 第六章 次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。 (新設) (外国における営業所の設置等の認可の申請等 (新設) (新設) (新設) 法第二条第一項及び第二項に規定する種類の変更とは、商工組合中央金庫の本店 (営業所等の定義等) 主務大臣等は、前項の規定による営業所の設置又は種類の変更の認可の申請があったときは、 (営業所等の設置等の届出等) 況が同項の規定により主務大臣等が定める基準に照らし適当であること。 られるものである場合を除き、商工組合中央金庫並びに商工組合中央金庫及びその子会社等 当該営業所の設置又は種類の変更が商工組合中央金庫の経営の健全性確保に資すると認め (法第二十三条第一項第二号に規定する子会社等をいう。以下同じ。)の自己資本の充実の状 出張所の設置、 法第二条第一項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 監督(第八十八条・第八十九条) 計算(第七十九条—第八十七条) 子会社等 (第六十九条—第七十八条) 業務 (第八条-第六十八条) 総則 雑則 (第九十条—第九十三条) 略) 商工組合中央金庫電子決済等代行業(第八十九条の二―第八十九条の三十) (第一条—第七条) 移転又は廃止をする場合 改 正 前

## 第八条

(金銭債権の証書の範囲)

(略)

略)

コマーシャル・ペーパー

一个六 住宅抵当証書

二条第二項に規定する銀行業をいう。第七十条第二項第三号において同じ。)を営む者その他七 外国の法人の発行する証券又は証書で銀行業(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第 の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利 を表示するもの

(特定社債に準ずる有価証券)

第九条 法第二十一条第四項第六号に規定する有価証券として主務省令で定めるものは、金融商 法律第二十五号)第二条第一項第四号又は第五号に掲げるものの性質を有するものに限る。)で 品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第十五条の十七第一項第二号又は同条第三 号に規定する譲渡資産が、金銭債権(法第二十一条第四項第六号に規定する金銭債権をいう。 あって、金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)第四十条第一 項に規定する有価証券(同項に規定する有価証券については、金融商品取引法(昭和二十三年 以下この条において同じ。)又は金銭債権を信託する信託の受益権であるものとする。 (デリバティブ取引)

第十条 法第二十一条第四項第十六号及び第十七号に規定する主務省令で定めるものは、 第二号口において同じ。)のうち、次に掲げる取引以外の取引とする。 ティブ取引(金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。第四十八条 デリバ

(略)

(リース契約の要件)

水曜日

第十一条の二 法第二十一条第四項第二十二号イに規定する主務省令で定めるものは、 において同じ。)の中途において契約の解除をすることができない旨の定めがないものであっ の他の物件を使用させる契約のうち使用期間(同号イに規定する使用期間をいう。以下この項 れているものとする。 当該契約を解除する場合において、 相手方が、当該契約に係る使用期間の中途において当該契約に基づく義務に違反し、又は 未経過期間に係る使用料のおおむね全部を支払うこととさ 機械類そ

2 | 法第二十一条第四項第二十二号ロに規定する主務省令で定める費用は、 利子及び手数料の額

(地域の活性化等に資する業務)

令和 **7** 年 **6** 月 **11** 日

第十一条の三 おいても、商工組合中央金庫の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものに 業務(商工組合中央金庫の保有する人材、情報通信技術、設備その他の商工組合中央金庫の営 限る。)とする に経営資源を取得する場合にあっては、需要の状況によりその相当部分が活用されないときに む同条第一項各号に掲げる業務に係る経営資源に加えて、 法第二十一条第四項第二十五号に規定する主務省令で定めるものは、 次に掲げる業務の遂行のために新た 次に掲げる

(金銭債権の証書の範囲

第八条 法第二十一条第四項第五号に規定する主務省令で定める証書をもって表示されるもの 次に掲げるものとする。

コマーシャルペーパー

住宅抵当証券

七 外国の法人の発行する証券又は証書で銀行業(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号) 二条第二項に規定する銀行業をいう。以下同じ。)を営む者その他の金銭の貸付けを業として 行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもの

(略

(特定社債に準ずる有価証券)

第九条 法第二十一条第四項第六号に規定する有価証券として主務省令で定めるものは、金融 項に規定する譲渡資産が、指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権であるものあって、金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)第四十条第一 法律第二十五号)第二条第一項第四号又は第五号に掲げるものの性質を有するものに限る。)で 項に規定する有価証券(同項に規定する有価証券については、金融商品取引法(昭和二十三年 品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第十五条の十七第一項第二号又は同条第三 とする。

第十条 法第二十一条第四項第十六号及び第十七号に規定する主務省令で定めるものは、 品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引のうち、次に掲げる取引以外の取引とす

(デリバティブ取引)

略

(新設)

(新設)

- 事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言並び を行う場合における個人に限る。)をいう。以下同じ。)の経営に関する相談の実施、当該他の にこれらに関連する事務の受託(以下「経営相談等業務」という。) 他の事業者等(法人その他の団体及び事業を行う個人(当該事業の利益のためにする行為
- 営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等 される労働者でないものに限る。) する労働者派遣の対象となるものに限る。第七十二条の二第三号において同じ。)が常時雇用 派遣労働者(同条第二号に規定する派遣労働者をいい、業として行われる同条第一号に規定 相談等業務その他の商工組合中央金庫の営む業務に関連して行うものであって、その事業の に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第三号に規定する労働者派遣事業(経営 高度の専門的な能力を有する人材その他の商工組合中央金庫の利用者である事業者等の経
- 中央金庫が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、 開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。)又はプログラムの設計、 はこれに準ずるものに係るものに限る。)を行う業務 販売(プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。) 若しくは保守(商工組合 しくは保守 他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、 (商工組合中央金庫が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、 、若しくは作成したプログラム又 若しくは 作成、 開発若

(算定割当量の取得等) 商工組合中央金庫の利用者について定期的に又は随時通報を受けて巡回訪問を行う業務 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務

第十一条の四 略)

官

(商工組合中央金庫業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置)

第十一条の五 法第二十二条の五第二項第一号に規定する主務省令で定める者は、次に掲げるい ずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談(消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)第十 五年以上である者とする。 二条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。) に応ずる業務に従事した期間が通算して

- 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格
- 立された法人をいう。)が付与する消費生活アドバイザーの資格 一般財団法人日本産業協会(大正七年二月二十六日に財団法人国産奨励会という名称で設
- 称で設立された法人をいう。)が付与する消費生活コンサルタントの資格 一般財団法人日本消費者協会(昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名
- 2 の各号のいずれかとする。 法第二十二条の五第二項第一号に規定する苦情処理措置として主務省令で定める措置は、 次
- 次に掲げる全ての措置を講じること。
- ること。 以下同じ。)の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備す 規定する商工組合中央金庫業務をいう。次項第一号において同じ。)に関する苦情をいう。 商工組合中央金庫業務関連苦情(商工組合中央金庫業務(法第六十条の三十五第二項に

(算定割当量の取得等)

第十一条の二

(新設)

- $\Box$ 内規則(当該業務に関する商工組合中央金庫内における責任分担を明確化する規定を含む ものに限る。)を整備すること。 商工組合中央金庫業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するための社
- 口の社内規則を公表すること。 商工組合中央金庫業務関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びにイの業務運営体制及び
- 認定投資者保護団体をいう。次項第一号及び第六十条第一項第十七号において同じ。)が行う 次項第一号において同じ。)又は認定投資者保護団体(同法第七十九条の十第一項に規定する 用する場合を含む。)の規定により金融商品取引業協会 (同法第二条第十三項に規定する認可 苦情の解決により商工組合中央金庫業務関連苦情の処理を図ること。 金融商品取引業協会又は同法第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。 金融商品取引法第七十七条第一項 (同法第七十八条の六及び第七十九条の十二において準
- あっせんにより商工組合中央金庫業務関連苦情の処理を図ること。 消費者基本法(昭和四十三年法律第七十八号)第十九条第一項又は第二十五条に規定する
- う。次項第五号において同じ。)が実施する苦情を処理する手続により商工組合中央金庫業務 理的基礎及び人的構成を有する法人(法第六十条の三十五第一項第一号に規定する法人をい 受けた者が実施する苦情を処理する手続により商工組合中央金庫業務関連苦情の処理を図る ے ع 商工組合中央金庫業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経 株式会社商工組合中央金庫法施行令(以下 「令」という。)第二十二条各号に掲げる指定を
- 3 | の各号のいずれかとする。 法第二十二条の五第二項第二号に規定する紛争解決措置として主務省令で定める措置は、 関連苦情の処理を図ること、 次
- の四十一において同じ。)が和解をすることができるものをいう。以下同じ。)の解決を図るこ 項に規定する当事者をいう。第八十九条の三十六、 第一項(同法第七十八条の七及び第七十九条の十三において準用する場合を含む。)に規定す 紛争で当事者(法第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の六十五第二 るあっせんをいう。) により商工組合中央金庫業務関連紛争(商工組合中央金庫業務に関する 金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体のあっせん(金融商品取引法第七十七条の一 第八十九条の四十第一項及び第八十九条
- 裁手続により商工組合中央金庫業務関連紛争の解決を図ること。 会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあっせん又は当該機関における仲 弁護士法 (昭和二十四年法律第二百五号) 第三十三条第 一項に規定する会則若しくは当該
- 合意による解決により商工組合中央金庫業務関連紛争の解決を図ること。 消費者基本法第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあっせん又は同条に規定する
- 合中央金庫業務関連紛争の解決を図ること。 令第二十二条各号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解決を図る手続により商工組
- 五 理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する紛争の解決を図る手続により商工組合中央金 庫業務関連紛争の解決を図ること。 商工組合中央金庫業務関連紛争の解決に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経

二 前号に掲げる法人等以外の法人等

同号に定める者に類する者

央金庫は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により商工組合中央金庫業務関 連苦情の処理又は商工組合中央金庫業務関連紛争の解決を図ってはならない 前 項 (第二項第五号及び前項第五号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、 商工組合中

4 |

- ことがなくなった日から五年を経過しない法人 法又は弁護士法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受ける
- 過しない法人又は令第二十二条各号に掲げる指定を取り消され、その取消しの日から五年を り法第六十条の三十五第一項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経 経過しない法人 法第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定によ
- 号において同じ。)のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人 その業務を行う役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。 以下この
- 執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、 その
- 以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しない者 又は令第二十二条各号に掲げる指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月しの日前一月以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しない者 より法第六十条の三十五第一項の規定による指定を取り消された法人において、その取消 法第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定に

(当該同一人自身を合算子法人等とする法人等に準ずる者)

第十一条の六 令第六条第一項第一号口に規定する主務省令で定める者は、会社である同一人自 条第三項に規定する親会社をいい、当該同一人自身(連結財務諸表提出会社に限る。)を合算子 じ。)に該当する場合に限る。)の親会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭 |令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。)第二条第一号に規定する者をいう。以下同 務諸表提出会社(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省 等をいう。第八十九条の三十八を除き、以下同じ。) (当該同一人自身又は当該法人等が連結財 定する合算子法人等をいう。以下この条において同じ。)とする法人等(同号ロに規定する法人 法人等とする法人等を除く。)とする。 三十八年大蔵省令第五十九号。次条第一項第一号において「財務諸表等規則」という。)第八 (同項に規定する同一人自身をいう。)又は当該同一人自身を合算子法人等 (同条第二項に規

(意思決定機関を支配する法人等及び合算関連法人等)

第十一条の七 令第六条第二項第一号に規定する他の法人等の意思決定機関(同号に規定する意 主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等の区分に応じ、当該各号に定める者とする。 思決定機関をいう。第一号及び第三十一条第一項において同じ。)を支配している法人等として 決定機関を支配していないことが明らかであると認められるものを除く。 社に該当する者に限り、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思 する指定国際会計基準に従うもの、連結財務諸表規則第三百十四条の規定により提出する連則第三百十二条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定 法が米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によるものを除 連結財務諸表規則第三百十六条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方 結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する修正国際会計基準に従うもの並びに 連結財務諸表提出会社(財務諸表等規則第一条の三に規定する外国会社、連結財務諸表規 親会社(財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいい、連結財務諸表提出会

- 2 | 当該各号に定める者 (受信合算対象者 (同条第一項に規定する受信合算対象者をいう。)にあっ ては、主務大臣等が定める者を除く。)とする。 令第六条第三項に規定する主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等の区分に応じ、
- 連会社(連結財務諸表規則第二条第七号に規定する関連会社をいう。) 前項第一号に掲げる法人等 令第六条第二項第一号に規定する受信者連結基準法人等の関
- 前号に掲げる法人等以外の法人等 同号に定める者に類する者

(受信者連結基準法人等)

第十一条の八 する。 ものとされる法人等として主務省令で定めるものは、 令第六条第二項第 一号に規定する連結してその計算書類その他の書類を作成する 次の各号のいずれかに該当する法人等と

連結財務諸表提出会社

- 類その他の書類を作成するものとされる者(前号に掲げる者を除く。) 法第五十三条第二項の規定その他これに類する他の法令の規定により連結してその計算書
- 算書類その他の書類を作成するものとされる者(前二号に掲げる者を除く。) 金融商品取引法又は前号の法令の規定に相当する外国の法令の規定により連結してその計

(商工組合中央金庫の子会社等)

第十二条 (略)

商工組合中央金庫の子法人等(令第七条第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。)

略)

官

(商工組合中央金庫又はその子会社が保有する議決権に含めない議決権)

第十二条の二 法第二十三条第三項及び第四十条第九項、令第六条第五項並びに第六十九条第十 府令。次項において同じ。)で定める議決権は、 同じ。)に係る議決権とする。 九十条第八項において準用する法第十四条の規定にあっては、 権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第三十一条並びに第八十四条を除き、 る子会社をいう。以下同じ。)が取得し、又は保有する議決権(法第八条第一項に規定する議決 条」という。)の規定により、商工組合中央金庫又はその子会社(法第二十三条第二項に規定す 十八条第五項及び第九十条第八項において準用する法第十四条(次項において「準用法第十四 六項、第七十条第六項、第七十三条第四項、第七十三条の二第四項、第七十六条第三項、第七 に含まないものとされる主務省令(令第六条第五項並びに第六十九条第十六項、 第七十三条第四項、第七十三条の二第四項、第七十六条第三項、第七十八条第五項及び第 次に掲げる株式等(株式又は持分をいう。以下 経済産業省令・財務省令・内閣 第七十条第六 以下同じ。)

法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。)及び外国の会社が業務として所有する

七十条第二項第七号及び第三十五号において同じ。)を営む金融商品取引業者(金融商品取引

有価証券関連業(金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。第

(新設)

(商工組合中央金庫の子会社等

第十二条 法第二十三条第一項第二号に規定する主務省令で定める特殊の関係のある会社は、 に掲げる者とする。

次

第七条第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。 商工組合中央金庫の子法人等(株式会社商工組合中央金庫法施行令 以 下 「令」という。)

(略)

<u>ر</u> =

略

より元本の補塡又は利益の補足の契約をしている金銭信託(外国において外国の法令に基づ いて当該議決権の保有者に指図を行うことができるものを除く。 株式等(当該株式等に係る議決権について、委託者又は受益者が行使し、又はその行使につ いて設定された信託で当該金銭信託に類するものを含む。)以外の信託に係る信託財産である 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第六条の規定に

下この号において「有限責任組合員」という。)となり、組合財産(投資事業有限責任組合類号において「投資事業有限責任組合類似団体」という。)のこれに相当する構成員を含む。以 無限責任組合員(投資事業有限責任組合類似団体のこれに相当する構成員を含む。)に指図を することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の 似団体の財産を含む。)として取得し、又は所有する株式等(有限責任組合員が議決権を行使 の法令に基づいて設立された団体であって投資事業有限責任組合に類似するもの(以下この 第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下同じ。)の有限責任組合員(外国 行うことができる場合を除く。 投資事業有限責任組合(投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)

された団体であって当該組合に類似するもの(以下この号において「民法組合類似団体」と 任された者に指図を行うことができる場合を除く。) を行使することができる場合及び議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委 合類似団体の財産を含む。)として取得し、又は所有する株式等(非業務執行組合員が議決権 た者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という。)となり、組合財産(民法組 いう。)を含み、一人又は数人の組合員(民法組合類似団体の構成員を含む。以下この号にお 対する投資事業を営むことを約するものによって成立する組合(外国の法令に基づいて設立 いて同じ。)にその業務の執行を委任しているものに限る。)の組合員(業務の執行を委任され 民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に

前二号に準ずる株式等で、主務大臣等の承認を受けたもの

2 | 図を行う株式等に係る議決権とする。 株式等に係る議決権及び同法第十条の規定に相当する外国の法令の規定により当該会社が同法 第十一項に規定する投資信託委託会社をいう。以下同じ。)としてその行使について指図を行う はその子会社が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことが できるものから除かれる主務省令で定める議決権は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭 に相当する外国の法令の規定により投資信託委託会社に相当する者としてその行使について指 準用法第十四条の規定により、信託財産である株式等に係る議決権で、商工組合中央金庫又 一十六年法律第百九十八号)第十条の規定により当該会社が投資信託委託会社(同法第二条

3 | 添付して主務大臣等に提出しなければならない。商工組合中央金庫は、第一項第五号の承認を受けようとするときは、 承認申請書に理由書を

のであるかどうかを審査するものとする。 主務大臣等は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請に係る株式等につい 商工組合中央金庫が議決権を行使し、 又はその行使について指図を行うことができないも

(預金者等に対する情報の提供)

第十三条

(預金者等に対する情報の提供)

第十三条 商工組合中央金庫は、法第二十四条第一項の規定により預金者等(預金者及び定期積 金の積金者をいう。 以下同じ。)に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行

うものとする。

(略)

兀 を記載した書面又は当該書面に記載すべき事項を電子計算機の映像面へ表示したものを用い て行う預金者等の求めに応じた説明及び当該書面の交付 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項(以下この条において「商品情報」という。)

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

- 指定紛争解決機関の商号又は名称 契約をいう。以下同じ。)を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である に定める手続実施基本契約(法第六十条の三十五第一項第八号に規定する手続実施基本 いう。以下同じ。)が存在する場合 - 商工組合中央金庫が法第二十二条の五第一項第一号 指定紛争解決機関(法第六十条の三十五第一項第八号に規定する指定紛争解決機関を
- 二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 指定紛争解決機関が存在しない場合 商工組合中央金庫の法第二十二条の五第一項第

## 五

(号外第 128 号)

略)

## イ~ニ

朩 性質を有するものに係るものに限る。 証券等」という。)並びに同法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の 号に掲げる取引と類似の取引(同条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同項 いるものに限る。) (第十五条第一項第二号及び第六十条第一項第十三号ホにおいて 第三号及び第五号に掲げる有価証券(政府が元本の償還及び利息の支払について保証して 金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引又は外国金融商品市場における同 国債

(金銭債権等と預金等の誤認防止)

## 第十五条 (略)

### <u>.</u> (略)

十条第二項第三十六号において同じ。)を行う者が保険者となる保険契約 保険業(保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第一項に規定する保険業をいう。第七

## 2 5 4

(投資信託委託会社等への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

**第十六条** 商工組合中央金庫は、投資信託委託会社又は資産運用会社(投資信託及び投資法人に もに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。 所と投資信託委託会社又は資産運用会社が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分するとと おいて「受益証券等」という。)を取り扱う場合には、商工組合中央金庫が預金等を取り扱う場 若しくは外国投資信託の受益証券、投資証券、投資法人債券又は外国投資証券(以下この条に 関する法律第二条第十九項に規定する資産運用会社をいう。以下この条及び第七十条第二項第 九号において同じ。)が商工組合中央金庫の営業所の一部を使用して同法に規定する投資信託

> 四 面を用いて行う預金者等の求めに応じた説明及びその交付 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項(以下「商品情報」という。)を記載した書

### イ~リ (略)

(新設)

ことその他当該商品に関する詳細な説明 証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保

ホ 金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引又は外国金融商品市場における同 第三号及び第五号に掲げる有価証券(政府が元本の償還及び利息の支払について保証して 号に掲げる取引と類似の取引(同条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同項 いるものに限る。) (以下「国債証券等」という。)並びに同法第二条第一項第十七号に掲げ る有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに係るものに限る。

## 2 5 4

(金銭債権等と預金等の誤認防止

第十五条 商工組合中央金庫は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、 切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。 の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適

三 保険業法 る保険契約 (平成七年法律第百五号) 第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者とな

### 2 5 4 (略)

(投資信託委託会社等への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

**第十六条** 商工組合中央金庫は、投資信託委託会社又は資産運用会社(投資信託及び投資法人に う。)を取り扱う場合には、商工組合中央金庫が預金等を取り扱う場所と投資信託委託会社又は 国投資信託の受益証券、投資証券、投資法人債券又は外国投資証券(以下 関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第二条第十九項に規定する資産運用会社をいう。 それのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。 資産運用会社が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くお 以下同じ。)が商工組合中央金庫の営業所の一部を使用して同法に規定する投資信託若しくは外 「受益証券等」とい

(特定取引勘定)

- 的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る ティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの並びに次に掲げる 損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバ 法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。第三十八条第一号及び第六十条第一項第十 | 号において同じ。)における相場その他の指標(第五項において「指標」という。)に係る短期 前項の特定取引とは、商工組合中央金庫が金利、通貨の価格、金融商品市場(金融商品取引
- 第三号イ及び第四号イに掲げる取引に限る。)及び有価証券関連デリバティブ取引(同項第三 号イ及び第四号イに掲げる取引並びに第十一号及び第十二号に掲げるものを除く。) 等若しくは特定取引債券の性質を有するものの売買並びに金融商品取引法第二十八条第八項 融商品取引法第二条第一項第四号、第五号及び第八号に掲げる有価証券(同項第四号及び第 払について保証している社債その他の債券をいう。)をいう。以下この条において同じ。)、金 五号に掲げる有価証券にあっては、法第二十一条第六項第一号イに掲げる短期社債、同号ニ に掲げる短期社債及び同号ホに掲げる特定短期社債に係るものを除く。以下この号において 「特定取引債券」という。)又は外国若しくは外国の法人の発行する証券若しくは証書で国債 有価証券の売買(国債等(国債、地方債又は政府保証債(政府が元本の償還及び利息の支
- する者がない場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第五項第四号において 国債等の引受け(国債等の発行に際して当該国債等の全部又は一部につき他にこれを取得
- 三 金融商品取引法第二条第一項第四号に掲げる有価証券(法第二十一条第六項第一号ホに掲 するものがない場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第五項第四号におい を有するものに限る。) で金融商品取引法施行令第十五条の十七第一項第二号及び同条第三項 短期社債及び同号ニに掲げる短期社債に係るものを除く。以下この号において同じ。) 及び金 掲げる有価証券並びに同項第五号に掲げる有価証券(法第二十一条第六項第一号イに掲げる げる特定短期社債に係るものを除く。)、金融商品取引法第二条第一項第八号及び第十三号に 受け(資産対応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得 に規定する有価証券(以下この号及び第五項第四号において「資産対応証券」という。)の引 融商品取引法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券(同項第五号に掲げる有価証券の性質 て同じ。

法第二十一条第六項第一号に規定する短期社債等の取得又は譲渡

3 限りでない。 ただし、第九十条第二項第一号ホに掲げる書面に記載された事項の範囲内で行う場合は、

4 5

商工組合中央金庫は、特定取引勘定を設けた場合には、次に掲げる行為をしてはならない。 この

一・二 (略)

場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該 的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市 当するもの以外のもの並びに次に掲げる取引をいう。 五項において「指標」という。)に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目 法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。)における相場その他の指標(第 前項の特定取引とは、商工組合中央金庫が金利、 通貨の価格、金融商品市場(金融商品取引

- 号イに掲げる取引に限る。) 及び有価証券関連デリバティブ取引(同項第三号イ及び第四号イ という。)又は外国若しくは外国の法人の発行する証券若しくは証書で国債等若しくは特定取 払について保証している社債その他の債券をいう。)をいう。以下この条において同じ。)、金 引債券の性質を有するものの売買並びに金融商品取引法第二十八条第八項第三号イ及び第四 融商品取引法第二条第一項第四号、第五号及び第八号に掲げる有価証券(同項第四号及び第 に掲げる取引並びに第十一号及び第十二号に掲げるものを除く。) に掲げる短期社債及び同号ホに掲げる特定短期社債に係るものを除く。 以下「特定取引債券」 五号に掲げる有価証券にあっては、法第二十一条第六項第一号イに掲げる短期社債、同号ニ 有価証券の売買(国債等(国債、地方債又は政府保証債(政府が元本の償還及び利息の支
- する者がない場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第五項において同じ。) 国債等の引受け(国債等の発行に際して当該国債等の全部又は一部につき他にこれを取得
- 三 金融商品取引法第二条第一項第四号に掲げる有価証券(法第二十一条第六項第一号ホに掲 げる特定短期社債に係るものを除く。)、金融商品取引法第二条第一項第八号及び第十三号に 掲げる有価証券並びに同項第五号に掲げる有価証券(法第二十一条第六項第一号イに掲げる 取得する契約を締結する取引に限る。第五項において同じ。) て当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得するものがない場合にその残部を に規定する有価証券(以下「資産対応証券」という。)の引受け(資産対応証券の発行に際し を有するものに限る。)で金融商品取引法施行令第十五条の十七第一項第二号及び同条第三項 融商品取引法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券(同項第五号に掲げる有価証券の性質 短期社債及び同号ニに掲げる短期社債に係るものを除く。以下この号において同じ。)及び金

又は譲渡 短期社債等 (法第二十一条第六項第一号に規定する短期社債等をいう。 以下同じ。)の取得

六~十三 (略)

3 限りではない。 ただし、第九十条第二項第一号ホに掲げる書面に記載された事項の範囲内で行う場合は、この 商工組合中央金庫は、特定取引勘定を設けた場合には、次に掲げる行為をしてはならない。

一·二 (略)

4 5

(個人顧客情報の漏えい等の報告

54

人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第十六条第三項に規定する個人デー第二十条の二 商工組合中央金庫は、その取り扱う個人である顧客に関する情報(個人データ(個

タをいう。第八十九条の十六の二において同じ。)に該当するものに限る。)の漏えい、滅失若し

くは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を主

務大臣等に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。 (委託業務の的確な遂行を確保するための措置)

第二十三条 商工組合中央金庫は、その業務を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応

じなければならない。

(委託業務の的確な遂行を確保するための措置)

次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該業務の委託を受けた者(以下この条において「受託者」という。)における当該業務

実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、受託者が当該業務を的確に

必要に応じ改善させる等、受託者に対する必要かつ適切な監督等

第二十条の二 商工組合中央金庫は、その取り扱う個人である顧客に関する情報(個人情報の保

(個人顧客情報の漏えい等の報告

護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第十六条第三項に規定する個人データに該当す

たときは、当該事態が生じた旨を主務大臣等に速やかに報告することその他の適切な措置を講 るものに限る。)の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じ

第二十三条

な監督等を行うための措置

実施状況を、

遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させることその他の受託者に対する必要かつ適切 定期的に又は必要に応じて確認すること等により、受託者が当該業務を的確に

当該業務の委託を受けた者 (以下この条において「受託者」という。) における当該業務の

第二十四条 商工組合中央金庫は、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財

第二十四条 商工組合中央金庫は、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、

(社内規則等)

を行うための措置

(略)

遂行しているかを検証し、

説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。)に関する社内規則等(社内規則その他これに準 容及びリスク並びに商工組合中央金庫が講ずる法第二十二条の五第一項に定める措置の内容の な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内 産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切

(同一人に対する信用の供与等)

官

当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。 ずるものをいう。以下この条において同じ。)を定めるとともに、従業員に対する研修その他の

第二十五条 令第六条第五項第一号に規定する貸出金として主務省令で定めるものは、

(同一人に対する信用の供与等)

という。)の貸出金勘定に計上されるものとする。

付け又は手形の割引のうち別紙様式第二号中の貸借対照表

(以下この条において「貸借対照表」

当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

その他これに準ずるものをいう。以下同じ。)を定めるとともに、従業員に対する研修その他 容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。)に関する社内規則等(社内規則 な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内 産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切

付け又は手形の割引のうち別紙様式第二号中の貸借対照表(以下この条及び次条第一項第一号第二十五条 令第六条第七項第一号に規定する貸出金として主務省令で定めるものは、資金の貸 ものを除く。)とする。 ハにおいて「貸借対照表」という。)の次に掲げる勘定に計上されるもの(主務大臣等が定める

貸出金勘定

コールローン勘定

買現先勘定

貸借対照表の

2

(新設) (新設)

(新設)

3

支払承諾見返勘定に計上されるものとする

令第六条第五項第二号に規定する債務の保証として主務省令で定めるものは、貸借対照表の

性質を有するものを含む。)として計上されるものとする。

券勘定に株式又は出資(外国法人の発行する証券又は証書に表示される権利で株式又は出資の

令第六条第五項第三号に規定する出資として主務省令で定めるものは、貸借対照表の有価証

令第六条第七項第二号に規定する債務の保証として主務省令で定めるものは、

3

資の性質を有するもの(次項第八号において「外国法人の発行する株式等」という。)に限る。)

水曜日

支払承諾見返勘定に計上されるもの及び主務大臣等が別に定めるものとする。

券勘定のうち株式勘定又はその他の証券勘定として計上されるもの(その他の証券勘定として一令第六条第七項第三号に規定する出資として主務省令で定めるものは、貸借対照表の有価証 計上されるものについては、外国法人の発行する証券又は証書に表示される権利で株式又は出

計上されるもの(主務大臣等が定めるものを除く。)及び主務大臣等が別に定めるものとする。 令第六条第七項第四号に規定する主務省令で定めるものは、貸借対照表の次に掲げる勘定に

4

令第六条第五項第四号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする

令和 **7** 年 **6** 月 **1 1** 日

4

現金預け金勘定のうち預け金勘定

あった社債の保有

の申込みの勧誘が金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募に該当するもので貸借対照表の有価証券勘定に社債として計上されるもののうち、その発行の際にその取得

については、適用しない。

項において

取引を通じた信用の供与等については、当該原資産を構成する個別の資産及び取引(以下この

「の供与等(以下この項において「間接的信用供与等」という。)のうち、主務大臣等が定める

| 又は複数の資産(以下この項において「原資産」という。)を裏付けとして間接的に行う信

される個別資産等ごとの信用の供与等の額が法第二十六条第一項本文に規定する自己資本の額

一万分の二十五に相当する額を下回る場合又は当該方法により信用の供与等の額を計上し、

与等を受けている者に対する信用の供与等とみなして、主務大臣等が定める方法により信用の

「個別資産等」という。) に係る債務を負担する者その他実質的に当該間接的信用供

- 与等の額を計上し、又は算出するものとする。ただし、当該方法により計上され、又は算出

若しくは算出することが不適当である場合として主務大臣等が定める場合は、この限りでない。

- $\equiv$ 債券貸借取引支払保証金勘定
- 三 買入手形勘定
- 買入金銭債権勘定
- 商品有価証券勘定(特定取引勘定を設置していない場合に限る。)
- 特定取引資産勘定(特定取引勘定を設置している場合に限る。)
- 金銭の信託勘定
- 株式等として計上されるものを除く。) 有価証券勘定のうち短期社債勘定、社債勘定又はその他の証券勘定(外国法人の発行する
- その他資産勘定のうち次に掲げる勘定 外国為替勘定
- 先物取引差金勘定

先物取引差入証拠金勘定

- 金融商品等差入担保金勘定
- せるために必要となる付随費用の額が当該リース投資資産勘定に計上されない場合にあっ ては、当該付随費用を含む。) リース投資資産勘定(法第二十一条第四項第二十二号イに規定するリース物件を使用さ

(新設)

5 | 国の機関が行うこれらの業務と同種類の業務をいう。)に係るもの及び主務大臣等が定めるもの 商品先物取引法第二条第十八項に規定する商品取引清算機関及びこれらに準ずる外国の機関 提供している者であって、金融商品取引法第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関、 商品債務引受業等、商品先物取引法第百七十条第二項に規定する商品取引債務引受業等及び外 対する信用の供与等(法第二十六条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下同じ。)で 監督を受けている者に限る。以下この項において同じ。)をいう。以下この項において同じ。)に (設立された国において適切な規制及び監督の枠組みが構築されており、かつ、当該規制及び 第二項及び前項の規定は、商工組合中央金庫の清算機関(商工組合中央金庫に一定の情報を 清算機関が行う業務 (金融商品取引法第百五十六条の三第 一項第六号に規定する金融

- 貸借対照表の有価証券勘定に社債として計上されるもののうち、前号に掲げる社債の保有
- デリバティブ取引に係る信用の供与として主務大臣等が定める基準に従い算出されるもの

(新設)

(新設)

(新設)

(新設) (新設)

- 貸借対照表の特定取引勘定に約束手形又は短期社債等として計上されるもの
- 三 貸借対照表の買入金銭債権勘定に金融商品取引法第二条第一項第十五号に規定する約束手 (次号において 「約束手形」 という。)として計上されるもの
- に該当するもの以外のもの

(法第二十六条第一項の規定の適用に関し必要な事項)

等の額(次項及び第二十九条第二項第一号において「単体信用供与等総額」という。)は、同一第二十六条 法第二十六条第一項本文に規定する商工組合中央金庫の同一人に対する信用の供与 出される信用の供与等の額(銀行その他の主務大臣等が定める者に対する信用の供与等のうち 合計額を控除して計算するものとする。 債権債務の決済が同日に行われるものを除く。)の合計額から当該同一人に係る次に掲げる額の 人に係る前条各項の規定により、又は主務大臣等が別に定めるところにより計上され、又は算

. □

る額 貸借対照表の貸倒引当金勘定に計上されるものの額のうち当該貸出金に対して計上され

=| | | | 略)

計上されるものの貸借対照表計上額が帳簿価額を上回る場合における当該貸借対照表計上額 と帳簿価額との差額 前条第三項に規定する出資又は同条第四項第四号、第七号若しくは第八号に掲げる勘定に

五. 金相当額に限る。) (株式会社日本政策金融公庫により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保険 前条第四項第八号に掲げる勘定に計上される社債に係る信用保証協会の債務の保証相当額

の合計額 前条第四項各号に掲げる勘定及び同項の主務大臣等が別に定めるものに係る次に掲げる額

イ・ロ 略)

略)

水曜日

2 | より得られる比率をいう。)を算出する場合において、担保、保険、債務の保証その他の債権を の信用の供与等と合計して計算することを要しない。 のにより保全される額については、担保等提供者に対する単体信用供与等総額を計算するに当 額と合計して計算するものとする。ただし、信用リスク削減手法のうち主務大臣等が定めるも 提供者に対する信用の供与等の額とみなして、当該担保等提供者に対する他の信用の供与等の 全される額は、前項の規定にかかわらず、当該信用リスク削減手法により債務を負担する者等 り保全される額を控除するものとする。この場合において、当該信用リスク削減手法により保 するに当たり、当該同一人に係る前条各項の規定により、又は主務大臣等が別に定めるところ を適用するときは、前項の規定にかかわらず、当該同一人に対する単体信用供与等総額を計算 対する信用の供与等に係るものに限る。以下この項において「信用リスク削減手法」という。) 保全するために提供された手段として主務大臣等が定める手段(商工組合中央金庫の同一人に たり、当該担保等提供者に対する信用の供与等の額とみなして、 により計上され、又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該信用リスク削減手法によ (当該信用リスク削減手法に係る発行者がある場合にあっては、当該発行者。以下この項にお 商工組合中央金庫が、自己資本比率(法第二十三条第一項第一号に掲げる基準に係る算式に て「担保等提供者」という。)に対する単体信用供与等総額を計算するに当たり、当該担保等 当該担保等提供者に対する他

令和 **7** 年 **6** 月 **11** 日

(法第二十六条第一項の規定の適用に関し必要な事項)

等(同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第三十条までにおいて同じ。)の第二十六条 法第二十六条第一項本文に規定する商工組合中央金庫の同一人に対する信用の供与 げる額の合計額を控除して計算するものとする。 規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲 (第二十九条第二項において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条各項の

額|等

前条第一項に規定する貸出金に係る次に掲げる額の合計額

イ・ロ 略)

(新設)

ハ| | | ホ| 略

(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)第八条第二十二項に規定するその他有価証券であって、三 前条第三項に規定する株式又は出資が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 貸借対照表計上額が帳簿価額を上回る場合における当該貸借対照表計上額と帳簿価額との差

政策金融公庫により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保険金相当額に限 前条第四項第一号に規定する社債に係る信用保証協会の債務の保証相当額(株式会社日本

前条第四項第一号から第四号までに掲げるものに係る次に掲げる額の合計

<u>Ŧ</u>i.

イ・ロ

(略)

(新設)

3 | 2 |

(削る)

(略)

による禁止を免れる取引又は行為をしてはならない 商工組合中央金庫は、何らの名義によってするかを問わず、 法第二十六条第一項本文の規定

号及び第三十条の二において同じ。)とする。

官

2

(信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合)

- 第二十七条 令第六条第十項第二号に規定する主務省令で定める国民経済上特に緊要な事業は、 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業と
- 2 二号並びに第八十九条の四十三第二項を除き、以下同じ。)の二分の一以上の議決権が融資対象条第三項第三号に規定する総株主等の議決権をいう。第八十九条の三十四第三項第一号及び第 されていることとする。 令第六条第十項第三号に規定する主務省令で定める<br />
  要件は、総株主等の議決権(法第二十一 体等(法第二十一条第一項第二号に規定する融資対象団体等をいう。以下同じ。)により保有
- 3 令第六条第十項第五号に規定する主務省令で定める理由は、次に掲げる理由とする。
- 九条第二項に規定する合併等又は同法第百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等を 認定又は同法第六十二条第一項若しくは第百二十六条の三十のあっせんを受け、同法第五十 商工組合中央金庫が預金保険法第六十一条第一項若しくは第百二十六条の二十九第一項の
- その他主務大臣等が適当と認めるやむを得ない理由があること
- 係のある者は、商工組合中央金庫の子法人等(主務大臣等が定める者を除く。次条第二項第二第二十八条 法第二十六条第二項前段に規定する商工組合中央金庫と主務省令で定める特殊の関 係のある者は、商工組合中央金庫の子法人等(主務大臣等が定める者を除く。 (商工組合中央金庫と特殊の関係のある者)
- 除して計算するものとする。 六条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この章において同じ。)又は当該子会社等の同 二十九条 法第二十六条第二項前段に規定する商工組合中央金庫及び当該子会社等 (法第二十 人に対する信用の供与等の額は、合算信用供与等総額から当該同一人に係る調整対象額を控 (法第二十六条第二項の規定の適用に関し必要な事項
- 2 | 商工組合中央金庫について第二十六条第一項及び第二項の規定により計算した単体信用供前項に規定する「合算信用供与等総額」とは、次に掲げる額の合計額をいう。
- 3 二 商工組合中央金庫の子法人等について第二十六条第一項及び第二項の規定の例により計算 した信用の供与等の総額
- 合中央金庫又は他の子会社等が保証している額その他主務大臣等が定める額をいう。 第一項に規定する「調整対象額」とは、当該子会社等のする資金の貸付けの額のうち商工組

4 略

(削る)

(合算信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合)

第三十条 第二十七条第三項の規定は、令第六条第十一項第六号に規定する主務省令で定める理 央金庫」とあるのは る子会社等をいう。)」と、同項第二号中「自己資本の額」とあるのは「自己資本の純合計額 について準用する。この場合において、第二十七条第三項第一号及び第二号中「商工組合中 「信用供与等限度額」とあるのは「合算信用供与等限度額」と読み替えるものとする。 「商工組合中央金庫又はその子会社等(法第二十六条第二項前段に規定す

(信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合)

- 第二十七条 令第六条第八項第二号に規定する主務省令で定める国民経済上特に緊要な事業は、 電気事業法 (昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業と
- 第八条第一項に規定する議決権をいう。以下同じ。)が融資対象団体等により保有されているこ条第三項第三号に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。)の二分の一以上の議決権 (法 ととする。 令第六条第八項第三号に規定する主務省令で定める要件は、総株主等の議決権(法第二十一
- 商工組合中央金庫が預金保険法第六十一条第一項の認定又は同法第六十二条第一項のあっ令第六条第八項第五号に規定する主務省令で定める理由は、次に掲げる理由とする。

3

- せんを受け、同法第五十九条第二項に規定する合併等を行うこと。
- その他前二号に準ずるものとして主務大臣等が適当と認めること

(商工組合中央金庫と特殊の関係のある者)

第二十八条 法第二十六条第二項前段に規定する商工組合中央金庫と主務省令で定める特殊の関 係のある者は、商工組合中央金庫の子法人等及び関連法人等とする。

(法第二十六条第二項の規定の適用に関し必要な事項)

- 第二十九条 法第二十六条第二項前段に規定する商工組合中央金庫及び当該子会社等又は当該子 対象額を控除して計算するものとする。 会社等の同一人に対する信用の供与等の額は、 合算信用供与等総額から当該同一人に係る調整
- 前項に規定する「合算信用供与等総額」とは、次の各号に掲げる額の合計額をいう。

2

- 商工組合中央金庫について第二十六条第一項の規定により計算した単体信用供与等総額
- の例により計算した信用の供与等の総額 商工組合中央金庫の子法人等及び関連法人等のそれぞれについて第二十六条第一項の規定
- 又は他の子会社等が保証している額その他主務大臣等が定める額をいう。 子会社等をいう。以下この条において同じ。)のする資金の貸付けの額のうち商工組合中央金庫 第一項に規定する「調整対象額」とは、当該子会社等(法第二十六条第二項前段に規定する

3

による禁止を免れる取引又は行為をしてはならない。 商工組合中央金庫は、何らの名義によってするかを問わず、 法第二十六条第 一項前段の規定

(合算信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合)

第三十条 第二十七条第三項の規定は、令第六条第九項第六号に規定する主務省令で定める理 度額」と読み替えるものとする。 とあるのは「自己資本の純合計額」と、 金庫」とあるのは「商工組合中央金庫又はその子会社等」と、同項第二号中「自己資本の額」 について準用する。この場合において、第二十七条第三項第一号及び第二号中 「信用供与等限度額」とあるのは「合算信用供与等限

2

(法第二十六条第一項及び第二項の規定を適用しない信用の供与等の相手方)

第三十条の二 法第二十六条第三項第二号に規定する信用の供与等を行う商工組合中央金庫又は その子会社等と実質的に同一と認められる者とは、商工組合中央金庫又はその子法人等をいう。 (商工組合中央金庫の特定関係者)

第三十一条 だし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関を支配して ・ないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。 令第七条第二項に規定する主務省令で定めるものは、<br />
次に掲げる法人等とする。<br />
た

### 略 略

### イ~ハ (略)

なる場合を含む。)。 取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半と 総額の過半について当該法人等が融資(債務の保証及び担保の提供を含む。以下この号及 び次項第二号ロにおいて同じ。)を行っていること(当該法人等と出資、人事、資金、技術、 当該他の法人等の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。)の

### ホ (略)

## 略)

官

2 等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが できないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。 上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等 (当該法人等の子法人等を含む。)が子法人 令第七条第三項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ただし、財務

## 

水曜日

## 3

(特定関係者との間の取引等を行うやむを得ない理由)

## 第三十二条 (略

令和 **7** 年 **6** 月 **11** 日

又は行為を行わなければ当該特定金融機関の営業又は事業の継続に支障を生ずるおそれがあ 権利義務の全部又は一部を承継する金融機関をいう。)との間で行う場合において、当該取引 する特定関係者をいう。以下同じ。)に該当する特定金融機関(破綻金融機関(預金保険法第 不利益を与える取引又は行為を、商工組合中央金庫の特定関係者(法第二十七条本文に規定 一条第四項に規定する破綻金融機関をいう。 商工組合中央金庫が商工組合中央金庫の取引の通常の条件に照らして商工組合中央金庫に 以下この号において同じ。)及び破綻金融機関の

### 二 三 略)

### (新設)

(商工組合中央金庫の特定関係者

第三十一条 令第七条第二項に規定する主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等 と認められるときは、この限りでない。 定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。)を支配していないことが明らかである だし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関(同項に規 項に規定する法人等をいう。以下この条及び第八十九条の二第五号において同じ。)とする。た 同

一 他の法人等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有してい る法人等であって、 次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

## イ~ハ (略)

二 当該他の法人等の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。)の ئ ئ ئ 総額の過半について当該法人等が融資(債務の保証及び担保の提供を含む。 緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含 おいて同じ。)を行っていること(当該法人等と出資、人事、資金、技術、 取引等において 以下この条に

### ホ 略)

2 法人等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えるこ 財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等(当該法人等の子法人等を含む。)が子 とができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。 令第七条第三項に規定する主務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、

3

(特定関係者との間の取引等を行うやむを得ない理由)

第三十二条 法第二十七条ただし書に規定する主務省令で定めるやむを得ない理由は、 る理由とする。 次に掲げ

業の継続に支障を生ずるおそれがあること。 機関(破綻金融機関(預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関をいう。 の間で行う場合において、当該取引又は行為を行わなければ当該特定金融機関の営業又は事 する特定関係者をいう。以下この条から第三十五条までにおいて同じ。)に該当する特定金融 において同じ。)及び破綻金融機関の権利義務の全部又は一部を承継する金融機関をいう。)と 不利益を与える取引又は行為を、商工組合中央金庫の特定関係者(法第二十七条本文に規定 商工組合中央金庫が商工組合中央金庫の取引の通常の条件に照らして商工組合中央金庫に 以下この号

### 二 主 略)

(顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲

第三十七条の二 法第二十八条の二第一項に規定する主務省令で定める業務は、商工組合中央金 庫が営むことができる業務(次条第一項及び第三項において「商工組合中央金庫関連業務」と いう。)とする。 (電磁的方法の種類及び内容)

**第四十三条** 令第九条第一項及び第十条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、 に掲げる事項とする。

第四十七条 略)

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等)

組合員である個人(次に掲げる要件の全てに該当する者に限る。) 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された

(広告類似行為) (略)

イ・ロ

略

第五十一条 (略)

略) 略)

イ・ロ

の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示されているものに 令第十一条第二項第一号に掲げる事項(当該事項の文字又は数字が当該事項以外の事項

(略)

(特定預金等契約の締結の業務の内容についての広告等の表示方法

第五十二条

商工組合中央金庫がその行う特定預金等契約の締結の業務の内容について広告等をするとき 令第十一条第一項第二号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数

字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

(顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲

第三十七条の二 法第二十八条の二第一項に規定する主務省令で定める業務は、商工組合中央金 庫が行うことができる業務(次条において「商工組合中央金庫関連業務」という。)とする。

(電磁的方法の種類及び内容)

次

第四十三条 令第八条第一項及び第九条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、 に掲げる事項とする。

次

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等)

第四十七条

準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する主務省令で定める個人は、

掲げる者とする。 限る。) て組合の業務の執行を委任された組合員である個人(次に掲げる要件の全てに該当する者に 民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項に規定する組合契約を締結し

イ・ロ 略)

(広告類似行為)

第五十一条 準用金融商品取引法第三十七条各項に規定する主務省令で定める行為は、 書便(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項 る電子メールをいう。)を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法(次 子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定す 項に規定する信書便をいう。)、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール(特定電 に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二 に掲げるものを除く。) により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

三 次に掲げる事項の全てのみが表示されている景品その他の物品(ロから二までに掲げる事 項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。)を提供する方法(当該事項のうち景 該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。 品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあっては、当該景品その他の物品と当

略)

(特定預金等契約の締結の業務の内容についての広告等の表示方法

文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示されているものに限

令第十条第二項第一号に掲げる事項(当該事項の文字又は数字が当該事項以外の事項の

2 のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。 は、 商工組合中央金庫がその行う特定預金等契約の締結の業務の内容について広告等をするとき 令第十条第一項第二号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字

3

3 字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大 より広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第十一条第二項第一号に掲げる事項の文 により放送をさせる方法又は同項各号に掲げる方法 (音声により放送をさせる方法を除く。)に に規定する放送大学学園をいう。)を除く。 第五十五条第一項第二号において同じ。)の放送設備 きさで表示するものとする。 (放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をい 商工組合中央金庫がその行う特定預金等契約の締結の業務の内容について基幹放送事業者 日本放送協会及び放送大学学園(放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)第三条

(顧客が支払うべき対価に関する事項)

することができない場合にあっては、その旨及びその理由とする。 預金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。)の概要及び当該金 その他いかなる名称によるかを問わず、特定預金等契約に関して顧客が支払うべき対価(以下 「手数料等」という。)の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法(当該特定 の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示を 費用

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第五十四条 令第十一条第一項第三号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とす

略)

(基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等)

第五十五条 令第十一条第二項に規定する主務省令で定める方法は、次に掲げるものとする。 略)

2 事項とする。 令第十 一条第一 一項第二号に規定する主務省令で定める事項は、第五十一条第三号二に掲げる

(契約締結前交付書面の記載事項)

官

第六十条 (略)

水曜日

金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務(同法第七十九条の十第一項に規定する認定 象事業者をいう。以下この号において同じ。)となっている認定投資者保護団体(当該特定預 業務をいう。)の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。)の有無 (対象事業者となっている場合にあっては、その名称) 商工組合中央金庫が対象事業者(金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対

次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、当該イ又は口に定める事項

(新設)

令和 **7** 年 **6** 月 **11** 日

指定紛争解決機関の商号又は名称 に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である 指定紛争解決機関が存在する場合 商工組合中央金庫が法第二十二条の五第一項第一号

号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 指定紛争解決機関が存在しない場合 商工組合中央金庫の法第二 十 一条の五第 項第一

2 略)

> 又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大き より広告をするときは、前項の規定にかかわらず、 により放送をさせる方法又は同項各号に掲げる方法(音声により放送をさせる方法を除く。)に に規定する放送大学学園をいう。)を除く。 第五十五条第一項第二号において同じ。)の放送設備 い、日本放送協会及び放送大学学園(放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)第三条 さで表示するものとする。 (放送法(昭和二十五年法律第百三十二号) 第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をい 商工組合中央金庫がその行う特定預金等契約の締結の業務の内容について基幹放送事業者 令第十条第二項第一号に掲げる事項の文字

(顧客が支払うべき対価に関する事項)

第五十三条 令第十条第一項第一号に規定する主務省令で定めるものは、手数料、報酬、費用そ 数料等」という。)の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法 (当該特定預金 等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。)の概要及び当該金額の の他いかなる名称によるかを問わず、特定預金等契約に関して顧客が支払うべき対価(以下「手 ことができない場合にあっては、その旨及びその理由とする。 合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をする

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第五十四条 令第十条第一項第三号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(略)

(基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等)

第五十五条 令第十条第二項に規定する主務省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

(略)

2 項とする。 (契約締結前交付書面の記載事項 令第十条第二項第二号に規定する主務省令で定める事項は、第五十一条第三号二に掲げる事

第六十条 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する主務省令で定める事項 象事業者をいう。以下同じ。)となっている認定投資者保護団体(同法第七十九条の十第一項十七 商工組合中央金庫が対象事業者(金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対 資者保護団体に限る。)の有無(対象事業者となっている場合にあっては、その名称) 定業務(同項に規定する認定業務をいう。)の対象となるものである場合における当該認定投 に規定する認定投資者保護団体をいい、当該特定預金等契約が当該認定投資者保護団体の認 次に掲げる事項とする。

十八 略

2 略)

(休日の承認等)

第六十六条 令第十三条第二項第二号に規定する主務省令で定める営業所は、次に掲げるものと

- 本店
- する営業所(前号に掲げるものを除く。 他の商工組合中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要となる事務を統括 災害その他の事象が発生した場合における商工組合中央金庫の危機管理に関する事務その
- 務大臣等に提出するものとする。 るものを除く。)をしようとするときは、 は同項第三号の規定による届出(同号に規定する営業所を設置する際に当該営業所についてす 商工組合中央金庫は、令第十三条第二項第二号の規定による承認を受けようとするとき、 承認申請書又は届出書に次に掲げる書面を添付して主 又
- 理由書(次に掲げる事項に係る記載があるものに限る。)

おそれがないこと。 金融機関相互間の内国為替取引を通信回線を用いて処理する制度の運営に支障を及ぼす

- 令第十三条第三項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面 当該承認の申請又は届出に係る営業所の顧客の利便を著しく損なわないこと。
- その他参考となるべき事項を記載した書面

4 | 組合中央金庫のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。 商工組合中央金庫は、令第十三条第三項の規定による閲覧に供する措置をするときは、 商工

- 5 | に掲示するとともに、前項に規定する方法により公衆の閲覧に供するものとする 三号の規定による届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る営業所の店頭 商工組合中央金庫は、令第十三条第二項第二号の規定による承認を受けたとき、又は同項第
- 令第十三条第一項各号及び第二項第一号に掲げる日以外の休日

= =

(営業時間)

# 第六十七条

- (略)
- く。)は、当該営業所について営業時間の変更をすることができる。 商工組合中央金庫は、その営業所が次のいずれにも該当する場合 (前項に該当する場合を除
- 一・二 (略)
- 公衆の閲覧に供するものとする 該営業所の店頭に掲示するとともに、商工組合中央金庫のウェブサイトに掲載する方法により 商工組合中央金庫は、前項の規定による営業時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当

(略)

5

(臨時休業の届出等)

第六十八条 (略)

(略)

略

3 | 2 | 合中央金庫のウェブサイトに掲載する方法により行うものとする。 に掲げる事項を当該承認に係る営業所の店頭に掲示するとともに、前項の方法により公衆の閲 覧に供するものとする。 商工組合中央金庫は、令第十二条第二項第二号の規定による休日の承認を受けたときは、 商工組合中央金庫は、令第十二条第三項の規定により公衆の閲覧に供する場合には、 令第十二条第一項各号及び第二項第一号に掲げる日以外の休日

## (営業時間)

二•三 (略)

第六十七条(略)

略)

- 3 く。)は、当該営業所について営業時間の変更をすることができる。 商工組合中央金庫は、その営業所が次のいずれにも該当する場合(前項に規定する場合を除
- 一·二 (略)
- 公衆の閲覧に供しなければならない。 該営業所の店頭に掲示するとともに、 商工組合中央金庫は、前項の規定による営業時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当 商工組合中央金庫のウェブサイトに掲載する方法により
- 略)

(臨時休業の届出等)

# 第六十八条 (略)

2 法第三十二条第一項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする

(休日の承認の申請等)

第六十六条 商工組合中央金庫は、令第十二条第二項第二号の規定による休日の承認を受けよう とするときは、 承認申請書に次に掲げる書面を添付して主務大臣等に提出するものとする。

理由書

(新設)

一 令第十二条第三項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面

間以外の時間に、業務の全部又は一部を営む商工組合中央金庫の営業所において、 又は時間における業務の全部又は一部を休止する場合 間以外の時間に、業務の全部又は一部を営む商工組合中央金庫の営業所において、当該休日法第三十一条第一項に規定する商工組合中央金庫の休日又は前条第一項に規定する営業時

六・七 (略) 大・七 (略) 業務が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合 体業期間が一営業日以内で、業務が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合 三・四 (略)

者に広範に提供されているときは、この限りでない。 号に定める日までの間、継続して営業所の店頭に掲示しなければならない。ただし、第二号に 掲げる掲示については、その業務の全部又は一部の再開に関する情報が既に当該営業所の利用 法第三十二条第一項の規定により掲示する場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各

(号外第 128 号)

第二項第二号又は第四号から第七号までのいずれかに該当する場合

の規定により公告すべき内容である情報を提供する場合 商工組合中央金庫のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により法第三十二条第 項

5 | 法第三十二条第三項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

商工組合中央金庫の無人の営業所において臨時にその業務の一部を休止する場合

(専門子会社の業務等) 第二項第二号又は第五号から第七号までのいずれかに該当する場合

第六十九条 略)

官

水曜日

- 条第一項第一号に掲げる会社であるものその他第四項に規定する者(次項第二号及び第十五 項第二号イにおいて「商工組合中央金庫等」という。)の営む業務のために営むもの 次条第一項各号に掲げる業務であって、商工組合中央金庫、その子会社のうち法第三十九
- の場合」という。)を除く。)にあっては次条第二項第四十六号から第四十八号までに掲げる業 務を、それぞれ除く。 る信託業務をいう。以下同じ。)を営む場合(以下この条及び次条第二項において「信託兼営 項の規定により信託業務(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項に規定す 条第二項において同じ。)を子会社としていない場合 (商工組合中央金庫が法第二十一条第七 託専門会社 あっては次条第二項第三十六号から第四十五号までに掲げる業務を、商工組合中央金庫が信 をいう。以下この条及び次条第二項第四十三号において同じ。)を子会社としていない場合に 額短期保険業者(保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。以下同じ。) 険会社等(保険会社(保険業法第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。)又は少 あっては次条第二項第三十一号から第三十五号までに掲げる業務を、商工組合中央金庫が保 七条において同じ。)をいう。第十五項第二号ロにおいて同じ。)を子会社としていない場合に 証券仲介専門会社(法第三十九条第一項第二号に規定する証券仲介専門会社をいう。第七十 三十九条第一項第一号の二に規定する証券専門会社をいう。第七十七条において同じ。)又は 次条第二項各号に掲げる業務(商工組合中央金庫が証券専門会社等(証券専門会社 (法第三十九条第一項第五号に規定する信託専門会社をいう。以下この条及び次 (法第

令和 **7** 年 **6** 月 **11** 日

工組合中央金庫の営業所において、当該休日における現金自動支払機その他の主務大臣等が二 法第三十一条第一項に規定する商工組合中央金庫の休日に、業務の全部又は一部を営む商 場合 別に定める機械(以下 「現金自動支払機等」という。)による業務の全部又は一部を休止する

三 . 四 略)

五| ・ 六| 設)

3 法第三十二条第一項の規定により掲示する場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、 号に定める日までの間、継続して営業所の店頭に掲示しなければならない

法第三十二条第二項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

四

第二項第二号又は第四号から第六号までのいずれかに該当する場合

休業期間が一営業日以内で、 営業が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合

(新設)

(専門子会社の業務等)

第六十九条 法第三十九条第一項第一号に規定する主務省令で定める業務は、次に掲げるものと

- 次条第一項各号に掲げる業務であって、主務大臣等が定める基準により主として商工組合 中央金庫、その子会社(法第二十三条第二項に規定する子会社をいう。 項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの 以下同じ。)又は第四
- する場合に限り、次条第二項第三十六号から第四十五号までに掲げる業務については保険子 という。)又は信託子会社等(法第三十九条第二項第八号に規定する信託子会社等をいう。 八年法律第四十三号)第一条第一項に規定する信託業務を営む場合(以下「信託兼営の場合」 げる業務については商工組合中央金庫が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十 第五号において同じ。)を有する場合に限り、次条第二項第四十六号から第四十八号までに掲 会社等(法第三十九条第二項第七号に規定する保険子会社等をいう。次項第三号及び第三項 下同じ。)を有する場合に限る。 については証券子会社等 次条第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第三十一号から第三十五号までに掲げる業務 (法第三十九条第二項第六号に規定する証券子会社等をいう。)を有

- 2 法第三十九条第一項第一号の二に規定する主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十 (略)
- 営む業務のために営むもの「一次条第一項各号(同項第二十三号を除く。)に掲げる業務であって、商工組合中央金庫等の「一次条第一項各号(同項第二十三号を除く。)に掲げる業務であって、商工組合中央金庫等の
- 務を、それぞれ除く。) にあっては同項第四十六号から第四十八号までに掲げる業央金庫が信託兼営の場合を除く。) にあっては同項第四十六号から第四十八号までに掲げる業務を、商工組合中央金庫が信託専門会社を子会社としていない場合(商工組合中に掲げる業務を、商工組合中央金庫が保険会社等を子会社としていない場合にあっては同項第三十六号から第四十五号まで、条第二項各号に掲げる業務(第一号に掲げる業務に該当するものを除き、商工組合中央

3 (略)

~四 (略)

務を、それぞれ除く。) にあっては同項第四十六号から第四十八号までに掲げる業央金庫が信託兼営の場合を除く。) にあっては同項第四十六号から第四十八号までに掲げる業務を、商工組合中央金庫が信託専門会社を子会社としていない場合(商工組合中央に掲げる業務を、商工組合中央金庫が保険会社等を子会社としていない場合にあっては同項第三十六号から第四十五号までに掲げる業務で、それぞれ除く。)

(削る)

(削る)

る信頭売買有価証券登録原簿(金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する中小企業者を でいる株式又は店頭売買有価証券登録原簿(金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。次項及び第八項において同じ。)に登録されている株式の券行者である会社以外の新事業活動(新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の発行者である会社以外の新事業活動(新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及新たな生産又は販売の方式の導入、役務の開発又は提供、商品の発行者である会社は、金融商品取引所に上場される。

2 法第三十九条第一項第一号の二に規定する主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十 (各)

(略)

次条第一項各号(同項第二十三号を除く。)に掲げる業務であって、主務大臣等が定める基次条第一項各号(同項第二十三号を除く。)に掲げる業務であって、主務大臣等が定める基

- ら第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号か、法第三十九条第一項第二号及び第二号の二に規定する主務省令で定める業務は、金融商品取

~四 (略)

3

- 兼営の場合又は信託子会社等を有する場合に限る。 り、同項第四十六号から第四十八号までに掲げる業務については、商工組合中央金庫が信託り、同項第三十六号から第四十八号までに掲げる業務については保険子会社等を有する場合に限五 次条第二項各号に掲げる業務(第一号に掲げる業務に該当するものを除く。)。ただし、同

4

- | 商工組合中央金庫又は商工組合中央金庫集団及び次に掲げる者| 商工組合中央金庫集団(商工組合中央金庫及びその子会社の集団をいう。以下同じ。
- 銀行等
- 銀行等集団
- 銀行持株会社集団
- 期信用銀行持株会社集団 長期信用銀行 (長期信用銀行法第二条に規定する長期信用銀行をいう。以下同じ。)の長二 長期信用銀行 (長期信用銀行法第二条に規定する長期信用銀行をいう。以下同じ。)の長
- 株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。 | 株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。 | 「銀行特株会社集団」及び「長期信用銀行持

(削る)

いない会社とする。

現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。)以後二十年を経過し

いう。第十三項において同じ。)である会社であって、設立の日又は新事業活動開始日(会社が

官 報 令和 **7** 年 **6** 月 **11** 日 水曜日 6 社であって、次の各号のいずれかに該当する会社とする。 ている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会 (削る) (削る) (削る) (削る) 法第三十九条第一項第八号に規定する主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場され 略) 6

## 銀行等 次に掲げる者

- 銀行又は長期信用銀行(これらの子会社のうち、銀行業を営む外国の会社を含む。)
- 子会社のうち、銀行又は銀行業を営む外国の会社を含む。) 信用金庫、信用協同組合又は労働金庫(これらの法人をもって組織する連合会又はその
- 水産加工業協同組合連合会にあっては、当該農業協同組合連合会、当該漁業協同組合連合 協同組合又は水産加工業協同組合連合会(農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会及び 会又は当該水産加工業協同組合連合会の子会社(銀行に限る。)を含む。) 農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業
- 農林中央金庫(その子会社のうち、銀行又は銀行業を営む外国の会社を含む。)
- 該銀行等の子会社のうち、 の号において同じ。)及び当該銀行等の子銀行等以外の子会社の集団 銀行等集団 前号に規定する銀行等及びその子会社の集団又は当該銀行等の子銀行等 銀行、 長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社をいう。 以下こ 当
- 該銀行の特定子銀行及び当該銀行の特定子銀行以外の子会社の集団を除いたもの 該銀行持株会社及びその子会社の集団のうち、銀行又は銀行法第五十二条の二十三第一項第 号若しくは第六号に掲げる会社を含むものに限り、当該銀行及びその子会社の集団又は当 銀行持株会社集団 当該銀行を子会社とする銀行持株会社の二以上の子会社の集団又は当
- の四第一項第一号若しくは第六号に掲げる会社を含むものに限り、第二号に定めるものを除 信用銀行持株会社及びその子会社の集団のうち、長期信用銀行又は長期信用銀行法第十六条 に規定する長期信用銀行持株会社をいう。以下同じ。)の二以上の子会社の集団又は当該長期 長期信用銀行持株会社集団 長期信用銀行持株会社(長期信用銀行法第十六条の四第一
- かに該当する株式会社とする。 券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれ 品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証 法第三十九条第一項第七号及び第四十条第七項に規定する主務省令で定める会社は、金融商
- 掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの あって、設立の日以後十年を経過しておらず、かつ、 中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第二条第一項に規定する中小企業者で 前事業年度若しくは前年においてイに
- 業の開始のために特別に支出される費用の合計額 試験研究費その他新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、 市場の開拓又は新たな事
- に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額 総収入金額から固定資産又は法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第二十一号
- 経過しておらず、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員 及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの 中小企業等経営強化法第二条第一項に規定する中小企業者であって、設立の日以後一年を

(削る)

認可の決定を受けている会社 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第百七十四条第一項の規定による再生計画

0

 $\triangleright$ 

C

三 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第百九十九条第一項の規定による更生計画認 可の決定を受けている会社

産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十三条第一項の認定を受けている

において同じ。)、保険会社(保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等を含む。)、銀和五十七年政令第四十号)第十六条の八第一項各号に掲げる者をいう。次号及び次項第一号へ 合理的な経営改善のための計画(商工組合中央金庫、銀行等(銀行又は銀行法施行令(昭 関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするも が見込まれるものに限る。)を実施している会社 のであって、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されること らの子会社(以下この号及び次号において「特定金融機関等」という。)が、当該特定金融機 る長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれ行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定す 合理的な経営改善のための計画(商工組合中央金庫、銀行等(銀行又は銀行法施行令

経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。)を実施している会社 資金を出資することを内容とするものであって、当該出資により相当の期間内に当該会社の 取得するときにおける商工組合中央金庫)及び次のいずれかに該当するものが関与して作成 又は銀行等がない場合にあっては、商工組合中央金庫又はその子会社が当該会社の議決権を した合理的な経営改善のための計画(特定金融機関等が当該会社に対してその事業に必要な 当該会社に対する金銭債権を有する商工組合中央金庫又は銀行等(当該商工組合中央金庫

官公署

商工会又は商工会議所

イ又は口に準ずるもの

弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人

公認会計士又は監査法人

税理士又は税理士法人

等以外の会社に限る。) 他の事業者等の経営に関する相談に応ずる業務を営む会社(商工組合中央金庫の子会社

得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。 子会社が前項に規定する会社(同項第十号に掲げる会社に該当するものを除く。)の議決権を取法第三十九条第一項第八号に規定する主務省令で定める要件は、商工組合中央金庫又はその

庫又は銀行等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画 商工組合中央金庫又は銀行等による人的な又は財政上の支援その他の当該商工組合中央金 (法第三十九条第

項第八号の事業に係る計画をいう。)が作成されていること 策定していること 前号の事業計画について、 前項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して

> けている会社 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十三条第一項に規定する認定を受

四

六 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第二条第二項に規定する更生計画につき同法 五 法の規定による再生計画認可の決定を受けている会社 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二条第三号に規定する再生計画につき同

七〜九 (略) の規定による更生計画認可の決定を受けている会社

(新設)

+1

政令第四十号)第十六条の八第一項各号に掲げる者、保険業法第二条第二項に規定する保険 う。)が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施 社若しくは保険持株会社又はこれらの子会社(以下この号において「特定金融機関等」とい 会社(同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。)、銀行持株会社、長期信用銀行持株会 の状況が改善されることが見込まれるものに限る。)を実施している会社 することを内容とするものであって、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営 合理的な経営改善のための計画(商工組合中央金庫、銀行、銀行法施行令(昭和五十七年

(略)

(新設

8 |

- 経済活性化支援機構が関与している会社とする。
  社であって、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域でいる株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会法第三十九条第一項第九号に規定する主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場され

- 当該株式会社に商工組合中央金庫又はその子会社が出資しているもの
- 該当するものが関与して策定した事業計画を実施している会社る事業活動を行うことを目的とした会社であって、第六項第九号イからトまでのいずれかに一 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資す

7 |

- 9 第五項に規定する会社のほか、会社であって、その議決権を商工組合中央金庫又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに取得されたとき)に第五項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が商工組合中央金庫又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき)に第五項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が商工組合中央金庫又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されたとき)に第五項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が商工組合中央金庫又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得で、その議決権を商工組合中央金庫又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得で、その議決権を商工組合中央金庫又はその子会と、第五項に規定する会社のほか、会社であって、その議決権を商工組合中央金庫又はその子会と、第五項に規定する会社のほか、会社であって、その議決権を商工組合中央金庫又はその子会と、第五項に規定する会社のほか、会社であって、その議決権を商工組合中央金庫又はその子会と、第五項に規定する会社の目が、会社であって、その議決権を商工組合中央金庫といる。
- 会社(子会社となる会社のほか、株式会社であって、その議決権を商工組合中央金庫又はその子内集に規定する会社のほか、株式会社であって、その議決権を商工組合中央金庫以は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき(当該株式会社の議決権が商工組合中央金庫以たものも、その議決権が商工組合中央金庫又はその子会社により二回以上にわたり取得されたとき)に前項に規定する会社に該当して又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき)に前項に規定する会社に該当して以たものも、その議決権が商工組合中央金庫以たものも、その議決権が商工組合中央金庫以たものも、その議決権が商工組合中央金庫以たものも、その議決権が商工組合中央金庫以はその子内条第一項第七号及び第四十条第七項に規定する主務省令で定める会社に該当するものとすれ条第一項第七号及び第四十条第七項に規定する主務省令で定める会社に該当するものとすれる第二号に規定する会社のほか、株式会社であって、その議決権を商工組合中央金庫又はその子内条第一項第七号及び第四十条第七項に規定する主務省令で定める会社に該当するものとすれる第二号に規定する会社に該当するものとすれる第二号に規定する会社のほか、株式会社であって、その議決権を商工組合中央金庫又はその子内を対している。
- う。)がその取得した前二項に規定する会社(以下この項及び第七十五条第一項第九号において 商工組合中央金庫又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該 を下回ることとなる場合において、 その総株主の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。) 社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権 める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば商工組合中央金庫又はその子会 同じ。)までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日からは商 権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日)をいう。以下この項において 日から十年を経過する日をいい、新規事業分野開拓会社等のうち同号に該当する会社の議決権 第六項第十二号に該当する会社以外の新規事業分野開拓会社等の議決権にあってはその取得の てはその総株主の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権については 工組合中央金庫に係る法第三十九条第一項第七号及び第四十条第七項に規定する主務省令で定 該当する会社の議決権である場合であって、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決 処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、 にあってはその取得の日から五年を経過する日(当該議決権が同項第九号及び第十号の規定に 「新規事業分野開拓会社等」という。)の議決権を処分基準日(新規事業分野開拓会社等のうち 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社(以下この項において「特定子会社」とい (国内の会社(法第四十条第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。)の議決権につい 当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間 この限りでない。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

11

10 えるものとする。 いて、前項中「第三十九条第一項第七号」とあるのは、 前項の規定は、第六項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合にお 「第三十九条第一項第八号」と読み替

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号(第三十一号から第四十五号 までを除く。)に掲げる業務を営むもの(子会社として法第三十九条第一項第一号の二、 信託専門会社を子会社とする持株会社にあっては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務 第三号及び第四号に規定する会社を有しない場合に限る。) 第二

五. る持株会社にあっては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並び に次条第一項各号及び第二項各号(第三十一号から第四十八号までを除く。)に掲げる業務を 法第三十九条第一項第一号、第二号の二、第六号又は第七号に規定する会社を子会社とす

項各号 (第三十六号から第四十八号までを除く。)に掲げる業務を営むもの 会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第 は証券仲介専門会社の子会社のうち次条第六項に定める持株会社にあっては、専ら当該持株 法第三十九条第二項第六号ハに規定する商工組合中央金庫の子会社である証券専門会社又 項各号及び第二

から第三十五号まで及び第四十六号から第四十八号までを除く。) に掲げる業務を営むもの 管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号(第三十一号の子会社のうち次条第七項に定める持株会社にあっては、専ら当該持株会社の子会社の経営 額短期保険業者(保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。以下同じ。) 管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号 法第三十九条第二項第七号ハに規定する商工組合中央金庫の子会社である保険会社又は少 第三十一

ら第四十五号までを除く。) に掲げる業務を営むもの 理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第 子会社のうち次条第八項に定める持株会社にあっては、 法第三十九条第二項第八号ハに規定する商工組合中央金庫の子会社である信託専門会社の 一項各号及び第二項各号 (第三十一号か

替えるものとする。 第九項の規定は、第八項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合に いて、第九項中「第三十九条第一項第七号」とあるのは、「第三十九条第一項第九号」と読み

9 | 法第三十九条第一項第七号に規定する主務省令で定めるものは、 次条第二項第十八号に掲げ

る業務及びこれに附帯する業務を専ら営む会社とする。 法第三十九条第一項第八号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

10

金庫、その子会社又は第四項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。 業務を営む場合にあっては、 だし、当該持株会社(同号に規定する持株会社をいう。以下同じ。)が次条第一項各号に掲げる 号に規定する信託専門会社(以下「信託専門会社」という。)を子会社とする持株会社にあっ 同項第二号に規定する証券仲介専門会社(以下「証券仲介専門会社」という。)及び同項第五 法第三十九条第一項第一号の二に規定する証券専門会社(以下「証券専門会社」という。)、 当該業務は主務大臣等が定める基準により主として商工組合中央

の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号 十六号から第四十八号までを除く。)に掲げる業務を営むもの(子会社として法第三十九条第 び第三号を除き、以下同じ。 項第三号から第五号までに規定する会社を有しない場合に限る。) 証券専門会社又は証券仲介専門会社を子会社とする持株会社にあっては、 専ら当該子会社 (第三

として法第三十九条第一項第三号及び第四号に規定する会社を有しない場合に限る。 及び第二項各号(第三十六号から第四十五号までを除く。) に掲げる業務を営むもの(子会社

次号及

ては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号

(新設)

14

附帯する業務を専ら営む会社とする。

次条第二項第十八号に掲げる業務

法第三十九条第一項第七号に規定する主務省令で定めるものは、

中小企業者以外の会社の発行する株式等に係る議決権

小企業者の発行する株式等に係る議決権

十年

は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言(前号に掲げる業務による資金の供給を受

又は受けることが見込まれる株式会社に係るものを主として行うものに限る。)

他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又

12 じ。)の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項にお社をいう。以下同じ。)及び事業再生会社(第七項に定める要件に該当するものに限る。以下同が当該処分基準日における基礎議決権数(国内の会社(法第四十条第一項に規定する国内の会 のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、 る主務省令で定める会社に、地域活性化事業会社にあっては商工組合中央金庫に係る同項第九務省令で定める会社に、事業再生会社にあっては商工組合中央金庫に係る同項第八号に規定す 事業分野開拓会社にあっては商工組合中央金庫に係る法第三十九条第一項第七号に規定する主活性化事業会社(以下「新規事業分野開拓会社等」という。)は、処分基準日の翌日からは新規 権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日)をいう。以下この項においてものに限る。)の議決権である場合であって、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決 りでない。 までの間に商工組合中央金庫又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権 号に規定する主務省令で定める会社に、それぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を ら十年を経過する日(当該議決権が第六項に規定する会社(同項第五号又は第六号に該当する くは第九項の規定に該当する会社(以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。 項第七号に規定する特定子会社をいう。以下同じ。)がその取得した第五項に規定する会社若し 行えば商工組合中央金庫又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数 同じ。)までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社、当該事業再生会社及び当該地域 て準用する第九項の規定に該当する会社(以下この項において「地域活性化事業会社」という。) 第五項から前項まで(第七項を除く。)の規定にかかわらず、特定子会社(法第三十九条第一 過する日をいい、事業再生会社及び地域活性化事業会社の議決権にあってはその取得の日か 議決権を処分基準日(新規事業分野開拓会社の議決権にあってはその取得の日から十五年を て同じ。)を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日 六項に規定する会社若しくは第十項において読み替えて準用する第九項の規定に該当する会 (以下「事業再生会社」という。)又は第八項に規定する会社若しくは前項において読み替え この限

本の取得した事業再生会社の議決権を処分したときは、この限りで 高工組合中央金庫又はその特定子会社以外の子会社が当該取得の日から次の各号に掲げる議決 権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。)まで に処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日からは商工組合中央金庫で係る に処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日からは商工組合中央金庫で係る で記の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次でした。 会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数を下回ることとなる場合において、 会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数を下回ることとなる場合において、 会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権を処分を行えば商工組合中央金庫では、 会社の議決権を処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りで ち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りで ち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りで ち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りで ち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りで おい。

次に掲げる業務及びこれら(並

(新設)

新設

(新

同

る業務並びに次に掲げる業務を専ら営む持株会社

次条第一項各号に掲げる業務であって、商工組合中央金庫等の営む業務のために営むも

合にあっては同項第三十一号から第三十五号までに掲げる業務を、当該持株会社が保険会 務を、それぞれ除く。 保有する場合を含む。)を除く。)にあっては同項第四十六号から第四十八号までに掲げる業 保有する商工組合中央金庫が信託兼営の場合(商工組合中央金庫の子会社が当該議決権を 務を、当該持株会社が信託専門会社を子会社としていない場合(当該持株会社の議決権を 社等を子会社としていない場合にあっては同項第三十六号から第四十五号までに掲げる業 次条第二項各号に掲げる業務(当該持株会社が証券専門会社等を子会社としていない場

16 準用する。この場合において、 えて準用する場合を含む。)、第十二項、 法第十四条の規定は、第六項第九号、第七項、第九項(第十項及び第十一項において読み替 「である株式又は持分」と読み替えるものとする。 ||主務省令|| とあるのは ||経済産業省令・財務省令・内閣府令|| と、||である株式|| とあるの 同条中「所有する株式」とあるのは「所有する株式又は持分」 第十三項及び前項第二号口に規定する議決権について

(商工組合中央金庫の子会社の範囲等)

## 第七十条

に付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務 又は賃借した事業用不動産に限る。)の賃貸又は他の事業者等の所有する不動産若しくはそれ 他の事業者等のための不動産(原則として、商工組合中央金庫又はその子会社から取得し、

水曜日

他の事業者等の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務

他の事業者等の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務

他の事業者等の事務に係る文書、証票その他の書類の印刷又は製本を行う業務

九号に掲げる業務に該当するものを除く。 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、 調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務(第

令和 **7** 年 **6** 月 **11** 日

(削る) 他の事業者等のための自動車の運行又は保守、点検その他の管理を行う業務

七 う葉書又は封書の作成又は発送を行う業務 六号において「現金自動支払機等」という。)の保守、点検その他の管理を行う業務 他の事業者等の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行 他の事業者等の現金自動支払機その他の主務大臣等が別に定める機械(第七十二条の二第

法第四十条第八項の規定は、第七項及び第八項に規定する議決権について準用する

11

(商工組合中央金庫の子会社の範囲等)

第七十条 法第三十九条第二項第一号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとす

又は賃借した事業用不動産に限る。)の賃貸又は他の事業者の所有する不動産若しくはそれに 付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務 他の事業者のための不動産(原則として、商工組合中央金庫又はその子会社から取得し、

他の事業者の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務

五四三 他の事業者の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務

他の事業者の事務に係る文書、証票その他の書類の印刷又は製本を行う業務

他の事業者の業務に関する広告又は宣伝を行う業務

七十六 他の事業者のための自動車の運行又は保守、点検その他の管理を行う業務

のを除く。) 他の事業者の業務に関し必要となる調査又は情報の提供を行う業務(第十号に該当するも

八 他の事業者の現金自動支払機等の保守、 点検その他の管理を行う業務

九 葉書又は封書の作成又は発送を行う業務 他の事業者の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う

- 動産を除く。)の売買の代理又は媒介を行う業務る必要がある場合に、当該他の事業者等のために当該債権の担保の目的となっている財産(不十 他の事業者等が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行す
- 次ぎその他当該資金の貸付けに関し必要となる事務を行う業務対する資金の貸付けに限る。)に関し相談に応ずる業務又は当該資金の貸付けに係る事務の取十一 他の事業者等の行う資金の貸付け(住宅の購入に必要な資金の貸付けその他の消費者に
- 手形の引受けに関し必要となる事務を行う業務その他の対外取引のため直接必要な資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは十二 他の事業者等の行う外国為替取引、信用状若しくは旅行小切手に関する業務又は輸出入
- 三 他の事業者等の事務に係る計算を行う業務
- を行う業務
- 十五 他の事業者等と当該他の事業者等の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務
- に規定する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号
- 十八 他の事業者等の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務 ログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。)若しくは保守を行う業務を含む。)により機能するシステムの設計、開発若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売(プーセ)の事業者等のために電子計算機に関する事務を行う業務(電子計算機を使用すること
- 十九 他の事業者等の現金、小切手、手形又は有価証券の輸送を行う業務(次号及び第二十十九 他の事業者等の現金、小切手、手形又は有価証券の輸送を行う業務(次号及び第二十二十二)
- 二十一 他の事業者等の主要な取引先との間で当該他の事業者等の業務に係る有価証券の受渡二十 他の事業者等の主要な取引先に対する現金、小切手、手形又は証書の集配を行う業務号に掲げる業務に該当するものを除く。
- 枚数を確認し、又は一時的にその保管を行う業務 二十二 他の事業者等のために現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは

水曜日

一十三 自らを子会社とする保険会社のために投資を行う業務

# 二十四~二十六 (略

令和 **7** 年 **6** 月 **11** 日

2

- 該当するものを除く。)の代理又は媒介は労働金庫(これらの法人をもって組織する連合会を含む。)の業務(第四号に掲げる業務に一一銀行、長期信用銀行法第二条に規定する長期信用銀行又は信用金庫、信用協同組合若しく
- く。)又は農林中央金庫の業務(同号に掲げる業務に該当するものを除く。)の代理又は媒介同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業(同号に掲げる業務に該当するものを除組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協る信用事業(第四号に掲げる業務に該当するものを除く。)、漁業協同組合若しくは漁業協同二 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定す

務
一 他の事業者の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる事務を行う業一 他の事業者の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評

+1

- 動産を除く。)の売買の代理又は媒介を行う業務する必要がある場合に、当該他の事業者のために当該債権の担保の目的となっている財産(不十の二 他の事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行
- ぎその他当該資金の貸付けに関し必要となる事務を行う業務する資金の貸付けに限る。)に関し相談に応ずる業務又は当該資金の貸付けに係る事務の取次一一(他の事業者の行う資金の貸付け(住宅の購入に必要な資金の貸付けその他の消費者に対
- 形の引受けに関し必要となる事務を行う業務の他の対外取引のため直接必要な資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手十二 他の事業者の行う外国為替取引、信用状若しくは旅行小切手に関する業務又は輸出入そ
- 他の事業者の事務に係る計算を行う業務
- 行う業務 一一四 他の事業者の事務に係る文書、証票その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を
- 十五 他の事業者と当該他の事業者の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務行。業務
- 法律第八十八号)第二条第三号に規定する労働者派遣事業十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年
- の販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。)若しくは保守を行う業務を含む。)より機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売(プログラム十七)他の事業者のために電子計算機に関する事務を行う業務(電子計算機を使用することに
- 八 他の事業者の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務
- に該当するものを除く。) ・ 一九 他の事業者の現金、小切手、手形又は有価証券の輸送を行う業務(次号及び第二十一)

号

- 行う業務 一十一 他の事業者の主要な取引先との間で当該他の事業者の業務に係る有価証券の受渡しを
- 数を確認し、又は一時的にその保管を行う業務||十二||他の事業者のために現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚
- 以下同じ。)のために投資を行う業務 「十三」自らを子会社とする保険会社(法第三十九条第一項第三号に規定する保険会社をいう。
- 一十四~二十六 (略)
- て組織する連合会を含む。)の業務(第四号に掲げる業務を除く。)の代理又は媒介一 銀行、長期信用銀行又は信用金庫、信用協同組合若しくは労働金庫(これらの法人をもっ2 法第三十九条第二項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 号に掲げる業務を除く。)の代理又は媒介四条の二第二項に規定する信用事業(同号に掲げる業務を除く。)又は農林中央金庫の業務(同四条の二第二項に規定する信用事業(同号に掲げる業務を除く。)、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しる信用事業(第四号に掲げる業務を除く。)、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若し農業協同組合著しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定す

する法律施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十六号)第三条第一項第二号に掲げる業務に該法律施行令(平成五年政令第三十一号)第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関 当するものを除く。) 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業(金融機関の信託業務の兼営等に関する

第三号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号から第五 号までに掲げる業務に該当するものを除く。)を受託する契約の締結の代理又は媒介 三号から第七号までに掲げる業務(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条 信託業務を営む金融機関が営む金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第

六~六の三

業務、有価証券関連業その他主務大臣等の定める業務に該当するものを除く。 法第二十一条第四項に規定する業務(同項第十一号、第二十二号及び第二十五号に掲げる

十の二~十六 保険業法第二条第二十六項に規定する保険募集(第三十八号において「保険募集」という。)

十一条第四項第二十二号に掲げる業務が行われる場合に限る。 機械類その他の物件を使用させる業務(主務大臣等が定める基準により主として法第一

(削る)

(削る)

(削る)

ホ<br />
イから二までに掲げるいずれかの行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第 る投資事業有限責任組合契約を締結すること。 項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定す

一十一 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十号)第三条第 当するものを除く。) その他の財産の運用(その指図を含む。)を行う業務(第十一号及び前二号に掲げる業務に該 一号、第二号及び第六号から第八号までに掲げる資産に対する投資として、他人のため金銭

| 十二|| 他の事業者等の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、 付に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務 株式移転若しくは株式交

法律施行令(平成五年政令第三十一号)第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関 する法律施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十六号)第三条第一項第二号に掲げるものを除 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業(金融機関の信託業務の兼営等に関する

三号から第七号までに掲げる業務(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条五 信託業務を営む金融機関が営む金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第 号までに掲げる業務を除く。)を受託する契約の締結の代理又は媒介 第三号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一 項第三号から第五

六~六の三

七

臣等の定める業務に該当するものを除く。) 融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。)その他主務大 法第二十一条第四項に規定する業務(同項第十一号に掲げる業務及び有価証券関連業 **金** 

保険業法第二条第二十六項に規定する保険募集(以下 「保険募集」という。)

十の二~十六 略)

十七 機械類その他の物品又は物件(以下この号において「リース物品等」という。)を使用さ として当該業務が行われる場合に限る。) せる業務(次に掲げる要件を全て満たす契約に基づいて、 主務大臣等が定める基準により主

た後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないこ (以下この号において「使用開始日」という。)以後又は使用開始日から一定期間を経過し リース物品等を使用させる期間(以下この号において「使用期間」という。)の開始の日

リース物品等の見積残存価額を控除した額並びに利子、 額を対価として受領することを内容とするものであること。 リース物品等の見積残存価額を控除した額並びに利子、固定資産税、保険料及び手数料の使用期間において、リース物品等の取得価額から使用期間が満了した後における当該

めがないこと 使用期間が満了した後、リース物品等の所有権その他の権利が相手方に移転する旨の定

十八 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

号)第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律(平4項に規定する組合契約と関する法律(平4項に規定する組合契約と関する法律 イから二までに掲げるいずれかの行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一 (平成十年法律第九十

十九・二十

<del>+</del> その他の財産の運用(その指図を含む。)を行う業務(第十一号及び前二号に該当するものを 一号、第二号及び第六号から第八号までに掲げる資産に対する投資として、他人のため金銭 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十号)第三条第

|十二||他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、 に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務 株式移転若しくは株式交付

経営相談等業務

二十四·二十五 略)

二十四・二十五

十三

他の事業者の経営に関する相談に応ずる業務

一十六 主として子会社対象会社 (法第三十九条第一項に規定する子会社対象会社をいう。

の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務、及びこれらの号、第四十三号及び次項において同じ。)に該当する会社その他主務大臣等の定める金融機関

|下同じ。)に該当する会社その他主務大臣等の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業||十六||主として子会社対象会社(法第三十九条第一項に規定する子会社対象会社をいう。以| 者等の財務に関するデータの処理を行う業務、及びこれらのデータの伝送役務を提供する業

一十七 主として子会社対象会社に該当する会社その他主務大臣等の定める金融機関の業務又 の販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。)を行う業務及び計算受託業務 (第四十三号 は事業者等の財務に関する電子計算機のプログラムの設計、作成若しくは販売(プログラム に掲げる業務に該当するものを除く。)

一十八~三十三

(号外第 128 号)

るものを除く。 有価証券に関連する情報の提供又は助言(第三十一号及び前号に掲げる業務に該当す

三十六 保険会社又は少額短期保険業者の保険業に係る業務の代理(第十号及び第十号の二に

三十七~四十二 (略)

掲げる業務に該当するものを除く。)又は事務の代行

等に限る。)又は保険募集人の業務に関する電子計算機のプログラムの設計、作成又は販売(プ 十三 主として保険持株会社、少額短期保険持株会社(保険業法第二百七十二条の三十七第 ログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。)を行う業務及び計算受託業務 |項に規定する少額短期保険持株会社をいう。)、子会社対象会社に該当する会社(保険会社

四 四 十四·四十五 略 官

又は当該業務を営む会社の議決権を保有する商工組合中央金庫(その子会社が当該議決権を 商工組合中央金庫の子会社が当該議決権を保有する場合における商工組合中央金庫を含む。) む会社の議決権を保有する商工組合中央金庫(商工組合中央金庫が信託兼営の場合に限り、 より管理を行うものに限る。) 及び当該業務に係る代理事務 託財産と同じ種類の財産につき、業務方法書に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法に 保有する場合における商工組合中央金庫を含む。)が子会社とする信託専門会社が受託する信 十六 財産の管理に関する業務(第七号に掲げる業務に該当するものを除き、当該業務を営

水曜日

が信託業法第二十一条第二項の承認を受けた業務に係るものに限る。 社の議決権を保有する場合における商工組合中央金庫を含む。)の子会社である信託専門会社 信託兼営の場合以外の場合にあっては、商工組合中央金庫(その子会社が当該業務を行う会 掲げる業務に該当するものを除き、当該業務を行う会社を子会社とする商工組合中央金庫が る業務(第十二号及び前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号 並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号及び第四号に 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第四号から第七号までに掲げ

令和 **7** 年 **6** 月 **11** 日

3 5 5 十八~五十 略)

一十八~三十三

(略)

るものを除く。

三十四

有価証券に関連する情報の提供又は助言(第三十一号及び前号に該当するものを除

一十七 主として子会社対象会社に該当する会社その他主務大臣等の定める金融機関の業務又

データの伝送役務を提供する業務

は事業者の財務に関する電子計算機のプログラムの作成若しくは販売(プログラムの販売に

伴い必要となる附属機器の販売を含む。)を行う業務及び計算受託業務

(第四十三号に該当す

三十五

<u><</u> ث

三十六 次号に掲げる業務に該当するものを除く。)又は事務の代行 保険会社又は少額短期保険業者の保険業に係る業務の代理(第十号、 第十号の二及び

三十七~四十二

四十三 主として保険持株会社、少額短期保険持株会社(保険業法第二百七十二条の三十七第 少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社に限る。)又は保険募集人の業務に関する電子 含む。)を行う業務及び計算受託業務 計算機のプログラムの作成又は販売(プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を |項に規定する少額短期保険持株会社をいう。)、子会社対象会社に該当する会社(保険会社、

四十四・四十五

四

方法書に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限る。) 及び当該 む会社の議決権を保有する信託子会社等が受託する信託財産と同じ種類の財産につき、業務 十六 財産の管理に関する業務(第七号に掲げる業務に該当するものを除き、当該業務を営 業務に係る代理事務

四十七 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第四号から第七号までに掲げ げる業務に該当するものを除き、当該業務を行う会社を子会社とする商工組合中央金庫が信 並びに金融機関の信託業務の兼営に関する法律施行規則第三条第一項第三号及び第四号に掲 庫の信託子会社等が信託業法第二十一条第二項の承認を受けた業務に係るものに限る。) る業務(第十二号及び前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号 託兼営銀行に相当するものでない場合における当該業務の範囲については、商工組合中央金

四十八~五十 略

6 令」とあるのは この場合において、同条中 株式又は持分」 法第十四条の規定は、第二項第四十六号及び第四十七号に規定する議決権について準用する。 と読み替えるものとする。 「経済産業省令・財務省令・内閣府令」と、「である株式」とあるのは「である 「所有する株式」とあるのは「所有する株式又は持分」と、「主務省

(削る)

(削る)

(法第三十九条第一項の規定等が適用されないこととなる事由)

第七十一条 法第三十九条第三項本文に規定する主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とす

(削る)

項第五号及び第十号において同じ。)(商工組合中央金庫又はその子会社の請求による場合を 行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。第七十五条第一 商工組合中央金庫又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換(当該株式がその発

項第六号において同じ。) は株式無償割当て(会社法第百八十五条に規定する株式無償割当てをいう。第七十五条第 商工組合中央金庫又はその子会社が株式等を所有する会社の株式等の併合若しくは分割又

略)

による株式等の取得 商工組合中央金庫の子会社である法第三十九条第一項第七号から第九号までに掲げる会社

2 | 法第三十九条第三項ただし書に規定する主務省令で定める事由は、 前項第七号に掲げる事由

3 | 会社の担保権の実行による株式等の取得又は第一項第一号から第六号までに掲げる事由とす 法第三十九条第五項に規定する主務省令で定める事由は、商工組合中央金庫若しくはその子

(子会社対象会社のうち認可対象会社から除かれるもの)

第七十二条 法第三十九条第四項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

前号に掲げる業務に準ずるものとして主務大臣等が定める業務

もの 第七十条第二項第五十号に掲げる業務のうち、 前二号に掲げる業務に附帯する業務に係る

- 6 議決権を保有する同条第一項第八号に規定する持株会社とする。社である証券専門会社又は証券仲介専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える 法第三十九条第二項第六号ハに規定する主務省令で定めるものは、商工組合中央金庫の子会
- 権を保有する同条第一項第八号に規定する持株会社とする。 社である保険会社又は少額短期保険業者が、 法第三十九条第二項第七号ハに規定する主務省令で定めるものは、商工組合中央金庫の子会 その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決

7 |

社である信託専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条 第一項第八号に規定する持株会社とする。 法第三十九条第二項第八号ハに規定する主務省令で定めるものは、 商工組合中央金庫の子会

(法第三十九条第一項の規定等が適用されないこととなる事由)

第七十一条 法第三十九条第三項に規定する主務省令で定める事由は、 次に掲げる事由とする。

下同じ。)の取得 商工組合中央金庫又はその子会社の担保権の実行による株式等 (株式又は持分をいう。 以

行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。以下同じ。)(商店組合中央金庫又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換(当該株式がその発 工組合中央金庫又はその子会社の請求による場合を除く。)

は株式無償割当て(会社法第百八十五条に規定する株式無償割当てをいう。以下同じ。) 商工組合中央金庫又はその子会社が株式等を所有する会社の株式等の併合若しくは分割又

五

六i 七l 略)

(新設)

(新設)

2 | 法第三十九条第五項に規定する主務省令で定める事由は、 前項各号に掲げる事由とする。

(子会社対象会社のうち認可対象会社から除かれるもの)

第七十二条 法第三十九条第四項に規定する主務省令で定めるものは、 む会社とする。 次に掲げる業務を専ら営

第七十条第二項第四十九号に掲げる業務 一号に掲げる業務を除く。 (同条第三項第二号 第四項第二号及び第五項第

三 号に掲げる業務を除く。) 第七十条第二項第五十号に掲げる業務 (同条第三項第三号) 第四項第三号及び第五項第三

第七十二条の二 ら営む会社又は障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第四十 一定の業務高度化等会社) 法第三十九条第四項に規定する主務省令で定める会社は、次に掲げる業務を専

若しくは関係子会社(それぞれ同法第四十四条第一項、第四十五条第一項又は第四十五条の一 項に規定する子会社、関係会社又は関係子会社をいう。)とする。 専ら情報通信技術を活用した商工組合中央金庫の営む法第二十一条第一項各号に掲げる業

条第一項、第四十五条第一項若しくは第四十五条の二第一項の認定に係る子会社、

務の高度化若しくは商工組合中央金庫の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資する と見込まれる業務(次号に掲げる業務に該当するものを除く。)

ないもの 業務であって、 \*\*務であって、商工組合中央金庫の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれが特定の地域において生産され、若しくは提供される商品又は提供される役務の提供を行う 高度の専門的な能力を有する人材その他の商工組合中央金庫の利用者である事業者等の経

央金庫の営む業務に関連して行うものであって、その事業の派遣労働者が常時雇用される労に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業(経営相談等業務その他の商工組合中 営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等 働者でないものに限る。 しくは保守(商工組合中央金庫若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同し 他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若

設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。)を行う業務 ラムの設計、作成、販売 (プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。) 若し くは保守(商工組合中央金庫若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して て設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。)又はプログ (第一号に掲げる業務に該当するものを除く。)

他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務

において同じ。)の事務の支援その他成年後見人等の事務を行う業務 (平成二十八年法律第二十九号) 第二条第一項に規定する成年後見人等をいう。以下この号成年後見制度に係る相談の実施、成年後見人等(成年後見制度の利用の促進に関する法律

項第七号から第十号までに掲げる会社を除く。) が営むことができるもの 前各号に掲げる業務に関し必要となる業務であって、子会社対象会社 (法第三十九条第

水曜日

前各号に掲げる業務に附帯する業務

(認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)

する認可対象会社をいう。以下同じ。)(同条第一項第十号に掲げる会社(前条に規定する会社第七十三条 商工組合中央金庫は、法第三十九条第四項の規定による認可対象会社(同項に規定 するときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して主務大臣等に提出しなければならない。 を除く。)を除く。以下この条において同じ。)を子会社とすることについての認可を受けようと

令和 **7** 年 **6** 月 **11** 日

イ・ロ

株式交換により認可対象会社を子会社とする場合には、 次に掲げる書面

(1) (3)

(1) (3)

二 株式交付により認可対象会社を子会社とする場合には、 次に掲げる書面

株式交換により子会社対象会社を子会社としようとする場合には、次に掲げる書面

二 株式交付により子会社対象会社を子会社としようとする場合には、次に掲げる書面 (1) (3) は、認可申請書に次に掲げる書面を添付して主務大臣等に提出しなければならない。

第七十三条 商工組合中央金庫は、認可対象会社(法第三十九条第四項に規定する認可対象会社

(認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)

をいう。以下この条において同じ。)を子会社とすることについての認可を受けようとするとき

商工組合中央金庫に関する次に掲げる書面

(1) (3)

(新設)

関係会社

- 略)
- 算書及び株主資本等変動計算書 (これらに類する書面を含む。)その他これらの会社の最近 における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面 商工組合中央金庫及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計
- 得られる比率 (第八十四条第三号チに規定する連結レバレッジ比率を除く。)をいう。以下 同じ。)の見込みを記載した書面 収支及び連結自己資本比率(法第二十三条第一項第二号に規定する基準に係る算式により 当該認可後における商工組合中央金庫及びその子会社等(子会社となる会社を含む。)の

# イ・ロ

その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(これらに類する書面を含む。)

略)

2

五・六

3 げる会社(前条に規定する会社を除く。以下「他業業務高度化等会社」という。)の議決権につ合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった同条第一項第十号に掲 条第六項において準用する同条第四項の認可について準用する。 いて引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可を除く。)及び法第三十九 前二項の規定は、法第三十九条第五項ただし書の認可(商工組合中央金庫又はその子会社が 3 4 |

4 | 令・内閣府令」と、「である株式」とあるのは「である株式又は持分」と読み替えるものとする。 る場合を含む。) に規定する議決権について準用する。この場合において、同条中「所有する株 (他業業務高度化等会社を子会社とすることについての認可の申請等) 法第十四条の規定は、第一項第五号及び第二項第一号(これらの規定を前項において準用す とあるのは「所有する株式又は持分」と、「主務省令」とあるのは「経済産業省令・財務省

第七十三条の二 度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、 受けようとするときは、 ならない。 商工組合中央金庫は、商工組合中央金庫又はその子会社が合算して他業業務高 認可申請書に次に掲げる書面を添付して主務大臣等に提出しなければ 又は保有することについての認可を

(新設)

理由書

- 商工組合中央金庫に関する次に掲げる書面
- 及び損益の状況を知ることができる書面 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、 財産
- 当該認可後における収支の見込みを記載した書面

決権をその基準議決権数を超えて取得し、

(権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有しようとする場合には、次に掲げる書株式交換により商工組合中央金庫又はその子会社が合算して他業業務高度化等会社の議

- (3)(2)(1)面 株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面
  - 株式交換契約の内容を記載した書面
- 株式交換費用を記載した書面

- 商工組合中央金庫及びその子会社等に関する次に掲げる書面
- 算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、 況を知ることができる書面 #書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状商工組合中央金庫及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計
- 得られる比率をいう。次項第二号、第八十四条第二号及び第三号並びに第九十条第一項に 収支及び連結自己資本比率(法第二十三条第一項第二号に規定する基準に係る算式により 当該認可後における商工組合中央金庫及びその子会社等(子会社となる会社を含む。)の
- 当該認可に係る認可対象会社に関する次に掲げる書面 おいて同じ。)の見込みを記載した書面

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書、 及び損益を知ることができる書面 株主資本等変動計算書その他最近における業務、

財産

五・六

2

前二項の規定は、 法第三十九条第五項ただし書の規定による認可について準用する。

認可について準用する。 第一項及び第二項の規定は、 法第三十九条第六項において準用する同条第四項の規定による

る議決権について準用する 法第四十条第八項の規定は、 第 一項第五号 (前 二項において準用する場合を含む。)に規定す

- 株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面
- 株式交付計画の内容を記載した書面
- 株式交付費用を記載した書面
- 商工組合中央金庫及びその子会社等に関する次に掲げる書面
- 当該認可後における商工組合中央金庫及びその子会社等(子会社等となる会社を含む。)における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面を含む。)その他これらの会社の最近算書及び株主資本等変動計算書(これらに類する書面を含む。)その他これらの会社の最近における業務、財産及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書(おりのでは、)
- 当該認可に係る他業業務高度化等会社に関する次に掲げる書面

の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

- 業務の内容及び当該業務を遂行する体制を記載した書面名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面
- への他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面 その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面を含む。) 八 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(これらに類する書面を含む。)
- 商工組合中央金庫又はその子会社が合算して当該認可に係る他業業務高度化等会社の議決名称を記載した書面2 役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)の役職名及び氏名又は
- 主務大臣等は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかった。その何とより表表にある案子をできたときましたされる言葉できました。

どうかを審査するものとする。

- 益の状況が良好であることが見込まれること。組合中央金庫及びその子会社等(当該認可により子会社等となる会社を除く。)の財産及び損組合中央金庫及びその子会社等(当該認可により子会社等となる会社を除く。)の財産及び損した場合であっても、商工
- 一商工組合中央金庫の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。
- の基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有した後も良好に推移することが見込まれて組合中央金庫又はその子会社が合算して当該認可に係る他業業務高度化等会社についてそ四 当該申請の時において商工組合中央金庫及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、商

- と認められること。
  した後も、商工組合中央金庫の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないした後も、商工組合中央金庫の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないした後も、商工組合中央金庫の業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有を認められること。

商工組合中央金庫又は当該認可に係る他業業務高度化等会社が行う取引に伴い、商工組合

第七十四条の二 法第三十九条の二第二項第一号に規定する方針として主務省令で定めるもの(商工組合中央金庫による商工組合中央金庫グループの経営管理の内容等)

プをいう。以下この条において同じ。)の収支、資本の分配及び自己資本の充実に係る方針そ一 商工組合中央金庫グループ(法第三十九条の二第一項に規定する商工組合中央金庫グルーは、次に掲げる方針とする。

制の整備に係る方針

、災害その他の事象が発生した場合における商工組合中央金庫グループの危機管理に係る体の他のリスク管理に係る方針

3 法第三十九条の二第二項第四号に規定する主務省令で定めるものは、商工組合中央金庫グループの経営の再建のための計画をいう。)の策定が必要なものとして主務大臣等があらかじめ定める場合において、当該再建計画を策定し、及びその適正な実施を確保することとすかじめ定める場合において、当該再建計画を策定し、及びその適正な実施を確保することとすかじめ定める場合において、当該再建計画を策定し、及びその適正な実施を確保することとすが、というでは、商工組合中央金庫グる。

(新設)

(法第四十条第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第七十五条

略)

困難であるため当該議決権を処分することができないこと。 るときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく とするとき又は事業再生会社の議決権について同条第十三項の規定による処分を行おうとす 新規事業分野開拓会社等の議決権について第六十九条第十二項の規定による処分を行おう

(号外第 128 号)

2 前項第十号の承認を受けようとするときは、 臣等に提出しなければならない。 承認申請書に次に掲げる書面を添付して主務大

一 { 四

3

(基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請)

第七十六条 (略)

3 済産業省令・財務省令・内閣府令」と、「である株式」とあるのは「である株式又は持分」と読同条中「所有する株式」とあるのは「所有する株式又は持分」と、「主務省令」とあるのは「経 み替えるものとする 法第十四条の規定は、第一項第三号に規定する議決権について準用する。この場合において、 3

特例対象会社

官

第七十八条 法第四十条第八項に規定する主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当 号において「特例事業再生会社」と総称する。)とする。 する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社 (商工組合中央金庫の子法人等に該当しないものに限る。 第三項及び第九十条第一項第三十五

該当するものから出資を受けている会社 立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であって、 立れる株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であって、次のいずれかに株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設

1 商工組合中央金庫又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となっているも

当該株式会社に商工組合中央金庫又はその子会社が出資しているもの

事業の再生、地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する ずれかに該当するものが関与して策定した事業計画を実施している会社 事業活動を行うことを目的とした会社であって、第六十九条第六項第九号イからトまでのい

(削る)

(法第四十条第一項の規定が適用されないこととなる事由

第七十五条 法第四十条第二項に規定する主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 第六十九条第八項の規定による新規事業分野開拓会社等の議決権の処分を行おうとすると
- きにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難 であるため当該議決権を処分することができないこと。
- となる場合における株式等の取得 元本の補てんのない信託に係る信託財産以外の財産における議決権数が基準議決権数以内
- 略)

+1

2 前項第十一号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して主務 大臣等に提出しなければならない

一 { 匹

(基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請)

第七十六条 (略)

法第四十条第八項の規定は、第一項第三号に規定する議決権について準用する。

(商工組合中央金庫又はその子会社が保有する議決権に含めない議決権

第七十八条 法第四十条第八項(令第六条第三項並びに第六十九条第十一項、第七十三条第五項、 定により、商工組合中央金庫又はその子会社が取得し、又は保有する議決権に含まないものと 第七十六条第三項及び第九十条第七項において準用する場合を含む。 次項において同じ。) の規 される主務省令で定める議決権は、次に掲げる株式等に係る議決権とする。

品取引業者をいう。)及び外国の会社が業務として所有する株式等 有価証券関連業を営む金融商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商

(新設)

- 有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等(有限責任組合員が議 限責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該株式等を所有することとなった日から 決権を行使できる場合、議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無 十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。) 投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合の
- るものによって成立する組合(一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているもの 合員」という。)となり、 に限る。)の組合員(業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約す 組合財産として取得し、 又は所有する株式等 (非業務執行組合員が

2 前項に規定する会社のほか、会社(商工組合中央金庫の子法人等に該当しないものに限る。)
 2 前項に規定する会社のほか、会社(商工組合中央金庫又はその子会社(子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。)の第七十五条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたより(当該会社の議決権が商工組合中央金庫又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあっては、当該事由によらずに最後に取得されたとき)に前項に規定する会社を含む。以下こしていたものも、その議決権が当該事由によらずに取得されたとき)に前項に規定する会社を含む。以下こしていたものも、その議決権が当該事由によらずに取得されたい。

3 第一項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日(その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。)までに処分しな、以下この項において同じ。)を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該収分基準日における基礎議決権数(その総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。)を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該収合の日から処分基準日における基礎議決権の数をという。以下この項において同じ。)を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該収合の日から処分基準日までの間に商工組合中央金庫又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権の数をと会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

乗じて得た議決権の数を超える議決権を保有していないものに限る。)とする。 等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して当該会社の総株主等の議決権に百分の十を 超える議決権を保有する会社(商工組合中央金庫又はその子会社である新規事業分野開拓会社 超える議決権を保有する会社(商工組合中央金庫又はその子会社である新規事業分野開拓会社 超える議決権を保有する会社(商工組合中央金庫又はその子会社である新規事業分野開拓会社 が当該会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数を

4

主務大臣等は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請に係る株式等につい

商工組合中央金庫が議決権を行使し、又はその行使について指図を行うことができないも

大るものとする。法第十四条の規定は、前三項に規定する議決権について準用する。この場合において、同条法額十四条の規定は、前三項に規定する議決権について準用する。この場合において、同条

(貸借対照表等の公告)

第八十二条 (略)

2~8 (略)

> 5十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。) を委任された者に指図を行うことができる場合及び当該株式等を所有することとなった日か議決権を行使することができる場合、議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行

前二号に準ずる株式等で、主務大臣等の承認を受けた株式等

2

大等四十条第八項の規定により、信託財産である株式等に係る議決権とする。 とする。 以下同じ。)としてその行使について指図を行う株式等に係る議決権とする 大条の規定により当該会社が投資信託委託会社(同法第二条第十一項に規定する投資信託委託 大条の規定に相当する外国の法令の規定により当該会社が同法に相当する外国の法令の規定により当該会社が投資信託委託会社(同法第二条第十一項に規定する投資信託委託 会社をいう。以下同じ。)としてその行使について指図を行う株式等に係る議決権及び同法第十 条の規定に相当する外国の法令の規定により当該会社が同法に相当する外国の法令の規定により り投資信託委託会社に相当する者としてその行使について指図を行う株式等に係る議決権で、商工組合中央金庫 は第四十条第八項の規定により、信託財産である株式等に係る議決権で、商工組合中央金庫

| 添付して主務大臣等に提出しなければならない。 | 商工組合中央金庫は、第一項第四号の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を

のであるかを審査するものとする。

(新設)

(貸借対照表等の公告)

第八十二条 (略

2~8 (略)

会計監査人の氏名又は名称

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第八十三条 法第五十三条第一項前段に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項(中 第二号、第三号口(12)、 間事業年度(法第五十一条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。)に係る説明書類 除く。)とする。 (第七号及び次条において「中間説明書類」という。)にあっては、第一号イ及びハから卜まで、 第四号(ハに係る部分を除く。)、第五号リ並びに第六号に掲げる事項を

略) 略)

(2) (1)

代理組合等の商号又は名称

(略)

(略)

む場合に限る。 を示す指標として次に掲げる事項(凹から図までに掲げる事項については、 直近の三中間事業年度及び二事業年度又は直近の五事業年度における主要な業務の状況 単体自己資本比率(法第二十三条第一項第一号に規定する基準に係る算式により得ら 信託業務を営

(12) (15) (略)

れる比率をいう。第五号ルにおいて同じ。)

官

信託勘定有価証券残高(凹に掲げる事項を除く。)

(18) 規則第二十一条第五項に規定する履行保証暗号資産をいう。)残高 以下同じ。)残高及び履行保証暗号資産(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行 に関する法律施行規則第二十一条第四項に規定する履行保証電子決済手段をいう。)残高 信託勘定暗号資産(資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。 信託勘定電子決済手段残高及び履行保証電子決済手段(金融機関の信託業務の兼営等

水曜日

(19) (20)

略)

イ・ロ

令和 **7** 年 **6** 月 **11** 日

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

-次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

- 号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方で ある指定紛争解決機関の商号又は名称 指定紛争解決機関が存在する場合 商工組合中央金庫が法第二十二条の五第一項第一
- 一号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 指定紛争解決機関が存在しない場合 商工組合中央金庫の法第二十二条の五第 一項第

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第八十三条 法第五十三条第一項前段に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項 間事業年度(法第五十一条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。)に係る説明書類R八十三条 法第五十三条第一項前段に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項(中 (12)、第四号、第五号リ並びに第六号に掲げる事項を除く。)とする。 (以下「中間説明書類」という。)にあっては、第一号イ及びハからへまで、第二号、 第三号口

商工組合中央金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項

(略)

(略)

代理組合等に関する次に掲げる事項

代理組合等の商号

(2)(1)

三 商工組合中央金庫の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

む場合に限る。) を示す指標として次に掲げる事項 直近の三中間事業年度及び二事業年度又は直近の五事業年度における主要な業務の状況 (4)から(8)までに掲げる事項については、 信託業務を営

(1) (10)

(11)

単体自己資本比率(法第二十三条第一項第一号に規定する基準に係る算式により得ら

(12) (15)

れる比率をいう。以下同じ。)

(16)信託勘定有価証券残高(⑰に掲げる事項を除く。)

(新設)

(新設)

(17) (18)

商工組合中央金庫の業務の運営に関する次に掲げる事項

イ・ロ 略)

(新設)

(新設)

2 七

略)

略)

五.

略)

ロイ

略

略)

(3) (1) = (2)

る貸出金(①及び②に掲げる貸出金に該当するものを除く。)をいう。ハ及び次条第三号) 三月以上延滞債権(元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延してい 口(3)において同じ。)

三号口44において同じ。) た貸出金(①から③までに掲げる貸出金に該当するものを除く。)をいう。 ハ及び次条第 利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行っ 貸出条件緩和債権(債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免

流動性に係る経営の健全性の状況について主務大臣等が別に定める事項

官

電子決済手段 (略)

暗号資産

項第二号イにおいて同じ。)又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨 条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。次条第三号ト及び第八十九条の四十第三 三条の二の規定に基づき公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第十六 び中間株主資本等変動計算書又は株主資本等変動計算書について金融商品取引法第百九十 商工組合中央金庫が中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及

監査を受けている場合にはその旨 に係る算式により得られる比率(単体自己資本比率を除く。)をいう。)の算定に関する外部 単体自己資本比率及び単体レバレッジ比率(法第二十三条第一項第一号に規定する基準

のとして主務大臣等が別に定めるもの する事項であって、商工組合中央金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるも 利益又は労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十一条に規定する賃金をいう。)に関 報酬等(報酬、賞与その他の職務執行の対価として商工組合中央金庫から受ける財産上の

に掲げる事項

商工組合中央金庫の直近の二中間事業年度又は二事業年度における財産の状況に関する次

ち次に掲げるものの額及び(1)から(4)までに掲げるものの合計額 私募によるものに限る。次条第三号口において同じ。)、貸出金、外国為替、その他資産中 する商工組合中央金庫がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証して 貸借契約によるものに限る。次条第三号ロにおいて同じ。)をいう。ハにおいて同じ。)のう ることとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃 の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに欄外に注記す いるものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の 商工組合中央金庫の有する債権(別紙様式第二号中の貸借対照表の社債(当該社債を有

(1) (2)

(3)

る貸出金(①及び②に掲げるものを除く。)をいう。ハ及び次条第三号ロ③において同じ。) 三月以上延滞債権(元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延してい

同じ。) た貸出金(①から③までに掲げるものを除く。)をいう。ハ及び次条第三号口⑷において 利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行っ 貸出条件緩和債権(債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、

(4)

(略)

ホ 流動性に係る経営の健全性の状況について経済産業大臣、 に定める事項

財務大臣及び金融庁長官が別

へ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

(1) (3)

(新設)

(新設)

ト~リ

ヌ 商工組合中央金庫が中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及 三条の二の規定に基づき公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第十六 条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。 び中間株主資本等変動計算書又は株主資本等変動計算書について金融商品取引法第百九十 人の監査証明を受けている場合にはその旨 次条第三号トにおいて同じ。)又は監査法

単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨

利益又は労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十一条に規定する賃金をいう。)に関 のとして経済産業大臣 する事項であって、商工組合中央金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるも (報酬、 賞与その他の職務執行の対価として商工組合中央金庫から受ける財産上の 財務大臣及び金融庁長官が別に定めるもの

2 七 (略)

略)

# 第八十四条

略)

# 略)

## 略)

略)

- 又は直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 同じ。)及び二連結会計年度(連結財務諸表の作成に係る期間をいう。同号において同じ。 直近の三中間連結会計年度(中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。次号において 経常収益又はこれに相当するもの
- - 経常利益若しくは経常損失又はこれらに相当するもの

# (3) (7)

三

略)

- 1 中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書(これらに類する事項を含 む。トにおいて同じ。 中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び
- 流動性に係る経営の健全性の状況について主務大臣等が別に定める事項
- 朩 の 連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定するセグメント情報又はこれに相当するも

官

水曜日

- 監査を受けている場合にはその旨 に係る算式により得られる比率(連結自己資本比率を除く。)をいう。)の算定に関する外部 連結自己資本比率及び連結レバレッジ比率 (法第二十三条第一項第二号に規定する基準
- あって、商工組合中央金庫及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与 等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。)に関する事項で えるものとして主務大臣等が別に定めるもの 報酬等(報酬、賞与その他の職務執行の対価として商工組合中央金庫若しくはその子会社

令和 **7** 年 **6** 月 **1 1** 日

(商工組合中央金庫電子決済等代行業者登録簿の縦覧

第八十九条の七 主務大臣等は、その登録をした商工組合中央金庫電子決済等代行業者に係る商 工組合中央金庫電子決済等代行業者登録簿を経済産業省、財務省及び金融庁(金融庁にあって に住所を有する個人にあっては、国内における主たる営業所又は事務所。第八十九条の三十に 当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者の主たる営業所又は事務所(外国法人又は外国

> 第八十四条 法第五十三条第二項前段に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項 間説明書類にあっては、第一号、第三号へ及び第四号に掲げる事項を除く。)とする。

- 一 商工組合中央金庫及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

- び二連結会計年度 (連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。)又は直近の五連結 会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 直近の三中間連結会計年度(中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。)及
- 経常収益
- 経常利益又は経常損失

# (3) (7)

- ける財産の状況に関する次に掲げる事項 商工組合中央金庫及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度にお
- 中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書 中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び

- 二 流動性に係る経営の健全性の状況について経済産業大臣、 に定める事項 財務大臣及び金融庁長官が別
- 朩 収益等の額の総額に占める割合が少ない場合を除く。 及び資産の額(以下この号において「経常収益等」という。)として算出したもの(各経常 業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、 商工組合中央金庫及びその子法人等が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事 経常利益又は経常損失の額

- 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨
- 兀 等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。) に関する事項で あって、商工組合中央金庫及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与 えるものとして経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定めるもの (報酬、賞与その他の職務執行の対価として商工組合中央金庫若しくはその子会社

(商工組合中央金庫電子決済等代行業者登録簿の縦覧

第八十九条の七 経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官は、その登録をした商工組合中央金庫 は事務所(外国法人又は外国に住所を有する個人にあっては、国内における主たる営業所又は 及び金融庁(金融庁にあっては、当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者の主たる営業所又 電子決済等代行業者に係る商工組合中央金庫電子決済等代行業者登録簿を経済産業省、財務省

おいて「主たる営業所等」という。)の所在地を管轄する財務局(当該所在地が福岡財務支局の するものとする。 国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては関東財務局))に備え置き、 管轄区域内にある場合にあっては福岡財務支局、当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者が (個人利用者情報の漏えい等の報告) 公衆の縦覧に供

第八十九条の十六の二 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、その取り扱う個人である商工 態が生じた旨を主務大臣等に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならな 漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事 組合中央金庫電子決済等代行業の利用者に関する情報(個人データに該当するものに限る。)の

(立入検査の証明書)

第八十九条の二十四の二 職員が立入検査(財務大臣の権限によるものを除く。)をするときに携帯すべき証明書について この限りでない 別紙様式第十六号によるものとする。ただし、金融庁又は財務局若しくは福岡財務支局の 法第六十条の十七第三項の立入検査をする職員の身分を示す証明書

(立入検査の証明書)

第八十九条の二十八の二 職員が立入検査(財務大臣の権限によるものを除く。)をするときに携帯すべき証明書について 別紙様式第十七号によるものとする。ただし、金融庁又は財務局若しくは福岡財務支局の この限りでない 法第六十条の二十九第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書

(商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者に係る名簿の縦覧)

第八十九条の三十 主務大臣等は、法第六十条の三十二第二項の規定による届出をした銀行法第 所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡財務支局、当該電子決済等代行 融庁にあっては、当該電子決済等代行業者の主たる営業所等の所在地を管轄する財務局(当該 覧に供するものとする 業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては関東財務局))に備え置き、公衆の縦 二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者に係る名簿を経済産業省、財務省及び金融庁(金

第七章 指定紛争解決機関

、心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者)

第八十九条の三十一 をいう。以下同じ。)に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を 神の機能の障害のため紛争解決等業務(法第六十条の三十五第二項に規定する紛争解決等業務 適切に行うことができない者とする*。* 法第六十条の三十五第一項第四号イに規定する主務省令で定める者は、 精

(商工組合中央金庫に対する意見聴取等)

第八十九条の三十二 第二号及び第八十九条の四十三第二項において同じ。)の内容を説明し、これについて異議がな ところにより、 により、商工組合中央金庫に対し、業務規程(同条第一項第七号に規定する業務規程をいう。 かどうかの意見(異議がある場合には、その理由を含む。 説明会を開催してしなければならない。 法第六十条の三十五第一項の申請をしようとする者は、 )を聴取する場合には 同条第三項の規定 次に定める

説明会を開催する日時及び場所は、 商工組合中央金庫の参集の便を考慮して定めること。

> 該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡財務支局、当該商工組合中央 事務所。第八十九条の三十において「主たる営業所等」という。)の所在地を管轄する財務局(当 備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。 金庫電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては関東財務局))に

(個人利用者情報の漏えい等の報告)

第八十九条の十六の二 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、その取り扱う個人である商工 第三項に規定する個人データに該当するものに限る。)の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、 組合中央金庫電子決済等代行業の利用者に関する情報(個人情報の保護に関する法律第十六条 臣及び金融庁長官又は財務局長若しくは福岡財務支局長に速やかに報告することその他の適切 又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を経済産業大臣、財務大 な措置を講じなければならない。

(新設)

(新設)

(商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者に係る名簿の縦覧

第八十九条の三十 経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官は、法第六十条の三十二第二項の規 財務支局、当該電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては関東 所在地を管轄する財務局(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡 産業省、財務省及び金融庁(金融庁にあっては、当該電子決済等代行業者の主たる営業所等の 定による届出をした銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者に係る名簿を経済 財務局))に備え置き、 公衆の縦覧に供するものとする。

(新設)

(新設)

- 又は送付すること。 当該申請をしようとする者は、商工組合中央金庫に対し、説明会の開催日の二週間前まで 当該申請をしようとする者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び電話 次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程(以下「業務規程等」という。)を交付し、
- 番号その他の連絡先
- に意見書を提出しなければならない旨 商工組合中央金庫は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日から一定の期間内 説明会の開催年月日時及び場所
- 載しなければならない。 説明会の開催年月日時及び場所

法第六十条の三十五第三項に規定する結果を記載した書類には、

次に掲げる事項の全てを記

前号ハの一定の期間が、二週間を下らないものであること。

- 商工組合中央金庫の説明会への出席の有無
- 商工組合中央金庫の意見書の提出の有無
- 五 提出を受けた意見書に法第六十条の三十五第一項第八号に規定する異議に該当しない異議 提出を受けた意見書における異議の記載の有無

4 | 該業務規程等又は当該意見書が電磁的記録で作成されている場合には、 第一項第二号の規定による業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当 前項の書類には、商工組合中央金庫から提出を受けた意見書を添付するものとする。 の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由 電磁的方法をもって行

うことができる。 (指定申請書の提出)

一項の指定申請書は、業務規程等を交付し、又は送付した日から起算して三月以内に提出しな第八十九条の三十三 法第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第

(指定申請書の添付書類)

ればならない。

第八十九条の三十四 法第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第 一項第五号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの れに準ずるもの) 条の四十第三項第三号において同じ。)である場合には、その設立時における財産目録又はこ -日の属する事業年度に設立された法人(同条第一項第一号に規定する法人をいう。第八十九 項の規定による指定を受けようとする者(第三項において「申請者」という。)が当該申請の 法第六十条の三十五第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、 同

2 | 法第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第 法第六十条の三十五第一項の規定による指定後における収支の見込みを記載した書類 一項第六号に規定

付した業務規程等 第八十九条の三十 一第一項第二号の規定により商工組合中央金庫に対して交付し、

次に掲げる書類とする。

する主務省令で定めるものは、

- 到達した場合 到達した年月日
- ロ 到達しなかった場合 通常の送付方法によって到達しなかった原因
- する主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 法第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第七号に規定
- 一 中請者の総株主等の議決権(総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地及びている。次号及び第八十九条の四十三第二項において同じ。)の百分の五以上の議決権を保有し申請者の総株主等の議決権(総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権を
- の三十七及び第八十九条の三十八において同じ。)の住民票の抄本(役員が法人であるときは、いう。)の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び事業の内容を記載した書面いう。)及び子法人(申請者が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体を一)申請者の親法人(申請者の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体を
- が当該役員の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類四 役員の旧氏及び名を当該役員の氏名に併せて法第六十条の三十七第一項において準用する

当該役員の登記事項証明書)又はこれに代わる書面

- の国籍を有しない場合には、同号口に該当しない者であることを当該役員が誓約する書面のの国籍を有しない場合には、同号口に該当しない者であることを当該役員が誓約する書面と、役員が法第六十条の三十五第一項第四号口に該当しない旨の官公署の証明書(役員が日本
- 一 紛争解決委員(法第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の六十四第六 役員の履歴書(役員が法人である場合には、当該役員の沿革を記載した書面)
- を記載した書面 「一項に規定する紛争解決等業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員(以下この項及び第一項に規定する紛争解決等業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員(以下この項及び第一項に規定する紛争解決委員をいう。第八十九条の四十一第二項第三号において同じ。)の候
- いことを当該役員等が誓約する書面|| 六十九に規定する暴力団員等をいう。第八十九条の四十三第一項第二号において同じ。)でな八 役員等が、暴力団員等(法第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の
- 九 その他参考となるべき事項を記載した書類

(業務規程で定めるべき事項)

紛争解決等業務を行う時間及び休日に関する事項

| 区域に関する事項 | 区域に関する事項 | 営業所又は事務所が紛争解決等業務を行う

(新設

紛争解決等業務を行う職員の監督体制に関する事項

四|三 続をいう。以下同じ。の業務を委託する場合には、 三十九において同じ。)又は紛争解決手続(法第六十条の三十五第二項に規定する紛争解決手 苦情処理手続(法第六十条の三十五第二項に規定する苦情処理手続をいう。第八十九条の その委託に関する事項

その他紛争解決等業務に関し必要な事項

(手続実施基本契約の内容)

第八十九条の三十六 法第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第 じ。)の顧客の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調 工組合中央金庫(法第六十条の三十六第四号に規定する加入商工組合中央金庫をいう。以下同 | 項第十一号に規定する主務省令で定める事項は、指定紛争解決機関は、当事者である加入商 当該加入商工組合中央金庫に対して、その義務の履行を勧告することができることとす

(新設)

(実質的支配者等)

第八十九条の三十七 の事由を通じて指定紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与え ことができないことが明らかでないと認められる者とする。 して指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配すること及びその事業に重要な影響を与える る関係にあるものとして主務省令で定める者は、次に掲げる者であって、事業上の関係に照ら |項第三号に規定する指定紛争解決機関の株式の所有、指定紛争解決機関に対する融資その他 法第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第

を含む。)における当該特定の者 権を行使すると認められる者及び当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使すること 技術、取引等において緊密な関係があることにより当該特定の者の意思と同一の内容の議決 に同意している者が所有している議決権とを合わせて、指定紛争解決機関の議決権の三分の 以上を占めている場合(当該特定の者が自己の計算において議決権を所有していない場合 特定の者が自己の計算において所有している議決権と当該特定の者と出資、 人事、資金、

指定紛争解決機関の役員又は役員であった者

水曜日

指定紛争解決機関の役員の三親等以内の親族

者又は管理人を含む。次条第四号において同じ。)とする者 前二号に掲げる者を代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表

使用人であった者 指定紛争解決機関との間で指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配する契約を締結し 指定紛争解決機関の役員の三分の一以上が役員若しくは使用人である者又は役員若しくは

令和**7**年6月11日

五.

者 資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。) における当該特定の 合(当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融 務の保証及び担保の提供を含む。以下この号及び同条第七号において同じ。)を行っている場 下この号及び次条第七号において同じ。)の総額の三分の一以上について特定の者が融資(債 指定紛争解決機関の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。 以

(新設)

該特定の者

- 測される事実が存在する者 前各号に掲げる者のほか 指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配していることが推
- 号において同じ。)に規定する前各号に掲げる者の指定紛争解決機関に対する関係と同様の関、特定の者が前各号に掲げる者に対して、前各号(第二号から第四号までを除く。以下この 係を有する場合における当該特定の者
- までに規定する指定紛争解決機関の同条第一号又は第五号から第八号までに掲げる者に対す第一号から第八号までに掲げる者が特定の者に対して、次条第一号又は第五号から第八号 る関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

(号外第 128 号)

第八十九条の三十八 法第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第 とができないことが明らかでないと認められる者とする。 上の関係に照らして指定紛争解決機関が当該各号に掲げる者の事業の方針の決定を支配するこ に支配する関係にあるものとして主務省令で定める者は、次の各号に掲げる者であって、事業 項第三号に規定する指定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的

法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの(以下この号及び第五号において「法 同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び指定紛争解決機関の意思と同一の内容の 議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人又は において議決権を所有していない場合を含む。)における当該他の法人等 人等」という。)の議決権の三分の一以上を占めている場合(指定紛争解決機関が自己の計算 人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより指定紛争解決機関の意思と 指定紛争解決機関が自己の計算において所有している議決権と指定紛争解決機関と出資、

指定紛争解決機関の役員若しくは指定紛争解決機関の使用人又はこれらであった者

五|四| 前二号に掲げる者を代表者とする者 指定紛争解決機関の役員の三親等以内の親族

官

当該他の法人等 第二号に掲げる者が他の法人等の役員である者の三分の一以上を占めている場合における

が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。) における当 る場合(指定紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者 締結している場合における当該特定の者 指定紛争解決機関が特定の者との間に当該特定の者の事業の方針の決定を支配する契約を 特定の者の資金調達額の総額の三分の一以上について指定紛争解決機関が融資を行ってい

ることが推測される事実が存在する場合における当該特定の者 前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関が特定の者の事業の方針の決定を支配してい

号において同じ。)に規定する指定紛争解決機関の前各号に掲げる者に対する関係と同様の関、前各号に掲げる者が特定の者に対して、前各号(第二号から第四号までを除く。以下この 係を有する場合における当該特定の者

(苦情処理手続に関する記録の記載事項等)

規定により、指定紛争解決機関は、その実施した苦情処理手続に関し、次に掲げる事項を記載第八十九条の三十九 法第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の七十一の した記録を作成しなければならない。

日及びその内容 加入商工組合中央金庫の顧客が商工組合中央金庫業務関連苦情の解決の申立てをした年月

(新設)

- 前号の申立てをした加入商工組合中央金庫の顧客及びその代理人の氏名、商号又は名称 苦情処理手続の実施の経緯
- 苦情処理手続の結果(苦情処理手続の終了の理由及びその年月日を含む。)
- 2 終了した日から少なくとも五年間保存しなければならない。 指定紛争解決機関は、 前項に規定する事項を記載した記録を、 その実施した苦情処理手続が

(紛争解決委員の利害関係等)

第八十九条の四十 法第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の七十三第三 項に規定する同条第一項の申立てに係る当事者と利害関係を有する者とは、次に掲げる者のい れかに該当する者とする。

当事者の配偶者又は配偶者であった者

- 当事者の四親等内の血族、
- 当事者の後見人、後見監督人、 三親等内の姻族若しくは同居の親族又はこれらであった者 保佐人、保佐監督人、 補助人又は補助監督人
- 又はこれらであった者 当該申立てに係る商工組合中央金庫業務関連紛争について当事者の代理人若しくは補佐人
- 2 | 五. 第十一条の五第一項の規定は、法第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二 しない者 当事者から役務の提供により収入を得ている者又は得ないこととなった日から三年を経過
- 条の七十三第三項第三号に規定する主務省令で定める者について準用する。 する主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。 法第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の七十三第三項第五号に規定
- 次に掲げる職の一又は二以上にあってその年数が通算して五年以上である者
- 判事

官

- 判事補
- 検事 弁護士
- 律学に属する科目の教授又は准教授 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学の学部、専攻科又は大学院の法
- 次に掲げる職の一又は二以上にあってその年数が通算して五年以上である者
- 公認会計士
- 税理士
- 又は准教授 学校教育法による大学の学部、専攻科又は大学院の経済学又は商学に属する科目の教授
- 制定その他の業務に従事した期間が通算して十年以上である者 に関する業務を行う法人において、顧客の保護を図るため必要な調査、 商工組合中央金庫業務関連苦情を処理する業務又は商工組合中央金庫業務関連苦情の処理 指導、 勧告、 規則の
- ると認めた者 主務大臣等が前三号に掲げる者のいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有す

改善策

第八十九条の四十一 第五十二条の七十三第八項に規定する説明をするに当たり商工組合中央金庫業務関連紛争の当八十九条の四十一 指定紛争解決機関は、法第六十条の三十七第一項において準用する銀行法 事者である加入商工組合中央金庫の顧客から書面の交付を求められたときは、 説明をしなければならない。 (商工組合中央金庫業務関連紛争の当事者である加入商工組合中央金庫の顧客に対する説明) 書面を交付して

- 2 | する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 法第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の七十三第八項第三号に規定
- 金庫業務関連紛争の当事者及び第三者の秘密の取扱いの方法 続実施記録(次条第一項において「手続実施記録」という。)に記載されている商工組合中央 紛争解決手続において陳述される意見若しくは提出され、若しくは提示される資料に含ま 又は法第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の七十三第九項の手
- 当該商工組合中央金庫業務関連紛争の当事者に通知すること。 が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、 紛争解決委員が紛争解決手続によっては商工組合中央金庫業務関連紛争の当事者間に和解商工組合中央金庫業務関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式 その旨を

(手続実施記録の保存及び作成) 及び書面が作成される場合には作成者、通数その他当該書面の作成に係る概要 商工組合中央金庫業務関連紛争の当事者間に和解が成立した場合に作成される書面の有無

2 第八十九条の四十二 指定紛争解決機関は、手続実施記録を、その実施した紛争解決手続が終了 した日から少なくとも十年間保存しなければならない 法第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の七十三第九項第六号に規定

する主務省令で定めるものは、 五十二条の六十七第六項の特別調停案をいう。以下この号において同じ。)が提示された場合が争解決手続において特別調停案(法第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第 紛争解決手続の申立ての内容 当該特別調停案の内容及びその提示の年月日 次に掲げる事項とする。

届出事項) 紛争解決手続の結果が和解の成立である場合には、当該和解の内容

第五十二条の七十九の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考とな第八十九条の四十三 指定紛争解決機関は、法第六十条の三十七第一項において準用する銀行法 類を添付して主務大臣等に提出しなければならない。 るべき事項(次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める事項を含む。)を記載した書

法第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の七十九第一号に掲げる場 手続実施基本契約を締結し、又は終了した年月日

の当該役員等となった者による誓約 次項第六号に掲げる場合<br />
指定紛争解決機関の役員等となった者が暴力団員等でないこと

解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実でないと見込まれる理由 次項第七号に掲げる場合 商工組合中央金庫が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争

의/미기 次項第八号又は第九号に掲げる場合 行為が発生した営業所又は事務所の名称 次に掲げる事項

行為の概要 行為をした役員等の氏名又は商号若しくは名称及び役職名

(新設)

(新設)

(新設)

- 2 | 務省令で定めるときは、次に掲げるときとする。 法第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の七十九第二号に規定する主
- 定款又はこれに準ずる定めを変更したとき。
- 保有している法人その他の団体をいう。第四号において同じ。)が商号若しくは名称、 をいう。次号において同じ。)又は子法人(指定紛争解決機関が総株主等の議決権の過半数を 営業所若しくは事務所の所在地又は事業の内容を変更したとき。 親法人(指定紛争解決機関の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体 主たる
- 親法人が親法人でなくなったとき。
- ととなったとき。 総株主等の議決権の百分の五を超える議決権が一の者により取得され、又は保有されるこ 子法人が子法人でなくなったとき、又は子法人の議決権を取得し、若しくは保有したとき。
- 書を提出後、新たに指定紛争解決機関の役員等となった者がいるとき。 法第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第 一項の指定申請 当該申込

商工組合中央金庫から手続実施基本契約の締結の申込みがあった場合であって、

七

- みを拒否したとき。 ては、当該指定紛争解決機関が委託する業務に係るものに限る。)を遂行するに際して法令又 指定紛争解決機関又はその業務の委託先の役員等が紛争解決等業務(業務の委託先にあっ
- た事実を知ったとき。 加入商工組合中央金庫又はその役員等が指定紛争解決機関の業務規程に反する行為を行っ

は当該指定紛争解決機関の業務規程に反する行為が発生した事実を知ったとき。

3 | 決機関が知った日から一月以内に行わなければならない。 前項第八号又は第九号に該当するときの届出は、これらの規定に規定する事実を指定紛争解

(紛争解決等業務に関する報告書の提出)

官

- 第八十九条の四十四 法第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の八十第一 項の規定による指定紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、別紙様式第 十八号により作成し、事業年度経過後三月以内に主務大臣等に提出しなければならない。
- 計算書又はこれらに準ずるものを添付しなければならない。 前項の報告書には、最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び収支計算書若しくは損益
- 出をすることができない場合には、あらかじめ主務大臣等の承認を受けて、 ることができる。 指定紛争解決機関は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に同項の報告書の提 当該提出を延期す
- を添付して主務大臣等に提出しなければならない。 指定紛争解決機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、 承認申請書に理由書
- 第八十九条の四十五 法第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の八十一第 るかどうかを審査するものとする。 (立入検査の証明書)

三項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別紙様式第十九号によるものとする。ただ 機関が第三項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があ主務大臣等は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした指定紛争解決 金融庁又は財務局若しくは福岡財務支局の職員が立入検査(財務大臣の権限によるものを

(新設)

除く。)をするときに携帯すべき証明書については、この限りでない。

### (届出事項) 第八章 雑則

## 第九十条 (略)

- 大臣の所掌に係るものに限る。 法の規定による認可を受けた事項を実行した場合(経済産業大臣、財務大臣及び内閣総理
- 営業所以外の営業所(同項第三号に規定する営業所を除く。)としようとする場合 第二条第一項第一号に規定する営業所(出張所を除く。以下この号において同じ。)を当該
- くは巡回型の施設又は無人の設備であるものを除く。)とした場合(前号又は第六号に該当す 第二条第一項第一号に規定する営業所を当該営業所以外の営業所(出張所のうち臨時若し
- く。)の設置、移転若しくは廃止又は第三条第三項第一号に規定する出張所の設置をした場合 第二条第一項第二号に規定する出張所(臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除 第二条第一項第三号に規定する営業所の設置をした場合
- 出張所の種類の変更をした場合
- 第二条第一項第五号若しくは第六号に該当する場合を除く。)をしようとする場合 第三条第三項第二号に規定する出張所の廃止又は外国に所在する営業所の移転 (次号又は
- 八 外国に所在する出張所(臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備に限る。)の廃止又は移 (第二条第一項第五号又は第六号に掲げる場合を除く。)をした場合
- 更をしようとする場合 くは設備の設置、移転若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において営む業務の内容の変 外国において法第二十一条第四項に規定する業務の全部若しくは一部のみを営む施設若し

組合中央金庫及び連結子法人等(商工組合中央金庫の子法人等であって連結の範囲に含まれ 定めるところにより、会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している商工 める方法を用いようとする場合 るものをいう。第四十二号及び第四十三号において同じ。)に帰属する部分を連結の範囲に含 商工組合中央金庫及びその子会社等の連結自己資本比率を算出する際に、主務大臣等の

# 九~二十一 (略)

新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合

# 一十三~二十六

の時間においてのみその業務を営むものの設置に係る場合及び第二号に該当する場合を除 三項の規定による営業時間の変更をしようとする場合(同条第一項に規定する営業時間以外 商工組合中央金庫の営業所(出張所を除く。)の全部又は一部において、第六十七条第

## 第七章 雑則

**第九十条** 商工組合中央金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を主務大臣等に 届け出るものとする。

- 第三十九条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)及び第五項並びに第六十一条 この法律の規定による認可を受けた事項を実行した場合(法第二条第二項、第三条第三項、 に係るものに限る。)
- おいて営む業務の内容の変更をした場合 は一部のみを営む施設若しくは設備の設置、 法第二十一条第四項に規定する業務 (主務大臣等が別に定めるものを除く。)の全部若しく 移転若しくは廃止又は当該施設若しくは設備に

## (新設)

(新設) く。)の設置、移転若しくは廃止又は第三条第三項第一号に規定する出張所の設置をした場合 第二条第 一項第一号に規定する出張所(臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除

## (新設)

三

四 第二条第 第三条第三項第二号に規定する出張所の廃止又は外国に所在する営業所の移転 一項第二号若しくは第三号に該当する場合を除く。)をしようとする場合

五 外国に所在する出張所 転 (第二条第一項第二号又は第三号に掲げる場合を除く。)をした場合 (臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備に限る。)の廃止又は移

### (新設)

# 六~十の四

# 十一及び十二 削除

十三 商工組合中央金庫及びその子会社等の連結自己資本比率を算出する際に、主務大臣等の める方法を用いようとする場合 組合中央金庫及び連結子法人等(商工組合中央金庫の子法人等であって連結の範囲に含まれ るものをいう。第三十四号及び第三十五号において同じ。)に帰属する部分を連結の範囲に含 定めるところにより、会社の資産、負債、 収益及び費用のうち当該会社に投資している商工

# 十四~十六

## (新規)

# 十六の二~十九

<del>-</del> 条第一項に規定する営業時間が確保されている場合を除く。) 又は一部において、第六十七条第三項の規定による営業時間の変更をしようとする場合(同 商工組合中央金庫の営業所(臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く。)の全部

項に規定する営業時間以外の時間においてのみその業務を営むものの設置に係る場合及び第 部又は一部において、第六十七条第三項の規定による営業時間の変更をした場合(同条第一 三号に該当する場合を除く。) 商工組合中央金庫の出張所(臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く。)の全

とすることについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。) 商工組合中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会 条第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社(他業業務高度化等会社にあっては、 第三十一号において同じ。)とした場合 (法第三十九条第七項第一号の規定により子会社 商工組合中央金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第七十

有した場合(前号又は第三十三号に該当する場合を除く。) の基準議決権数を超えて議決権を保有する他業業務高度化等会社の議決権を取得し、 法第三十九条第四項の認可を受けて商工組合中央金庫若しくはその子会社が合算してそ 又は保

二十一 その子会社 (新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子会社を除く。)が、名称、 かな場合を除く。)、合併又は業務の全部の廃止を行った場合(法第三十九条第七項第二号に 本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置の変更(変更前の位置に復することが明ら 該当する場合又は次号に該当する場合を除く。)

二十二 商工組合中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有する他業 業務高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなっ

三十三 第十二条各号に掲げる者のいずれかに該当する者 (子会社及び新規事業分野開拓会社 する他業業務高度化等会社である場合を除く。 金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、 等又は事業再生会社(商工組合中央金庫の子会社であるものに限る。)の子法人等又は関連法 人等を除く。 (新たに有することとなった特殊関係者が法第三十九条第四項の認可を受けて商工組合中央 以下この項において「特殊関係者」という。)を新たに有することとなった場合 又は保有

その特殊関係者が特殊関係者でなくなった場合

庫の子会社又は特殊関係者となった場合を除く。 議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合(当該他の会社が商工組合中央金 他業業務高度化等会社及び特例事業再生会社を除く。)の議決権を合算して、その基準 商工組合中央金庫又はその子会社が、他の会社(新規事業分野開拓会社等、 事業再生

となった国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなく なった場合 商工組合中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有すること

(削る)

(削る)

二 十 一

(新設)

定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。) を子会社とした場合 第七十一条第一項各号に掲げる事由により他の会社(法第三十九条第七項第一号の規

その子会社の議決権を取得し、又は保有した場合

<u>-</u>+-

一十三 その子会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、 又は業務の全部を廃止した場合(法第三十九条第七項第二号の場合を除く。)

内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、 商工組合中央金庫又はその子会社が、 第七十五条第一項各号に掲げる事由により、 又は保有した場合 玉

十四四

(新設)

一 五 第二十七号に該当する場合を除く。 保有することとなった場合(当該子会社対象会社を子会社とすることについて認可を受けて 定する子会社対象会社をいう。)の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は いる場合及び法第三十九条第七項第一号の規定により届出をしなければならない場合並びに 商工組合中央金庫又はその子会社が国内の子会社対象会社(法第三十九条第一項に規

二十六 となった国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなく なった場合 (第二十八号に該当する場合を除く。) 商工組合中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有すること

号及び第二十九号において「特殊関係者」という。)を新たに有することとなった場合 その特殊関係者が特殊関係者でなくなった場合 第十二条各号又は第二十八条に掲げる者のいずれかに該当する者(子会社を除く。

(削る)

十二・四十三

略

三十七 する子会社対象会社(商工組合中央金庫の子会社を除く。)又は商工組合中央金庫の特殊関係 なったことを知った場合(第一号に該当する場合を除く。 (子会社対象会社に限る。)が当該子会社対象会社以外の認可対象会社に該当する会社と 商工組合中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有

号に該当する場合を除く。 する認可対象会社 (商工組合中央金庫の子会社を除く。)又は商工組合中央金庫の特殊関係者 (認可対象会社に限る。)が当該認可対象会社に該当しない会社となったことを知った場合(前 商工組合中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有

等会社を除く。)に限る。)が他業業務高度化等会社となったことを知った場合 化等会社を除く。)又は商工組合中央金庫の特殊関係者(同号に掲げる会社(他業業務高度化 する法第三十九条第一項第十号に掲げる会社(商工組合中央金庫の子会社及び他業業務高度 商工組合中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有

央金庫等」という。)又は代理組合等において不祥事件(経済産業大臣、財務大臣及び内閣総 又は媒介をいう。)に係るものに限る。)が発生したことを知った場合 理大臣の所掌に係るものに限り、業務の委託先にあっては商工組合中央金庫が委託する業務 に係るものに限り、 商工組合中央金庫、その子会社若しくは業務の委託先(第四項において「商工組合中 代理組合等にあっては組合等代理 (法第二条第三項の規定に基づく代理

> する会社 関係者がその業務の内容を変更することとなった場合 商工組合中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有 (商工組合中央金庫の子会社及び外国の会社を除く。)又は商工組合中央金庫の特殊

二十九

丰 削除

(新設)

(新設)

三十

三十二 四十二条、 四十五条、 等」という。)又は代理組合等において不祥事件(法第二条第一項、第二項及び第四項、第三 の規定に基づく代理又は媒介をいう。)に係るものに限る。)が発生したことを知った場合 第五十九条から第六十一条まで、 四項及び第六項、 金庫が委託する業務に係るものに限り、代理組合等にあっては組合等代理(法第二条第三項 第十二条第二項並びに第十三条に係るものに限り、業務の委託先にあっては、商工組合中央 ら第五項まで、第七項及び第八項、 項及び第一 用する金融商品取引法第三十四条、 条第三項及び第四項、 三十七条の四、 第 第八項及び第九項、 商工組合中央金庫、その子会社、業務の委託先(第四項において「商工組合中央金庫 一項及び第五項、 三項、 第五十一条第一項から第三項まで、第五十二条、第五十三条第一項、 第三十一条第一 第三十四条の四第一項、 第三十七条の六第一項、 第五十四条、第五十七条第一項及び第二項、第五十八条第一項及び第二項、 第二十一条第四項、 第二十七条、 二項、 第七条第二項及び第三項、 第 第六十二条第 二十二条第一項、 第四十条第二項から第五項まで、 第三十四条の二第三項及び第四項、 第 第三十七条、第三十七条の三第一 第三項及び第四項、第三十八条、 一十八条、 第二十三条第 一項、 第二十九条、 第三十五条第一項、 第八条第一項、 第六十四条、 項 第二十四条、 同条において読み替えて準 第六十五条、 第九条第一項、第十条、 第七項及び第八項、 第三十九条第一項か 第三十四条の三第二 項及び第二項、 第四十条並びに第 第 第二項、 一十六条第一 令第六条第

= + = とすることについて認可を受けなければならないとされるもの及び同条第七項の規定により とするとき(法第六十一条の規定により合併、会社分割又は事業の譲受けの認可を受ける場 子会社とすることについて届け出なければならないとされるものを除く。)を子会社としよう 合を除く。 法第三十九条第 一項第六号又は第七号に掲げる会社(同条第四項の規定により子会社

三十四・三十五 略

2

略

- 前項第二十四号に掲げる場合 略) 次に掲げる書面
- 略)
- 略)

第一

項第三号から第六号まで、第八号又は第二十八号に該当するときの届出

- 二 前項第四十号に掲げる場合 同号に規定する事業報告及び附属明細書
- 若しくは従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。 又は代理組合等若しくはその役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。) 第一項第四十一号に規定する不祥事件とは、商工組合中央金庫等の取締役、執行役、 (会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)、監査役若しくは従業員 会計参
- 一 五 (略)
- 5 から三十日以内に行わなければならない。 第一項第四十一号に該当するときの届出は、 不祥事件の発生を商工組合中央金庫が知った日
- 6 る会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、商工組合中央金庫の子会社に該当 しないものとみなす 第一項第三十六号に掲げる場合において、法第三十九条第一項第七号から第九号までに掲げ
- 7 | 等又は当該事業再生会社は、商工組合中央金庫の子会社に該当しないものとみなす。 事業再生会社による他の会社の議決権の取得又は保有については、当該新規事業分野開拓会社 第一項第三十五号から第三十九号までに掲げる場合において、新規事業分野開拓会社等又は
- 8 | 号から第三十九号まで並びに前二項に規定する議決権について準用する。この場合において、 済産業省令・財務省令・内閣府令」と、「である株式」とあるのは「である株式又は持分」と読 同条中「所有する株式」 法第十四条の規定は、第一項第二十九号、第三十号、第三十二号、 とあるのは 「所有する株式又は持分」と、「主務省令」とあるのは 第三十三号及び第三十五 経

み替えるものとする

水曜日

## 第三条 削除

令和 **7** 年 **6** 月 **11** 日

# 別表第一(第八十三条第一項第三号ハ関係)

- 参考となるべき事項を記載した書面(次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める書 商工組合中央金庫は、前項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他 を添付して主務大臣等に提出するものとする。
- 前項第十七号に掲げる場合 次に掲げる書面
- イ~ホ (略)
- 二 前項第三十一号に掲げる場合 同号に規定する事業報告及び附属明細書
- 次に掲げる届出は、 半期ごとに一括して行うことができる。
- (略)

3

- 第一項第二号、 第三号又は第五号に該当するときの届出
- 若しくは従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。 又は代理組合等若しくはその役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。) 与<br />
  (会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)、<br />
  監査役若しくは従業員 第一項第三十二号に規定する不祥事件とは、商工組合中央金庫等の取締役、 執行役、
- (略)

5

- から三十日以内に行わなければならない 第一項第三十二号に該当するときの届出は、不祥事件の発生を商工組合中央金庫が知った日
- 6 の子会社に該当しないものとみなす。 る会社の議決権の取得又は保有については、 第一項第一 一十四号又は第二十六号に掲げる場合において、法第三十九条第一項第七号に掲げ 同号に規定する特定子会社は、商工組合中央金庫
- (新設)
- 7 | る議決権について準用する。 法第四十条第八項の規定は、 第 一項第二十四号から第二十六号まで及び第二十九号に規定す

#### 附 則

- (同一人に対する信用の供与の特例)
- 第三条 定する短期社債等に係るものを除く。)並びに第二十五条第四項第四号及び第五号に掲げるもの については、 第二十五条第四項の規定は、同項第二号に掲げるもの(法第二十一条第六項第一号に規 当分の間適用しない

# 別表第一(第八十三条第一項第三号ハ関係

(略)	(略)	項目
(略)	(略)	記載する事項

1	ı
(籊)	(智)
(雀)	(鉴)
(智)	(智)
(室)	十四   暗号資産の種類別の残高   十三   電子決済手段の種類別の残高   六~十二 (略)   済手段及び暗号資産の区分ごとの運用残高   五 金銭信託等の種類別の貸出金、有価証券、電子決   四 (略)   百 (略)   三 元本補填契約のある信託(信託財産の運用のため   一・二 (略)

#### 別紙様式第1号(第81条第1項関係)

第7 完全民営化の実現に向けた財政基盤の強化及び中小企業者に対する金融の円滑化を図るための先進的な金融上の手法を用いた業務の状況

第8 中小企業信用保険法第19条の規定の遵守の状況

(記載上の注意)

- 7 氏を改めた者については、旧氏及び名を「代表取締役氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。
- 8 この様式中に記載する事項は、次に掲げる場合には、その記載を省略することができる。
- (1) 同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記した場合
- (2) 同一の事項を記載した書類を既に主務大臣等に提出している場合において、その旨及 び当該事項を記載した箇所を明記したとき。
- 4 「その他資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産 総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付し た科目を設けて記載すること。
- 5 将来の特別準備金の国庫納付に向けた準備として、会社法第452条の規定に基づき、剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の2 (当期純損失が生じた事業年度にあっては、10分の1)を乗じて得た額を目途として任意積立金を積み立てたときは、特定積立金として、その他任意積立金と区分して記載すること。
- 8 遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計 処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表 示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期 首残高を区分表示すること。

(智)	(奎)	
(2)	(智)	
(雀)	(智)	
を営む場合に限る。)信託業務に関する指標(信託業務	(新設) 大~十二 (略) ごとの運用残高 五 金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分四 (略) と再信託された信託を含む。)の種類別の受託残高 ご 元本補てん契約のある信託(信託財産の運用のた	

#### 別紙様式第1号(第81条第1項関係)

第7 完全民営化の実現に向けた財政基盤の強化及び中小企業者に対する金融の円滑化を図るための先進的な金融上の手法を用いた業務の状況

(新設)

(記載上の注意)

7 氏を改めた者については、旧氏及び名を「代表取締役氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

(新設)

4 「その他資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産 総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付し た科目を設けて記載すること。

(新設)

8 遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計 処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表 示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期 首残高を区分表示すること。

- 9 将来の特別準備金の国庫納付に向けた準備として、会社法第452条の規定に基づき、剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の2 (当期純損失が生じた事業年度にあっては、10分の1)を乗じて得た額を目途として任意積立金を積み立てたときは、特定積立金として、その他任意積立金と区分して記載すること。
  - 3 法令等に基づき、又は株式会社商工組合中央金庫のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 第6 危機対応業務に関する事業計画の実施の状況及び他の事業者との間の適正な競争関係を確保するために講じた措置の状況
- 第7 完全民営化の実現に向けた財政基盤の強化及び中小企業者に対する金融の円滑化を図るための先進的な金融上の手法を用いた業務の状況
- 第8 中小企業信用保険法第19条の規定の遵守の状況

#### 別紙様式第2号 (第81条第2項関係)

- 第7 完全民営化の実現に向けた財政基盤の強化及び中小企業者に対する金融の円滑化を図るための先進的な金融上の手法を用いた業務の状況
- 第8 中小企業信用保険法第19条の規定の遵守の状況

#### (記載上の注意)

- 7 氏を改めた者については、旧氏及び名を「代表取締役氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。
- 8 この様式中に記載する事項は、次に掲げる場合には、その記載を省略することができる。
- (1) 同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記した場合
- (2) 同一の事項を記載した書類を既に主務大臣等に提出している場合において、その旨及 び当該事項を記載した箇所を明記したとき。
- 6 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目(「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。)又は「無形固定資産」に属する各科目(「のれん」及び「リース資産」を除く。)に含めることができる。
- 7 将来の特別準備金の国庫納付に向けた準備として、会社法第452条の規定に基づき、剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の2 (当期純損失が生じた事業年度にあっては、10分の1)を乗じて得た額を目途として任意積立金を積み立てたときは、特定積立金として、その他任意積立金と区分して記載すること。
- 8 遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計 処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表 示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期 首残高を区分表示すること。
- 9 将来の特別準備金の国庫納付に向けた準備として、会社法第452条の規定に基づき、剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の2 (当期純損失が生じた事業年度にあっては、10分の1)を乗じて得た額を目途として任意積立金を積み立てたときは、特定積立金として、その他任意積立金と区分して記載すること。
  - 3 法令等に基づき、又は株式会社商工組合中央金庫のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

(新設)

- 3 法令等に基づき、又は株式会社商工組合中央金庫のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 第6 危機対応業務に関する事業計画の実施の状況及び他の事業者との間の適正な競争関係を確保するために講じた措置の状況
- 第7 完全民営化の実現に向けた財政基盤の強化及び中小企業者に対する金融の円滑化を図るための先進的な金融上の手法を用いた業務の状況

(新設)

#### 別紙様式第2号(第81条第2項関係)

第7 完全民営化の実現に向けた財政基盤の強化及び中小企業者に対する金融の円滑化を図るための先進的な金融上の手法を用いた業務の状況

(新設)

(記載上の注意)

7 氏を改めた者については、旧氏及び名を「代表取締役氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

(新設)

6 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目(「リース資産」 及び「建設仮勘定」を除く。)又は「無形固定資産」に属する各科目(「のれん」及び「リース資産」を除く。)に含めることができる。

(新設

8 遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計 処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表 示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期 首残高を区分表示すること。

(新設)

3 法令等に基づき、又は株式会社商工組合中央金庫のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

- 第6 危機対応業務に関する事業計画の実施の状況及び他の事業者との間の適正な競争関係を確保するために講じた措置の状況
- 第7 完全民営化の実現に向けた財政基盤の強化及び中小企業者に対する金融の円滑化を図るための先進的な金融上の手法を用いた業務の状況
- 第8 中小企業信用保険法第19条の規定の遵守の状況

#### 別紙様式第3号(第81条第3項関係)

- 6 氏を改めた者については、旧氏及び名を「代表取締役氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。
- 7 この様式中に記載する事項は、次に掲げる場合には、その記載を省略することができる。
- (1) 同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記した場合
- (2) 同一の事項を記載した書類を既に主務大臣等に提出している場合において、その旨及 び当該事項を記載した箇所を明記したとき。

#### 別紙様式第4号(第81条第4項関係)

- 5 氏を改めた者については、旧氏及び名を「代表取締役氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。
- 6 この様式中に記載する事項は、次に掲げる場合には、その記載を省略することができる。
- (1) 同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記した場合
- (2) 同一の事項を記載した書類を既に主務大臣等に提出している場合において、その旨及 び当該事項を記載した箇所を明記したとき。

#### 別紙様式第5号(第82条第1項及び第6項関係)

- 4 「その他資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産 総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付し た科目を設けて記載すること。
- 5 将来の特別準備金の国庫納付に向けた準備として、会社法第452条の規定に基づき、剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の2 (当期純損失が生じた事業年度にあっては、10分の1)を乗じて得た額を目途として任意積立金を積み立てたときは、特定積立金として、その他任意積立金と区分して記載すること。

#### 別紙様式第6号(第82条第1項及び第6項関係)

- 7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。
- 8 将来の特別準備金の国庫納付に向けた準備として、会社法第452条の規定に基づき、剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の2 (当期純損失が生じた事業年度にあっては、10分の1)を乗じて得た額を目途として任意積立金を積み立てたときは、特定積立金として、その他任意積立金と区分して記載すること。

- 第6 危機対応業務に関する事業計画の実施の状況及び他の事業者との間の適正な競争関係を確 保するために講じた措置の状況
- 第7 完全民営化の実現に向けた財政基盤の強化及び中小企業者に対する金融の円滑化を図るための先進的な金融上の手法を用いた業務の状況

(新設)

#### 別紙様式第3号(第81条第3項関係)

6 氏を改めた者については、旧氏及び名を「代表取締役氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

(新設)

#### 別紙様式第4号(第81条第4項関係)

5 氏を改めた者については、旧氏及び名を「代表取締役氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

(新設)

#### 別紙様式第5号(第82条第1項及び第6項関係)

4 「その他資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産 総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付し た科目を設けて記載すること。

(新設)

#### 別紙様式第6号 (第82条第1項及び第6項関係)

7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。 (新設)

別紙様式第十一号を次のように改める。

別紙様式第11号 (第89条関係)

(表面)

株式会社商工組合中央金庫法第58条第3項の規定による 継 卓

 $\succ$ 筷 査 뺽

|

叫 所属部局 靈

中

氏 W.

併 П

真

真

日生

升 Д 日及付

発行者名

(裏面)

株式会社商工組合中央金庫法 ₩ ₩

官

第五十八条 5五十八条 主務大臣は、商工組合中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員に商工組合中央金庫及び代理組合等の営業所その他の施設に立ち入らせその業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができ

ω 査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人V るときは、その必要の限度において、その職員に商工組合中央金庫の子法人等若しくは商工組合中央金庫から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、商工組合中央金庫に対する質問若しくは検 主務大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認め 関係人にこれを提

4 r 示しなければならない。 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 前条第三項の規定は、第二項の規定による商工組合中央金庫の子法人等又は商工組合中央金庫か

令和7年6月11日 水曜日

業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する

第七十二条 次の各号のいずれかにま 又は三百万円以下の罰金に処する。 二 第十一条第一項、第五十八条第 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑

二項の規定による職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、 による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 第五十八条第一項若しくは第二項若しくは第六十条の十七第一項若しくは第 歳員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定

(編光) 用紙の大きさは、 日本産業規格B8とすること。

> 別紙様式第16号(第89条の24の2関係) 別紙様式第十五号の次に次の様式を加える。

(表面)

継

卓

株式会社商工組合中央金庫法第60条の17第3項の規定による

K  $\geq$ 筷 查 뺽

叫 所属部局 摄

埘

H 名

併 伟

日生 Ш 交付

株式会社商工組合中央金庫法 (世)

(裏面

第六十条の十七 3六十条の十七 主務大臣は、商工組合中央金庫電子決済等代行業者の商工組合中央金庫電子決済等代行業者の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるとさは、当該職員に当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者の営業者の営業が着しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務者しくは中途でに近げました。

代行業の健生かつ週からは自った。
中央金庫電子決済等代行業者の営業所若しくは事務所その他の地域にエン・・
中央金庫電子決済等代行業者の営業所若しくは事務所その他の地体を検査させることができる。
は財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
こ 苦務大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において、特に必要があると認
と きお大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において、特に必要があると認
あるときは、その必要の限度において、当該職員に商工組合中央金庫電子決済等代行業者と情工組合中央金庫電子決済等代行業の業務に関して取引する者若しくは商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、商工組で、本工、本工組合中央金庫電子決済等代行業の業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、商工組 合中央金庫電子決済等代行業者に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったと

4 ro きは、これを提示しなければならない。
1 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
2 前条第三項の規定は、第二項の規定による商工組合中央金庫電子決済等代行業者と商工組合中央金庫電子決済等代行業者と商工組合中央金庫電子決済等代行業者がら商金庫電子決済等代行業の業務に関して取引する者又は商工組合中央金庫電子決済等代行業者がら商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、 又は三百万円以下の罰金に処する。 二 第十一条第一項、第五十八条 一年以下の拘禁刑

. 第十一条第一項、第五十八条第一項若しくは第二項若しくは第六十条の十七第一項若しくは 第二項の規定による職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの 規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

論

娏

用紙の大きさは、

日本産業規格B8とすること

別紙様式第17号 (第89条の28の2関係)

(表面)

篊

株式会社商工組合中央金庫法第60条の29第2項の規定による

立入檢查証

所属部局 写 官 氏 名

> 月 日生 月 日交付

発行者名

(裏面)

株式会社商工組合中央金庫法(抄)

真

(立入検査等)

- 第六十条の二十九 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定商工組合 中央金庫電子決済等代行事業者協会に対し、その業務若しくは財産に関し参考となる べき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該認定商工組合中央金庫電子 決済等代行事業者協会の事務所に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関して 質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求 があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 第七十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月 以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
  - 五、第六十条の二十九第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは 虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による職員の質問に対して答 弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ 若しくは忌避したとき。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格B8とすること。

別紙様式第18号 (第89条の44第1項関係)

(日本産業規格A4) 年 月 日提出

業務に関する報告書 日から) 日まで)

殿

提出者 (郵便番号 所在地 電話番号() 商号又は名称 代表者又は管理人の役職氏名 次

- 1 紛争解決等業務の概要
- 2 紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間
- 3 組織に関する事項
- 4 紛争解決委員及び役職員の増減
- 5 役員の氏名等
- 6 他の事業の種類及び内容
- 7 役員の兼職状況
- 8 主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の氏名等
- 9 意思決定機関の状況
- 10 加入商工組合中央金庫等の状況
- 11 紛争解決等業務の状況
- (1) 苦情処理手続の実施状況
- (2) 紛争解決手続の実施状況
- (3) 紛争解決等業務の料金等の総額(当期の状況)
- (4) 紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳(当期の状況)
- 12 他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況
- 13 その他特記事項

(記載上の注意)

- 1 法第60条の37第1項において準用する銀行法(以下「準用銀行法」という。)第52条の63第1 項の指定申請書又は準用銀行法第52条の78第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記 載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出 るまでの間、「代表者又は管理人の役職氏名|欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又 は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
- 2 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該 単位未満は切り捨てること。
- 1 紛争解決等業務の概要

2 紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間

	名 設置		弥 ∃)	所	在	地	業務を行う 日及び時間
				郵便番号 —			
(	年	月	日)	電話番号( ) 電子メールアドレス	_		

_	
C	
Č	5
_	_

ЩН,
$\infty$
Ŋ
_
紙
关

t	,	t	
4	ľ	į	

۴.		_
I٢	TI	т

水曜日	
П	
_	
Щ	
U U	
<b>/</b>	
	I

1				
				郵便番号 一
(	年	月	日)	電話番号 ( ) ー 電子メールアドレス
				郵便番号 一
(	年	月	日)	電話番号 ( ) — 電子メールアドレス
				郵便番号 一
(	年	月	日)	電話番号 ( ) ー 電子メールアドレス
				郵便番号 一
(	年	月	日)	電話番号( ) 一電子メールアドレス
				郵便番号 一
(	年	月	日)	電話番号 ( ) — 電子メールアドレス
				営業所 計 事務所

3 組織に関する事項

4	紛争解決委員及び役職員の増減

(単位:人)

区	分	前	期	末	当	期	末	増	減
紛 争 解	決 委 員								
役	員								
(うち非常	勤役員)	(		)	(		)	(	)
職	員								
そ の	他								
合	計								

#### (記載上の注意)

- 1 「役員」とは、法人にあっては役員、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては代表者又は管理人をいう。
- 2 「職員」は、紛争解決等業務に従事する職員をいう。
- 3 「その他」欄には、一時的又は臨時に雇用している従業員について記載すること。

#### 5 役員の氏名等

(フリガナ)		<b>仕</b>			
氏名又は商号 若しくは名称	職名又 は呼称	住所又は主たる営業所 若しくは事務所の所在地	略歴	備	考
生年月日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
1 /3 H		 計	<u> </u>		

#### (記載上の注意)

1 準用銀行法第52条の63第1項の指定申請書又は準用銀行法第52条の78第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名又は商号若しくは名称」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

3 「略歴」欄には、職歴を簡潔に記載すること。 4 代表権を有する者については、備考欄にその旨を記載すること。 6 他の事業の種類及び内容 (記載上の注意) 1 「他の事業」とは、紛争解決等業務以外の業務を行う事業をいう。  $\omega$ 2 「事業の種類」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。 S 7 役員の兼職状況  $\overline{\phantom{a}}$ 役員を使用する者の氏名及び住所又は 役員を役員若しくは使用人とする法人 の商号又は名称及び主たる営業所又は (フリガナ) 無 事業の種類又は 号外 役員の氏名又は 法人の業務の種類 事務所の所在地(役員が他の事業を営 商号若しくは名称 んでいるときはその旨) ĪII Ш 水曜 (記載上の注意) 1 準用銀行法第52条の63第1項の指定申請書又は準用銀行法第52条の78第1項の規定による届 出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏 Ш 及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「役員の氏名又は商号若しくは名称」欄に当該旧氏及 び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。 2 欄中の「法人」には、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。 3 「他の事業」とは、紛争解決等業務以外の業務を行う事業をいう。  $\mathbb{T}$ 4 「事業の種類」及び「業務の種類」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。 Ø 8 主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の氏名等  $\mathbb{H}$ 主要議決権所 有者並びに親 (フリガナ) 議決権が株式 住所又は主たる営業所 議決権 合和 法人及び子法人及び子法人 である場合は 若しくは事務所の所在地 氏名又は商号 の割合 株式の数 若しくは名称 の氏名等 株 0

2 役員が外国人である場合は、「住所」については、国籍及び日本における住所を記載すること。

			株
			株
			株
			株
			株
			株
(封掛しの分巻)	1	1	I

#### (記載上の注意)

「主要議決権所有者」とは、指定紛争解決機関の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権を 保有している株主、社員又は出資者をいい、「親法人」とは第89条の43第2項第2号の親法人、「子 法人」とは同号の子法人をいう。

9 意思決定機関の状況

#### (記載上の注意)

株主総会、社員総会等の意思決定機関の会議(紛争解決等業務に関する事項が取り扱われたも のに限る。)について、会議の種類、開催の年月日及び決議した事項その他会議に関する重要な事 項を記載すること。

#### 10 加入商工組合中央金庫等の状況

#### (1) 商工組合中央金庫

番号	商号	本店の所在地	加入年月日

#### (2) 商工組合中央金庫以外の加入者

番号	氏名又は商号 若しくは名称	住所又は主たる営業所 若しくは事務所の所在地	主要な事業の内容	加入年月日

#### (記載上の注意)

記載基準日は事業年度の末日とする。

- 11 紛争解決等業務の状況
- (1) 苦情処理手続の実施状況
  - ア 苦情処理手続の受付件数(当期の状況)

(単位:件)

	受付事件內訳								
新受	既済								
利文	前期の未済	当期の新受分	前期の未済分	当期の新受分	前期の未済分				

(記載上の注意)

「新受」には、当期に受け付けた苦情処理手続の件数を全て計上すること。

イ 苦情処理手続の類型別の内訳件数(当期の既済事件)

(単位:件)

類型	当事者の別							
規空	顧客が法人  顧客が個人		その他	計				
計								

¥云 开(I		終了事由の別								
類型	不開始	解決	移行	不応諾	不調	その他	小計	移送	計	

計					

(記載上の注意)

- 1 「類型」には、苦情処理手続を実施した商工組合中央金庫業務関連苦情の種類をそれぞれ 記載すること。
- 2 「移行」とは、紛争解決手続への移行をいう。
- ウ 苦情処理手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間等(当期の既済事件)

(単位:件)

(単位:件)

所要期間	件数
1月未満	
1月以上-3月未満	
3月以上一6月未満	
6月以上	
計	

手続実施方	法	件数
面	談	
電	話	
電子メー	ル	
ファクシミ	IJ	
文書の送	付	
その1	他	

(2) 紛争解決手続の実施状況

ア 紛争解決手続の受付件数 (当期の状況)

(単位:件)

	受付事件内訳								
新受	前期の未済	既	済	未	済				
机文	削期の木併	当期の新受分	前期の未済分	当期の新受分	前期の未済分				

(記載上の注意)

「新受」には、当期に受け付けた紛争解決手続の件数を全て計上すること。

イ 紛争解決手続の類型別の内訳件数(当期の既済事件)

(単位:件)

				請求の価額	質の別			
類型	60万円以 下	60 万 円 超 — 140 万円以下	140万円 超一300 万円以下	300 万 円 超一1000 万円以下	1000万円 超一1億 円以下	1億円超	算定不能 又は不明	計

計														
類型		当	事者の	別				代理	里人	(法:	定代理人	を除く。)の	)別	
類空	顧客が	法人	顧客	が個人		計	双方代	<b></b>	.人.	一夫	5代理人	代理人な	し	計
計														
						終	了事由	のタ	刋					
類型	成立	見込む	み解	方の脱	離別	方の	その他	<u>h</u>	小	計	不応諾	移送		計
													L	

計					

ウ 紛争解決手続の類型別の紛争解決委員を選任した人数(当期の既済事件)

類型					
規至					計
計					

#### (記載上の注意)

- 1 「類型」には、紛争解決手続を実施した商工組合中央金庫業務関連紛争の種類をそれぞれ 記載すること。
- 2 紛争解決委員の職業ごとに整理した上、各類型ごとの件数を記載すること。
- 3 複数の紛争解決委員を選任した場合には、その職業ごとに記載すること。
- エ 紛争解決手続 (不応諾及び移送を除く。)の所要期間等 (当期の既済事件)

(単位:件)

(単位:件)

(単位:件)

所要期間	件数
1月未満	
1月以上一3月未満	
3月以上一6月未満	
6月以上一1年未満	
1年以上-2年未満	
2年以上	
計	

1 回 2 回 3 回 4 回 5 —10回	所要回数	件数
3回 4回	1回	
4回	2回	
	3回	
5 —10回	4回	
	5 —10回	
11回以上	11回以上	
計	計	

	1	<b>F続実施方法</b>	件数
	Ī	談	
		電話	
	面談以外	電子メール	
		ファクシミリ	
		文書の送付	
		その他	
		小計	

#### (記載上の注意)

「面談以外」には、面談と併用した場合を含む。

各和

(3) 紛争解決手続の料金等の総額(当期の状況)

(単位:千円)

料金・負担金					
料金	金額	負担金額	計		
苦情処理手続	紛争解決手続	貝担並領			

(4) 紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳(当期の状況)

(単位:件)

類型	苦情処理手続 に関するもの	紛争解決手続 に関するもの	その他	合計
指定紛争解決機関の窓口業務 に関するもの				
手続実施者又は紛争解決委員 の選任の方法に関するもの				
手続実施者又は紛争解決委員 の資質・能力に関するもの				
手続の進行に関するもの				
資料の保管・返還、秘密の保 持に関するもの				
報酬・費用に関するもの				
苦情処理手続又は紛争解決手 続の結果に関するもの				
そ の 他				
計				

(記載上の注意)

苦情の対象類型ごとに整理した上、各類型ごとの苦情件数を記載すること。

12 他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況

13	その他特記事項
13	ての他特託事項

(記載上の注意)

指定紛争解決機関の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)、紛争解決委員等の関係者が拘禁刑以上の刑に処せられた場合、逮捕、 勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解 決機関が裁判手続の当事者となった場合等に、その概要を記載すること。

別紙様式第19号 (第89条の45関係)

(表面)

篊 무 株式会社商工組合中央金庫法法第60条の37第1項において進用する 銀行法第52条の81第3項の規定による 立入検査証 所属部局 写 官 名 氏 真 月 日生 月 日交付 発行者名

(萬面)

#### 株式会社商工組合中央金庫法 (抄)

(指定紛争解決機関に関する銀行法の準用)

第六十条の三十七 銀行法第七章の七(第五十二条の六十二及び第五十二条の六十七第一項を除く。)及び第五十六条(第二十六号に係る部分に限る。)の規定は、指定紛争解決機関について準用する。

第七十一条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しく は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四 第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の八十一第一項若しくは第二項の規定による 報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれらの規定による職 員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、 若しくは忌避したとき。

#### 銀行法(抄)

#### (報告徴収及び立入検査)

- 第五十二条の八十一 内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ的確な遂行のため必要があると認めるときは、 指定紛争解決機関に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、指定紛争解決機 関の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に関し質問させ、 若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ的確な遂行のため特に必要があると認めるときは、その必要の 限度において、指定紛争解決機関の加入銀行業関係業者若しくは当該指定紛争解決機関から業務の委託を受け た者に対し、当該指定紛争解決機関の業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職 員に、これらの者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に 関し質問させ、若しくはこれらの者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格B8とすること。

105

(施行期日) 則

- 1 一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和七年六月十三日)から施行する。 この命令は、中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律附則第
- 定する中間事業年度をいう。以下同じ。)又は事業年度に係る説明書類(同法第五十三条第一項の規 行日」という。)以後に終了する中間事業年度(株式会社商工組合中央金庫法第五十一条第一項に規 業年度又は事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。 定による説明書類をいう。以下この項において同じ。)について適用し、施行日前に終了する中間事 (以下「新規則」という。)第八十三条第一項及び別表第一の規定は、この命令の施行の日1 この命令による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則 [(以下|施

(号外第 128 号)

じ。)について適用し、 式会社商工組合中央金庫法第五十三条第二項の規定による説明書類をいう。以下この項において同 なお従前の例による。 新規則第八十四条の規定は、施行日以後に終了する中間事業年度又は事業年度に係る説明書類(株 施行日前に終了する中間事業年度又は事業年度に係る説明書類については、



〇経済産業省令第二号

則の一部を改正する省令を次のように定める 定に基づき、及び同法を実施するため、経済産業省・財務省関係株式会社商工組合中央金庫法施行規 一号)の一部の施行に伴い、並びに株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)の規 中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律(令和五年法律第六十

令和七年六月十一日

財務大臣

経済産業大臣 武藤 容 勝治信

第一号)の一部を次のように改正する。 経済産業省・財務省関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年財務省・経済産業省令 経済産業省・財務省関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する省令

次の表のように改める。

(傍線部分は改正部分)

(削る) 改 正 後 る者の募集の認可を受けようとするとき る株式(以下「新株」という。)を引き受け 第百九十九条第一項に規定するその発行す 四号)(以下「法」という。)第四条の規定に より会社法(平成十七年法律第八十六号) 工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十 工組合中央金庫」という。) は、株式会社商 条 (新株を引き受ける者の募集の認可の申 次に掲げる事項を記載した申請書に新 株式会社商工組合中央金庫(以下「商 改

(削る)

又は株主総会の議事録の写しを添えて、 務大臣に提出しなければならない。 株を引き受ける者の募集に関する取締役会 主

- 新株の種類及び数
- 産の額をいう。)又はその算定方法 払い込む金銭又は給付する金銭以外の財 新株の払込金額(新株一株と引換えに

金銭以外の財産を出資の目的とすると

その旨並びに当該財産の内容及び

- 前号の財産の給付の期日又はその期間 新株と引換えにする金銭の払込み又は
- 五. る事項 増加する資本金及び資本準備金に関す
- 新株を引き受ける者の募集の方法
- する金額の使途 新株を引き受ける者の募集の理由 新株を引き受ける者の募集により取得
- 認可の申請) (募集新株予約権を引き受ける者の募集の

第二条 商工組合中央金庫は、法第四条の規 可を受けようとするときは、次に掲げる事 約権」という。)を引き受ける者の募集の認 主総会の議事録の写しを添えて き受ける者の募集に関する取締役会又は株 項を記載した申請書に募集新株予約権を引 定する募集新株予約権(以下「募集新株予 定により会社法第二百三十八条第一項に規 に提出しなければならない。 主務大臣

- 募集新株予約権の内容及び数
- みを要しないこととする場合には、その 募集新株予約権と引換えに金銭の払込
- 約権一個と引換えに払い込む金銭の額を募集新株予約権の払込金額 (募集新株予 いう。) 又はその算定方法 前号に規定する場合以外の場合には、
- 払込みの期日を定めるときは、 募集新株予約権と引換えにする金銭の 募集新株予約権を割り当てる日 その期日

(株式の買取り等に関して責任をとるべき

第一条 株式会社商工組合中央金庫法 (平成 十二条第一項各号列記以外の部分に規定す 第六条第七項の規定において準用する会社 とする。 る主務省令で定めるものは、次に定める者 十九年法律第七十四号。以下「法」という。) (平成十七年法律第八十六号) 第四百六

<u>:</u> (略) 官

三 分配可能額(会社法第四百六十一条第 取締役及び執行役 たときは、当該請求に応じて報告をした 委員会を含む。)又は会計監査人が請求し る報告を監査役(監査等委員会及び監査 七条第二号において同じ。)の計算に関す |項に規定する分配可能額をいう。第十

水曜日

者になろうとする場合の認可の申請等) 、主要株主基準値以上の数の議決権の保有

令和 **7** 年 **6** 月 **11** 日

以下この条及び第二十五条第二項において 同じ。)以上の数の議決権(法第八条第一項 組合中央金庫」という。)の主要株主基準値 り株式会社商工組合中央金庫(以下「商工 に規定する議決権をいう。 以下同じ。)の保 、同項に規定する主要株主基準値をいう。 法第八条第一項の取引又は行為によ

る事項 付されたものである場合には、 募集新株予約権が新株予約権付社債に 次に掲げ

イ 新株予約権付社債の総額及び各新株 予約権付社債の金額

法及び期限その他の発行条件 新株予約権付社債の利率、 償還の方

募集新株予約権を引き受ける者の募集

八 募集新株予約権を引き受ける者の募集

により取得する金額の使途 募集新株予約権を引き受ける者の募集

取締役等) (株式の買取り等に関して責任をとるべき

第三条 法第六条第七項の規定において準用 する会社法第四百六十二条第一項各号列記 のは、次の各号に定める者とする。 以外の部分に規定する主務省令で定めるも

に応じて報告をした取締役及び執行役 会計監査人が請求したときは、当該請求 査等委員会及び監査委員会を含む。) 又は 同じ。)の計算に関する報告を監査役(監 二項に規定する分配可能額をいう。以下 分配可能額(会社法第四百六十一条第

者になろうとする場合の認可の申請等) (主要株主基準値以上の数の議決権の保有

第四条 法第八条第一項の取引又は行為によ の数の議決権(法第八条第一項に規定する り商工組合中央金庫の主要株主基準値以上 ものを含む。以下同じ。)になろうとする者 議決権をいう。以下同じ。)の保有者(他人 (法人である場合に限る。)は、同項の規定 (仮設人を含む。)の名義をもって保有する

> 八条第一項の規定による認可を受けようとする者 (法人である場合に限る。)は、法第 するときは、認可申請書に次に掲げる書面 て保有するものを含む。以下この条及び第 一十五条第二項において同じ。)になろうと

> > 臣に提出しなければならない。

申請書に次に掲げる書面を添付して主務大 による認可を受けようとするときは、認可

場合は、当該書面に類する書面) 理由により次に掲げる書面の一部がない 該法人が外国の法人であることその他の

へ 当該認可に係る株式会社商工組合中 手続があったことを証する書面を含 主総会の議事録又は取締役会の議事録 ものである場合には、これに関する株 に準ずる機関を含む。)の決議を要する という。) 第三条各号に掲げる取引又は 百六十七号。以下この条において「令」 央金庫法施行令(平成十九年政令第三 行為が株主総会又は取締役会(これら (これらに準ずる機関において必要な

に規定する子会社等をいう。第三項第9 その子会社等 (法第二十六条第二項 名称、主たる営業所又は事務所の位置 及び業務の内容を記載した書面 二号ル及び第十四条において同じ。)の

を添付して主務大臣に提出しなければなら

有者 (他人 (仮設人を含む。)の名義をもつ

当該法人に関する次に掲げる書面(当

二 会計参与設置会社にあっては、会計 履歴書。第三項第二号ハにおいて同 た書面及びその職務を行うべき社員の ときは、当該会計参与の沿革を記載し 参与の履歴書(会計参与が法人である

二 当該法人に関する次に掲げる書面 により次に掲げる書面の一部がない場合 該法人が外国の法人であること等の理由 は、当該書面に相当する書面)

略)

二会計参与設置会社にあっては、会計 || 履歴書)| 参与の履歴書(会計参与が法人である ときは、当該会計参与の沿革を記載し

央金庫法施行令(平成十九年政令第三 ことを証する書面を含む。) ずる機関において必要な手続があった 録又は取締役会の議事録(これらに準 合には、これに関する株主総会の議事 を含む。)の決議を要するものである場 会又は取締役会(これらに準ずる機関 条各号に掲げる取引又は行為が株主総 百六十七号) (以下「令」という。)第三 当該認可に係る株式会社商工組合中

略

ヲ その子会社等 (子法人等 (令第七条 所の位置及び業務の内容を記載した書 同じ。)の名称、主たる営業所又は事務 する関連法人等をいう。)をいう。以下び関連法人等(令第七条第三項に規定 第二項に規定する子法人等をいう。)及

2 三~六 (略)

(略)

2 三~六

略)

(略)

第三条~第五条

(議決権保有に係る密接な関係を有する会

4 5

略)

三~六

(略)

ニ~ル

第六条 法第十五条第一項第二号に規定する

主務省令で定める会社等は、

次に掲げる会

社等とする。

5

(略)

会社等が保有する議決権には、社債、株式

前二項の場合において、会社等又は他の

等の振替に関する法律(平成十三年法律第

十八条第一項(これらの規定を同法第二百

十八条第一項、第二百三十五条第一項、

一百三十九条第一項及び第二百七十六条

二号に係る部分に限る。) において準用

1十五号) 第百四十七条第一項又は第百四

3 | 2

略)

2

(略)

(新設)

抗することができない株式又は出資に係る する場合を含む。)の規定により発行者に対

議決権を含むものとする

3

略)

3

略) 略

参与の履歴書 会計参与設置会社にあっては、 会計

ときは、当該会計参与の沿革を記載し 履歴書 た書面及びその職務を行うべき社員の 参与の履歴書(会計参与が法人である 会計参与設置会社にあっては、会計

ニ~ル 略)

4 5 三~六 (略) (略)

第五条~第七条

(議決権保有に係る密接な関係を有する会

第八条 法第十五条第一項第二号に規定する 主務省令で定める会社等は、 社等とする。 (略) 次に掲げる会

は、認可申請書に次に掲げる書面を添付し 項の規定による認可を受けようとするとき の設立をしようとする者は、法第八条第 の数の議決権を保有する会社その他の法人 て主務大臣に提出しなければならない。 商工組合中央金庫の主要株主基準値以上

二 当該認可を受けて設立される会社その 理由により次に掲げる書面の一部がない 該設立法人が外国の法人であること等の 場合は、 他の法人(以下この項において「設立法 人」という。) に関する次に掲げる書面(当 当該書面に相当する書面)

(略)

(取締役等の兼職の認可の申請)

第十一条 (略)

事業に係る定款、最終の事業報告、貸借 計算書(これらに類する書面を含む。)そ 状況を知ることができる書面 の他最近における業務、財産及び損益の 対照表、損益計算書及び株主資本等変動 報酬を得て従事する他の職務又は営む

第十二条・第十三条 (略)

第十四条 法第二十一条第三項第三号の主務 省令で定める特殊の関係のある者は、 社等とする。 (融資対象団体等と特殊の関係のある者) 子会

る者) (議決権保有に係る特定会社等集団に準ず

第七条 法第十五条第一項第六号に規定する された者をいう。以下この条において同 法組合の組合員となり、業務の執行を委任 事業有限責任組合の無限責任組合員又は民 組合」という。)の無限責任組合員等(投資 成立する組合(以下この条において 第一項に規定する組合契約で会社に対する 限責任組合(以下この条において「投資事 計算される数は、 じ。)とし、主務省令で定めるところにより 投資事業を営むことを約するものによって 業有限責任組合」という。)又は民法(明治 組合契約に関する法律(平成十年法律第九 主務省令で定める者は、 合計数とする。 十号)第二条第二項に規定する投資事業有 一十九年法律第八十九号)第六百六十七条 次に掲げる議決権の数の 投資事業有限責任 「民法

第八条~第十条 略)

第十条~第十一条の二 略)

定めるところにより計算される数は、次の

各号に掲げる議決権の数の合計数とする。

第十二条 を経由して主務大臣に提出しなければなら を受けようとするときは、認可申請書に次 従事し、又は事業を営むことについて認可 合にあっては、執行役)は、法第二十条第 る取締役(指名委員会等設置会社である場 に掲げる書面を添付し、商工組合中央金庫 | 項の規定により、報酬を得て他の職務に (取締役等の兼職の認可の申請) 商工組合中央金庫の常務に従事す

一 { 匹

五 報酬を得て従事する他の職務又は営む 事業に係る定款(これに準ずるものを含 を知ることができる書面 最近における業務、財産及び損益の状況 益計算書、株主資本等変動計算書その他 む。)、最終の事業報告、貸借対照表、損

第十三条・第十四条 (略)

第十五条 法第二十一条第三項第三号の主務 省令で定める特殊の関係のある者は、会社 法第二条第三号に定める子会社とする。 (融資対象団体等と特殊の関係のある者)

(議決権保有に係る特定会社等集団に準ず

第九条 法第十五条第一項第六号に規定する 主務省令で定める者は、投資事業有限責任 を委任された者をいう。)とし、主務省令で 又は民法組合の組合員となり、業務の執行 組合員(以下「無限責任組合員」という。) 合員等(投資事業有限責任組合の無限責任 という。)をいう。以下同じ。)の無限責任組 のによって成立する組合 (以下 [民法組合] 社に対する投資事業を営むことを約するも 百六十七条第一項に規定する組合契約で会 民法(明治二十九年法律第八十九号)第六 下「投資事業有限責任組合」という。)又は |二項に規定する投資事業有限責任組合(以る法律(平成十年法律第九十号)第二条第 組合等 (投資事業有限責任組合契約に関す

第十六条 法第二十二条の四第二項に規定す 第十五条 商工組合中央金庫は、 申請) 針に関する事項は、次のとおりとする。 更を伴うときは、当該変更後の当該書類を 書を主務大臣に提出しなければならない。 事業計画(以下この条において「事業計画」 条の四第一項前段の規定により危機対応業 とする事項及び変更の理由を記載した申請 認可を受けようとするときは、 なければならない。 事業計画を記載した申請書に資金計画書及 という。)の認可を受けようとするときは、 業務をいう。次条において同じ。)に関する 添えなければならない により当該事業計画の認可を申請するとき この場合において、当該変更が前項の規定 ひ収支予算書を添えて、 (危機対応業務に関する事業計画の認可の (危機対応業務の実施方針に関する事項 商工組合中央金庫は、 添付した資金計画書又は収支予算書の変 一項後段の規定により事業計画の変更の (法第二十二条の三に規定する危機対応 株式会社日本政策金融公庫法(平成十 主務大臣に提出し 法第二十二条の四 変更しよう 法第二十二

る主務省令で定める危機対応業務の実施方

水曜日

定する被害の発生時における対応の方針 九年法律第五十七号)第二条第四号に規 に関する事項

(新設)

令和 **7** 年 **6** 月 **11** 日

四号に規定する被害の発生に備えた取組 に関する事項 株式会社日本政策金融公庫法第二条第

> の貸付け等の相手方とならない金融商品仲 介業者等の範囲) (融資対象団体等以外のものに対する資金

第十六条 法第二十一条第三項第七号の金融 等に関する法律(平成十二年法律第百一号) は金融サービスの提供及び利用環境の整備 条第十二項に規定する金融商品仲介業者又 引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二 うち主務省令で定めるものは、金融商品取 商品仲介業者又は金融サービス仲介業者の 介業者(同条第四項に規定する有価証券等 仲介業務を行う者に限る。)とする 第十一条第六項に規定する金融サービス仲

(新設)

通じた商工組合中央金庫の財政基盤の強営改善の取組等に関する事項及びこれを 化に関する事項 危機対応業務に係る資金の貸付先の経

(新設)

(新設)

する事項 その他危機対応業務の的確な実施に関

(届出事項)

限る。

(略)

び第三項並びに第四十九条に係るものに十八条、第二十条、第二十一条第二項及一項及び第二項ただし書、第十六条、第

項を実行した場合(法第四条、第八条第

この法律の規定による認可を受けた事

員等が退任しようとする場合(次号に該 置会社にあっては商工組合中央金庫の常 当する場合を除く。) という。)を選任しようとする場合又は役 以下この号及び次号において「役員等 く。) 又は執行役(代表執行役を除く。)。 務に従事する取締役(代表取締役を除 表取締役以外の取締役(指名委員会等設 商工組合中央金庫の常務に従事する代

ある場合に限る。) ないことについて、やむを得ない事情が を選任しようとする旨又は役員等が退任 しようとする旨の届出をすることができ 役員等の選任又は退任があった場合 (役員等の選任又は退任の前に、役員等

に該当する場合を除く。) 会計参与が退任しようとする場合 会計参与を選任しようとする場合又は (次号

事情がある場合に限る。) ができないことについて、 が退任しようとする旨の届出をすること 参与を選任しようとする旨又は会計参与 (会計参与の選任又は退任の前に、会計 会計参与の選任又は退任があった場合 やむを得ない

は会計監査人が退任しようとする場合 、次号に該当する場合を除く。 会計監査人を選任しようとする場合又 第二十五条

第二十五条 商工組合中央金庫は、次の各号

(届出事項)

務大臣に届け出なければならない。 のいずれかに該当する場合は、その旨を主

ものを除く。) 行した場合(内閣総理大臣の所掌に係る 法の規定による認可を受けた事項を実

四 三 三

締役(指名委員会等設置会社である場合 商工組合中央金庫の常務に従事する取 にあっては、 執行役)の就任又は退任が

合は 会計参与の就任又は退任があった場合計参与設置会社である場合にあって

(新設

とを知った場合

官

九 により再任されたものとみなされた場合合 (会社法第三百三十八条第二項の規定 を除き、会計監査人の選任又は退任の前 条第三項の規定に基づく代理又は媒介を 理組合等にあっては組合等代理(法第二 庫が委託する業務に係るものに限り、代 業務の委託先にあっては商工組合中央金 第六項において同じ。)において不祥事件 う。)若しくは業務の委託先 (第六項にお 出をすることができないことについて、 は会計監査人が退任しようとする旨の届 いう。)に係るものに限る。)が発生したこ は媒介を行う者をいう。以下この号及び は代理組合等(法第二条第三項の代理又 いて「商工組合中央金庫等」という。)又 やむを得ない事情がある場合に限る。) (内閣総理大臣の所掌に係るものを除き、 一十三条第二項に規定する子会社をい 商工組合中央金庫、その子会社(法第 会計監査人を選任しようとする旨又

会計監査人の選任又は退任があった場 (新設) 条第四項、第二十三条第一項、第二十四 う。)、業務の委託先(第六項において「商 融商品取引法第三十四条、第三十四条の 事件(法第二条第一項、第二項及び第四 行う者をいう。以下同じ。)において不祥 合等(法第二条第三項の代理又は媒介を 工組合中央金庫等」という。) 又は代理組 二十三条第二項に規定する子会社をい 商工組合中央金庫、その子会社(法第 第三条第三項及び第四項、第二十

> れかに該当する場合は、その旨を主務大臣 は主要株主であった者は、次の各号のいず 主」をいう。以下この条において同じ。)又 に届け出なければならない。 主要株主(法第十条に規定する「主要株

2

係るものに限り、代理組合等にあっては

組合等代理(法第二条第三項の規定に基

づく代理又は媒介をいう。) に係るものに

限る。)が発生したことを知った場合

3

あるのは「である株式又は持分」と読み替 する一の株主が取得し、又は保有すること えるものとする。 有する株式又は持分」と、「である株式」と 議決権について準用する。この場合におい となった商工組合中央金庫又は主要株主の 法第十四条の規定は、前項第四号に規定 同条中「所有する株式」とあるのは「所

# 4 5

の各号のいずれかに該当する行為を行った を行うべき者を含む。)若しくは従業員が次 役員(役員が法人であるときは、その職務 の職務を行うべき社員を含む。)、監査役若 計参与(会計参与が法人であるときは、そ 商工組合中央金庫等の取締役、執行役、 ことをいう。 しくは従業員又は代理組合等若しくはその 第一項第十号に規定する不祥事件とは、 会

第二項、第三十七条の四、第三十七条の

第三十七条、第三十七条の三第一項及び

一第三項及び第四項、第三十四条の三第 一項及び第三項、第三十四条の四第一項、

同条において読み替えて準用する金 第二十七条、第二十八条、第二十九 第二十六条第一項、第二項及び第五

六第一項、第三項及び第四項、第三十八

第四十条並びに第四十五条、第三十

# 略)

三 現金、手形、小切手又は有価証券その

他有価物の一件当たりの金額が百万円以

上の紛失(盗難に遭うこと及び過不足を

生じさせることを含む。

項まで、第七項及び第八項、第四十条第

一項から第五項まで、第七項及び第八項、

五条第一項、

第三十九条第一項から第五 第三十二条第一項、第三十

条第二項、

認められるもの の業務の特性、規模その他の事情を勘案 他有価物の紛失(盗難に遭うこと及び過 金庫の業務又は代理組合等の組合等代理 号において同じ。)のうち、商工組合中央 不足を生じさせることを含む。以下この 現金、手形、小切手又は有価証券その これらの業務の管理上重大な紛失と

第五十七条第一項及び第二項、第五十八 第二項、第四項及び第六項、第五十四条、

項まで、第五十二条、第五十三条第一項、 第四十二条、第五十一条第一項から第三

条第一項及び第二項、第五十九条から第

六十一条まで、第六十二条第一項、第六

### 四 · 五 (略)

第八項及び第九項、第七条第二項及び第

四条、第六十五条、令第六条第五項、

た日から三十日以内に行わなければならな 不祥事件の発生を商工組合中央金庫が知っ 第一項第十号に該当するときの届出は、

係るものを除き、業務の委託先にあって

第十二条第二項並びに第十三条に 第八条第一項、第九条第一項、第

商工組合中央金庫が委託する業務に

2 合は、その旨を主務大臣に届け出なければ た者は、次の各号のいずれかに該当する場 主」をいう。以下同じ。)又は主要株主であっ ならない。 主要株主(法第十条に規定する「主要株

一~六

3 法第十四条の規定は、第二項第四号に規 定する一の株主が取得し、又は保有するこ の議決権について準用する。 ととなった商工組合中央金庫又は主要株主

## 4 5 略)

6

の各号のいずれかに該当する行為を行った 役員(役員が法人であるときは、その職務 の職務を行うべき社員を含む。)、監査役若 計参与(会計参与が法人であるときは、そ 商工組合中央金庫等の取締役、執行役、 を行うべき者を含む。)若しくは従業員が次 しくは従業員又は代理組合等若しくはその ことをいう。 第一項第六号に規定する不祥事件とは、

四 · 五

(略)

7 た日から三十日以内に行わなければならな 不祥事件の発生を商工組合中央金庫が知っ 第一項第六号に該当するときの届出は、

附

則

(削る)

るために講じようとする措置に関する事 (他の事業者との適正な競争関係を確保す

置に関する事項は、次のとおりとする。 確保に配慮した業務運営の方針に関する 他の事業者との間の適正な競争関係の

第四号に規定する被害の発生に備えた株式会社日本政策金融公庫法第二条 取組に関する事項

盤の強化に関する事項 れを通じた商工組合中央金庫の財政基 経営改善の取組等に関する事項及びこ 危機対応業務に係る資金の貸付先の

関する事項

その他危機対応業務の的確な実施に

(危機対応業務に関する事業計画の認可の

附

則

第二条 株式会社商工組合中央金庫(以下 ければならない 収支予算書を添えて、 業計画を記載した申請書に資金計画書及び 務に関する事業計画(以下「事業計画」と条の四第一項前段の規定により危機対応業 いう。)の認可を受けようとするときは、 「組合中央金庫」という。)は、 主務大臣に提出しな 法附則第一 事

2 | 書を主務大臣に提出しなければならない。 第一項後段の規定により事業計画の変更の 添えなければならない。 更を伴うときは、 この場合において、当該変更が前項の規定 とする事項及び変更の理由を記載した申請 認可を受けようとするときは、変更しよう に添付した資金計画書又は収支予算書の変 により当該事業計画の認可を申請するとき 商工組合中央金庫は、法附則第二条の四 当該変更後の当該書類を

(危機対応業務の実施方針に関する事項

第三条 で定める事項は、 法附則第二条の四第二項の主務省令 次のとおりとする。

危機対応業務の実施方針に関する事項

第四号に規定する被害の発生時におけ株式会社日本政策金融公庫法第二条 る対応の方針に関する事項

2

するものとする。

る場合に限り、当該各号に定める額が減少

2

1

相当する額 応準備金を国庫に納付する場合

せるための取組に関する事項 を商工組合中央金庫の業務運営に反映さ (削る)

(削る)

(削る)

(納付の手続) 関係の確保に係る取組に関する事項 その他他の事業者との間の適正な競争

則第二条の六第一項の規定により読み替え条中「第四十四条第二項」とあるのは「附ける第十七条の規定の適用については、同 第一項に規定する危機対応準備金をいう。 られた法第四十四条第二項」とする。 以下同じ。)の額が計上されている場合にお 危機対応準備金の額 危機対応準備金(法附則第二条の三

増加するものとする。 掲げる場合に限り、当該各号に定める額が 危機対応準備金の額は、 次の各号に

危機対応準備金の額を増加する場合 条第二項の規定により出資された額の全 法附則第二条の三第三項の規定により 同

危機対応準備金の額は、次の各号に掲げ 読み替えられた法第四十四条第三項の規一法附則第二条の六第一項の規定により 定により危機対応準備金の額を増加する 場合 同項に定める額

号の額に相当する額 応準備金の額を減少する場合 法附則第二条の四の規定により危機対 同条第

応準備金の額を減少する場合

同条第一

られた法第四十五条第二項第一号の額に 第二条の六第一項の規定により読み替え 心準備金を国庫に納付する場合 法附則法附則第二条の五の規定により危機対

般の金融機関その他の事業者の意見

条第二項の規定により出資された額の全 危機対応準備金の額を増加する場合 法附則第二条の六第三項の規定により

規定により危機対応準備金の額を増加す 読み替えられた同法第四十四条第三項の る場合 同項に定める額 法附則第二条の九第一項の規定により

のとする。 対応準備金の額は、次の各号に掲げる場合 に限り、当該各号に定める額が減少するも 法附則第二条の六第一項に規定する危機 法附則第二条の七の規定により危機対

られた同法第四十五条第二項第一号の額 第二条の九第一項の規定により読み替え 号の額に相当する額 応準備金を国庫に納付する場合 心準備金を国庫に納付する場合 法附則法附則第二条の八の規定により危機対

するために講じようとする措置に関する他の事業者との適正な競争関係を確保

の確保に配慮した業務運営の方針に関・他の事業者との間の適正な競争関係 する事項

見を商工組合中央金庫の業務運営に反一般の金融機関その他の事業者の意 映させるための取組に関する事項

(新設) 争関係の確保に係る取組に関する事項その他他の事業者との間の適正な競

第四条 (納付の手続) 法附則第二条の六第一項に規定する

危機対応準備金の額が計上されている場合

における第十七条の規定の適用について

は、「附則第二条の九第一項の規定により読は、「同条中「第四十四条第二項」とあるの

み替えられた第四十四条第二項」とする。

(危機対応準備金の額)

第五条 るものとする。 場合に限り、当該各号に定める額が増加す 危機対応準備金の額は、 法附則第二条の六第一項に規定する 次の各号に掲げる

に相当する額

第五条 けるその他資本剰余金の額の特例等) (危機対応準備金の額が変動する場合にお 危機対応準備金の額が計上されてい

則第一 同条第二項中 第一号又は法附則第二条の四第一号」と、 額」とあるのは「特別準備金の額又は法附 は 条第三項」と、「特別準備金の額」とあるの 項の規定により読み替えられた法第四十四 第三項」とあるのは「附則第一 第四十四条第 準備金の額又は法附則第二条の四の規定に 項中「特別準備金の額」とあるのは「特別 での規定の適用については、第十九条第一 る場合における第十九条から第二十一条ま 十一条中「第四十七条第二項」とあるのは 金の額又は危機対応準備金の額」 読み替えられた法第四十四条第三項」と、 じ。)の額」と、「同項第一号」とあるのは「法 下この条から第二十一条までにおいて同 より危機対応準備金(法附則第二条の三第 一項」とする 「第四十七条第二項及び附則第二条の七第 「特別準備金の額」とあるのは [第一号] と、 項に規定する危機対応準備金をいう。 「特別準備金の額又は危機対応準備金の ٤ 「附則第 と、「同項第一号」とあるのは 一条の四の規定により危機対応準備金 第二十条第一項中「特別準備金の 「第四十四条第三項」とある 一条の六第一項の規定により 項第一号又は附則第二条の 同条第二項中 二条の六第一 「第四十四条 「特別準備 ۲ 第二 同項 以

(危機対応準備金に係る報告義務)

第六条 とする。 あるのは、「附則第二条の六第一項の規定に ついては、同条中 る場合における第二十二条の規定の適用に より読み替えられた法第四十八条第一項 危機対応準備金の額が計上されてい 「第四十八条第一項」と

> けるその他資本剰余金の額の特例等) (危機対応準備金の額が変動する場合にお

第六条 るのは 項中 第二項」とする。 十一条中「第四十七条第二項」とあるのは 金の額又は危機対応準備金の額」 読み替えられた同法第四十四条第三項」と、 のは「附則第二条の九第一項の規定により 同条第二項中 項第一号又は法附則第二条の七第一号」と、 備金の額」と、「同項第一号」とあるのは「同 金の額」とあるのは「特別準備金の額又は 金の額」 十四条第三項」と、「特別準備金の額」とあ の七第一号」と、 とあるのは 準備金の額又は法附則第二 条の規定の適用については、第十九条第一 危機対応準備金の額が計上されている場合 法附則第一 条第三項」とあるのは「附則第二条の九第 より危機対応準備金の額」と、「同項第一号」 における第十九条、第二十条及び第二十 | 項の規定により読み替えられた同法第四 「第四十七条第二 「特別準備金の額」とあるのは 「特別準備金の額」とあるのは「特別 法附則第二条の六第一項に規定する 「特別準備金の額又は危機対応準備 と、第二十条第一項中 一条の七の規定により危機対応準 「同項第一号又は法附則第二条 「第四十四条第三項」とある 同条第二項中「第四十四 一項及び法附則第二条の十 一条の七の規定に 」と、第二 「特別準備 「特別準備

# (危機対応準備金に係る報告義務)

第七条 法附則第二条の六第一項に規定する る み替えられた同法第四十八条第一項」 は、「附則第 における第二十二条の規定の適用について 危機対応準備金の額が計上されている場合 同条中 一条の九第一項の規定により読 「第四十八条第一項」とあるの とす

別紙様式 (第24条関係) 別紙様式を次のように改める。

(表面)

亨

貢 中 株式会社商工組合中央金庫法第11条第2項の規定による K  $\succ$ 発行者名 円 빠 所属部局 検 查 ₩ 凝 뺍 侢 併 徭

株式会社商工組合中央金庫法 (#)

(悪菌)

ш

日及付 日生

(主要株主に対する立入検査)

第十一条 5十一条 主務大臣は、商工組合中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するため 特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、その職員に主要株主の事 務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は

その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、
にこれを提示しなければならない。 関係人

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならな

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。 二 第十一条第一項、第五十八条第一項若しくは第二項若しくは第六十条の十七第一項若しくは第二項の規定による職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

無無無 用紙の大きさは、日本産業規格B8とすること。

条第二号に掲げる規定の施行の日 この省令は、中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一 (令和七年六月十三日)から施行する。 部を改正する法律附則第一

第五条の六

航空機の整備又は改造の作業の内容は、次の表に掲げる作業の区分ごとに同表に定

改 正 後

,航空機の整備及び改造

航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二十〇国土交通省令第六十五号 法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。 令和七年六月十一日 航空法施行規則の一部を改正する省令 条、 第二十五条第二項、 第三十六条並びに第七十二条第九項及び第十項の規定に基づき、並びに同法第二十九条第二項の規定を実施するため、 国土交通大臣

中野

洋昌

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)の一部を次のように改正する。 |重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。 改正後欄に掲げるその標記部分

めるとおりとする。	おりと	する。	
作		業の区分	作業の内容
	略		
整 備	修 理	軽微な修理	る。)その他複雑な点検を必要としないもの。)その他複雑な点検を必要としないものに限点検(燃料の燃焼により動力装置を駆動させて行うものに限いのでは、一般であって、当該作業の確認において動力装置の作動は (燃料の燃焼により動力装置を駆動させて行うものに破機の耐空性(以下この表及び次条の表において単に「耐空性」という。)に及ぼす影響が軽微な範囲にとどまり、かつ複雑でなどの耐空性(以下この表及び次条の表において動力装置の機能、飛行性その他の航空重量、重心位置、強度、動力装置の機能、飛行性その他の航空
		(略)	
(略)			

第五十四条 機により、 次に掲げる区分により行う。 法第二十五条第二項の航空機の型式についての限定は、 実地試験に使用される航空

略)

等航空整備士の資格にあつては、次に掲げる型式

第五十六条の二に規定する航空機(口に掲げるものを除く。)については、 当該航空機の

水曜日

四 二等航空整備士、 の国土交通大臣が指定する型式の航空機については当該航空機の型式 一等航空運航整備士及び二等航空運航整備士の資格にあつては、 前号口

 $2 \parallel$ 認の行為を行う場合には、 作業の区分のうちの保守又は軽微な修理をした航空機について法第十九条第二項に規定する確 前項(第三号イに係る部分に限る。)の規定は、一等航空整備士が、第五条の六の表に掲げる 適用しない。

(査察操縦士の指名)

令和 **7** 年 **6** 月 **11** 日

# 第百六十四条の八

空機と同じ型式の航空機に同乗させることにより当該実地審査を行うときは、当該査察操縦士七十二条第五項の認定又は同条第六項の審査を受けようとする者と当該認定又は審査に係る航七十二条第五項の認定又は同条第六項の審査を受けようとする者と当該認定又は審査に係る航査及び実地審査であつて第百六十三条第二項第二号に掲げる事項に関する知識及び能力を有すすが項の指名は、第百六十四条の六第二項の規定により準用する第百六十四条第二項の口述審 を補助座席において同乗させることにより行うものとする

(航空機の整備及び改造

第五条の六 めるとおりとする。 航空機の整備又は改造の作業の内容は、 次の表に掲げる作業の区分ごとに同表に定

改 正 前

略)		整 備		作
		修 理	(略)	業
	(略)	軽微な修理		の 区 分
		点検その他複雑な点検を必要としないものい修理作業であつて、当該作業の確認において動力装置の作動い修理作業であつて、当該作業の確認において動力装置の作動という。)に及ぼす影響が軽微な範囲にとどまり、かつ複雑でなという。)に及ぼす影響が軽微な範囲にとどまり、かつ複雑でなが、過程では、動力装置の機能、飛行性その他の航空重量、重心位置、強度、動力装置の機能、飛行性その他の航空		作業の内容

第五十四条 機により、 法第二十五条第二項の航空機の型式についての限定は、 次に掲げる区分により行う。 実地試験に使用される航空

略)

三 一等航空整備士及び一等航空運航整備士の資格にあつては、次に掲げる型式

1 第五十六条の二に規定する航空機については、 当該航空機の型式

四 二等航空整備士及び二等航空運航整備士にあつては、

国土交通大臣が指定する型式の航空

(新設)

機については当該航空機の型式

(査察操縦士の指名)

# 第百六十四条の八

て行うことができる。 よる実地審査について模擬飛行装置又は飛行訓練装置を使用することにより行うものに限定し 前項の指名は、第百六十四条の六第二項の規定により準用する第百六十四条第二項の規定に

略

(査察操縦士の指名の要件)

第百六十四条の九 法第七十二条第九項の国土交通省令で定める要件は、次の各号に掲げる者の 区分に応じ当該各号に定める要件とする。

- 〔査察操縦士の指名の申請等〕 受けた査察操縦士をいう。以下同じ。) 前号イ、 同号イ中「査察操縦士」とあるのは、「限定査察操縦士」とする。 限定査察操縦士(前条第二項の規定により口述審査及び実地審査の範囲を限定して指名を ハ及び二に掲げる要件。この場合において、

第百六十四条の十 法第七十二条第九項の申請を行おうとする指定本邦航空運送事業者は、名称 国土交通大臣に提出しなければならない。

及び住所並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を記載した申請書を する者をいう。以下同じ。)に係る前号イから二までに掲げる事項(航空身体検査証明の番号 第二項の規定により口述審査及び実地審査の範囲を限定して査察操縦士の指名を受けようと 限定査察操縦士の指名を受けようとする場合 限定査察操縦士候補者 (第百六十四条の八

3 • 4 2 しなければならない。 掲げる要件(同条第一号イに掲げる要件に係るものに限る。)を備える旨を説明する書面を添付 掲げる要件を備える旨を、同項第二号の場合にあつては限定査察操縦士候補者が同条第二号に「前項の申請書には、同項第一号の場合にあつては査察操縦士候補者が前条第一号イ及び口に

別表第三(第四十六条、 第四十六条の二関係)

学科試験の科目 (表 略)

官

実地試験の科目

は 資格又は証明 一等航空運航整備士又 略 略 一等航空運航整備士 機 飛行機、 種類若しくは等級又 ようとする航空機の 技能証明の限定をし は業務の種類 滑空機又は飛行 回転翼航空 五‖ П 機の場合を除く。) 及び曳航装置付き動力滑空機以外の滑空 ものを除く。) (曳航装置なし動力滑空機 力装置を駆動させて行う作動点検に係る 動力装置の操作(燃料の燃焼により動 故障の発生に対応する操作及び整備 発動機の地上における運転試験 諸系統の機能試験及び作動試験 略) 科 目

は

一等航空運航整備士

船機 飛行機、

滑空機又は飛行 回転翼航空

一 〈 匹

略

一等航空運航整備士又

(査察操縦士の指名の要件)

第百六十四条の九 法第七十二条第九項の国土交通省令で定める要件は、次の各号に掲げる者の 区分に応じ当該各号に掲げる要件とする。

- 縦士をいう。以下同じ。) 前号イ、ハ及び二に掲げる要件。この場合において、同号イ中「査」 限定査察操縦士(前条第二項の規定により実地審査の方法を限定して指名を受けた査察操 察操縦士」とあるのは、「限定査察操縦士」とする。

(査察操縦士の指名の申請等)

及び住所並びに次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に掲げる事項を記載した申請書を国土交第百六十四条の十 法第七十二条第九項の申請を行おうとする指定本邦航空運送事業者は、名称 通大臣に提出しなければならない。

第二項の規定により実地審査の方法を限定して査察操縦士の指名を受けようとする者をい う。以下同じ。)に係る前号イから二までに掲げる事項(航空身体検査証明の番号を除く。) 限定査察操縦士の指名を受けようとする場合 限定査察操縦士候補者 (第百六十四条の八

掲げる要件 (同条第一号イに掲げる要件に係るものに限る。)を備える旨を説明する書面を添付 掲げる要件を備える旨を、前項第二号の場合にあつては限定査察操縦士候補者が前条第二号に「前項の申請書には、前項第一号の場合にあつては査察操縦士候補者が前条第一号イ及び口に しなければならない。

 $\frac{3}{4}$ 

2

別表第三(第四十六条、 第四十六条の二関係

学科試験の科目

略)

(略)	資格又は証明	実地試験の科目
	技能証明の限定をし は業務の種類 は業務の種類	
	目	

			(略) (限定事項関係)	
			(阪足事垻関係 <i>)</i> (表)	
8.	技能証明書-限	∤定事項	年	
	Ratings and Limit		Date of Iss 第	
	氏名			ERT.NO.
	Name		·	
			国土交通大臣「	
,	,		Minister of Land Infrastructure, Tr	ansport and Tourism
(	<u>)</u>	等級 Class	刑士	四字年日日 D-4-
埋	類 Category	寺被 Class	型式 Type	限定年月日 Date
備考			黄 8.8 センチメートルとす	 -る。
備考		白色とする。	集 8.8 センチメートルとす (裏)	 -a.
備考 <sup>1</sup> 2	<b></b> 大きさは、縦 5	白色とする。		
素12注釈	大きさは、縦5 証明書の色は、 Notes Category	白色とする。	(裏)	
着   1     2   注     種   A	大きさは、縦5 証明書の色は、 Notes	白色とする。		
第12       注種AGF	大きさは、縦 5 証明書の色は、 Notes Category 飛行機 Aeroplan 滑空機 Glider 機体構造関係 Ai	白色とする。 ne .rframes Structure	(裏)  H: 回転翼航空機 He S: 飛行船 Skyship C: 飛行装備品関係	·licopter Aircraft Systems
第12     注種AGFPL	大きさは、縦5 証明書の色は、 Notes Category 飛行機 Aeroplar 滑空機 Glider 機体構造関係 Ai ゼエン発動機 プロペラ関係 Pr	白色とする。  ne rframes Structure 関係 Piston-Engines ropellers	(裏)  H: 回転翼航空機 H: S: 飛行船 Skyship C: 飛行線備品関係 T: タービン発動機I I: 計器関係 Instru	·licopter Aircraft Systems 関係 Turbine-Engine ments
第12     注種AGFPLN	大きさは、縦5 証明書の色は、 Notes Category 飛行機 Aeroplan 滑空機 Glider 機体トシ勇動機 Pr でインラ関係 Pr 電子装備品関係	白色とする。 ne rframes Structure 関係 Piston-Engines	(裏) H: 回転翼航空機 He S: 飛行船 Skyship C:飛行装備品関係 T: タービン発動機間	·licopter Aircraft Systems 関係 Turbine-Engine ments
第12       注種AGFPLNR       NR	大きさは、縦5 証明書の色は、 Notes Category 飛行機 Aeroplan 滑空機 Glider 機体トシ勇動機 Pr でインラ関係 Pr 電子装備品関係	白色とする。  ne rframes Structure 関係 Piston-Engines ropellers Electronic Systems	(裏)  H: 回転翼航空機 H: S: 飛行船 Skyship C: 飛行線備品関係 T: タービン発動機I I: 計器関係 Instru	·licopter Aircraft Systems 関係 Turbine-Engine: ments
	大きさは、縦5 証明書の色は、 Notes Category 飛行機 Aeroplan 滑空機 Glider 機体構造男動機 Pi 電子装備品関係 Ai プロペラ関係 Pi 電子装備機器関係 無線通信機器関係 Class d Single-Piston	白色とする。  rframes Structure 関係 Piston-Engines ropellers Electronic Systems 系 Radio Equipments  陸上単発ピストン機	(裏)  H: 回転翼航空機 He S: 飛行船 Skyship C: 飛行船の影響 M機 E T: タービン発動機 I : 計器関係 Instru E: 電気装備品関係	dicopter Aircraft Systems 関係 Turbine-Engine ments Electrical Systems 陸上単発タービンセ
清 1 2 注 種 A G F P L N R S L L L an S e an e a e an e a	大きさは、縦 5 証明書の色は、 Notes Category 飛行機 Aeroplan 滑空機 Glider 機体構造関係 Ai ピストン発動機! プロベラ関係 Pr 電子装備品関係 無線 通信機器関係 Class d Single-Piston d Multi-Piston Single-Piston	白色とする。  ne rframes Structure 関係 Piston-Engines ropellers Electronic Systems 系 Radio Equipments  陸上単発ピストン機 陸上多発ピストン機 水上単発ピストン機	(裏)  H: 回転翼航空機 He S: 飛行船 Skyship C: 飛行装備品関係 T: タービン発動機 I: 計器関係 Instrt E: 電気装備品関係  Land Single-Turbine Land Multi-Turbine Sea Single-Turbine	licopter Aircraft Systems 関係 Turbine-Engine ments Electrical Systems 陸上単発タービン杉 陸上多発タービン杉 水上単発タービン杉
清 1 2 注 種 A G F P L N R S L L an an an an an an an an an an	大きさは、縦 5 証明書の色は、 Notes Category 飛行機 Aeroplar 滑空機 Glider 機体構造関係 Ai ピストン発動機 プロベラ関係 Pr 電子装備品関係 無線通信機器関係 Class d Single-Piston Multi-Piston Multi-Piston	白色とする。  nerframes Structure 関係 Piston-Engines ropellers Electronic Systems 系 Radio Equipments  陸上単発ピストン機 陸上多発ピストン機	(裏)  H: 回転翼航空機 He S: 飛行船 Skyship C: 飛行装備品関係 T: タービン発動機 I: 計器関係 Instrt E: 電気装備品関係  Land Single-Turbine Land Multi-Turbine Sea Single-Turbine Sea Multi-Turbine	licopter Aircraft Systems 関係 Turbine-Engine ments Electrical Systems 陸上単発タービン杉 陸上多発タービン杉 水上単発タービン杉
注種ACCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCC	大きさは、縦5 証明書の色は、 Notes Category 飛行機 Aeroplar 滑空機 Glider 機体構造関係 Ai ピストラ発動機 プロペラ関係 Pr 電子装備機器関係 Class d Single-Piston d Multi-Piston Single-Piston に LSP 及び LST : SSP 及び SST	由e  rframes Structure 関係 Piston-Engines ropellers Electronic Systems 系 Radio Equipments  陸上単発ピストン機 陸上多発ピストン機 水上単発ピストン機	## : 回転翼航空機 HE S: 飛行船 Skyship C: 飛行紫備品関係 T: タービン発動機 II: 計器関係 Instru E: 電気装備品関係    Land Single-Turbine Land Multi-Turbine Sea Single-Turbine Jea Multi-Turbine LM: LMP 及び LMT SM: SMP 及び SMT	dicopter Aircraft Systems 関係 Turbine-Engine ments Electrical Systems 陸上単発タービン杉 陸上多発タービン杉 水上単発タービン杉
注種AGFPLNR等LLana Sea LS SP	大きさは、縦5 証明書の色は、 Notes Category 飛行機 Aeroplar 滑空機 Glider 機体構造関係 Ai 世プレペラ関係 Pr 電子装備品関係 無練通信機器関係 Class d Single-Piston d Multi-Piston Single-Piston Uniti-Piston : LSP 及びLST : SSP 及びSST : LSP, LMP, SSP 及	白色とする。  Trans Structure 関係 Piston-Engines opellers Electronic Systems 系 Radio Equipments  陸上単発ピストン機 陸上多発ピストン機 水上単発ピストン機 水上単発ピストン機	## E 回転翼航空機 H S : 飛行船 Skyship C : 飛行装備品関係 T : タービン発動機 I : 計器関係 Instru E : 電気装備品関係  Land Single-Turbine Land Multi-Turbine Sea Single-Turbine LM : LMP 及び LMT SM : SMP 及び SMT T : LST.LMT.SST 及で	dicopter Aircraft Systems 関係 Turbine-Engine ments Electrical Systems 陸上単発タービン杉 陸上多発タービン杉 水上単発タービン杉
清 1 2 来 類 1 2 来 類 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	大きさは、縦5 証明書の色は、 Notes Category 飛行機 Aeroplar 滑空機 Glider 機体構造関係 Ai ピストラ発動機 プロペラ関係 Pr 電子装備機器関係 Class d Single-Piston d Multi-Piston Single-Piston に LSP 及び LST : SSP 及び SST	白色とする。  ne .rframes Structure 関係 Piston-Engines opellers Electronic Systems 系 Radio Equipments  陸上単発ピストン機 陸上多発ピストン機 水上単発ピストン機 水上単発ピストン機 水上可発ピストン機	## : 回転翼航空機 HE S: 飛行船 Skyship C: 飛行紫備品関係 T: タービン発動機 II: 計器関係 Instru E: 電気装備品関係    Land Single-Turbine Land Multi-Turbine Sea Single-Turbine Jea Multi-Turbine LM: LMP 及び LMT SM: SMP 及び SMT	dicopter Aircraft Systems 関係 Turbine-Engine ments Electrical Systems 陸上単発タービン杉 陸上多発タービン杉 水上単発タービン杉

(略)

第20号様式(第52条関係)

(略)

### 技能証明書 (限定事項関係)

(表)

	Ratings and Limit 氏名 Name		第    号 CERT.NO. 							
(	))		国土交通大 Minister of I Infrastructur		and Tourism					
種	類 Category	等級 Class	型式 Type	限定年月	日 Date					

- 1 大きさは、縦 5.8 センチメートル、横 8.8 センチメートルとする。 2 証明書の色は、白色とする。

(裏)

### 注釈 Notes 種類 Category A : 飛行機 Aeroplane H: 回転翼航空機 Helicopter G : 滑空機 Glider S: 飛行船 Skyship F: 機体構造関係 Airframes Structure C: 飛行装備品関係 Aircraft Systems P: ピストン発動機関係 Piston-Engines T : タービン発動機関係 Turbine-Engines L: プロペラ関係 Propellers I: 計器関係 Instruments N: 電子装備品関係 Electronic Systems E: 電気装備品関係 Electrical Systems R: 無線通信機器関係 Radio Equipments 等級 Class Land Single-Piston 陸上単発ピストン機 Land Single-Turbine 陸上単発タービン機 Land Multi-Piston 陸上多発ピストン機 Land Multi-Turbine 陸上多発タービン機 Sea Single-Piston 水上単発ピストン機 Sea Single-Turbine 水上単発タービン機 Sea Multi-Piston 水上多発ピストン機 Sea Multi-Turbine 水上多発タービン機 LS : LSP 及び LST LM : LMP 及び LMT SS: SSP 及び SST SM: SMP及びSMT P : LSP. LMP. SSP 及び SMP T : LST. LMT. SST 及び SMT Motor-Glider Without Tow Hook 曳航装置なし動力滑空機 Motor-Glider With Tow Hook 曳航装置付き動力滑空機 High-Class Glider 上級滑空機 Middle-Class Glider 中級滑空機 G: MGO. MGH. HCG 及び MCG CG : HCG 及び MCG (略)

- 第一条 この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する
- 航空法施行規則第五十四条及び第二十号様式の改正規定並びに次条並びに附則第三条及び第十条の規定

航空法施行規則第百六十四条の八から第百六十四条の十までの改正規定

航空法施行規則第五条の六及び別表第三の改正規定並びに附則第四条から第九条まで及び第十一条から第十三条までの規定 令和八年四月

令和七年六月三十日

第二条 等航空運航整備士の資格についての技能証明を受けている者は、当該限定をされていないものとみなす 前条第一号に掲げる規定の施行の際現にこの省令による改正前の航空法施行規則(次条において 「旧規則」という。)第五十四条第三号イの規定により航空機の型式についての限定をされている一

第三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に交付されている旧規則第二十号様式による技能証明書(限定事項関係に限る。以下この条において同じ。)は、 この省令による改正後の航空法施行規

(以下「新規則」という。)第二十号様式による技能証明書とみなす。

第四条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に一等航空運航整備士又は二等航空運航整備士 格に係る業務範囲については、新規則第五条の六の規定にかかわらず、なお従前の例による。 (以下「一等航空運航整備士等」という。)の資格についての技能証明を受けている者についての当該資

いて「第三号施行日」という。)以後に一等航空運航整備士等の資格についての技能証明を受ける場合の当該資格に係る業務範囲については、 国土交通大臣は、前項の場合にあっては、当該業務範囲についてなお従前の例による旨を記載した技能証明書を交付するものとする。 附則第一条第三号に掲げる規定の施行前に一等航空運航整備士等の資格についての技能証明に係る実地試験に合格した者が、同号に掲げる規定の施行の日(附則第七条、第十条及び第十二条にお 新規則第五条の六の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第六条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に指定航空従事者養成施設の課程(一等航空運航整備士等の資格に係るものに限る。次条において同じ。)を修了している者に係る実地試験(一等航空 運航整備士等の資格に係るものに限る。次条及び附則第八条において同じ。)については、新規則別表第三の規定にかかわらず、当該指定航空従事者養成施設の課程を修了した日から一年を経過するまで なお従前の例による

の技能証明を申請する場合の当該技能証明に係る実地試験については、新規則別表第三の規定にかかわらず、 なお従前の例による。

令和八年三月三十一日において現に指定航空従事者養成施設の課程に属する者が、第三号施行日から起算して二年を経過するまでの間に当該課程を修了して一等航空運航整備士等の資格について

第九条 附則第四条又は第五条第一項 る場合について準用する。 附則第五条の規定は、 前二条の規定による実地試験に合格した者又は航空法第二十九条第四項の規定により当該実地試験を免除された者が一等航空運航整備士等の資格についての技能証明を受け (前条の規定により準用する場合を含む。)の規定により一等航空運航整備士等の資格に係る業務範囲についてなお従前の例によることとされた者 (附則第十二条及び

2 前項の規定により一等航空運航整備士等の資格に係る業務範囲を新規則第五条の六の規定の施行後の当該資格に係る業務範囲とされた者は、航空業務を行う場合には、 囲については、新規則第五条の六の規定の施行後の当該資格に係る業務範囲とする。 従前の技能証明書に加えて同項

その修了証明書の交付を受けた場合には、

当該資格に係る業務範

第十三条第一項において「旧資格者」という。)が、指定航空従事者養成施設の課程であって国土交通大臣の承認を受けたものを修了し、

の修了証明書を携帯しなければならない

前条第一項の規定による承認の手続は、第三号施行日前においても行うことができる。

**第十一条** 附則第九条第一項の規定により一等航空運航整備士等の資格に係る業務範囲について新規則第五条の六の規定の施行後の当該資格に係る業務範囲とされた者は、 空運航整備士等の資格に係る技能証明書の再交付を受けることができる。 国土交通大臣に申請し、 一等航

2 航空法施行規則第七十一条及び第七十二条(第四号に係る部分に限る。)の規定は、前項の場合について準用する

第一項の規定により技能証明書の再交付を受けた者については、附則第九条第二項の規定は、適用しない。

合の当該申請に係る試験については、航空法施行規則第四十九条の規定を準用する。 (附則第九条第一項の規定により修了証明書の交付を受けた者を除く。 次条第 一項において同じ。)が第 三号施行日以後に一等航空運航整備士等の資格についての技能証明を申請した場

115 旧資格者に対して、 航空法施行規則第七十一条第三項の規定により技能証明書を再交付する場合の当該資格に係る業務範囲については、 新規則第五条の六の規定にかかわらず、 なお従前の例に

2 附則第五条第二項の規定は、 前項の場合について準用する

改

正

後

水曜日

法

規

的

告

示

# ○財務省告示第五号金融庁

規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示等の一部を改正する件を次のように 式会社商工組合中央金庫法施行令(平成十九年政令第三百六十七号)及び経済産業省・財務省・内閣 府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)の 一号)の一部の施行に伴い、並びに株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)、株 中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律(令和五年法律第六十

令和七年六月十一日

(株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示の一部改正) 株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示等の一部を改正する件

経済産業大臣

金融庁長官

財務大臣

加藤

第一条 株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示(平成二十年金融庁・財務省・経済産業省 告示第一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

(業務の代理又は媒介)

第一条

一 農業協同組合(農業協同組合法(昭和 行うものに限る。次項第一号において同 組合連合会(同条第一項第三号の事業を 項第三号の事業を行うものに限る。次項 じ。)、漁業協同組合 (水産業協同組合法 (昭和二十三年法律第二百四十二号) 第 一十二年法律第百三十二号)第十条第一 一号において同じ。)若しくは農業協同

令和 **7** 年 **6** 月 **11** 日

十一条第一項第四号の事業を行うものに

次項第一号において同じ。)、水産加工業 第一項第四号の事業を行うものに限る。 は漁業協同組合連合会(同法第八十七条 限る。次項第一号において同じ。)若しく

協同組合(同法第九十三条第一項第二号

(業務の代理又は媒介)

改

正

前

第

げる者とする。 に規定する主務大臣の定める者は、次に掲 一条 株式会社商工組合中央金庫法 「法」という。)第二十一条第四項第十一号 (以 下

一 農業協同組合(農業協同組合法(昭和 号の事業を行うものに限る。以下同じ。)、同じ。)若しくは農業協同組合連合会(同 項第三号の事業を行うものに限る。以下 号の事業を行うものに限る。以下同じ。) 若しくは水産加工業協同組合連合会(同 業協同組合(同法第九十三条第一項第二 行うものに限る。以下同じ。)、水産加工 以下同じ。) 若しくは漁業協同組合連合会 第一項第四号の事業を行うものに限る。 二十三年法律第二百四十二号)第十一条 漁業協同組合(水産業協同組合法(昭和 二十二年法律第百三十二号)第十条第一 (同法第八十七条第一項第四号の事業を

> おいて同じ。)又は農林中央金庫 おいて同じ。)若しくは水産加工業協同組 の事業を行うものに限る。次項第一号に の事業を行うものに限る。次項第一号に 合連合会(同法第九十七条第一項第二号

する登録金融機関をいう。) 録金融機関(同法第二条第十一項に規定 項に規定する金融商品取引業者をいう。 和二十三年法律第二十五号)第二条第九 次条第一項第一号において同じ。)又は登 金融商品取引業者(金融商品取引法(昭

等をいう。) 社をいう。以下同じ。)又は外国保険会社 貸金業者(貸金業法(昭和五十八年法 (同条第七項に規定する外国保険会社

百五号)第二条第二項に規定する保険会

て営む会社に限る。) 条第二項第十三号に掲げる業務を主とし 施行規則(以下「規則」という。)第七十 内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法 貸金業者をいい、経済産業省・財務省・ 律第三十二号)第二条第二項に規定する

八~十五 略)

独立行政法人労働者健康安全機構 (略)

株式会社国際協力銀行

2 十二 般財団法人自転車産業振興協会 (略)

は水産業協同組合法第十一条の五第二 第十一条第二項、漁業協同組合にあって 同組合連合会にあっては農業協同組合法 げる者の業務(農業協同組合又は農業協 第十一条の五第二項、 第九十二条第一項において準用する同法 項、漁業協同組合連合会にあっては同法 銀行並びに前項第一号及び第二号に掲 水産加工業協同組

保険会社(保険業法(平成七年法律第

独立行政法人労働者健康福祉機構

十五・十六 独立 (新設) 略)

略)

2 法第二十一条第四項第十一号に規定する 主務大臣の定めるものは、 財団法人自転車産業振興協会 次に掲げるもの

とする。

項、漁業協同組合連合会にあっては同法は水産業協同組合法第十一条の四第二 第十一条の四第二項、 第九十二条第一項において準用する同法 第十一条第二項、漁業協同組合にあって 同組合連合会にあっては農業協同組合法 げる者の業務(農業協同組合又は農業協 銀行並びに前項第一号及び第二号に掲 水産加工業協同組

ものに限る。以下同じ。)又は農林中央金 法第九十七条第一項第二号の事業を行う

和二十三年法律第二十五号)第二条第九 項に規定する金融商品取引業者をいう。 以下同じ。) 又は登録金融機関 (同条第十 一項に規定する登録金融機関をいう。) 金融商品取引業者(金融商品取引法(昭

(新設)

法第百条第一項において準用する同法第水産加工業協同組合連合会にあっては同 いて準用する同法第十一条の五第二項、 の代理又は媒介(第四号に掲げるものを 限り、信託業務に該当するものを除く。) 一条の五第二項に規定する信用事業に

合にあっては同法第九十六条第一項にお

る法律第一条第一項各号に掲げる業務 約の締結 に該当するものを除く。)を受託する契 る法律施行令第三条各号に掲げる業務 (金融機関の信託業務の兼営等に関す 金融機関の信託業務の兼営等に関す

五| 四| の代理又は媒介 前項第六号に掲げる者の資金の貸付け

業をいい、同号に規定する業務に附帯し て営むものに限る。)の業務の媒介 (貸金業法第二条第一項に規定する貸金 前項第七号に掲げる者が営む貸金業 前項第八号から第二十二号までに掲げ

(預金の受払事務の委託等)

る者の業務の代理

第二条 規則第十九条第一号イに規定する主 務大臣等が別に定める者は、次に掲げる者

第二十九条の四の三第三項に規定する第 する第一種少額電子募集取扱業務、 をいう。第十三条第五号において同じ。) 十八条第八項に規定する有価証券関連業 (同法第二十九条の四の二第九項に規定 有価証券関連業(金融商品取引法第一 同法

略) 略)

### 三 (略)

(新設)

### (新設)

四 者の業務の代理 前項第六号から第十九号までに掲げる

(預金の受払事務の委託等)

する主務大臣等が別に定める者は、 式会社商工組合中央金庫法施行規則(以下二条 経済産業省・財務省・内閣府関係株 げる者とする。 |規則| という。)第十九条第一号イに規定 有価証券関連業(金融商品取引法第一 次に掲

をいう。以下同じ。) (同法第二十九条の 第三項に規定する第二種少額電子募集取 募集取扱業務、 四の二第九項に規定する第一種少額電子 十八条第八項に規定する有価証券関連業 同法第二十九条の四の三

(削る)

限り、信託業務に該当するものを除く。) 法第百条第一項において準用する同法第水産加工業協同組合連合会にあっては同 合にあっては同法第九十六条第一項にお の代理又は媒介(第三号に掲げるものを いて準用する同法第十一条の四第二項、 一条の四第二項に規定する信用事業に

# の 二

該当するものを除く。)の代理又は媒介 務(法第二十一条第七項に掲げる業務に 前項第四号に掲げる者の次に掲げる業

る法律施行令第三条各号に掲げる業務 る法律第一条第一項各号に掲げる業務 を除く。)を受託する契約の締結 (金融機関の信託業務の兼営等に関す 金融機関の信託業務の兼営等に関す

有価証券特例仲介等業務を除く。)を営む 金融商品取引業者 十九条の四の四第八項に規定する非上場 二種少額電子募集取扱業務及び同法第二

者であって、かつ、割賦販売法 登録を受けた者その他これに準ずる者 十六年法律第百五十九号)第三十一条の

生命保険会社等 保険会社及び同条第八項に規定する外国

2

式におけるその他Tier1資本の額をい をいう。)及び単体その他Tier1資本の 式における普通株式等Tier1資本の額 省・経済産業省告示第二号。以下「自己資 第二十三条第一項第一号に掲げる基準に従 う。)の合計額とする。 本比率告示」という。)第十四条第一号の算 するための基準(平成二十年金融庁・財務 工組合中央金庫がその経営の健全性を判断 本の額(株式会社商工組合中央金庫法第一 加えた額は、単体普通株式等Tier1資 十三条第一項の規定に基づき、株式会社商 い算出される自己資本の額に必要な調整を (自己資本比率告示第十四条第二号の算

二 貸金業法第三条第一項の登録を受けた (昭和三

保険業法第二条第三項に規定する生命

第三条 規則第二十六条第三項に規定する法(自己資本の額に加える調整)

業務を除く。)を営む金融商品取引業者 項に規定する非上場有価証券特例仲介等 扱業務及び同法第二十九条の四の四第八

二 保険業法 (平成七年法律第百五号) 二 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二 号)第三条第一項の登録を受けた者で 年法律第百五十九号) 第三十一条の登録 あって、かつ、割賦販売法(昭和三十六 二条第三項に規定する生命保険会社及び を受けた者その他これに準ずる者 第

同条第八項に規定する外国生命保険会社

略)

2

(自己資本の額に加える調整)

第三条 海外営業拠点(株式会社商工組合中 央金庫法第二十三条第一項の規定に基づ の健全性を判断するための基準(平成二十 株式会社商工組合中央金庫がその経営

務 省告示第二号。

以 下

「自己資本

経済産業省

第三号の算式におけるTier2資本の額 F2資本の額(自己資本比率告示第十四条 本の額をいう。以下同じ。)及び単体Tie 第二号の算式におけるその他Tier1資 額をいう。以下同じ。)、単体その他Tie 算式における普通株式等Tier1資本の の額(自己資本比率告示第十四条第一号の 株式会社商工組合中央金庫(以下「商工組 業拠点をいう。以下同じ。)を有する場合に r1資本の額(自己資本比率告示第十四条 本の額は、単体普通株式等Tier1資本 台中央金庫」という。)の規則第二十六条第 比率告示」という。) 第二条に定める海外営 一項に規定する必要な調整を加えた自己資

額及び単体Tier2資本の額の算定に当 たっては、その他有価証券評価差額金(財 前項の単体普通株式等Tier1資本の

をいう。以下同じ。)の合計額とする。

2 |

官

特別留保金及び債権償却準備金の額を加え 務を営む場合には、前項の自己資本の額に 業務の兼営等に関する法律に基づき信託業 組合中央金庫」という。)が金融機関の信託 るものとする 株式会社商工組合中央金庫(以下 商工 3 |

(連結自己資本の額に加える調整)

第五条 規則第二十九条第四項に規定する法 の他Tier1資本の額をいう。 加えた額(以下この条において「調整自己 第二十三条第一 いて同じ。)の合計額とする。 本比率告示第一 び連結その他Tier1資本の額(自己資 資本額」という。)は、 資本の額をいう。次項において同じ。)及 一号の算式における普通株式等Tier r1資本の額(自己資本比率告示第二条 算出される自己資本の額に必要な調整を 二条第二号の算式におけるそ 項第二号に掲げる基準に従 連結普通株式等Ti 次項にお

> 場合の当該合計額は考慮しない。 価証券(財務諸表等規則第八条第二十二項 損益(同条第一項第二号に規定する繰延 その他有価証券評価差額金をいう。)の額が 以下この項において「財務諸表等規則」 る規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号。 務諸表等の用語、 額に単体その他Tier1資本の額を加え ものに限る。)の額の合計額が正の値である に規定するその他有価証券をいう。)である 正の値である場合の当該額及び繰延ヘッジ いう。)第六十七条第一 この場合においても、単体Tier2資本 ヘッジ損益をいい、 た額を超えない額とする。 単体普通株式等Tier1資本の 様式及び作成方法に関す ヘッジ対象がその他有 | 項第一号に規定する ただし、

の兼営等に関する法律に基づき信託業務を 別留保金及び債権償却準備金の額を加える 営む場合には、 ものとする。 商工組合中央金庫が金融機関の信託 第一項の自己資本の額に特

(削る)

えたものとする。

er2資本の額に相当する額の合計額を加 erl資本の額に相当する額及び単体Ti

·資本の額に相当する額、単体その他Ti 『該関連法人等の単体普通株式等Tier 資本の額、連結その他Tier1資本の

(連結自己資本の額に加える調整)

第五条 海外営業拠点を有する場合に商工組 じ。)、連結その他Tier1資本の額(自 式等Tierl資本の額をいう。以下同 率告示第二条第一号の算式における普通株 Tier2資本の額をいう。以下同じ。)の 資本比率告示第二条第三号の算式における 同じ。)及び連結Tier2資本の額(自己 るその他Tier1資本の額をいう。以下 己資本比率告示第二条第二号の算式におけ 通株式等Tier1資本の額(自己資本比 する必要な調整を加えた自己資本の額 合計額とする。 合中央金庫の規則第二十九条第四項に規定 「調整自己資本額」という。)は、連結普 议

(削る)

2 規定にかかわらず、 の額及び連結その他Tier1資本の額の 含まれる場合の調整自己資本額は、前項の 連法人等をいう。第十条において同じ。)が う。) に商工組合中央金庫の関連法人等(株 式会社商工組合中央金庫法施行令(以下 合計額とする。 て算出した連結普通株式等Tier1資本 三条第一項第二号に規定する子会社等をい 「令」という。)第七条第三項に規定する関 商工組合中央金庫の子会社等(法第二十 、当該関連法人等を除い

2

法第二十六条第二項の場合において、

同

じ。)が含まれる場合の調整自己資本額は、 項に規定する関連法人等をいう。以下同 の関連法人等(株式会社商工組合中央金庫 項に規定する子会社等に商工組合中央金庫 額及び連結Tier2資本の額の合計額に を除いて算出した連結普通株式等Tier 前項の規定にかかわらず、当該関連法人等 法施行令(以下「令」という。)第七条第三

3 | 当たっては、その他有価証券評価差額金(連 の額及び連結Tier2資本の額の算定に 額に連結その他Tier1資本の額を加え う。)の額が正の値である場合の当該額及び 結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関 この場合においても、連結Tier2資本 る場合の当該合計額は考慮しない。ただし るものに限る。)の額の合計額が正の値であ 号に規定するその他有価証券をいう。)であ 有価証券(連結財務諸表規則第二条第十八 延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象がその他 繰延ヘッジ損益(同項第二号に規定する繰 する規則 た額を超えない額とする。 に規定するその他有価証券評価差額金をい 前二項の連結普通株式等Tier1資本 という。)第四十三条の二第一 以下この項において「連結財務諸表規 連結普通株式等Tier1資本の (昭和五十一年大蔵省令第二十八 項第一

体普通株式等Tierl資本の額に相当す 前項の規定は、第二項の関連法人等の単 当する額の算定について準用する 当する額及び単体Tier2資本の額に相 単体その他Tier1資本の額に相

3 |

略

<u></u> 万山

央金庫に不利益を与える取引等を行うこと が必要な場合 (取引の通常の条件に照らして商工組合中

第六条 規則第三十二条第三号の主務大臣等 が必要なものとしてあらかじめ定める場合 をいう。)の解散又は営業の全部の譲渡に際 は、商工組合中央金庫が、その特定関係者 きな不利益を生ずるおそれがある場合とす で行う場合において、当該取引又は行為を える取引又は行為を当該特定関係者との間 に照らして商工組合中央金庫に不利益を与 (法第二十七条本文に規定する特定関係者 、商工組合中央金庫の取引の通常の条件 .わなければ、商工組合中央金庫により大

ける一般の休日に当たる日で当該営業所の 休日とする日) (商工組合中央金庫の営業所の所在地にお

第七条 令第十三条第二項第一号に掲げる商 工組合中央金庫の営業所の所在地における られる休日とする。 て、当該営業所の所在地の法令により認め とする日は、外国に所在する営業所につい 般の休日に当たる日で当該営業所の休日

(削る)

央金庫に不利益を与える取引等を行うこと (取引の通常の条件に照らして商工組合中

第六条 規則第三十二条第三号の主務大臣等 庫により大きな不利益を生ずるおそれがあ 又は行為を行わなければ、商工組合中央金 係者との間で行う場合において、当該取引 が必要なものとしてあらかじめ定める場合 るときとする。 不利益を与える取引又は行為を当該特定関 通常の条件に照らして商工組合中央金庫に の譲渡に際し、商工組合中央金庫の取引の をいう。以下同じ。)の解散又は営業の全部 は、商工組合中央金庫が、その特定関係者 (法第二十七条本文に規定する特定関係者

休日とする日) ける一般の休日に当たる日で当該営業所の (商工組合中央金庫の営業所の所在地にお

第七条 令第十二条第二項第一号に掲げる商 られる休日とする。 とする日は、外国に所在する営業所につい 工組合中央金庫の営業所の所在地における 般の休日に当たる日で当該営業所の休日 当該営業所の所在地の法令により認め

(現金自動支払機等)

第八条 規則第六十八条第二項第二号に規定 する主務大臣等が別に定める機械は、 掲げる機械とする。 次に

- 現金自動支払機
- 現金自動預金機
- 現金自動預入払出兼用機

部を営むための機械 までの規定により営む業務の全部又は その他法第二十一条第一項から第三項

のの合計額から配当金又は中間配当金の予 臣の定めるものは、次に掲げるものとする。 ただし、第一号から第三号までに掲げるも 定額を除くものとする。

第九条 令第十三条第四号に規定する主務大

(剰余金及び引当金)

のの合計額から配当金又は中間配当金の予

定額を除くものとする。

第八条 令第十四条第四号に規定する主務大

(剰余金及び引当金)

臣の定めるものは、次に掲げるものとする。

ただし、第一号から第三号までに掲げるも

2

令第十三号)<br />
第六条第二項第一号の規定に 金その他会社計算規則(平成十八年法務省 基づく引当金又は特別法上の引当金とす 定めるものは、貸倒引当金、退職給付引当 令第十四条第五号に規定する主務大臣の 2 令第十三条第五号に規定する主務大臣の

(削る)

令第十三号)第六条第二項第一号の規定に 基づく引当金又は特別法上の引当金とす 金その他会社計算規則(平成十八年法務省 定めるものは、貸倒引当金、退職給付引当

項に規定する主務大臣が定める基準) (法第三十九条第一項第六号又は同条第四

かを満たしていることとする。 その子会社その他これらに類する者として おいて、会社が主として商工組合中央金庫、 どうかの基準は、次に掲げる要件のいずれ 属業務をいう。以下同じ。)を営んでいるか 従属業務(同条第二項第一号に規定する従 主務省令で定めるものの営む業務のために 法第三十九条第一項第六号の場合に

当該会社が次のいずれにも該当するこ 各事業年度において、 規則第七十条

める割合が百分の五十を下回らないこ の収入を含む。第三号、第四号及び第 中央金庫又はその子会社の役職員から 号業務」という。)については商工組合 条第一項第二号に掲げる業務(以下「) からの収入の額の合計額(規則第七十 第三十九条第一項第一号に掲げるもの 社を含む。)をいう。以下同じ。)又は法 項の規定により子会社とみなされる会 商工組合中央金庫、その子会社(法第 げるそれぞれの業務(以下この条にお 第一項第一号から第二十一号までに掲 五号において同じ。)の総収入の額に占 いて「従属する業務」という。)に係る 二十三条第二項に規定する子会社(同

収入があること。 九条第一項第一号に掲げるものからの に係る商工組合中央金庫又は法第三十 各事業年度において、従属する業務

社からの収入の額の合計額の総収入のに係る商工組合中央金庫又はその子会

各事業年度において、従属する業務

額に占める割合が百分の五十を下回ら

融機関に属する法人のいずれかからの あり、かつ、商工組合中央金庫関係金 を含む。)の総収入の額に占める割合が 集団に属する法人の役職員からの収入 業務については商工組合中央金庫関係 に係る商工組合中央金庫からの収入が 百分の九十を下回らないこと。 各事業年度において、従属する業務

会社であって、 じ。)の営む業務のために従属業務を営む 定する証券仲介専門会社をいう。以下同 門会社(法第三十九条第一項第二号に規 会社をいう。以下同じ。)又は証券仲介専 条第一項第一号の二に規定する証券専門 当該会社が証券専門会社(法第三十九 収入があること。 次のいずれにも該当する

る証券専門会社又は証券仲介専門会社 額に占める割合が百分の五十を下回ら に係る商工組合中央金庫の子会社であ ないこと。 各事業年度において、従属する業務 いずれかからの収入があること。

社からの収入の額の合計額の総収入の

に係る商工組合中央金庫又はその子会

各事業年度において、従属する業務

令和 **7** 年 **6** 月 **11** 日

水曜日

期保険業者をいう。以下同じ。)の営む業 三十九条第一項第四号に規定する少額短 以下同じ。)又は少額短期保険業者(法第 のために従属業務を営む会社であっ 項第三号に規定する保険会社をいう。 当該会社が保険会社(法第三十九条第 次のいずれにも該当すること

四

商工組合中央金庫関係金融機関(規則 以下同じ。)からの収入の合計額(二号 第六十九条第四項第二号イからニまで に掲げる者をいう。以下同じ。)をいう。 組合中央金庫及びその子会社並びに

(号外第 128 号)

(削る)

従属業務を営む会社であって、 をいう。以下同じ。)の営む業務のために 条第一項第五号に規定する信託専門会社 れにも該当すること。 当該会社が信託専門会社(法第三十九 額に占める割合が百分の五十を下回ら 社からの収入の額の合計額の総収入の に係る商工組合中央金庫又はその子会 各事業年度において、従属する業務 次のいず

ずれかからの収入があること。

る保険会社又は少額短期保険業者のい に係る商工組合中央金庫の子会社であ

各事業年度において、従属する業務

る信託専門会社からの収入があるこ に係る商工組合中央金庫の子会社であ 各事業年度において、従属する業務

2 | 央金庫の役職員からの収入を含む。) の総収 の合計額(二号業務については商工組合中 のために従属業務を営んでいるかどうかの 入の額に占める割合が百分の五十を下回ら 務に係る商工組合中央金庫からの収入の額 基準は、各事業年度において、従属する業 社が主として商工組合中央金庫の営む業務 ないこととする。 (規則第六十九条第一項第一号、 法第三十九条第四項の場合において、 第二項第

第十一条 規則第六十九条第一項第一号、 臣等が定める基準) 一号及び第十項ただし書に規定する主務大

分に応じ、当該各号に定める基準とする。 金庫の子会社が次の各号に掲げる場合の区 主務大臣等が定める基準は、商工組合中央 場合 前条第 項第二号及び第十項ただし書に規定する ていること 会社の営む業務のために営むものである 主として商工組合中央金庫又はその子 項第一号の要件を満たし

社の株式若しくは持分の取得により、前項

合併、

会社の分割、事業譲渡又は他の会

約に係る権利義務が生ずることとなったと

に規定する業務に該当する業務に属する契

ないものとする。

する業務は、同項に規定する業務に含まれ

から一年以内の期間に限り、

のないものについては権利義務が生じた日

ものについては期限満了まで、

期限の定め

当該契約のうち、

期限の定めのある

# (現金自動支払機等)

第九条 る主務大臣等が別に定める機械は、 げる機械とする。 規則第七十条第一項第七号に規定す 次に掲

現金自動支払機 現金自動預金機

現金自動預入払出兼用機

部を営むための機械 までの規定により営む業務の全部又は一 その他法第二十一条第一項から第三項

(商工組合中央金庫の子会社が営むことの

第十条 規則第七十条第二項第七号に規定す 項に規定する子法人等 (子会社を除く。)を ち、商工組合中央金庫並びにその子会社(法 る主務大臣等の定める業務は、 できる業務から除かれる業務 る事業の用に供する資金に関するものとす いう。)及び関連法人等による事業者に対す 条第四項第一号に規定する債務の保証のう 一十三条第二項に規定する子会社をい 以下同じ。)、子法人等(令第七条第二 法第二十

官

(新設)

こと。 前条第 営む業務のために営むものである場合 主として商工組合中央金庫関係集団の 項第一 一号の要件を満たしている

0

 $\triangleright$ 

C

(新設)

できる業務から除かれる業務) (商工組合中央金庫の子会社が営むことの

第十二条 関するものとする。 会社を除く。)をいう。)及び関連法人等によ 等(令第七条第二項に規定する子法人等(子 する主務大臣等の定める業務は、 うち、商工組合中央金庫の子会社、子法人 る事業者に対する事業の用に供する資金に 条第四項第一号に規定する債務の保証の 規則第七十条第二項第七号に規定 法第二十

三 特定会社が、取得した不動産に関し、 必要に応じて、整地、当該土地に適切な 建築物の建設、隣地の購入等を行い、当 に努めること。 該不動産の価値の向上のための有効利用

四 · 五 (略)

2 法第十四条の規定は、前項第二号又は第 のは「である株式又は持分」と読み替える 省令・内閣府令」と、「である株式」とある 務省令」とあるのは「経済産業省令・財務 五号に規定する議決権について準用する。 とあるのは「所有する株式又は持分」と、「主 ものとする この場合において、同条中[所有する株式]

て準用する て法第十四条の規定を準用する場合につい 規則第十二条の二の規定は、前項におい

付随する業務を営む場合に満たすべき基 (金融関連業務として債権管理回収業等に

第十一条 規則第七十条第二項第八号に規定 する主務大臣等の定める基準は、次に掲げ る基準とする。

特定会社の議決権(法第八条第一項に規 準議決権数をいう。以下同じ。)を超える 金庫又はその子会社が合算して、基準議 特定会社が取得した債権であること。 又はその子会社である保険会社から当該 定する議決権をいう。以下同じ。)を取得 決権数(法第四十条第一項に規定する基 前号の特定金銭債権が、商工組合中央 又は保有している商工組合中央金庫

第十三条 規則第七十条第二項第八号に規定

する主務大臣等の定める基準は、

次の各号

に掲げる基準とする。

付随する業務を営む場合に満たすべき基 (金融関連業務として債権管理回収業等に

一 前号の特定金銭債権が、商工組合中央 みなされる株式についての議決権を含 議決権を行使することができない株式に 議をすることができる事項の全部につき 特定会社の議決権(株主総会において決 準議決権数をいう。以下同じ。)を超える ある保険会社から当該特定会社が取得し いる商工組合中央金庫又はその子会社で 七年法律第八十六号)第八百七十九条第 決権数(法第四十条第一項に規定する基 金庫又はその子会社が合算して、基準議 三項の規定により議決権を有するものと ついての議決権を除き、会社法(平成十 た債権であること。 以下同じ。)を取得し、又は保有して

三 特定会社が、取得した不動産に関し、 法第四十条第八項の規定は、前項第五号 当該不動産の価値の向上のための有効利 建築物の建設又は隣地の購入等を行い、 必要に応じて、整地、当該土地に適切な 用に努めること。

に規定する議決権について準用する

2

3 法第四十条第八項の規定を準用する場合に ついて準用する。 規則第七十八条の規定は、前項において

会社としている場合における、リース会社

〈団(リース業務を営む会社及びその子会

であるリース業務を営む会社をいう。

営む会社がリース業務を営む他の会社を子

2

官

(リース業務の範囲等)

第十二条 規則第七十条第二項第十七号に規 他の物件を使用させる業務(以下この条及 年度において、同号に規定する機械類その 定する主務大臣等が定める基準は、各事業 条第四項第二十二号に掲げる業務による収 よる収入の額の合計額に占める法第二十一 次項第一号において「リース物件売買等会 営む会社(リース業務を営むものを除く。 入の額の割合が百分の五十を下回らないこ む会社の子会社である同号に掲げる業務を 号に掲げる業務並びに当該リース業務を営 う。)を営む会社のリース業務及び次条第七 ひ次条第七号において「リース業務」とい \_という。)の同条第七号に掲げる業務に

前項の規定にかかわらず、リース業務を

下この項において同じ。)に属するそれぞれ に規定する主務大臣等が定める基準は、 1掲げる要件の全てを満たすこととする。 会社に係る規則第七十条第二項第十七号 号に掲げる業務による収入の額の合計額 及び当該リース会社集団に係るリース物 を下回らないこと。 る収入の額の合計額の割合が百分の五十 に占める当該リース会社集団の法第二十 件売買等会社のリース業務及び次条第七 各事業年度において、リース会社集団 条第四項第二十二号に掲げる業務によ

(新設)

水曜日

(新設)

おける次条第七号に掲げる業務による収 廃止することとしている会社を除く。)に に属するそれぞれの会社(リース業務を

各事業年度において、リース会社集団

よる収入の額を上回らないこと。 入の額が当該会社におけるリース業務に 令和 **7** 年 **6** 月 **11** 日

(リース業務の範囲等)

第十四条 規則第七十条第二項第十七号に規 他の物品又は物件を使用させる業務(以下 年度において、同号に規定する機械類その 分の五十を下回らないこととする。 定する主務大臣等が定める基準は、各事業 ハまでの要件をすべて満たす契約に基づい よる収入の額の合計額に占める同号イから この条において「リース業務」という。)に て行われる業務による収入の額の割合が百

を営む会社を子会社として有する場合に 入の額を含むものとする リース業務を営む会社が他のリース業務 前項の収入の額には、 当該子会社の収

七|四| ~ リ|六| (略)

業務を営む会社(保険会社を除く。)の子 商工組合中央金庫の子会社であるリース 買又は当該機械類その他の物件の保守、 する商工組合中央金庫若しくはその子会 会社として営む場合に限る。 リース業務を営まない場合にあっては、 点検その他の管理を行う業務(自己が その他の物件(中古のものに限る。)の売 係る機械類その他の物件と同種の機械類 リース業務(自己又は自らを子会社と (自己を除く。)が営むものに限る。)に

第十四条 えて保有する議決権の処分に関する基準) (商工組合中央金庫等が基準議決権数を超 (略)

2 する株式又は持分」と、「主務省令」とある 又は持分」と読み替えるものとする。 と、「である株式」とあるのは「である株式 のは「経済産業省令・財務省令・内閣府令」 同条中「所有する株式」とあるのは「所有 決権について準用する。この場合において、 規則第十二条の二の規定は、前項におい 法第十四条の規定は、前項に規定する議

て法第十四条の規定を準用する場合につい

て準用する

る主務大臣等の定める業務) (規則第七十条第二項第四十九号に規定す

第十三条 (略)

(削る) (略

第十六条 法第四十条第五項に規定する主務 えて保有する議決権の処分に関する基準) 大臣が定める基準は、次に掲げる基準とす (商工組合中央金庫等が基準議決権数を超

(略)

2

する議決権について準用する 法第四十条第八項の規定は、 前項に規定

る主務大臣等の定める業務) (規則第七十条第二項第四十九号に規定す

第十五条 規則第七十条第二項第四十九号に 掲げる業務とする。 規定する主務大臣等の定める業務は、次に

(略)

五〜七 (略) 登録機関の行う業務 規定による廃止前の社債等登録法(昭和 則第三条の規定によりなお効力を有する る法律(平成十四年法律第六十五号)附 十七年法律第十一号) こととされる場合における同法第三条の の整備のための関係法律の整備等に関す 証券決済制度等の改革による証券市場 第二条に規定する

(新設)

4

(削る)

るのは「銀行、」と、「掲げる者」とあるのは「掲 承継会社をいう。次項第一号において同じ。)」 及び強化に関する法律(平成八年法律第百十 定農水産業協同組合等による信用事業の再編 る者及び特定承継会社(農林中央金庫及び特 同条第一項中「掲げる者」とあるのは「掲げ げる者並びに特定承継会社」とする。 合における第一条の規定の適用については、 第一項に規定する特定承継会社が同法附則第 八号)附則第二十六条第一項に規定する特定 による信用事業の再編及び強化に関する法律 一十七条第二号に規定する特定業務を営む場 (平成八年法律第百十八号) 附則第二十六条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等 同条第二項第一号中「銀行並びに」とあ

> 出を要しない業務) (規則第九十条第一項第二号に規定する届

普通株式の額は、商工組合中央金庫又は

第五条第二項第二号に掲げる自己保有

結子法人等の資本調達手段(自己株式(連 連結子法人等が商工組合中央金庫又は連

する主務大臣等が別に定めるものは、法第第十七条 規則第九十条第一項第二号に規定 うち、特定の施設内の一定の場所に職員を 派遣して行うものとする。 |十一条第四項第十二号に規定する業務の

る自己株式をいう。)に該当するものを除 結財務諸表規則第二条第十九号に規定す

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等 一項に規定する特定承継会社が同法附則第 「掲げる者及び特定承継会社等(特定承 とする

あるのは「掲げる者並びに特定承継会社」と、 て同じ。)」と、同条第二項第一号中「銀行並 次項第一号及び第十条第一項第二号イにおい 六条第一項に規定する特定承継会社をいう。 法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十 合等による信用事業の再編及び強化に関する 会社(農林中央金庫及び特定農水産業協同組 げる者」とあるのは「掲げる者及び特定承継 の規定の適用については、第一条第一項中「掲 合における第一条及び第十条第一項第二号イ二十七条第二号に規定する特定業務を営む場 継会社及びその子会社(銀行に限る。)をい 第十条第一項第二号イ中「掲げる者」とある びに」とあるのは「銀行、」と、「掲げる者」と による信用事業の再編及び強化に関する法律 (平成八年法律第百十八号) 附則第二十六条

の経営の健全性を判断するための基準の一部改正) 、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、 株式会社商工組合中央金庫がそ

第二条 株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫 がその経営の健全性を判断するための基準 (平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号)

一部を次の表のように改正する。

傍線部分は改正部分)

第八条 2 3 目の額の算出方法) (調整後非支配株主持分等の額及び調整項 略 略) 改 (略) 正 後 2 3 第八条 次に定めるところにより算出した額とす 号及び第七条第二項第一号に掲げる額は、 目の額の算出方法 第五条第二項第二号、 (調整後非支配株主持分等の額及び調整項 略) 改 正 第六条第二項第

> 二·三 (略) とする。

う。)のうち普通株式に該当するものの額

において「自己保有資本調達手段」とい 三号、次項並びに第十条第二項第一号へ における当該資本調達手段(次号及び第 る場合その他これに準ずる場合を含む。) 保有している場合に相当すると認められ の他これに類する行為を通じて実質的に

8 5 7

略)

略

結子法人等の資本調達手段(自己株式(連 普通株式の額は、商工組合中央金庫又は 項並びに第十条第二項第一号へにおいて 当該資本調達手段(次号及び第三号、次 の他これに準ずる場合を含む。)における いる場合に相当すると認められる場合そ 算出に当たり連結の範囲に含まれない者 下同じ。)であって、連結自己資本比率の 七条第二項に規定する法人等をいう。 く。)を保有している場合(法人等(令第 る自己株式をいう。)に該当するものを除 結財務諸表規則第二条第十九号に規定す 連結子法人等が商工組合中央金庫又は連 ち普通株式に該当するものの額とする。 に類する行為を通じて実質的に保有して 人等」という。)に対する投資その他これ (以下この条において「連結範囲外の法 「自己保有資本調達手段」という。)のう 第五条第二項第二号に掲げる自己保有 以

囲外の法人等」という。) に対する投資そ

れない者

(以下この条において「連結範

本比率の算出に当たり連結の範囲に含ま

いう。以下同じ。)であって、

連結自己資

六条第一項第一号口に規定する法人等を く。)を保有している場合(法人等(令第

### <u>-</u> <u>•</u> (略)

5 5 7

8 第四号及び第六号に掲げる額は、 るところにより算出した額とする。 第六条第二項第四号並びに第七条第二項 次に定め

している場合(連結範囲外の法人等に対 る者をいう。)の対象資本等調達手段を商 段の額は、その他金融機関等(次に掲げ 融機関等のその他Tier1資本調達手 ける当該対象資本等調達手段(以下この 認められる場合その他これに準ずる場合 実質的に保有している場合に相当すると する投資その他これに類する行為を通じ 工組合中央金庫又は連結子法人等が保有 て商工組合中央金庫又は連結子法人等が 第六条第二項第四号に掲げるその他金 第六項各号の場合を除く。)にお

イ・ロ

### 令和 **7** 年 **6** 月 **1 1** 日 水曜日

げる者を除く。 範囲に含まれないもの(イ及び口に掲 結自己資本比率の算出に当たり連結の 項各号又は第二項に該当するため、 あって、連結財務諸表規則第五条第一 務を営む会社」という。)を子法人等と 限る。)(以下この号において「金融業 社又は同項第八号に掲げる会社(金融 している場合における当該子法人等で る金融関連業務をいう。)を営む会社に 関連業務(同条第二項第二号に規定す 一項第一号から第六号までに掲げる会|| 商工組合中央金庫が法第三十九条第

## (略)

二·三 (略) (略)

官

他Tier1資本調達手段に相当するも 象資本等調達手段」という。)のうちその 条において「その他金融機関等に係る対 のの額とする。 号又は第二項に該当するため、連結自 社のうち従属業務を専ら営むものを除 己資本比率の算出に当たり連結の範囲 いる場合における当該子法人等であっ 営む会社」という。)を子法人等として に掲げる会社(同項第六号に掲げる会 連結財務諸表規則第五条第一項各 以下この号において「金融業務を (略)

## 略)

者を除く。)

に含まれないもの(イ及び口に掲げる

二·三 (略) 略)

等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、株式会社商工組合中央金庫等の業務の運営又は ものを定める件の 財産の状況に重要な影響を与えるものとして経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める (経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第六号 一部改正)

**第三条** 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第 又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定 うに改正する。 めるものを定める件(平成二十四年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号)の一部を次の表のよ 六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、株式会社商工組合中央金庫等の業務の運営

傍線部分は改正部分

第二条 2 関する開示事項) (子会社等を有する場合における報酬等に 中央金庫の対象役員以外の役員及び従業 員並びにその主要な連結子法人等(規則 略) 対象役員及び対象従業員等(商工組合 改 正 後 事項とする。 関する開示事項) 前項の定性的な開示事項は、 (子会社等を有する場合における報酬等に 中央金庫の対象役員以外の役員及び従業 員並びにその主要な連結子法人等(規則 対象役員及び対象従業員等(商工組合 改 正 次に掲げる 前

> 会その他の主要な機関等の名称、 酬等に関する業務執行の監督を行う委員 をいう。以下この条において同じ。)の報 受ける者のうち、商工組合中央金庫及び 益又は労働基準法第十一条に規定する賃 要な連結子法人等から受ける財産上の利 その主要な連結子法人等から高額の報酬 含む。)であって、商工組合中央金庫又は 中に退任又は退職した役員及び従業員を じ。)の役員及び従業員(直近の事業年度 酬等の決定及び報酬等の支払その他の報 は財産の状況に重要な影響を与えるもの その主要な連結子法人等の業務の運営又 金をいう。以下この条において同じ。)を として商工組合中央金庫若しくはその主 子法人等をいう。以下この号において同 第九十条第一項第十八号に規定する連結 (報酬、 賞与その他の職務執行の対価 構成及

> > 賞与その他の職務執行の対価

五五五 (略)

3 • 4

び職務に関する事項 二 5 五 会その他の主要な機関等の名称、 をいう。以下この条において同じ。)の報 益又は労働基準法第十一条に規定する賃 要な連結子法人等から受ける財産上の利 その主要な連結子法人等から高額の報酬 中に退任又は退職した役員及び従業員を じ。)の役員及び従業員(直近の事業年度 子法人等をいう。以下この号において同 第九十条第一項第十三号に規定する連結 び職務に関する事項 酬等に関する業務執行の監督を行う委員 酬等の決定及び報酬等の支払その他の報 は財産の状況に重要な影響を与えるもの その主要な連結子法人等の業務の運営又 受ける者のうち、商工組合中央金庫及び 金をいう。以下この条において同じ。)を として商工組合中央金庫若しくはその主 含む。)であって、商工組合中央金庫又は 略)

 $\begin{array}{c} 3 \\ \cdot \\ 4 \end{array}$ 

条第二号に掲げる規定の施行の日(令和七年六月十三日)から施行する。 この告示は、中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律附則第 附

# 経済産業省金融庁

を改正する法律(令和五年法律第六十一号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和七年六 規則第十一条の七第二項、第二十五条第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第二十六条第一項 省・経済産業省令第一号)第十一条の七第二項、第二十五条第一項、第二項及び第四項から第六項ま 月十三日)から適用する。 る者等を定める告示を次のように定め、中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部 及び第二項並びに第二十八条の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として主務大臣等が定め 行令第六条第十二項第五号並びに経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行 に経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務 株式会社商工組合中央金庫法施行令(平成十九年政令第三百六十七号)第六条第十二項第五号並び 第二十六条第一項及び第二項並びに第二十八条の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫法施

金融庁長官 財務大臣 井藤 英樹

令和七年六月十一日

経済産業大臣 武藤 加藤 勝信 容治

関連法人等から除かれる者として主務大臣等が定める者等を定める告示 関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第十一条の七第二項、第二十五条第一項、第二項及 び第四項から第六項まで、第二十六条第一項及び第二項並びに第二十八条の規定に基づき合算 株式会社商工組合中央金庫法施行令第六条第十二項第五号並びに経済産業省・財務省・内閣府

(合算関連法人等から除かれる者)

第一条 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(以下「規則」とい う。)第十一条の七第二項に規定する主務大臣等(規則第二条第二項に規定する主務大臣等をいう。 以下同じ。)が定める者は、次に掲げる者とする。

価証券の発行者又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿(これに類似する 金融商品取引所をいい、これに類似するもので外国に所在するものを含む。)に上場されている有 金融商品取引所(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十六項に規定する

もので外国に備えられるものを含む。) に登録されている有価証券の発行者

(号外第 128 号)

同じ。)又は子法人等(令第七条第二項に規定する子法人等をいい、子会社に該当するものを除く。) に規定する法人等をいう。)の子会社(同条第四項に規定する子会社をいう。以下この号において 他の法人等(株式会社商工組合中央金庫法施行令(以下「令」という。)第六条第一項第一号ロ (前号に掲げる者を除く。)

省・経済産業省告示第二号。以下「自己資本比率告示」という。)第二条第二号の算式における商式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準(平成二十年金融庁・財務 をいう。以下同じ。)の額が、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株又は商工組合中央金庫の子会社等が行う信用の供与等(同条第一項本文に規定する信用の供与等 工組合中央金庫のTier1資本の額に百分の五を乗じて得た額に満たない者(前二号に掲げる 九年法律第七十四号)第二十六条第二項に規定する子会社等をいう。以下この号において同じ。) 合に限る。以下この号において同じ。)及びその子会社等(株式会社商工組合中央金庫法(平成十 七十三条第一項第三号口に規定する連結自己資本比率をいう。次号において同じ。)を算出する場 株式会社商工組合中央金庫(以下「商工組合中央金庫」という。)(連結自己資本比率(規則第

Tierl資本の額に百分の五を乗じて得た額に満たない者 行う信用の供与等の額が、 商工組合中央金庫(連結自己資本比率を算出しない場合に限る。以下この号において同じ。)が 自己資本比率告示第十四条第二号の算式における商工組合中央金庫の (第一号及び第二号に掲げる者を除

破綻によりその者が連鎖的に破綻する見込みがないことが明らかである者(前各号に掲げる者を 同一人自身(令第六条第一項に規定する同一人自身をいう。第十一条第八号において同じ。)の

(貸出金から除かれるもの)

第二条 規則第二十五条第一項に規定する主務大臣等が定めるものは、第五条第一号に掲げる取引に 係るものとする。

(債務の保証)

第三条 規則第二十五条第二項に規定する主務大臣等が別に定めるものは、自己資本比率告示第五十 照表 (規則第二十五条第一項に規定する貸借対照表をいう。)に計上されるものを除く。)とする。 五条第一項の表百の項の中欄六に掲げる取引(一般的な債務の保証に限り、 (規則第二十五条第四項各号に掲げる勘定に計上されるものから除かれるもの) 取引対象資産が貸借対

125 第四条 規則第二十五条第四項に規定する主務大臣等が定めるものは、 る取引に係るものとする。 次条第一号及び第三号に掲げ

(債務の保証以外のオフ・バランス取引等)

第五条 規則第二十五条第四項に規定する主務大臣等が別に定めるものは、次に掲げる取引とする。 自己資本比率告示第一条第九号に規定するレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海

げる取引(第三条に該当するもの及び現金又は有価証券による担保の提供を除く。) 自己資本比率告示第五十五条第一項の表十の項から百の項まで及び同条第二項の表の中欄に掲

三 自己資本比率告示第五十六条第一項本文の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引 規定する長期決済期間取引 (第十一条第六号において「派生商品取引」という。)及び自己資本比率告示第五十六条第二項に

自己資本比率告示第二百三十一条の四第三項各号に掲げる取引

(資金清算機関等への預託金又は担保の差入れ)

第六条 規則第二十五条第五項に規定する主務大臣等が定めるものは、自己資本比率告示第十条第三 項第三号に掲げるものとする。

(ルックスルー方式による信用の供与等の額の計上又は算出の方法等)

第七条 受益証券等(規則第十六条に規定する受益証券等をいう。)に係る取引 規則第二十五条第六項に規定する主務大臣等が定める取引は、次に掲げる取引とする

規則第二十五条第六項に規定する主務大臣等が定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応 証券化取引 (自己資本比率告示第一条第二号に規定する証券化取引をいう。)に係る取引

裏付けとする間接的信用供与等の総額に占める対象信用供与等(同条第六項の規定による計上又項において同じ。)のいずれもが他の間接的信用供与等に劣後するものでない場合 当該原資産を じ。)が同一である間接的信用供与等(同条第六項に規定する間接的信用供与等をいう。 者に対する信用の供与等の額としてその者に対する他の信用の供与等の額と合算する方法 等(同条第六項に規定する個別資産等をいう。以下この項において同じ。)の価額に乗じた額につは算出の対象となる間接的信用供与等をいう。以下この項において同じ。)の額の割合を個別資産 当該各号に定める方法とする。 裏付けとなる原資産(規則第二十五条第六項に規定する原資産をいう。以下この項において同 て、当該個別資産等に係る債務を負担する者その他実質的に当該対象信用供与等を受けている 以下この

の価額に乗じた額(当該額が当該対象信用供与等の額を超えるときは、当該対象信用供与等の額) 順位の階層にある間接的信用供与等の総額に占める当該対象信用供与等の額の割合を個別資産等 するものである場合 当該原資産を裏付けとする間接的信用供与等のうち対象信用供与等と同一 いる者に対する信用の供与等の額としてその者に対する他の信用の供与等の額と合算する方法 について、当該個別資産等に係る債務を負担する者その他実質的に当該対象信用供与等を受けて 裏付けとなる原資産が同一である間接的信用供与等のいずれかが他の間接的信用供与等に劣後

より信用の供与等の額を計上し、又は算出することが不適当であると主務大臣等が認める場合とす 規則第二十五条第六項ただし書に規定する主務大臣等が定める場合は、前項各号に定める方法に 当該対象信用供与等を受けている者を特定することが著しく困難である場合 当該対象信用供与 同じ。)に擬した者(以下この号において「擬似同一人」という。)に対する信用の供与等とみなし 等について、一の同一人(法第二十六条第一項本文に規定する同一人をいう。第十一条において て、当該対象信用供与等の額を擬似同一人に対する他の信用の供与等の額と合算する方法 対象信用供与等に係る個別資産等又は当該個別資産等に係る債務を負担する者その他実質的に

(外国政府等)

3

第八条 令第六条第十二項第五号に規定する主務大臣の定めるものは、次に掲げるものとする。 る信用リスク区分に係る同項の格付又はカントリー・リスク・スコアが付与された外国政府及び自己資本比率告示第三十三条第一項各号の表に規定するリスク・ウェイトが零パーセントであ

一 自己資本比率告示第三十四条及び第三十七条第三項の規定により、 ジャーのリスク・ウェイトが零パーセントであるもの 向けられたエクスポー

水曜日

第九条 次の各号に掲げる信用の供与等の額は、当該各号に定める方法により計上され、又は算出さ (規則第二十六条第一項及び第二項の信用の供与等の額の計上又は算出の方法)

- ものを除く。) 自己資本比率告示第七章第三節第三款(第二百七十二条第六号を除く。)に定める う。)に係るもの (規則第二十五条第六項の規定により信用の供与等の額を計上し、又は算出する 方法に準じて次に定めるところにより算出する方法 トレーディング勘定(自己資本比率告示第二十二条の二に規定するトレーディング勘定をい
- ポジションにリスク・ウェイトを乗じないものとする。 自己資本比率告示第二百七十一条第一項第六号の規定にかかわらず、ネットのJTDリスク・
- 百パーセントとする。 自己資本比率告示第二百七十二条第三号の規定にかかわらず、同条第一号の算式中LGDは
- JTDが正の値をとるもののみを算出の対象とするものとする
- 第三条に定めるもの 自己資本比率告示第五十五条第一項及び第三項に定める方法
- 第五条第一号に掲げる取引 自己資本比率告示第四章第六節第三款に定める方法
- 第五条第二号に掲げる取引 第五条第三号に掲げる取引 自己資本比率告示第五十七条に定める方法 自己資本比率告示第五十五条に定める方法
- (金融機関間取引) 第五条第四号に掲げる取引 自己資本比率告示第二百三十一条の四に定める方法
- 第十条 規則第二十六条第一項各号列記以外の部分に規定する主務大臣等が定める者は、 次に掲げる
- 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第二条に規定する長期信用銀行銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行
- 信用金庫及び信用金庫連合会
- 第九条の九第一項第一号及び第二号の事業を行うものに限る。 信用協同組合及び協同組合連合会(中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)
- 労働金庫及び労働金庫連合会
- 三号の事業を行うものに限る。) 及び農業協同組合連合会(同項第二号及び第三号の事業を行うも 農業協同組合(農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第二号及び第
- 第四号の事業を行うものに限る。)、水産加工業協同組合(同法第九十三条第一項第一号及び第二 号の事業を行うものに限る。)及び水産加工業協同組合連合会(同法第九十七条第一項第一号及び 及び第四号の事業を行うものに限る。)、漁業協同組合連合会(同法第八十七条第一項第三号及び 漁業協同組合(水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第三号 一号の事業を行うものに限る。) 2
- 保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第二項に規定する保険会社
- 金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社

令和 **7** 年 **6** 月 **11** 日

- 金融商品取引法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業を行う者 金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者
- 金融商品取引法第二十八条第三項に規定する投資助言・代理業を行う者
- 金融商品取引法第二十八条第四項に規定する投資運用業を行う者
- 省告示第百二十四号)に掲げる者 貸金業法施行令第一条の二第三号の規定に基づき短資業者を指定する件 (昭和五十八年大蔵
- 又は第二号に掲げる者を除く。) 外国の法令に準拠して外国において銀行法第二条第二項に規定する銀行業を営む者 (第一号

- 号に掲げる者を除く。) 外国の法令に準拠して外国において保険業法第二条第一項に規定する保険業を行う者 (第 九
- 外国の法令に準拠して外国においてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う外国の法令に準拠して外国において第十号から第十四号までに掲げる者の業務を行う者

(信用の供与等の額から控除される額)

- 第十一条 規則第二十六条第一項第六号に規定する主務大臣等が定める額は、 人に対する信用の供与等の額に係る次に掲げる額の合計額とする。 商工組合中央金庫の 同
- 現金を担保とするもののうち当該担保の額
- 三 令第六条第十二項第一号又は第二号に掲げる法人が発行する債券を担保とするもののうち当該
- 第八条各号に掲げるものが債務の保証を行うもののうち当該債務の保証の額
- 第八条各号に掲げるものが発行する債券を担保とするもののうち当該担保の額
- することにより算出した再構築コストの額(零を下回る場合に限る。)を零から差し引いた額 のに係る信用の供与等の額のうち当該信用の供与等を行う原因となった派生商品取引を時価評 規則第二十五条第四項第十号イ及びハに掲げる勘定に計上されるもの並びに第五条に定めるも
- 自己資本比率告示第二条各号又は第十四条各号の算式において調整項目の額とされる額
- 次に掲げる条件の全てを満たす同一人自身の自金庫預金の額
- て同じ。)に係る債権と相殺契約下にあること。 対象取引(当該同一人自身に対する信用の供与等に該当する取引をいう。以下この号におい
- において対象取引に係る債権との相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有している定、特別清算開始の命令その他これらに類する事由にかかわらず、当該対象取引に関連する国口 当該同一人自身の債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決
- ることができること 自金庫預金が相殺契約下にある対象取引に係る債権とともにいずれの時点においても特定す
- 自金庫預金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること。
- (信用リスク削減手法等) 対象取引に係る債権と相殺後の自金庫預金の額が、監視及び管理されていること
- **第十二条** 規則第二十六条第二項に規定する主務大臣等が定める手段は、自己資本比率告示第六十 条第一項に規定する信用リスク削減手法(次項において「信用リスク削減手法」という。)とする。 規則第二十六条第二項ただし書に規定する主務大臣等が定めるものは、 信用リスク削減手法のう
- 担保として提供される現金及び自金庫預金

次の各号のいずれかに該当するものとする。

地方公共団体が債務の保証をした貸出金に係る当該債務の保証

(特殊の関係のある者から除かれる者)

号に掲げる会社及びこれらの子法人等(令第七条第二項に規定する子法人等をいう。)とする。第十三条 規則第二十八条に規定する主務大臣等が定める者は、法第三十九条第一項第三号又は第四

は、「次に掲げる者及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関 法律第百十八号)附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七条第一 する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社」とする。 する特定業務を営む場合における第十条の規定の適用については、同条中「次に掲げる者」とあるの 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年 一号に規定

した者に対する実地試験についての免除に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。 航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)第五十条の二第三項の規定に基づき、航空法第二十九条第四項の規定により国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了 〇国土交通省告示第四百六十一号

号)の一部を次のように改める。 号)の一部を次のようにはめる。 「航空法第二十九条第四項の規定により国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者に対する実地試験についての免除に関する告示(平成十二年運輸省告示第三百三十三航空法第二十九条第四項の規定により国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者に対する実地試験についての免除に関する告示の一部を改正する告示 「国土交通大臣」中野「洋昌

重傍線を付した規定で改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二

別																						_						
表一	能証明の限定技能証明、技	後       で       で       正       月       て       は       こ       で       で       正       月       て       日       て       は       で        で        で       で       で       で        で        で       で      で      で       で	飛行証明又は	操縦教育証明	(略)	整備士の資格一等航空運航	に係る技能証	明													二等航空運航	整備士の資格	に係る技能証	明				
	類、等級若し航空機の種	<b>終の重頁</b> くは型式又は	業務の種類			転翼航空機飛行機又は回	# 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1														飛行機又は回	転翼航空機						
	教育の種類及び教育科目					学科教育 一 機体及び電	二発動機に関する一		四 整備の基本	知識	実技教育   一整備の基本	技術		三 整備に必要		る技術	五 動力装置の	により動力生	う作動点検に	に関する技術	学科教育  一 N類の航空	装備品等に関する一	二 小型の発動	識	三 航空法規等	四 整備の基本	足女子 全帯のまた	
						一般知識	般知識		整備の基本技術に関する基礎		整備の基本技術に関する基礎		整備に必要な一般的知見	整備に必要な基礎技術	航空機の日常点検作業に関す		の操作(燃料の燃焼)	により動力装置を駆動させて行	う作動点検に係るものを除く。)	PIS	体及び電子	般知識	小型の発動機に関する一般知			整備の基本技術に関する基礎	を 第つまで、支が、こ見けられなど   1	
	は回数 相対					時間 二十五	İ				八百九十五	門									四百十時間						与 与 与	間
別表																						_						_
<b>衣</b> 一	能証明の限定技能証明、技	& 可圧用ては の変更、計器	飛行証明又は	操縦教育証明	(略)	整備士の資格一等航空運航	に係る技能証	明													二等航空運航	整備士の資格	に係る技能証	明				
	類、等級若し航空機の種	らは	業務の種類			転翼航空機	Ē														飛行機又は回							
	±41.					学科教育					実技教育										学科教育						医支发管	
	教育の種類及び教育科目					る一般知識 一 機体及び電子装備品等に関す	二発動機に関する一般知識	航空法規等	四 整備の基本技術に関する基礎	知識	一 整備の基本技術に関する基礎	技術		三 整備に必要な基礎技術	四 航空機の日常点検作業に関す	る技術	(新設)				一 N類の航空機の機体及び電子	装備品等に関する一般知識	二 小型の発動機に関する一般知	識	三 航空法規等	口哉 四 整備の基本技術に関する基礎	大語のまな女がこりたのまなど、	技術
	は回数 教育時間又					間 五 七十時	ļ				六百九十時	間									三百五十時	間					5	

令和 **7** 年 **6** 月 **11** 日

水曜日

別表二 備考 る技能証明の 技術の科目 は整備の基本 縦教育証明又 飛行証明、操 の変更、計器 能証明の限定 技能証明、 限定の変更 士の資格に係 略) 等航空整備 略) 略 略) 技 型式 くは型式又は 転翼航空機の 業務の種類 類、等級若し 航空機の種 飛行機又は回 実技教育 学科教育 教育の種類及び教育科目 五 兀 三 N類の航空機の整備に必要な 二 N類の航空機の整備に必要な 航空機の項学科教育の項の科目 技能証明の項飛行機又は回転翼 技能証明の項飛行機又は回転翼 基礎技術 航空機の項実技教育の項の科目 う作動点検に係るものを除く。) により動力装置を駆動させて行 (第四号及び第五号の科目を除 一般的知見 に関する技術 N類の航空機の日常点検作業 (第一号の科目を除く。) 動力装置の操作(燃料の燃焼 一等航空整備士の資格に係る 一等航空整備士の資格に係る 関する技術 百時間 科目 実地試験の 九十時間 別表二 備考 能証明の限定 技能証明、 明の限定の変 技術の科目 は整備の基本 縦教育証明又 飛行証明、操 の変更、計器 に係る技能証 整備士の資格 限定の変更 る技能証明の 士の資格に係 一等航空整備 等航空運航 (略) 略 略 略 技 型式 型式 くは型式又は 類、等級若し 航空機の種 転翼航空機の 飛行機又は回 転翼航空機の 飛行機又は回 業務の種類 学科教育 学科教育 実技教育 実技教育 教育の種類及び教育科目 三 N類の航空機の整備に必要な 二 N類の航空機の整備に必要な 係る技能証明の項飛行機又は回 る一般知識 航空機の項実技教育の項の科目 技能証明の項飛行機又は回転翼 航空機の項学科教育の項の科目 技能証明の項飛行機又は回転翼 に関する基礎技術 基礎技術 転翼航空機の項実技教育の項の N類の航空機の日常点検作業 (第四号及び第五号の科目を除 機体及び電子装備品等に関す 一般的知見 発動機に関する一般知識 (第一号の科目を除く。) 一等航空整備士の資格に係る 一等航空運航整備士の資格に 一等航空整備士の資格に係る (第一号の科目を除く。) 三十時間 百時間 科目 三十時間 実地試験の 九十時間

明 に 係 る 技 能 証 発 能 証 発 能 至 の 資 能 新 空 で 発 能 五 の ら れ ら ら る ら る ら る ら る も る も る も る も る も る も	明 に <u>整</u> 一 係 る 技 資 能 能 格 航 能 格 航 航
転翼航 発 機 で機 し 一	転 飛 行 機 空 機 回
実     学科       技数     教育	実       技       教       育
一 N類の航空機の機体及び電子装備品等に関する一般知識 (機体装備品等に関する一般知識 能並びに整備に関する一般知識 能並びに整備に関する一般知識 を除く。) 二 小型の発動機に関する一般知識 を除く。) 三 航空法規等	一機体及び電子装備品等に関する一般体及び電子装備品等の機能並びに整備に関する一般知識(機体装備品及び電力装備に必要な一般知識を除く。) と 整備に必要な一般知識を除く。) を 整備に必要な基礎技術に関する基礎 を 整備に必要な基礎技術に関する基礎 を 整備に必要な基礎技術に関する基礎 を
四   三 二 一 くも検うさ置り燃(置 術 必 整 更 りのに作せを動焼燃の動 変整 要本権 で係動でいる点行動装よの作装 技に 知に術の	四   三 二 一 くも検うさ置り燃(置 術必 見必 基 ののに作せを動焼燃の動 要整 整本整 を係動て駆力に料操力 な備 な備技備 除る点行動装よの作装 技に 知に術の
明 に 整 二 係 備 士 会 技 企 資 能 証 格 航	明 に 整 一 係 備 る 技 の 資 能 格 航 能 格 航 監 千 の 変 毛 生 の で 毛 生 の で 毛 の で 毛 の で り で り で り で り で り で り で り で り で り で
転 翼航 空機 回	転翼航 発 で機 回
実技教育	実技       教育
一 N類の航空機の機体及び電子装備品等に関する一般知識(機体装備品及び電子装備品等に関する一般知識(発動機の機能、性能及び整治・一般的知見(発動機の機能、性能及び整力を除く。) 三 航空法規等 四 整備の基本技術に関する一般知識 (発動機の整備に必要な 上 N類の航空機の整備に必要な 一般的知見を除く。)	一機体及び電子装備品等に関する一般知識(機体装備品及び電子装備品等の機能並びに整備に関する一般知識を除く。)
術備   な 般装   な 礎	

この告示は、	附則
令和八年四月	
一日から施行す	
る。	

令和7年6月11日 水曜日

備考	ī					T!	
(略)	(略)		限定の変更	る技能証明の	士の資格に係一等航空整備	略)	
				型式	転翼航空機の飛行機又は回		
		実 技 教 育			学科教育	-   	
		く。) く。) く。) ・	(第四号及び第五号の科目を除	航空機の項学科教育の項の科目	技能証明の項飛行機又は回転翼一 一等航空整備士の資格に係る		四 動力装置の操作(燃料の燃焼の作動点検に係るものを除く。)
		三 業 の 航 要 を が を 横 空 な 横 を 機 だ に 検 を し た り た り た り た り た り た り た り た り た り た	装置操作	見(動力	必要な知		
備考		更明に整一		 ろ	 + -		
(略)	(略)	更 明 に 整 備 士 の 資 能 立 の 資 能 証 を 解 証 を 解 証 を 解 証 を が で 変 正 の 変 が ま れ か で か で か で か で か で か か か か か か か か か	限定の変更	る技能証明の	士の資格に係一等航空整備	(略)	
		型式 転翼 航 空 機 ス は の 回		型式	転翼航空機の飛行機又は回		
	       	実     学       技数     教育         食     実       技数     教育			学科教育		
		く。)	(第四号及び第五号の科目を除	航空機の項学科教育の項の科目	技能証明の項飛行機又は回転翼一 一等航空整備士の資格に係る		(新設)
		二     見     必     要     を     会     の<	装置操作	見 (動力	必要な知		

## (J)

ď۲

### 长 6 毛 ΉI M

### O内閣府告示第九十八号

次に掲げる組換えDNA技術によって得られた生物については、食品、添加物等の規格基準(昭和 三十四年享生省吉示第三百七十号)第1のAの2に規定する安全性審査を経たので、頒換えDNA技 術応用食品及び添加物の安全性審査の手続(平式十二年早生省告示第二百三十三号)第三条第四頃の 規定に基づき公表する。

**企在七年六月十一日** 

内閣総理大豆 奖 石玻

組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査を経た生物

品種又は品目	名	称	申	請	者
とうもろこし	半矮性トウモロコシM(	O N 94804系統	バイエル ンス株式		プサイエ

### ○討務省告示第百五十四号

国債の発行等に関する省合(昭和五十七年大蔵省令第三十号)第五条第十一項の規定に基づき、令 和七年五月一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

**你在七年六月十一日** 

財務大臣 加藤 勝信

- 名 称 及 び 記 号 利付国庫債券 (2年)(第472回)
- 発行の根拠法律及び 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律 その条項 (平成24年法律第101号) 第3条第1項及び特別会計に関する法律(平成 19年法律第23号) 第46条第1項

3 振 替 法 の 適 用 等 社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。以下「振替法」 という。)の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

一行 方 法 価格を競争に付して行われる入札(以下「価格競争入札」という。)による 発行(以下「価格競争入札発行」という。)、価格競争入札と同時に行われ る入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、 価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額に より加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行(以 下「非競争入札発行」という。)、価格競争入札と同時に行われる入札であっ て、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによ る発行(以下「国債市場特別参加者・第 I 非価格競争入札発行」という。) 及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大 臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行(以 下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。)

- 5 募入決定の方法
- (2) 非競争入札発行
- 国債市場特別参加 者・第Ⅰ非価格競 争入札発行及び国 債市場特別参加者 ・第Ⅱ非価格競争 入札発行
- (1) 価格競争入札発行 各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。 各申込みの応募額を案分により割り当てる。

各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募 額を割り当てる。

- 6 発 行
- (1) 価格競争入札発行 額面金額で1,965,000,000,000円

うち、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関す る法律第3条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金 額で779.867.050.000円(合和7年度予算分)、特別会計に関する法律第46 条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で 1.185.132.950.000円

- (2) 非競争入札発行 特別会計に関する法律第46条第1項の規定に基づき発行した利付国債につ いて、額面金額で1,150,000,000円
- 者・第Ⅰ非価格競 争入札発行
  - 国債市場特別参加 特別会計に関する法律第46条第1項の規定に基づき発行した利付国債につ いて、額面金額で633.300.000.000円
- (4) 国債市場特別参加 者・第Ⅱ非価格競 争入礼発行
- 特別会計に関する法律第46条第1項の規定に基づき発行した利付国債につ いて、額面金額で258.900.000,000円
- 7 払 込 金
- (1) 価格競争入札発行 1.965.335.170.000円
- (2) 非競争入札発行 1,150,195,500円
- 国債市場特別参加 者・第Ⅰ非価格競 争入札発行
  - 633.407.661.000円
- 国債市場特別参加 者・第Ⅱ非価格競
  - 258.944.013.000円

令和7年5月1日

- 争入札発行
- 8 最低額面金額 50.000円
- - 位 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍 の金額によるものとする。
- 10 発  $\exists$
- 11 発 行 価
  - 価格競争入札発行 額面金額100円につき100円1銭以上のそれぞれの応募価格
  - 非競争入札発行、 国債市場特別参加 者・第Ⅰ非価格競 争入札発行及び国 債市場特別参加者 第Ⅱ非価格競争 入札発行
- 額面金額100円につき100円1銭7厘
- 12 利 年0.7%
- 13 初

子 令和7年11月1日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。 ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以 下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。)。

額面金額
$$\times \frac{0.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

14 第2期以後の利子 毎年5月1日及び11月1日を支払期とし、各支払期において、その日以前 6月間に属する利子を支払う。

- 15 環 限 令和9年5月1日
- 16 償 還 金 額 額面金額100円につき100円
- 17 元利金支払場所 日本銀行
- 18 入 札 参 加 者 財務大臣から通知を受けた者
- 19 払 込 期 日 令和7年5月1日

### ○財務省告示策百五十五号

国債の発行等に関する省合(昭和五十七年大蔵省令第三十号)第五条第十一項の規定に基づき、令 **仰七年五月十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。** 

**你在七年六月十一日** 

財務大臣 加藤 勝信

1 名 称 及 び 記 号 利付国庫債券 (5年)(第178回)

う。)

- 発行の根拠法律及び 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律(令和5年法律 その条項 第32号) 第7条第1項並びに特別会計に関する法律(平成19年法律第23号) 第46条第1項及び第62条第1項
- 3 振 替 法 の 適 用 等 計 付 株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。以下「振替法」 という。)の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
- 法 価格を競争に付して行われる入札(以下「価格競争入札」という。)による 発行(以下「価格競争入札発行」という。)、価格競争入札と同時に行われ る入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、 価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額に より加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行(以 下「非競争入札発行」という。)及び価格競争入札と同時に行われる入札で あって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるもの による発行(以下「国債市場特別参加者・第 [ 非価格競争入札発行 ] とい
- 5 募入決定の方法
- (1) 価格競争入札発行 各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

各申込みの応募額を案分により割り当てる。

- (2) 非競争入札発行
- 国債市場特別参加 各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募 者・第Ⅰ非価格競 額を割り当てる。 争入札発行
- 6 発 行
- (1) 価格競争入札発行 額面金額で1,835,300,000,000円

うち、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第7条第 1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で 11,703,500,000円 (令和6年度予算分)、特別会計に関する法律第46条第1 項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で 1,330,037,800,000円、同法第62条第1項の規定に基づき発行した利付国債 については、額面金額で493.558,700,000円

- (2) 非競争入札発行 特別会計に関する法律第46条第1項の規定に基づき発行した利付国債につ いて、額面金額で300,000,000円
- 者・第Ⅰ非価格競 争入札発行

国債市場特別参加 特別会計に関する法律第46条第1項の規定に基づき発行した利付国債につ いて、額面金額で564,100,000,000円

- 认 金
- (1) 価格競争入札発行 1,836,937,450,000円
- 非競争入札発行 300.270.000円
- 国債市場特別参加 者・第Ⅰ非価格競 争入礼発行

564.607.690.000円

- 最低額面金額 50,000円
- 位 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍 の金額によるものとする。
- 10 発 日 令和7年5月16日
- 11 発 行
  - 価格競争入札発行 額面金額100円につき100円3銭以上のそれぞれの応募価格
- 非競争入札発行及 び国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格 競争入札発行

額面金額100円につき100円9銭

- 12 利 率 年10%
- 13 経過利子の払込み 募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した 金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。

額面金額の総額×
$$\frac{1.0}{100}$$
× $\frac{57}{365}$ 

令和7年9月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。 ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以 下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。)。

額面金額×
$$\frac{1.0}{100}$$
× $\frac{1}{2}$ 

- 15 第2期以後の利子 毎年3月20日及び9月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前 6月間に属する利子を支払う。
- 限 令和12年3月20日 16 償 環
- 17 償 額面金額100円につき100円
- 18 元利金支払場所 日本銀行
- 19 入 札 参 加 者 財務大臣から通知を受けた者
- 20 払 込 期 日 令和7年5月16日

### ○財務省告示策百五十六号

国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省令第三十号)第五条第十一項の規定に基づき、令 和七年五月九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令的七年六月十一日

財務大臣 加藤 勝信

- 1 名称及び記号 利付国庫債券(10年)(第378回)
  - 発行の根拠法律及び 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律 その条項 (平成24年法律第101号) 第3条第1項並びに特別会計に関する法律(平 成19年法律第23号) 第46条第1項及び第62条第1項

  - 振 替 法 の 適 用 等 社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。以下「振替法」 という。)の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

(号外第 128 号)	5 (1 (2 (3 (3 6 (1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	) :) :) 発	価 非 国者争	格 競 債・入	鏡 争 指孔孔 行	入	) 札 癿 別価 札 札 科	行行 加競 額
茶								
ĮIII	(2	:)	非	競	争。	入木	七発	行
6月11日 水曜日	7 (1 (2 (3 8 9	払 ) :)	者争 — 価 非 国者争 · 6	・入   格 競 債・入	育礼 ╮ 鏡 争 有育礼 額 Ⅰ発   争 ʹ 場Ⅰ発	非行 金 入 人 特非行	札系別価金	系 競 額 行 が が が が が が が が が が が が が
令和 7 年	10 11 (1 (2		価非び	競名	競争 争者	一人 札場	札务 発行	う 込 川参
33	12	利	競	者争)	・第八札	, I .発	非行	斯格 率

率 年1.4%

4 発 行 方 法	価格を競争に付して行われる入札(以下「価格競争入札」という。)による 発行(以下「価格競争入札発行」という。)、価格競争入札と同時に行われ る入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、	13
	価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行(以下「非競争入札発行」という。)及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行(以下「国債市場特別参加者・第 I 非価格競争入札発行」とい	14
	う。)	15
5 募入決定の方法		
(1) 価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。	16
(2) 非競争入札発行	各申込みの応募額を案分により割り当てる。	17
(3) 国債市場特別参加	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募	18
者・第 I 非価格競 争入札発行	額を割り当てる。	20
6 発 行 額		OE
(1) 価格競争入札発行	額面金額で1,961,300,000,000円	Ħ
	うち、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関す	告力
	る法律第3条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金	1
	額で563,815,300,000円 (令和7年度予算分)、特別会計に関する法律第46	$\frac{1}{2}$
	条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で	
	832,680,250,000円、同法第62条第1項の規定に基づき発行した利付国債に	3
(a) II. bb b = II. 70 C	ついては、額面金額で564,804,450,000円	4
(2) 非競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第1項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で1,222,000,000円	5
(3) 国債市場特別参加	特別会計に関する法律第46条第1項の規定に基づき発行した利付国債につ	6
者・第Ⅰ非価格競	いて、額面金額で636,800,000,000円	7
争入札発行	(	8
7 払 込 金 額	1 000 704 600 000111	9
(1) 価格競争入札発行 (2) 非競争入札発行	1,982,794,680,000円 1,235,442,000円	10
(3) 国債市場特別参加	643,804,800,000円	11
者·第 I 非価格競 争入札発行	043,004,000,000[]	12 13
8 最低額面金額	50,000円	14
9 振 替 単 位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍	
	の金額によるものとする。	
10 発 行 日	令和7年5月9日	
11 発 行 価 格		
(1) 価格競争入札発行	額面金額100円につき100円92銭以上のそれぞれの応募価格	
(2) 非競争入札発行及 バ国債 市場特別券	額面金額100円につき101円10銭	

経過利子の払込み 募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した 金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額 $imes 1.4 \over 100 imes 365$ 子 令和7年9月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。 ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以 下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。)。 額面金額 $\times \frac{1.4}{100} \times \frac{1}{2}$ 第2期以後の利子 毎年3月20日及び9月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前 6月間に属する利子を支払う。 限 令和17年3月20日 金 額 額面金額100円につき100円 元利金支払場所 日本銀行 入 札 参 加 者 財務大臣から通知を受けた者 払 込 期 日 令和7年5月9日 的務省告示第百五十七号 ||遺傳の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省令第三十号)第五条第十一頃の規定に基づき、令 て年五月二十三日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。 **企在七年六月十一日** 財務大臣 加藤 勝信 名 称 及 び 記 号 利付国庫債券(物価連動・10年)(第30回) 発行の根拠法律及び 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第46条第1項 その条項 振 替 法 の 適 用 等 社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。以下「振替法」 という。)の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 行 方 法 価格を競争に付して行われる入札による発行 募 入 決 定 の 方 法 各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。 額 額面金額で249.800,000,000円 額 250.632.187.464円 込 金 最低額面金額 100.000円 位 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍 の金額によるものとする。 行 日 令和7年5月23日 格 額面金額100円につき100円5銭 利 率 年0 005% 発行日の想定元金額 額面金額の総額×1,00283 想定元金額の計算方 各利子支払期及び償還期限における想定元金額は、各利子支払期及び償還

期限の属する月の3月前の消費者物価指数(総務省統計局が統計法(平成 19年法律第53号) 第2条第4項に規定する基幹統計である小売物価統計の ための調査の結果に基づき作成する全国消費者物価指数のうち生鮮食品を 除く総合指数をいう。以下同じ。)を109.6で除して得た数(小数点以下第 5位未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。)に額面金額を乗 じて得た額とする。ただし、消費者物価指数の基準改定が行われ、改定後 の基準に基づく消費者物価指数が公表された場合には、財務大臣が定める 日以降の各利子支払期及び償還期限における想定元金額は、財務大臣が定 める方法により算出される数(小数点以下第5位未満の端数があるときは、 これを四捨五入したもの。) に額面金額を乗じて得た額とする。

134	15	経並	過利子(	の払込	み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した 金額を第22号に規定する期日に払い込むものとする。		
						額面金額の総額×1.00283× $\frac{0.005}{100}$ × $\frac{74}{365}$		
号)	16	初	期	利	子	令和7年9月10日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。 ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以 下、次号及び第18号において規定する期日について同じ。)。		
28						第14号の規定により算出された支払期における想定元金額 $\times \frac{0.005}{100} \times \frac{1}{2}$		
号外第 1	17	第 2	2 期以往	後の利	子	毎年3月10日及び9月10日を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。		
(台)						第14号の規定により算出された各支払期における想定元金額 $\times \frac{0.005}{100} \times \frac{1}{2}$		
	18	償	還	期	限	2 令和17年 3 月10日		
	19	償	還	金	額	第14号の規定により算出された償還期限における想定元金額		
						ただし、当該想定元金額が額面金額を下回る場合には、額面金額とする。		
整	20	元和	利金支	払場	所	日本銀行		
	21	. •	札参	,	者	財務大臣から通知を受けた者		
	22	払 とこく-	込 	期	日	令和7年5月23日		
ĮШ	_		2名三字章			■令(昭和五十七年大蔵省令第三十号)第五条第十一項の規定に基づき、令「		
	和七年五月二十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。    自債の多行等は財ごを省合(所称五十十年ナ府省で第二十号)第五条第十一項の共気は妻ごご(不							
	112		₹七併代			財務大臣 加藤 勝信		
Ш	1	名	称 及	び記	号	利付国庫債券 (20年) (第192回)		
水曜日	2	発行	テラス	法律及	び	財政法(昭和22年法律第34号)第 4 条第 1 項及び特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第46条第 1 項		
Ш	3	振	替法の	適用	等	社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。以下「振替法」		
1 1						という。)の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。		
H H	4	発	行	方	法	価格を競争に付して行われる入札(以下「価格競争入札」という。)による		
<b>7</b> 年 6						発行(以下「価格競争入札発行」という。)及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行(以下「国債市場特別参加者・第 I 非価格競争入札		
令和 <b>7</b>	_	- <del>22-</del> -	- 3 <del>-</del> 4-	·	M-	発行」という。)		
华	5		入決定			タロスカのスとで吉圧板の古いものかとフので吉然と幅が刺りルーフ		
			5格競争 3債市場			各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。 各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募		
	\2	主义者	音・第 I 音入札発	非価格	競	街画頂巾場付別参加有ことの心券限及級の範囲内において音中匹みの心券 額を割り当てる。		

6	<b>公</b>	行	額

(1) 価格競争入札発行 額面金額で750,900,000.000円

うち、財政法第4条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、 額面金額で191.364.750.000円、特別会計に関する法律第46条第1項の規定 に基づき発行した利付国債については、額面金額で559,535,250,000円

者・第I非価格競 争入礼発行

(2) 国債市場特別参加 特別会計に関する法律第46条第1項の規定に基づき発行した利付国債につ いて、額面金額で249,000,000,000円

### 7 払 込 金 額

(1) 価格競争入札発行 745,536,900,000円

(2) 国債市場特別参加 247,232,100,000円 者・第Ⅰ非価格競 争入札発行

8 最低額面金額 50.000円

位 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍 の金額によるものとする。

10 発 行 日 令和7年5月21日

11 発 価 行

(1) 価格競争入札発行 額面金額100円につき98円15銭以上のそれぞれの応募価格

者・第Ⅰ非価格競 争入札発行

(2) 国債市場特別参加 額面金額100円につき99円29銭

12 利 率 年2.4%

13 経過利子の払込み 募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した 金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。

額面金額の総額 $\times \frac{2.4}{100} \times \frac{62}{365}$ 

14 初 期 利 子 令和7年9月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。 ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以 下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。)。

額面金額
$$\times \frac{2.4}{100} \times \frac{1}{2}$$

15 第2期以後の利子 毎年3月20日及び9月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前 6月間に属する利子を支払う。

限 令和27年3月20日

17 償 還 金 額 額面金額100円につき100円

18 元利金支払場所 日本銀行

19 入 札 参 加 者 財務大臣から通知を受けた者

20 払 込 期 日 令和7年5月21日

### ○財務省告示第百五十九号

国債の発行等に関する省合(昭和五十七年大蔵省令第三十号)第五条第十一項の規定に基づき、令 和七年五月十四日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年六月十一日

財務大臣 加藤 勝信

- 1 名 称 及 び 記 号 利付国庫債券 (30年)(第86回) 発行の根拠法律及び 財政法 (昭和22年法律第34号)第4条第1項及び特別会計に関する法律(平 その条項 成19年法律第23号) 第46条第1項 振 替 法 の 適 用 等 社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。以下「振替法」 という。)の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 行 方 法 価格を競争に付して行われる入札(以下「価格競争入札」という。)による 発行(以下「価格競争入札発行」という。)、価格競争入札と同時に行われ る入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定 めるものによる発行(以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発 行 という。)及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札で あって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるもの による発行(以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」とい う。) 5 募入決定の方法 各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。 (1) 価格競争入札発行 各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募 者・第1非価格競 額を割り当てる。 争入札発行及び国 **倩市場特別参加者** 第Ⅱ非価格競争 入札発行 6 発 行 (1) 価格競争入札発行 額面金額で604,800,000,000円 うち、財政法第4条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、 額面金額で339,175,150,000円、特別会計に関する法律第46条第1項の規定 に基づき発行した利付国債については、額面金額で265.624.850.000円 国債市場特別参加 特別会計に関する法律第46条第1項の規定に基づき発行した利付国債につ 者・第Ⅰ非価格競 いて、額面金額で194,700,000,000円 争入札発行 (3) 国債市場特別参加 特別会計に関する法律第46条第1項の規定に基づき発行した利付国債につ 者・第Ⅱ非価格競 いて、額面金額で54.500.000.000円 争入札発行 7 払 込 金 額 (1) 価格競争入札発行 552,772,800,000円 国債市場特別参加 177,955,800,000円 者・第Ⅰ非価格競 争入札発行 国債市場特別参加 49,813,000,000円 者・第Ⅱ非価格競 争入札発行 8 最低額面金額 50,000円 位 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍 の金額によるものとする。 10 発 行 日 令和7年5月14日
  - 11 発 行
  - (1) 価格競争入札発行
    - 国債市場特別参加 者・第Ⅰ非価格競 争入札発行及び国 **債市場特別参加者** 第Ⅱ非価格競争 入札発行

額面金額100円につき91円10銭以上のそれぞれの応募価格 額面金額100円につき91円40銭

- 12 利 率 年2.4%
- 13 経過利子の払込み 募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した 金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。

額面金額の総額
$$imes \frac{2.4}{100} imes \frac{55}{365}$$

14 初 子 令和7年9月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。 ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以 下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。)。

額面金額
$$\times \frac{2.4}{100} \times \frac{1}{2}$$

- 15 第2期以後の利子 毎年3月20日及び9月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前 6月間に属する利子を支払う。
- 16 償 令和37年3月20日
- 17 僧 還 額面金額100円につき100円 金 額
- 18 元利金支払場所 日本銀行
- 加 者 財務大臣から通知を受けた者 19 入 札 参
- 20 払 込 期 Н 令和7年5月14日

### ○討務省告示第百六十号

国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省令第三十号)第五条第十一項の規定に基づき、令 和七年五月二十九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

**你留力用大戶十一** 四

2011年

- 1 名称及び記号 利付国庫債券(40年)(第18回)
- 発行の根拠法律及び 財政法 (昭和22年法律第34号)第4条第1項及び特別会計に関する法律(平 その条項 成19年法律第23号) 第46条第1項
- 振 替 法 の 適 用 等 社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。以下「振替法」 という。)の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
- 法 利回りを競争に付して行われる入札(以下「利回り競争入札」という。)に よる発行(以下「利回り競争入札発行」という。)及び利回り競争入札の募 入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参 加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行(以下「国債市場特別参加 者・第Ⅱ非価格競争入札発行 という。)
- 5 募入決定の方法
  - 利回り競争入札発 各申込みのうち応募利回りの低いものからその応募額を順次割り当てる。
  - 国債市場特別参加 各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募 者・第Ⅱ非価格競 額を割り当てる。 争入札発行

36	6		行 競争入村	額	額面金額で499,900,000,000円
•	(1	行行	がた ゴ・ノくイ	1676	うち、財政法第4条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、
					額面金額で453,629,000,000円、特別会計に関する法律第46条第 1 項の規定
		\ <b>P</b> #+	10 (4 0.12	٠ دغ	に基づき発行した利付国債については、額面金額で46,271,000,000円
$\overline{}$	(2	ジョ 国債巾 者・第	場特別₹ Ⅱ非価材 発行	多加 各競	特別会計に関する法律第46条第1項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で48,600,000,000円
4	7		_		(** (** (株)
28		払 込 L) 利回り	金競争入村	額	495,900,800,000円
_	\-	行			
、号外第	(2	2) 国債市 者・第 争入札	場特別₹ Ⅱ非価材 発行	参加 各競	48,211,200,000円
<u> </u>	8	最 低 額	頁面 金	額	50,000円
	9	振 替	単	位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍
	10	₹%	<b>4</b> ⁻:	п	の金額によるものとする。
	10 11		行伍	日	令和7年5月29日 額面金額100円につき99円20銭
	12	発 行	価	格率	報用並被100円にプラ99円20数 年3.1%
報	13	経過利用	その払う	•	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した
ПАП					金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。
					額面金額の総額 $\times \frac{3.1}{100} \times \frac{70}{365}$
ĮШ	14	初 期	利	子	令和7年9月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。
					ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。)。
Ш					額面金額× $\frac{3.1}{100}$ × $\frac{1}{2}$
水曜	15	第2期以	以後の和	引子	毎年3月20日及び9月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前
Ŕ					6月間に属する利子を支払う。
Ш	16	償 還	期	限	令和47年3月20日
_	17	償 還	金	額	額面金額100円につき100円
_	18	元利金			日本銀行
田	19	入札		者	財務大臣から通知を受けた者
ဖ	20	払 込	期	日 · · -	令和7年5月29日 -
卅		は背りきげぬ務省告示			
<u> </u>					元利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。1月月日の現定に基づき、今日今(昭和五十七年大蔵省合第三十号)第五条第十一項の規定に基づき、今
令和	<del>⊬-</del> 7	令阳七年 十月年中			財務大臣 加藤 勝信で不卜目信の多行身がきをゾウさおりきうでき
٧H	1	名称及			利付国庫債券 (5年)(第174回及び第175回)、利付国庫債券 (10年)(第356
	1	H 14: //	, С нц	. ,	回) 及び利付国庫債券 (20年) (第106回、第115回及び第117回)
	2	発行の根 その条項		及び	特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第46条第1項

	3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。以下「振替法」 という。)の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
	4	発 行 方 法	利回り格差(第17号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。 次号において同じ。)を競争に付して行われる入札による発行
-	5	募入決定の方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当て
)	6	発 行 額	る。 額面金額で499,500,000,000円
	7	払 込 金 額	内訳(別表のとおり) 504,349,091,000円
	8	最低額面金額	50,000円
	9	振 替 単 位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍
			の金額によるものとする。
	10	発 行 日	令和7年5月7日
	11	発 行 価 格	発行対象国債ごとに、額面金額100円につき、次の算式により算出した金
î			額
			100+表面利率×残存年数
			$1+\left(rac{第17号に規定する利回り+募入利回り格差}{100} ight) imes$ $ imes$ 残存年数
	12	利 率	(別表のとおり)
	13	経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した
			金額を払込期日に払い込むものとする。
			各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率/100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第10号に規定する発行日までの経過日数(利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。)/365
	14	利 子	第10号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支
			払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が
			銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(償還期限について同

る発行日までの経過 零。)/365 を支払期とし、各支 ただし、支払期が 賞還期限について同 じ。)。

各発行対象国債の額面金額imes imes 
15	僧	環	期	限	(別表のとおり)
	155				

16 償 還 金 額 額面金額100円につき100円

17 入札の基準とする各 銘柄毎の基準利回は、令和7年5月2日付で日本証券業協会が発表した公 発行対象国債の利回 社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。

18 元利金支払場所 日本銀行

19 入 札 参 加 者 財務大臣から通知を受けた者

20 払 込 期 日 令和7年5月7日 (別表)

名称及び記号	利率 (年)	償 還 期 限	発 行 額 (額面金額)
利付国庫債券 (5年)(第174回)	0.7%	令和11年9月20日	16,500,000,000円
利付国庫債券 (5年)(第175回)	0.9%	令和11年12月20日	427,700,000,000円

١							
		利付国庫債券(10年)(	第356回)	0.1%	令和11年9月20日	7,100,000,000円	
		利付国庫債券 (20年)(	第106回)	2.2%	令和10年9月20日	1,700,000,000円	
		利付国庫債券(20年)(	第115回)	2.2%	令和11年12月20日	6,500,000,000円	
		利付国庫債券(20年)(	第117回)	2.1%	令和12年3月20日	40,000,000,000円	
	$\bigcirc$	<b>财務省告示第百六十二号</b>	lr				
١	_	******************		七年大蔵省令	第三十号) 第五条第	十一項の規定に基づき、・	<b>⟨₽</b>
		て年五月二十七日に発气!					,
		令和七年六月十一日				財務大臣 加藤 勝信	
	1	名称及び記号	利付国庫債券 138回、第139			債券(20年)(第137回、	第
	2	発行の根拠法律及び その条項			成19年法律第23号)	第46条第1項	
	3	振替法の適用等	社債、株式等	の振替に関す	る法律(平成13年法	律第75号。以下「振替法」	
			という。) の規	定の適用を受	けるものとし、その抗	辰替機関は日本銀行とする	
	4	発 行 方 法	利回り格差(タ	第17号に規定で	する利回りに応募した	と者が加算する数値をいう	j 。
			次号において	同じ。)を競争	に付して行われる入	札による発行	
	5	募入決定の方法	各申込みのう	ち利回り格差	色の小さいものから	その応募額を順次割り当	て
1			る。				
	6	発 行 額	額面金額で64		円		
	_		内訳(別表				
	7	払 込 金 額	614,445,342,0	00円			
.	8	最低額面金額	50,000円				
	9	振 替 単 位			座簿の記載又は記録	は、最低額面金額の整数	倍
	10	<i>3</i> %	の金額による	-			
	10	発 行 日	令和7年5月		こん 極 100円 はっ よ	カの笛子に とり答り口 ナ	
	11	発 行 価 格	発行对家国信 額	〔ことに、領国	金額100円につき、	次の算式により算出した。	金
			积	100 + 美	ā面利率×残存年数		
					河回り+募入利回り村	 各差 \	
			$1 + \left(\frac{y_1 y_2 y_3}{y_1 y_2}\right)$	310/20/20/31	100	×残存年数	
1	12	利 率	(別表のとお	り)			
	13	経過利子の払込み	募入決定の通	知を受けた者	は、払込金額に加え	、次の算式により算出し	た
			金額を払込期	日に払い込む	ものとする。		
			対象国債の前	利子支払期日	頁の総額×各発行対象 の翌日から第10号に 日と同日になる場合	は国債の利率/100×各発 規定する発行日までの経 には、零。)/365	行過
'	14	利 子	第10号に規定	する発行日後	の各発行対象国債の	支払期を支払期とし、各	支

じ。)。

払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が

銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(償還期限について同

各発行対象国債の額面金額× $\frac{$ 各発行対象国債の利率 $}{100}$ × $\frac{1}{2}$ 

(号外第 128

撬

ĪШ

Ш

Ø

37

15 償 (別表のとおり)

16 額面金額100円につき100円

17 入札の基準とする各 銘柄毎の基準利回は、令和7年5月26日付で日本証券業協会が発表した公 発行対象国債の利回 社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。

18 元利金支払場所 日本銀行

加 者 財務大臣から通知を受けた者

日 令和7年5月27日 20 払 认

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償 還 期 限	発 行 額 (額面金額)
利付国庫債券(10年)(第376回)	0.9%	令和16年9月20日	575,800,000,000円
利付国庫債券 (20年) (第137回)	1.7%	令和14年6月20日	20,400,000,000円
利付国庫債券(20年)(第138回)	1.5%	令和14年6月20日	6,800,000,000円
利付国庫債券(20年)(第139回)	1.6%	令和14年6月20日	6,800,000,000円
利付国庫債券(20年)(第173回)	0.4%	令和22年6月20日	40,000,000,000円

### ○財務省告示第百六十三号

国債の発行等に関する省合(昭和五十七年大蔵省令第三十号)第六条第十一項の規定に基づき、令 和七年五月八日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

**你在七年六月十一日** 

財務大臣 加藤

1 名 称 及 び 記 号 利付国庫債券 (2年)(第471回)

2 発行の根拠法律及び 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第46条第1項 その条項

3 振 替 法 の 適 用 等 社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。以下「振替法」 という。)の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

法 募集取扱機関による募集の取扱いによる発行

額面金額で52.068.300.000円

込 52,141,195,620円

最低額面金額 50,000円

位 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍 の金額によるものとする。

9 発 行 日 令和7年5月8日

額面金額100円につき100円14銭 10 発 行

年0.9%

12 経過利子の払込み 各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18 号に規定する期日に払い込むものとする。

m	ĺ						
38	13	初	期	利	子		15
7						ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以	16
						下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。)。	17
						額面金額× $\frac{0.9}{100}$ × $\frac{1}{2}$	18 O
	14	第 2	2期以	後の和	子	毎年4月1日及び10月1日を支払期とし、各支払期において、その日以前	
<u>부</u>		, i • -	- //,			6月間に属する利子を支払う。	任-
Ø	15	償	還	期	限	令和9年4月1日	
$\alpha$	16	償	還	金	額	額面金額100円につき100円	1
<u>;</u>	17	元衤	利金]	支払場	所	日本銀行	2
号外第	18	払	込	期	日	令和7年5月8日	
号	Οž	2、務分	■ 他	第百六-	-EIO	r	3
-)	E	国債の	発行	等に関す	2 VO 4	<b>『令(昭和五十七年大蔵省令第三十号)第六条第十一項の規定に基づき、令</b>	4
	告7	上手に	十二十二	四日に交	光行~	2た利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。	5
		令在	5十件	六月十	Ш	財務大臣 加藤 勝信	6
	1	名	称 及	び記	号	利付国庫債券 (5年)(第178回)	7
12	2		示の根 分条項	拠法律》	文び	特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第46条第1項	8
中	3	振	替 法	の適用	等	社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。以下「振替法」	
						という。)の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	9
	4	発	行	方	法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行	11
ĪIII	5	発	3	行	額	額面金額で3,682,650,000円	12
Į	6	払	込	金	額	3,704,009,370円	12
	7	最	低 額	面 金	額	50,000円	
	8	振	替	単	位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍	
mass1						の金額によるものとする。	13
水曜	9	発	3	行		令和7年5月14日	
7	10	発	行	価	格	額面金額100円につき100円58銭	
Ш	11	利				年1.0%	
_	12	経並	<b>過利子</b>	の払込	しみ	各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18	
月 1						号に規定する期日に払い込むものとする。	14
9						額面金額の総額× $\frac{1.0}{100}$ × $\frac{55}{365}$	1.5
<b>争</b>	19	初	期	利	ヱ	令和7年9月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。	15
	13	19J	刔	不订	1	市和7年9月20日を文仏別こし、人の昇式により昇山した並織を文仏 J。 ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以	16 17
令和 <b>7</b>						下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。)。	18
<b>₹</b>							O
						額面金額× $\frac{1.0}{100}$ × $\frac{1}{2}$	
	14	第 2	2 期以	後の和	刂子	毎年3月20日及び9月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前	17 A
					-	6月間に属する利子を支払う。	

					令和7年5月14日
					日本銀行
16	償	還	金	額	額面金額100円につき100円
15	償	還	期	限	令和12年3月20日

### ○財務省告示第百六十五号

和七年五月八日に発行した利付国債の発行条件等を欠のとおり告示する。国債の発行等に関する省合(昭和五十七年大蔵省令第三十号)第六条第十一項の規定に基づき、令

令阳七年六月十一日

財務大臣 加藤 勝信

- 1 名称及び記号 利付国庫債券(10年)(第378回)
- 2 発行の根拠法律及び 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第46条第1項 その条項
- 3 振 替 法 の 適 用 等 社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。以下「振替法」 という。)の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
- 4 発 行 方 法 募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
- 5 発 行 額 額面金額で19,455,300,000円
- 6 払 込 金 額 19,523,393,550円
- 7 最低額面金額 50.000円
- 8 振 替 単 位 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
- 10 発 行 価 格 額面金額100円につき100円35銭
- 11 利 率 年1.4%
- 12 経過利子の払込み 各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18 号に規定する期日に払い込むものとする。

額面金額の総額×
$$\frac{1.4}{100}$$
× $\frac{49}{365}$ 

13 初 期 利 子 令和7年9月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。 ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。)。

額面金額
$$\times \frac{1.4}{100} \times \frac{1}{2}$$

- 14 第2期以後の利子 毎年3月20日及び9月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。
- 5 償 還 期 限 令和17年3月20日
- 17 元利金支払場所 日本銀行
- 18 払 込 期 日 令和7年5月8日

### ○財務省告示第百六十六号

づき、令和七年五月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。個人向け国債の発行等に関する省令(平成十四年財務省令第六十八号)第四条第十四項の規定に基

令和七年六月十一日

財務大臣 加藤 勝信

	1	名 称	及び畜	1 号	個人向け利付国庫債券(固定・3年)(第179回)
	2		根拠法律		*** * * * * * * * * * * * * * * * * * *
	3		まの 適月	用等	社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。以下「振替法」 という。)の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
	4	発	行	額	額面金額で110,323,270,000円
1	5	最 低	額面金	注 額	10,000円
28号	6	振	掛 単	位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
_	7	発	行	日	令和7年5月15日
無	8	発行	亍 価	格	額面金額100円につき100円
号外第	9	利		率	年0.78%
(治	10	初 其	月 利	子	令和7年11月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。
					ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以
					下、次号及び第12号において規定する期日について同じ。)。
					額面金額× $\frac{0.78}{100}$ × $\frac{1}{2}$
	11	第2期	以後の	利子	毎年5月15日及び11月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前
報					6月間に属する利子を支払う。
ını	12	償 遏	遺 期	限	令和10年5月15日
	13	償 遏	金 金	額	額面金額100円につき100円
	14	払 シ	. 期	日	令和7年5月15日
ŢIII	15	払 ジ	場	所	日本銀行の本店又は支店
	16	中途換	金の取	扱い	中途換金の買取りは、令和8年5月15日以後において行うこととし、その
					買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。
_					(1) 令和8年5月15日から令和8年11月15日前までの間の場合
水曜日					額面金額+経過利子に相当する金額 $-$ (初期利子に相当する金額× $\frac{79.685}{100}$ +第2期利子に相当する金額× $\frac{79.685}{100}$ )
					(2) 令和8年11月15日以後の場合
Ш					額面金額+経過利子に相当する金額-利子に相当する金額 $ imes \frac{79.685}{100}  imes$
_					銀面並銀 〒 柱週刊 」 に相当 9 る並銀 一利 」 に相当 9 る並銀 ^ 100 ^ 2
H	17	由 冷 杨	6 A N A	土 <i>国</i> 司	_
0	11	中述货	き金の年	4 1911	前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者(相続税法(昭和25年 法律第73号)第21条の4第1項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益
#					者及び所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)第3条の
<u>\</u>					規定による改正前の相続税法第21条の4第1項に規定する特別障害者扶養
. 母令					信託契約の受益者を含む。)が、死亡したときにはその相続人が、又はその
∜È					居住する市町村(特別区を含み、地方自治法(昭和22年法律第67号)第
					252条の19第1項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは
<u>ე</u>					総合区とする。)の区域において、災害救助法(昭和22年法律第118号)に
33					よる救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人

向け国債を有する者が、令和8年5月15日前であっても、当該個人向け国 債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区 分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

- (1) 令和7年11月15日から令和8年5月15日前までの間の場合 額面金額+経過利子に相当する金額-(初期利子に相当する金額× 79.685 +経過利子に相当する金額)
- (2) 令和7年11月15日前の場合

額面金額+経過利子に相当する金額-経過利子に相当する金額

18 元利金支払場所 日本銀行

### ○財務省告示策百六十七号

固人向け国責の発行等に関する省令(平式十四年財務省令第六十八号)第四条第十四頃の規定に基 づき、令仰七年五月十五日に発行した箇人向け国饋の発行条件等を次のとおり告示する。

**你在七年六月十一日** 

財務大臣 加藤 勝信

- 1 名 称 及 び 記 号 個人向け利付国庫債券 (固定・5年)(第169回)
- 2 発行の根拠法律及び 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第46条第1項 その条項
- 3 振 替 法 の 適 用 等 社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。以下「振替法」 という。)の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
- 額 額面金額で304.284.710.000円
- 5 最低額面金額 10.000円
- 替 単 位 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍 の金額によるものとする。
- 日 令和7年5月15日
- 8 発 行 価 格 額面金額100円につき100円
- 9 利 率 年0.95%
- 10 初 期 利 子 令和7年11月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。 ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以 下、次号及び第12号において規定する期日について同じ。)。

額面金額×
$$\frac{0.95}{100}$$
× $\frac{1}{2}$ 

11 第2期以後の利子 毎年5月15日及び11月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前 6月間に属する利子を支払う。

- 期 限 令和12年5月15日
- 13 償 還 金 額 額面金額100円につき100円
- 14 払 込 期 日 令和7年5月15日
- 15 払 込 場 所 日本銀行の本店又は支店

16 中途換金の取扱い 中途換金の買取りは、令和8年5月15日以後において行うこととし、その 買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

- (1) 令和8年5月15日から令和8年11月15日前までの間の場合 額面金額+経過利子に相当する金額-(初期利子に相当する金額×  $\frac{79.685}{100}$ +第2期利子に相当する金額× $\frac{79.685}{100}$
- (2) 令和8年11月15日以後の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - 利子に相当する金額  $\times \frac{79.685}{100} \times$ 

中途換金の特例 前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者(相続税法(昭和25年

法律第73号) 第21条の4第1項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益 者及び所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)第3条の 規定による改正前の相続税法第21条の4第1項に規定する特別障害者扶養 信託契約の受益者を含む。)が、死亡したときにはその相続人が、又はその 居住する市町村(特別区を含み、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 252条の19第1項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは 総合区とする。)の区域において、災害救助法(昭和22年法律第118号)に よる救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人 向け国債を有する者が、令和8年5月15日前であっても、当該個人向け国 **債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区** 分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

- (1) 令和7年11月15日から令和8年5月15日前までの間の場合 額面金額+経過利子に相当する金額-(初期利子に相当する金額× +経過利子に相当する金額)
- (2) 令和7年11月15日前の場合 額面金額+経過利子に相当する金額-経過利子に相当する金額
- 18 元利金支払場所 日本銀行

### ○財務省告示第百六十八号

個人向け国債の発行等に関する省令(平成十四年財務省令第六十八号)第四条第十四頃の規定に基 づき、令和七年五月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令的七年六月十一日

財務大至 叩藤 勝冒

- 1 名 称 及 び 記 号 個人向け利付国庫債券 (変動・10年)(第181回)
- 発行の根拠法律及び 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第46条第1項 その条項
- 3 振 替 法 の 適 用 等 社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。以下「振替法」 という。)の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
- 4 発 額 額面金額で189.669.360.000円
- 最低額面金額 10,000円
- 位 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍 の金額によるものとする。
- 日 令和7年5月15日
- 額面金額100円につき100円
- 9 初期利子の適用利率 年0.93%
- 適用利率

10 第2期以後の利子の 年当たり、各利払期における利子計算期間開始日前に行われた、発行から 償還までの期間が9年5か月超の10年利付国債の直近における入札(当該 開始日の属する月に行われた入札を除く。)の結果に基づき算出された複利 利回りに、0.66を乗じた率。ただし、乗じた率が0.05%を下回るときは、 その率は0.05%とする。

子 令和7年11月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。 | 11 | 初 ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以 下、次号及び第13号において規定する期日について同じ。)。

額面金額
$$\times \frac{0.93}{100} \times \frac{1}{2}$$

12 第2期以後の利子 毎年5月15日及び11月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前 6月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。

第10号に規定する第2期以後の利子の適用利率

13 僧 限 令和17年5月15日

額面金額100円につき100円 14

- 扒 认 会和7年5月15日
- 16 秋 认 日本銀行の本店又は支店
- 17 中途換金の取扱い 中途換金の買取りは、令和8年5月15日以後において行うこととし、その 買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。
  - (1) 今和8年5月15日から令和8年11月15日前までの間の場合 額面金額+経過利子に相当する金額-(初期利子に相当する金額×
  - (2) 令和8年11月15日以後の場合

額面金額+経過利子に相当する金額-(買い取る日の直前の利子支払期 に支払われた利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$ +その直前の利子支払期に

支払われた利子に相当する金額 $imes \frac{79.685}{100}$ 

中途換金の特例 前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者(相続税法(昭和25年 法律第73号) 第21条の4第1項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益 者及び所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)第3条の 規定による改正前の相続税法第21条の4第1項に規定する特別障害者扶養 信託契約の受益者を含む。)が、死亡したときにはその相続人が、又はその 居住する市町村(特別区を含み、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 252条の19第1項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは 総合区とする。)の区域において、災害救助法(昭和22年法律第118号)に よる救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人 向け国債を有する者が、令和8年5月15日前であっても、当該個人向け国 債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区 分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

- (1) 令和7年11月15日から令和8年5月15日前までの間の場合 額面金額+経過利子に相当する金額-(初期利子に相当する金額× +経過利子に相当する金額
- (2) 令和7年11月15日前の場合

額面金額+経過利子に相当する金額-経過利子に相当する金額

19 元利金支払場所 日本銀行

ĪШ

### 4

### 同 庁 報 告 📗

### 官 庁 事 頃

### 官報サービスセンターの変更の公表について

令和7年6月11日

内閣総理大臣 石破 茂

官報の発行に関する内閣府令(令和6年内閣府令第80号)第28条第6項の規定に基づき、書面等による官報掲載事項の提供及び書面官報の頒布の委託事項について、変更があったことから、令和7年1 月7日付け官報号外第2号に掲載した官報サービスセンターの公表についての一部を次のように変更し、令和7年7月1日から適用することとしたので、公表する。

官報サービスセンターの公表についての一部を次のように変更する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改正する。

後 前 改 īF 改 īF. 官報サービスセンターの公表について 官報サービスセンターの公表について 令和6年12月16日(令和7年7月1日変更) 内閣総理大臣 石破 令和6年12月16日 内閣総理大臣 石破 茂 官報の発行に関する法律(令和5年法律第85号)第14条第1項の規定に基づき、書面等による [同左] 官報掲載事項の提供及び書面官報の頒布については、令和7年4月1日以降、以下の者に委託す ることとしたので、同条第2項並びに官報の発行に関する内閣府令(令和6年内閣府令第80号) 第26条第3項及び第39条の規定に基づき、公表する。なお、当該委託を受けた者は、官報サービ スセンターと称する。 名称又は氏名 担当区域 事務所の所在地 事業時間 休業日 電話番号 名称又は氏名 担当区域 事務所の所在地 事業時間 休業日 電話番号 「略〕 [同左] 平日 10:00~18:30 平日 10:00~18:00 株式会社小山 徳島市万代町 088 - 654 -株式会社小山 徳島市万代町 088 - 654 -徳島県 土・祝日 10:00~17:00 年中無休 徳島県 土・祝日 10:00~17:00 年中無休 助学館 6 - 41 - 42135 助学館 6 - 41 - 42135  $\exists$  13:00~17:00  $H = 13:00 \sim 17:00$ 「略] [同左] (備考) 「略] (備考) [同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

### 国家試験

### 2025 年度皇宮護衛官採用試験(高卒程度試験)公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

令和7年6月11日

人事院事務総長 佐々木雅之

- 1 試験の名称 2025年度皇宮護衛官採用試験(高卒程度試験)
- 2 試験の区分 護衛官

なお、護衛官(社会人)区分は、行わない。

3 対象官職 天皇及び皇后、皇太子その他の皇族の護衛、皇居及び御所の警備その他の皇宮警察の 分野に係る専門的な知識を必要とする事務をその職務の主たる内容とする係員の官職

4 給与 この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、原則として次の俸給月額が支給される。

(試験の区分)

(適用俸給表)

(俸給月額)

護衛官

公安職俸給表(一) 1級3号俸

216,400円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

- 5 受験資格 次に掲げる者とする。
- (1) 2025 (令和7) 年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して5年を経過していない者及び2026 (令和8) 年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

(2) 人事院が(1)に掲げる者に準ずると認める者

ただし、日本の国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)は、受験することができない。

### 6 第1次試験

- (1) 試験種目 基礎能力試験及び作文試験(第1次試験合格者の決定は、基礎能力試験の成績により行い、作文試験は、第1次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に反映する。)
- (2) 試験の実施日 2025 (令和7) 年9月28日 (日)
- (3) 試験地 札幌市、多賀城市、東京都、大阪市、広島市及び福岡市
- (注) 試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に 設ける場合もある。
- (4) 第1次試験合格者発表 2025 (令和7) 年10月15日 (水) に、受験番号及び試験地を、インターネットの利用その他の適切な方法により発表する。

### 7 第2次試験

- (1) 試験種目 人物試験、身体検査、身体測定及び体力検査(人物試験は、個別面接により行う。) なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。
- (2) 試験の実施日 2025 (令和7) 年10月27日 (月) から10月31日 (金) までの間の指定する日
- (3) 試験地 札幌市、仙台市、東京都、京都市及び福岡市
- 8 最終合格者発表 2025 (令和7) 年11月25日 (火) に、受験番号及び試験地を、第1次試験合格 者発表の方法と同一の方法により発表する。
- 9 採用候補者名簿及び採用方法 採用候補者名簿には、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、この名簿に記載された者の中から行う。

### 10 受験手続

(1) 受験の申込み及び申込受付期間 受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと(申込専用アドレス(https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html))。

受験の申込みの受理後における試験地の変更は認めない。ただし、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

申込受付期間は、2025(令和7)年7月11日(金)9時から7月24日(木)までとし、7月24日(木)までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、次の問合せ先に至急問い合わせること(郵送・持参の申込みは2025(令和7)年7月11日(金)から7月14日(月)まで(ただし、持参による申込みの受付は、土曜日及び日曜日は除く。)とし、郵送による申込みの受付は、同日までの通信日付印のあるものに限る。)。

### (問合せ先)

皇宮警察本部 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-3

- (2) 受験票の発行 受験の申込みを受理した場合は、受験票を発行する。 受験者は、本人の写真を申込専用アドレスからアップロードした受験票を印刷し、又は印刷した受験票に本人の写真を貼り、第1次試験の際に必ず持参すること。
- 11 受験上の配慮 身体の障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめ その旨を申し出ること。

### 12 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、皇宮警察本部のほか、次に掲げる人事院の地方事務局又は沖縄事務所に行うこと。

なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局(〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3)に行うこと。

(名 称) (所 在

人事院北海道事務局 〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目

人 事 院 東 北 事 務 局 〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-2-23

人 事 院 関 東 事 務 局 〒330-9712 さいたま市中央区新都心1-1

人 事 院 中 部 事 務 局 〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1

人 事 院 近 畿 事 務 局 〒553-8513 大阪市福島区福島1-1-60

人 事 院 中 国 事 務 局 = 730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30

人 事 院 四 国 事 務 局 〒760-0019 高松市サンポート3-33

人 事 院 九 州 事 務 局 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1

人 事 院 沖 縄 事 務 所 〒900-0022 那覇市樋川1-15-15

- (2) 提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。
- (3) 試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。 2025 年度刑務官採用試験公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

令和7年6月11日

人事院事務総長 佐々木雅之

(量

- 1 試験の名称 2025年度刑務官採用試験
- 2 試験の区分 刑務A、刑務B、刑務A(社会人)、刑務B(社会人)、刑務A(武道)及び刑務B(武道)
- 3 地域試験 それぞれ次表に掲げる地域試験に区分し、実施する。

地 域 試 験	地域の範囲 (採用官署が所在する地域の範囲)
刑務A北海道地域 刑務B北海道地域 刑務A(社会人)北海道地域 刑務B(社会人)北海道地域 刑務A(武道)北海道地域 刑務B(武道)北海道地域	北海道
刑務A東北地域 刑務B東北地域 刑務A(社会人)東北地域 刑務B(社会人)東北地域 刑務A(武道)東北地域 刑務B(武道)東北地域	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
刑務A関東甲信越静地域 刑務B関東甲信越静地域 刑務A(社会人)関東甲信越静地域 刑務B(社会人)関東甲信越静地域 刑務A(武道)関東甲信越静地域 刑務B(武道)関東甲信越静地域	`

刑務A東海北陸地域	岐阜県、	愛知県、	三重県、	富山県、	石川県、	福井県	
刑務B東海北陸地域							
刑務A(社会人)東海北陸地域							
刑務B(社会人)東海北陸地域							
刑務A(武道)東海北陸地域							
刑務B(武道)東海北陸地域							
刑務A近畿地域	滋賀県、	京都府、	大阪府、	兵庫県、	奈良県、	和歌山県	
刑務B近畿地域							
刑務A(社会人)近畿地域							
刑務B(社会人)近畿地域							
刑務A(武道)近畿地域							
刑務B(武道)近畿地域							
刑務A中国地域	鳥取県、	島根県、	岡山県、	広島県、	山口県		
刑務B中国地域							
刑務A(社会人)中国地域							
刑務B(社会人)中国地域							
刑務A(武道)中国地域							
刑務B(武道)中国地域							
刑務A四国地域	徳島県、	香川県、	愛媛県、	高知県			
刑務B四国地域							
刑務A(社会人)四国地域							
刑務B(社会人)四国地域							
刑務A(武道)四国地域							
刑務B(武道)四国地域							
刑務A九州地域		佐賀県、	長崎県、	熊本県、	大分県、	宮崎県、	鹿
刑務B九州地域	児島県						
刑務A(社会人)九州地域							
刑務B(社会人)九州地域							
刑務A(武道)九州地域							
刑務B(武道)九州地域							

ω

Ш

Щ

Ø

4

刑務A沖縄地域 沖縄県

刑務A (武道) 沖縄地域

なお、刑務B区分、刑務A(社会人)区分、刑務B(社会人)区分及び刑務B(武道)区分の沖 縄地域の地域試験は行わない。

- 4 対象官職 拘禁刑又は拘留の刑の執行のため拘置される者等の収容及び刑事施設(これに附置さ れた労役場及び監置場を含む。)における被収容者等の処遇並びに刑事施設の警備の分野に係る専門 的な知識を必要とする事務をその職務の主たる内容とする係員の官職
- 5 給与 この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところ により、原則として次の俸給月額が支給される。

(試験の区分) (適用俸給表) (俸給月額)

刑務官

公安職俸給表(→) 1級3号俸 216.400円

刑務官(社会人) 公安職俸給表(一) 1級3号俸を基準とし、採用前の経歴を勘案して決定され る。

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

### 6 受験資格

- (1) 試験の区分「刑務A|及び「刑務A(武道)| 1996(平成8)年4月2日から2008(平成20) 年4月1日までに生まれた男子
- (2) 試験の区分「刑務 B | 及び「刑務 B (武道) | 1996 (平成 8) 年 4 月 2 日から2008 (平成20) 年4月1日までに生まれた女子
- (3) 試験の区分「刑務A(社会人)」 1985 (昭和60) 年4月2日以降に生まれた男子 ((1)の受験資 格を有しなくなった者に限る。)
- (4) 試験の区分「刑務B(社会人)| 1985(昭和60)年4月2日以降に生まれた女子((2)の受験資 格を有しなくなった者に限る。)

ただし、日本の国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることがで きない者及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因 とするもの以外)は、受験することができない。

### 7 第1次試験

### (1) 試験種目

- ア 試験の区分「刑務A」、「刑務B」、「刑務A(社会人)」及び「刑務B(社会人)」 基礎能力試験 及び作文試験(第1次試験合格者の決定は、基礎能力試験の成績により行い、作文試験は、第 1次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に当たり、他の試験種目の成績と総合 する。)
- イ 試験の区分「刑務A(武道)」及び「刑務B(武道)」 基礎能力試験、作文試験及び実技試験 (第1次試験合格者の決定は、基礎能力試験及び実技試験の成績により行い、作文試験は、第 1次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に当たり、他の試験種目の成績と総合 する。)
- (2) 試験の実施日 2025 (令和7) 年9月21日 (日)

### (3) 試験地 次表に掲げる全都市

_	地 域 試 験	第 1 次 試 験 地
(号外第 1 28 号)	刑務A北海道地域 刑務A東北地域 刑務A関東甲信越静地域 刑務A東海北陸地域 刑務A近畿地域 刑務A中国地域 刑務A四国地域 刑務A九州地域 刑務A九州地域 刑務B北海道地域 刑務B東北地域	札幌市、函館市、旭川市、釧路市、帯広市、網走市、 森市、盛岡市、仙台市、秋田市、山形市、福島市、ひ ちなか市、宇都宮市、前橋市、川越市、千葉市、東京 横浜市、甲府市、新潟市、松本市、静岡市、名古屋市 金沢市、京都市、堺市、神戸市、和歌山市、高取市、東 江市、岡山市、広島市、山口市、徳島市、高松市、東 市、高知市、福岡市、北九州市、鳥栖市、諫早市、熊 市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市、南城市
松	刑務B関東甲信越静地域 刑務B東海北陸地域 刑務B近畿地域 刑務B中国地域 刑務B四国地域 刑務B加州地域	
ŢΠ	刑務A(社会人)北海道地域 刑務A(社会人)東北地域 刑務A(社会人)関東甲信越静地域	
水曜日	刑務A(社会人)東海北陸地域 刑務A(社会人)近畿地域 刑務A(社会人)中国地域 刑務A(社会人)四国地域	
的7年6月11日	刑務A(社会人)九州地域 刑務B(社会人)北海道地域 刑務B(社会人)東北地域 刑務B(社会人)関東甲信越静地域 刑務B(社会人)東海北陸地域 刑務B(社会人)近畿地域 刑務B(社会人)中国地域 刑務B(社会人)四国地域	
令和	刑務B(社会人)九州地域 刑務A(武道)北海道地域 刑務A(武道)東北地域 刑務A(武道)関東甲信越静地域	

I		
刑務A	(武道)	東海北陸地域
刑務A	(武道)	近畿地域
刑務A	(武道)	中国地域
刑務A	(武道)	四国地域
刑務A	(武道)	九州地域
刑務A	(武道)	沖縄地域
刑務B	(武道)	北海道地域
刑務B	(武道)	東北地域
刑務B	(武道)	関東甲信越静地域
刑務B	(武道)	東海北陸地域
刑務B	(武道)	近畿地域
刑務B	(武道)	中国地域
刑務B	(武道)	四国地域
刑務B	(武道)	九州地域

- (注) 試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設 ける場合もある。
- (4) 第1次試験合格者発表 2025(令和7)年10月15日(水)に、受験番号及び試験地を、インター ネットの利用その他の適切な方法により発表する。

### 8 第2次試験

- (1) 試験種目
  - ア 試験の区分「刑務A」、「刑務B」、「刑務A(社会人)」及び「刑務B(社会人)」 人物試験、身 体検査、身体測定及び体力検査(人物試験は、個別面接により行う。)

なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

イ 試験の区分「刑務A(武道)|及び「刑務B(武道)| 人物試験、身体検査及び身体測定(人 物試験は、個別面接により行う。)

なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

- (2) 試験の実施日 2025 (令和7) 年10月23日 (木) から10月29日 (水) までの間の指定する日
- (3) 試験地 次表に掲げる地域試験に対応する第2次試験地の全都市のうち、人事院各地方事務局 長又は沖縄事務所長が指定する都市

地 域 試 験	第 2 次 試 験 地
刑務A北海道地域 刑務A東北地域 刑務A関東甲信越静地域 刑務A東海北陸地域 刑務A近畿地域 刑務A中国地域 刑務A四国地域	札幌市、函館市、旭川市、釧路市、帯広市、網走市、青森市、盛岡市、仙台市、秋田市、山形市、福島市、ひたちなか市、さくら市、前橋市、川越市、千葉市、東京都、横浜市、甲府市、新潟市、松本市、静岡市、名古屋市、金沢市、京都市、堺市、明石市、鳥取市、松江市、岡山市、広島市、山口市、徳島市、高松市、東温市、高知市、福岡県糟屋郡宇美町、北九州市、諫早市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島県姶良郡湧水町、南城市

	刑務A九州地域	
	刑務A沖縄地域	
	刑務A(社会人)北海道地域	
	刑務A(社会人)東北地域	
	刑務A(社会人)関東甲信越静地域	
号)	刑務A(社会人)東海北陸地域	
Ø	刑務A(社会人)近畿地域	
12	刑務A(社会人)中国地域	
	刑務A(社会人)四国地域	
(号外第	刑務A(社会人)九州地域	
(岩	刑務B北海道地域	札幌市、福島市、ひたちなか市、さくら市、前橋市、東
	刑務B東北地域	札幌市、福島市、ひたちなか市、さくら市、前橋市、東京都、甲府市、新潟市、松本市、静岡市、岐阜県羽島郡 笠松町、和歌山市、岩国市、東温市、鳥栖市、南城市
	刑務B関東甲信越静地域	
	刑務B東海北陸地域	
	刑務B近畿地域	
撥	刑務B中国地域	
	刑務B四国地域	
	刑務B九州地域	
	刑務B(社会人)北海道地域	
ЩÌ	刑務B(社会人)東北地域	
	刑務B(社会人)関東甲信越静地域	
	刑務B(社会人)東海北陸地域	
Ш	刑務B(社会人)近畿地域	
水曜	刑務B(社会人)中国地域	
7	刑務B(社会人)四国地域	
Ш	刑務B(社会人)九州地域	
1 1	刑務A(武道)北海道地域	札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、堺市、広島市、高
Ħ	刑務A(武道)東北地域	松市、福岡市、南城市
9	刑務A(武道)関東甲信越静地域	
年	刑務A(武道)東海北陸地域	
/	刑務A(武道)近畿地域	
令和	刑務A(武道)中国地域	
<b>√</b> ⊢	刑務A(武道)四国地域	
	刑務A(武道)九州地域	
45	刑務A(武道)沖縄地域	

刑務B	(武道)	北海道地域	札幌市、福島市、東京都、岐阜県羽島郡笠松町、和歌山
刑務B	(武道)	東北地域	市、岩国市、東温市、鳥栖市 
刑務B	(武道)	関東甲信越静地域	
刑務B	(武道)	東海北陸地域	
刑務B	(武道)	近畿地域	
刑務B	(武道)	中国地域	
刑務B	(武道)	四国地域	
刑務B	(武道)	九州地域	

- 9 最終合格者発表 2025 (令和7) 年11月25日 (火) に、受験番号及び試験地を、第1次試験合格 者発表の方法と同一の方法により発表する。
- 10 採用候補者名簿及び採用方法 試験の区分(地域試験の区分を含む。)ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に記載された者の中から行う。 11 受験手続
  - (1) 受験の申込み及び申込受付期間 受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと(申込専用アドレス〔https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕)。

受験の申込みの受理後における地域試験及び試験地の変更は認めない。ただし、試験地の変更については、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

申込受付期間は2025(令和7)年7月11日(金)9時から7月24日(木)までとし、7月24日(木)までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、受けようとする第1次試験の試験地に対応する次の問合せ先に至急問い合わせること(郵送・持参の申込みは2025(令和7)年7月11日(金)から7月14日(月)まで(ただし、持参による申込みの受付は、土曜日及び日曜日は除く。)とし、郵送による申込みの受付は、同日までの通信日付印のあるものに限る。)。

作目は例 (a) こし、 却込に c	K S II CON S II ION II		11140000000000000000000000000000000000
(第1次試験の) 試験地	(問	合	せ 先)
札幌市、函館市、旭川市、 釧路市、帯広市、網走市	法務省北海道矯正管 区	〒007-0801	札幌市東区東苗穂1-2- 5-5
青森市、盛岡市、仙台市、 秋田市、山形市、福島市	法務省東北矯正管区	〒984—0825	仙台市若林区古城3-23-1
ひたちなか市、宇都宮市、 前橋市、川越市、千葉市、 東京都、横浜市、甲府市、 新潟市、松本市、静岡市	法務省関東矯正管区	〒330—9723	さいたま市中央区新都心2― 1
名古屋市、金沢市	法務省中部矯正管区	₹461-0011	名古屋市東区白壁1-15-1
京都市、堺市、神戸市、和 歌山市	法務省近畿矯正管区	〒540─0008	大阪市中央区大手前4-1- 67
鳥取市、松江市、岡山市、 広島市、山口市	法務省中国矯正管区	<b>〒</b> 730─0012	広島市中区上八丁堀6-30

徳島市、高松市、東温市、 法務省四国矯正管区 〒760―0033 高松市丸の内1-1 高知市

福岡市、北九州市、鳥栖市、 法務省九州矯正管区 〒813—0036 福岡市東区若宮 5 — 3 —53 諫早市、熊本市、大分市、

宮崎市、鹿児島市

那覇市、南城市 沖縄刑務所 〒901-1514 南城市知念字具志堅330

(2) 受験票の発行 受験の申込みを受理した場合は、受験票を発行する。

受験者は、本人の写真を申込専用アドレスからアップロードした受験票を印刷し、又は印刷した受験票に本人の写真を貼り、第1次試験の際に必ず持参すること。

- 12 受験上の配慮 身体の障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめ その旨を申し出ること。
- 13 その他
- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、前記11(1)の問合せ先のほか、次に掲げる人事院の地方 事務局又は沖縄事務所に行うこと。

なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局(〒100-8913 東京 都千代田区霞が関1-2-3)に行うこと。

(名 称) (所 在 地)

人事院北海道事務局 〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目

人 事 院 東 北 事 務 局 〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-2-23

人 事 院 関 東 事 務 局 〒330-9712 さいたま市中央区新都心1-1

人 事 院 中 部 事 務 局 〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1

人 事 院 近 畿 事 務 局 〒553-8513 大阪市福島区福島1-1-60

人 事 院 中 国 事 務 局 〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30

人 事 院 四 国 事 務 局 〒760-0019 高松市サンポート3-33

人 事 院 九 州 事 務 局 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1

人 事 院 沖 縄 事 務 所 〒900-0022 那覇市樋川1-15-15

- (2) 提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。
- (3) 試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

### 2025 年度入国警備官採用試験公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

令和7年6月11日

人事院事務総長 佐々木雅之

- 1 試験の名称 2025年度入国警備官採用試験
- 2 試験の区分 警備官及び警備官(社会人)
- 3 対象官職 入国、上陸及び在留に関する違反事件の調査並びに収容令書及び退去強制令書の執行 を受ける者の収容、護送及び送還の分野に係る専門的な知識を必要とする事務をその職務の主たる 内容とする係員の官職
- 4 給与 この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、原則として次の俸給月額が支給される。

(試験の区分)

(適用俸給表)

(俸給月額)

警備官

公安職俸給表(→) 1級3号俸 216.400円

警備官(社会人) 公安職俸給表(一) 1級3号俸を基準とし、採用前の経歴を勘案して決定され

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

### 5 受験資格

- (1) 試験の区分「警備官」 次に掲げる者とする。
  - ア 2025 (令和7) 年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算 して5年を経過していない者及び2026 (令和8) 年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒 業する見込みの者
- イ 人事院がアに掲げる者に準ずると認める者
- (2) 試験の区分「警備官(社会人)」 1985 (昭和60) 年4月2日以降に生まれた者 ((1)アに規定する期間が経過した者及び人事院が当該者に進ずると認める者に限る。)

ただし、日本の国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)は、受験することができない。

### 6 第1次試験

- (1) 試験種目 基礎能力試験及び作文試験(第1次試験合格者の決定は、基礎能力試験の成績により行い、作文試験は、第1次試験合格者を対象に評定した上で、試験の区分「警備官」は最終合格者決定に反映し、「警備官(社会人)」は最終合格者決定に当たり、他の試験種目の成績と総合する。)
- (2) 試験の実施日 2025 (令和7) 年9月28日 (日)
- (3) 試験地 札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市及び那覇市
- 位) 試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に 設ける場合もある。
- (4) 第1次試験合格者発表 2025 (令和7) 年10月15日 (水) に、受験番号及び試験地を、インターネットの利用その他の適切な方法により発表する。

### 7 第2次試験

- (1) 試験種目 人物試験、身体検査、身体測定及び体力検査(人物試験は、個別面接により行う。) なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。
- (2) 試験の実施日 2025 (令和7) 年10月27日 (月) から10月31日 (金) までの間の指定する日
- (3) 試験地 札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市及び那覇市
- 8 最終合格者発表 2025 (令和7) 年11月25日 (火) に、受験番号及び試験地を、第1次試験合格 者発表の方法と同一の方法により発表する。
- 9 採用候補者名簿及び採用方法 試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に記載された者の中から行う。

### 10 受験手続

(1) 受験の申込み及び申込受付期間 受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと(申込専用アドレス [https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html])。

受験の申込みの受理後における試験の区分及び試験地の変更は認めない。ただし、試験地の変更については、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

申込受付期間は、2025 (令和7) 年7月11日 (金) 9時から7月24日 (木) までとし、7月24日 (木) までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

皿

0

卅

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、受けようとする第1次試験の 試験地に対応する次の問合せ先に至急問い合わせること(郵送・持参の申込みは2025(令和7) 年7月11日(金)から7月14日(月)まで(ただし、持参による申込みの受付は、土曜日及び日 曜日は除く。)とし、郵送による申込みの受付は、同日までの通信日付印のあるものに限る。)。

	1次試 試験地	験)	(問	合	t	先)
札	幌	市	出入国在留管理庁札幌出 入国在留管理局	〒060—0042	札幌市中央区方	大通西12丁目
仙	台	市	出入国在留管理庁仙台出 入国在留管理局	〒983—0842	仙台市宮城野區	⊠五輪1-3-20
東	京	都	出入国在留管理庁東京出 入国在留管理局	〒108─8255	東京都港区港南	有5-5-30
名	古 屋	市	出入国在留管理庁名古屋 出入国在留管理局	〒455—8601	名古屋市港区正	E保町 5 —18
大	阪	市	出入国在留管理庁大阪出 入国在留管理局	〒559─0034	大阪市住之江区	区南港北1-29-53
広	島	市	出入国在留管理庁広島出 入国在留管理局	〒730─0012	広島市中区上/	八丁堀 2 ─31
高	松	市	出入国在留管理庁高松出 入国在留管理局	〒760─0033	高松市丸の内	1 - 1
福	岡	市	出入国在留管理庁福岡出 入国在留管理局	₹810—0073	福岡市中央区第	<b>舞鶴</b> 3 — 5 —25

(2) 受験票の発行 受験の申込みを受理した場合は、受験票を発行する。

市 出入国在留管理庁福岡出 〒900-0022

入国在留管理局那覇支局

受験者は、本人の写真を申込専用アドレスからアップロードした受験票を印刷し、又は印刷し た受験票に本人の写真を貼り、第1次試験の際に必ず持参すること。

11 受験上の配慮 身体の障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめ その旨を申し出ること。

### 12 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、前記10(1)の問合せ先のほか、次に掲げる人事院の地方 事務局又は沖縄事務所に行うこと。

なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局(〒100-8913 東京 都千代田区霞が関1-2-3)に行うこと。

(名

在

那覇市樋川1-15-15

地)

(所 人 事 院 北 海 道 事 務 局 〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 人 事 院 東 北 事 務 局 〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 さいたま市中央区新都心1-1 人 事 院 関 東 事 務 局 〒330-9712 人 事 院 中 部 事 務 局 〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 人 事 院 近 畿 事 務 局 〒553-8513 大阪市福島区福島1-1-60 人 事 院 中 国 事 務 局 〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30

人 事 院 四 国 事 務 局 〒760-0019 高松市サンポート3-33

人事院九州事務局 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1

人 事 院 沖 縄 事 務 所 〒900-0022 那覇市樋川1-15-15

- (2) 提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。
- (3) 試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

### 2025 年度航空保安大学校学生採用試験公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

令和7年6月11日

人事院事務総長 佐々木雅之

- 1 試験の名称 2025年度航空保安大学校学生採用試験
- 2 試験の区分 航空情報科及び航空電子科
- 3 対象官職 航空保安大学校において航空保安業務の分野(航空交通管制の分野を除く。)に係る業 務を遂行するに必要な知識及び技能を修得するための専門的な知識を必要とする事務をその職務の 主たる内容とする係員の官職
- 4 給与 この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところ により、原則として次の俸給月額が支給される。

(適用俸給表)

(俸 給 月 額)

行政職俸給表(一) 1級5号俸

188,000円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

- 5 受験資格 次に掲げる者とする。
- (1) 2025 (令和7) 年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算し て3年を経過していない者及び2026(令和8)年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業す る見込みの者
- (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

ただし、日本の国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることがで きない者及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因 とするもの以外)は、受験することができない。

### 6 第1次試験

### (1) 試験種目

ア 試験の区分「航空情報科」 基礎能力試験及び学科試験(多肢選択式)

「学科試験(多肢選択式)の出題分野は、数学Ⅰ、数学Ⅱ、数学A、数学B、数学C、英 語コミュニケーションⅠ及び英語コミュニケーションⅡとする。

イ 試験の区分「航空電子科 基礎能力試験及び学科試験(多肢選択式)

「学科試験(多肢選択式)の出題分野は、数学Ⅰ、数学Ⅱ、数学A、数学B、数学C、物) 理基礎及び物理とする。

- (2) 試験の実施日 2025 (令和7) 年9月28日 (日)
- (3) 試験地 千歳市、岩沼市、東京都、新潟市、常滑市、泉佐野市、広島市、高松市、福岡市、宮 崎市及び那覇市
- (注) 試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に 設ける場合もある。
- (4) 第1次試験合格者発表 2025 (令和7) 年10月15日 (水) に、受験番号及び試験地を、インター ネットの利用その他の適切な方法により発表する。

0

**^** 

### 7 第2次試験

- (1) 試験種目 人物試験、身体検査及び身体測定(人物試験は、個別面接により行う。) なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。
- (2) 試験の実施日 2025 (令和7) 年11月17日 (月) から11月20日 (木) までの間の指定する日
- (3) 試験地 千歳市、東京都、泉佐野市、福岡市及び那覇市
- 8 最終合格者発表 2025 (令和7) 年12月23日 (火) に、受験番号及び試験地を、第1次試験合格 者発表の方法と同一の方法により発表する。
- 9 採用候補者名簿及び採用方法 試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に記載された者の中から行う。

### 10 受験手続

(1) 受験の申込み及び申込受付期間 受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用 アドレスにアクセスして申込手続を行うこと(申込専用アドレス [https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html])。

受験の申込みの受理後における試験の区分及び試験地の変更は認めない。ただし、試験地の変更については、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

申込受付期間は、2025(令和7)年7月11日(金)9時から7月24日(木)までとし、7月24日(木)までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、航空保安大学校(〒598—0047 大阪府泉佐野市りんくう往来南 3 —11)に至急問い合わせること(郵送・持参の申込みは2025(令和 7)年 7 月11日(金)から 7 月14日(月)まで(ただし、持参による申込みの受付は、土曜日及び日曜日は除く。)とし、郵送による申込みの受付は、同日までの通信日付印のあるものに限る。)。

(2) 受験票の発行 受験の申込みを受理した場合は、受験票を発行する。

受験者は、本人の写真を申込専用アドレスからアップロードした受験票を印刷し、又は印刷した受験票に本人の写真を貼り、第1次試験の際に必ず持参すること。

11 受験上の配慮 身体の障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめ その旨を申し出ること。

### 12 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、航空保安大学校のほか、次に掲げる人事院の地方事務局又は沖縄事務所に行うこと。

なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局(〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3)に行うこと。

(名

称)

(所

存

地)

人 事 院 北 海 道 事 務 局 7060-0042 札幌市中央区大通西12丁目

人 事 院 東 北 事 務 局 7980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 人 事 院 関 東 事 務 局 730-9712 さいたま市中央区新都心1-1

人 事 院 中 部 事 務 局 〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1

人 事 院 近 畿 事 務 局 〒553-8513 大阪市福島区福島1-1-60

人 事 院 中 国 事 務 局 〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30

人 事 院 四 国 事 務 局 〒760-0019 高松市サンポート3-33

人 事 院 九 州 事 務 局 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1

人 事 院 沖 縄 事 務 所 〒900-0022 那覇市桶川 1-15-15

- (2) 提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。
- (3) 試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

### 2025 年度海上保安大学校学生採用試験公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

令和7年6月11日

人事院事務総長 佐々木雅之

- 1 試験の名称 2025年度海上保安大学校学生採用試験
- 2 対象官職 海上保安大学校において海上保安業務の分野に係る業務を遂行するに必要な知識及び 技能を修得するための専門的な知識を必要とする事務をその職務の主たる内容とする係員の官職
- 3 給与 この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところ により、原則として次の俸給月額が支給される。

(適用俸給表)

(俸 給 月 額)

行政職俸給表(一) 1級5号俸

188.000円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

- 4 受験資格 次に掲げる者とする。
- (1) 2025 (令和7) 年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して2年を経過していない者及び2026 (令和8) 年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
- (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

ただし、日本の国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)は、受験することができない。

- 5 第1次試験
- (1) 試験種目 基礎能力試験、学科試験(多肢選択式)、学科試験(記述式)及び作文試験 (学科試験(多肢選択式)及び学科試験(記述式)の出題分野は、数学 I、数学 I、数学 A、数学 B、数学 B、数学 C、英語コミュニケーション I 及び英語コミュニケーション II とする。

(第1次試験合格者の決定は、基礎能力試験、学科試験(多肢選択式)及び学科試験(記述式)の成績により行い、作文試験は、第1次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に反映する。)

- (2) 試験の実施日 2025 (令和7) 年10月25日 (十) 及び10月26日 (日)
- (3) 試験地 札幌市、函館市、小樽市、旭川市、釧路市、青森市、盛岡市、仙台市、秋田市、水戸市、東京都、横浜市、新潟市、長野市、静岡市、名古屋市、金沢市、福井市、京都市、舞鶴市、大阪市、神戸市、和歌山市、米子市、広島市、高松市、松山市、高知市、福岡市、北九州市、長崎市、佐世保市、対馬市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市、奄美市、那覇市及び石垣市
- (注) 試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に 設ける場合もある。
- (4) 第1次試験合格者発表 2025 (令和7) 年12月5日(金)に、受験番号及び試験地を、インターネットの利用その他の適切な方法により発表する。

### 6 第2次試験

- (1) 試験種目 人物試験、身体検査、身体測定及び体力検査(人物試験は、個別面接により行う。) なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。
- (2) 試験の実施日 2025 (令和7) 年12月12日 (金)
- (3) 試験地 小樽市、塩釜市、横浜市、新潟市、名古屋市、舞鶴市、神戸市、広島市、高松市、北 九州市、鹿児島市及び那覇市
- 7 最終合格者発表 2026 (令和8) 年1月15日 (木) に、受験番号及び試験地を、第1次試験合格 者発表の方法と同一の方法により発表する。
- 8 採用候補者名簿及び採用方法 採用候補者名簿には、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、この名簿に記載された者の中から行う。

### 9 受験手続

/空 1、かき上版)

沢 市 金沢海上保安部

井 市 敦賀海上保安部

(1) 受験の申込み及び申込受付期間 受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと(申込専用アドレス [https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html])。

受験の申込みの受理後における試験地の変更は認めない。ただし、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

申込受付期間は、2025(令和7)年8月21日(木)9時から9月8日(月)までとし、9月8日(月)までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、受けようとする第 1 次試験の試験地に対応する次の問合せ先に至急問い合わせること(郵送・持参の申込みは2025(令和 7)年 8 月21日(木)及び 8 月22日(金)とし、郵送による申込みの受付は、同日までの通信日付印のあるものに限る。)。

	↓1 次試 )試験地	験)	(問	合	せ	先)
札	幌	市	第一管区海上保安本部	〒047-8560	小樽市港町 5	-2
函	館	市	函館海上保安部	〒040-0061	函館市海岸町:	24—4
小	樽	市	小樽海上保安部	₹047-0007	小樽市港町 5	-2
旭	][[	市	第一管区海上保安本部	〒047-8560	小樽市港町 5	-2
釧	路	市	釧路海上保安部	₹085-0022	釧路市南浜町	5 — 9
青	森	市	青森海上保安部	〒030-0811	青森市青柳1	-1-2
盛	岡	市	第二管区海上保安本部	₹985-8507	塩釜市貞山通	3 - 4 - 1
仙	台	市	宮城海上保安部	〒985─0011	塩釜市貞山通	3 - 4 - 1
秋	田	市	秋田海上保安部	₹011-0945	秋田市土崎港	西 1 — 7 —35
水	戸	市	茨城海上保安部	₹311—1214	ひたちなか市	和田町3-4-16
東	京	都	第三管区海上保安本部	₹231-8818	横浜市中区北	仲通 5 ―57
横	浜	市	横浜海上保安部	₹231-0001	横浜市中区新	港1-2-1
新	潟	市	新潟海上保安部	〒950─0072	新潟市中央区	竜が島 $1-5-4$
長	野	市	第九管区海上保安本部	₹950-8543	新潟市中央区	美咲町1-2-1
静	岡	市	清水海上保安部	₹424-0922	静岡市清水区	日の出町 9 — 1
名	古 屋	市	第四管区海上保安本部	₹455-8528	名古屋市港区	入船 2 — 3 —12

〒920-0211 金沢市湊4-13

〒914-0079 敦賀市港町7-15

京	都	市	第八管区海上保安本部	〒624-8686	舞鶴市字下福井901
舞	鶴	市	舞鶴海上保安部	〒624-0946	舞鶴市字下福井901
大	阪	市	大阪海上保安監部	〒552—0021	大阪市港区築港4-10-3
神	戸	市	第五管区海上保安本部	〒650-8551	神戸市中央区波止場町1-1
和	歌山	市	和歌山海上保安部	〒640-8287	和歌山市築港 6 —22— 2
米	子	市	境海上保安部	〒684-0034	境港市昭和町9-1
広	島	市	第六管区海上保安本部	〒734─8560	広島市南区宇品海岸3-10-17
高	松	市	高松海上保安部	₹760—0064	高松市朝日新町1-30
松	山	市	松山海上保安部	〒791−8058	松山市海岸通2426—5
高	知	市	高知海上保安部	₹781-8010	高知市桟橋通5-4-55
福	岡	市	福岡海上保安部	₹812-0031	福岡市博多区沖浜町8-1
北	九 州	市	第七管区海上保安本部	₹801-8507	北九州市門司区西海岸1-3-10
長	崎	市	長崎海上保安部	〒850—0921	長崎市松が枝町7-29
佐	世 保	市	佐世保海上保安部	₹857—0852	佐世保市干尽町4-1
対	馬	市	対馬海上保安部	₹817-0016	対馬市厳原町東里341-42
熊	本	市	熊本海上保安部	〒869─3207	宇城市三角町三角浦1160-20
大	分	市	大分海上保安部	₹870—0107	大分市大字海原字地浜916—5
宮	崎	市	宮崎海上保安部	〒887—0001	日南市油津4-12-1
鹿	児 島	市	第十管区海上保安本部	₹890-8510	鹿児島市東郡元町4-1
奄	美	市	奄美海上保安部	₹894-0034	奄美市名瀬入舟町22-1
那	覇	市	第十一管区海上保安本部	〒900-8547	那覇市港町 2111
石	垣	市	石垣海上保安部	〒907-0013	石垣市浜崎町1-1-8

(2) 受験票の発行 受験の申込みを受理した場合は、受験票を発行する。

受験者は、本人の写真を申込専用アドレスからアップロードした受験票を印刷し、又は印刷した受験票に本人の写真を貼り、第1次試験の際に必ず持参すること。

10 受験上の配慮 身体の障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめ その旨を申し出ること。

### 11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、前記 9(1)の問合せ先のほか、次に掲げる人事院の地方 事務局又は沖縄事務所に行うこと。

なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局(〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3)に行うこと。

人 事 院 近 畿 事 務 局 〒553-8513 大阪市福島区福島 1-1-60 人 事 院 中 国 事 務 局 〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 人 事 院 四 国 事 務 局 〒760-0019 高松市サンポート3-33

人 事 院 九 州 事 務 局 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1

人 事 院 沖 縄 事 務 所 〒900-0022 那覇市樋川1-15-15

- (2) 提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。
- (3) 試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

### 2025 年度海上保安学校学生採用試験公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

令和7年6月11日

人事院事務総長 佐々木雅之

- 1 試験の名称 2025年度海上保安学校学生採用試験
- 2 試験の区分 一般課程、航空課程、管制課程及び海洋科学課程
- 3 対象官職 海上保安学校において海上保安業務の分野に係る業務を遂行するに必要な知識及び技能を修得するための専門的な知識を必要とする事務をその職務の主たる内容とする係員の官職
- 4 給与 この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、原則として次の俸給月額が支給される。

(適用俸給表)

(俸給月額)

行政職俸給表(→) 1級5号俸 188.000円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

- 5 受験資格 次に掲げる者とする。
- (1) 2025 (令和7) 年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して12年を経過していない者及び2026 (令和8) 年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
- (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

ただし、日本の国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心身耗弱を原因とするもの以外)は、受験することができない。

- 6 第1次試験
- (1) 試験種目
  - ア 試験の区分「一般課程」 基礎能力試験及び作文試験(第1次試験合格者の決定は、基礎能力試験の成績により行い、作文試験は、第1次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に反映する。)
  - イ 試験の区分「航空課程」、「管制課程」及び「海洋科学課程」 基礎能力試験及び学科試験(多 肢選択式)

「学科試験(多肢選択式)の出題分野は、数学Ⅰ、数学Ⅱ、数学A、数学B、数学C、英語コミュニケーションⅡ及び英語コミュニケーションⅡとする。

- (2) 試験の実施日 2025 (令和7) 年9月28日 (日)
- (3) 試験地 札幌市、函館市、小樽市、旭川市、釧路市、青森市、盛岡市、仙台市、秋田市、水戸市、東京都、横浜市、新潟市、長野市、静岡市、名古屋市、金沢市、福井市、京都市、舞鶴市、大阪市、神戸市、和歌山市、米子市、広島市、高松市、松山市、高知市、福岡市、北九州市、長崎市、佐世保市、対馬市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市、奄美市、那覇市及び石垣市
- (注) 試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に 設ける場合もある。
- (4) 第1次試験合格者発表 2025 (令和7) 年10月15日 (水) に、受験番号及び試験地を、インターネットの利用その他の適切な方法により発表する。

### 7 第2次試験

- (1) 試験種目
  - ア 試験の区分「一般課程」、「管制課程」及び「海洋科学課程」 人物試験、身体検査、身体測定及び体力検査(人物試験は、個別面接により行う。)

なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

- イ 試験の区分「航空課程」 身体検査、身体測定及び体力検査
- (2) 試験の実施日
- ア 試験の区分「一般課程」、「管制課程」及び「海洋科学課程」 2025 (令和7)年10月21日(火) から10月30日(木) までの間の指定する日
- イ 試験の区分「航空課程」 2025 (令和7) 年10月21日 (火) から10月30日 (木) までの間の 指定する2日
- (3) 試験地
  - ア 試験の区分「一般課程」、「管制課程」及び「海洋科学課程」 小樽市、塩釜市、横浜市、新潟市、名古屋市、舞鶴市、神戸市、広島市、高松市、北九州市、鹿児島市及び那覇市
  - イ 試験の区分「航空課程| 東京都
- 8 第2次試験合格者発表(試験の区分「航空課程」のみ) 2025(令和7)年11月25日(火)に、 受験番号及び試験地を、第1次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。
- 9 第3次試験(試験の区分「航空課程」のみ)
- (1) 試験種目 人物試験、身体検査及び適性検査

(人物試験は、個別面接により行う。

適性検査は、模擬飛行装置等により行う。

なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

- (2) 試験の実施日 2025 (令和7) 年12月6日 (土) から12月16日 (火) までの間の指定する2日
- (3) 試験地 東京都
- 10 最終合格者発表
- (1) 試験の区分「一般課程」、「管制課程」及び「海洋科学課程」 2025 (令和7) 年11月25日 (火) に、受験番号及び試験地を、第1次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。
- (2) 試験の区分「航空課程」 2026 (令和8) 年1月15日 (木) に、受験番号及び試験地を、第1 次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。
- 11 採用候補者名簿及び採用方法 試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を 得点順に記載する。採用は、これらの名簿に記載された者の中から行う。
- 12 受験手続
- (1) 受験の申込み及び申込受付期間 受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと(申込専用アドレス [https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html])。

受験の申込みの受理後における試験の区分及び試験地の変更は認めない。ただし、試験地の変 更については、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障が ない範囲で認める。 / 笠 1 か 計 騒 \

Ø

佐 世 保 市 佐世保海上保安部

申込受付期間は、2025 (令和7) 年7月11日 (金) 9時から7月24日 (木) までとし、7月24日 (木) までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、受けようとする第1次試験の 試験地に対応する次の問合せ先に至急問い合わせること(郵送・持参の申込みは2025(令和7) 年7月11日(金)から7月14日(月)まで(ただし、持参による申込みの受付は、土曜日及び日曜日は除く。)とし、郵送による申込みの受付は、同日までの通信日付印のあるものに限る。)。

	1 次試! 試験地	験)	(問	合	せ 先)
札	幌	市	第一管区海上保安本部	₹047-8560	小樽市港町5-2
函	館	市	函館海上保安部	₹040-0061	函館市海岸町24-4
小	樽	市	小樽海上保安部	〒047-0007	小樽市港町5-2
旭	Ш	市	第一管区海上保安本部	₹047-8560	小樽市港町5-2
釧	路	市	釧路海上保安部	〒085-0022	釧路市南浜町5-9
青	森	市	青森海上保安部	〒030-0811	青森市青柳1-1-2
盛	岡	市	第二管区海上保安本部	₹985-8507	塩釜市貞山通3-4-1
仙	台	市	宮城海上保安部	〒985─0011	塩釜市貞山通3-4-1
秋	田	市	秋田海上保安部	₹011-0945	秋田市土崎港西1-7-35
水	戸	市	茨城海上保安部	₹311—1214	ひたちなか市和田町 $3-4-16$
東	京	都	第三管区海上保安本部	₹231-8818	横浜市中区北仲通5-57
横	浜	市	横浜海上保安部	〒231─0001	横浜市中区新港1-2-1
新	潟	市	新潟海上保安部	〒950─0072	新潟市中央区竜が島1-5-4
長	野	市	第九管区海上保安本部	〒950─8543	新潟市中央区美咲町1-2-1
静	岡	市	清水海上保安部	₹424-0922	静岡市清水区日の出町9-1
名	古 屋	市	第四管区海上保安本部	₹455-8528	名古屋市港区入船2-3-12
金	沢	市	金沢海上保安部	〒920—0211	金沢市湊 4-13
福	井	市	敦賀海上保安部	〒914─0079	敦賀市港町7-15
京	都	市	第八管区海上保安本部	〒624−8686	舞鶴市字下福井901
舞	鶴	市	舞鶴海上保安部	〒624−0946	舞鶴市字下福井901
大	阪	市	大阪海上保安監部	₹552-0021	大阪市港区築港4-10-3
神	戸	市	第五管区海上保安本部	〒650−8551	神戸市中央区波止場町1-1
和	歌山	市	和歌山海上保安部	〒640—8287	和歌山市築港 6 —22— 2
米	子	市	境海上保安部	〒684─0034	境港市昭和町9-1
広	島	市	第六管区海上保安本部	₹734-8560	広島市南区宇品海岸3-10-17
高	松	市	高松海上保安部	₹760-0064	高松市朝日新町1-30
松	Ш	市	松山海上保安部	₹791-8058	松山市海岸通2426—5
高	知	市	高知海上保安部	₹781-8010	高知市桟橋通5-4-55
福	岡	市	福岡海上保安部	₹812-0031	福岡市博多区沖浜町8-1
北	九 州	市	第七管区海上保安本部	₹801-8507	北九州市門司区西海岸 $1-3-10$
長	崎	市	長崎海上保安部	₹850-0921	長崎市松が枝町7-29

〒857-0852 佐世保市干尽町4-1

刈	馬	Ш	刈局御上保女部	T817-0010	对局印敵原門東里341—42
熊	本	市	熊本海上保安部	₹869—3207	宇城市三角町三角浦1160-20
大	分	市	大分海上保安部	₹870-0107	大分市大字海原字地浜916—5
宮	崎	市	宮崎海上保安部	₹887-0001	日南市油津 4 -12-1
鹿	児 島	市	第十管区海上保安本部	₹890-8510	鹿児島市東郡元町4-1
奄	美	市	奄美海上保安部	₹894-0034	奄美市名瀬入舟町22-1
那	覇	市	第十一管区海上保安本部	〒900─8547	那覇市港町 2111
石	垣	市	石垣海上保安部	〒907─0013	石垣市浜崎町1-1-8

(2) 受験票の発行 受験の申込みを受理した場合は、受験票を発行する。

受験者は、本人の写真を申込専用アドレスからアップロードした受験票を印刷し、又は印刷した受験票に本人の写真を貼り、第1次試験の際に必ず持参すること。

13 受験上の配慮 身体の障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

### 14 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、前記12(1)の問合せ先のほか、次に掲げる人事院の地方 事務局又は沖縄事務所に行うこと。

なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局(〒100-8913 東京 都千代田区霞が関1-2-3)に行うこと。

(名称	3)	(所	在	地)
人事院北海道事	務局 〒060	0-0042	札幌市中央区大通西12丁目	
人事院東北事	務 局 〒980	0-0014	仙台市青葉区本町3-2-23	
人事院関東事	務 局 〒330	0-9712	さいたま市中央区新都心1-1	
人事院中部事	務 局 〒46	0-0001	名古屋市中区三の丸2-5-1	
人事院近畿事	務 局 〒55	3-8513	大阪市福島区福島1-1-60	
人事院中国事	務 局 〒730	0-0012	広島市中区上八丁堀6-30	
人事院四国事	務 局 〒760	0-0019	高松市サンポート3-33	
人事院九州事	務 局 〒813	2-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1	

- (2) 提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。
- (3) 試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

### 2025 年度気象大学校学生採用試験公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

人 事 院 沖 縄 事 務 所 〒900-0022 那覇市樋川1-15-15

令和7年6月11日

人事院事務総長 佐々木雅之

- 1 試験の名称 2025年度気象大学校学生採用試験
- 2 対象官職 気象大学校において気象業務の分野に係る業務を遂行するに必要な知識及び技能を修得するための専門的な知識を必要とする事務をその職務の主たる内容とする係員の官職
- 3 給与 この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、原則として次の俸給月額が支給される。

(適用俸給表) (俸給月額)

行政職俸給表(→) 1級5号俸 188,000円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

- 4 受験資格 次に掲げる者とする。
- (1) 2025 (令和7) 年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して2年を経過していない者及び2026 (令和8) 年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
- (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

ただし、日本の国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)は、受験することができない。

- 5 第1次試験
- (1) 試験種目 基礎能力試験、学科試験(多肢選択式)、学科試験(記述式)及び作文試験 (学科試験(多肢選択式)の出題分野は、数学Ⅰ、数学Ⅱ、数学A、数学B、数学C、英 語コミュニケーションⅠ、英語コミュニケーションⅡ、物理基礎及び物理とする。 (学科試験(記述式)の出題分野は、数学Ⅰ、数学Ⅱ、数学Ⅲ、数学A、数学B、数学C、)

英語コミュニケーションⅠ、英語コミュニケーションⅡ、物理基礎及び物理とする。

(第1次試験合格者の決定は、基礎能力試験、学科試験(多肢選択式)及び学科試験(記述式)の成績により行い、作文試験は、第1次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に反映する。)

- (2) 試験の実施日 2025 (令和7) 年10月25日 (十) 及び10月26日 (日)
- (3) 試験地 札幌市、仙台市、東京都、新潟市、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市、鹿 児島市及び那覇市
  - (注) 試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に 設ける場合もある。
- (4) 第1次試験合格者発表 2025 (令和7) 年12月5日(金)に、受験番号及び試験地を、インターネットの利用その他の適切な方法により発表する。
- 6 第2次試験
- (1) 試験種目 人物試験及び身体検査(人物試験は、個別面接により行う。) なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。
- (2) 試験の実施日 2025 (令和7) 年12月12日 (金)
- (3) 試験地 札幌市、仙台市、東京都、大阪市、福岡市及び那覇市
- 7 最終合格者発表 2026 (令和8) 年1月15日 (木) に、受験番号及び試験地を、第1次試験合格 者発表の方法と同一の方法により発表する。
- 8 採用候補者名簿及び採用方法 採用候補者名簿には、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、この名簿に記載された者の中から行う。
- 9 受験手続
- (1) 受験の申込み及び申込受付期間 受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと(申込専用アドレス(https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html))。

受験の申込みの受理後における試験地の変更は認めない。ただし、災害又は転居によりやむを 得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

申込受付期間は、2025(令和7)年8月21日(木)9時から9月8日(月)までとし、9月8日(月)までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、受けようとする第1次試験の 試験地に対応する次の問合せ先に至急問い合わせること(郵送・持参の申込みは2025(令和7) 年8月21日(木)及び8月22日(金)とし、郵送による申込みの受付は、同日までの通信日付印 のあるものに限る。)。

(第 の	1 次試 試験地	験)		(問	合	せ	先)
札	幌	市	札幌管区気象台		〒060-0002	札幌市中央区:	北2条西18—2
仙	台	市	仙台管区気象台		〒983−0842	仙台市宮城野	区五輪 1 — 3 —15
東新名	京 潟 古 屋	都市市	東京管区気象台		<b>〒</b> 204−8501	東京都清瀬市	中清戸 3 —235
大広高	阪 島 松	市市市市	大阪管区気象台		<b>〒</b> 540─0008	大阪市中央区	大手前 4-1-76
福鹿	岡 児 島	市	福岡管区気象台		₹810-0052	福岡市中央区	大濠 1 — 2 — 36
那	覇	市	沖縄気象台		<b>〒</b> 900─8517	那覇市おもろ	まち2-1-1

(2) 受験票の発行 受験の申込みを受理した場合は、受験票を発行する。 受験者は、本人の写真を申込専用アドレスからアップロードした受験票を印刷し、又は印刷した受験票に本人の写真を貼り、第1次試験の際に必ず持参すること。

- 10 受験上の配慮
- (1) 視覚障害(読字障害)の程度により、拡大文字による試験、試験時間の延長等を行う。
- (2) 身体の障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。
- 11 その他
- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、前記 9(1)の問合せ先のほか、次に掲げる人事院の地方事務局又は沖縄事務所に行うこと。

なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局(〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3)に行うこと。

地)

称) (所 人 事 院 北 海 道 事 務 局 = 7060 - 0042 札幌市中央区大通西= 127目 人 事 院 東 北 事 務 局 〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-2-23 人 事 院 関 東 事 務 局 〒330-9712 さいたま市中央区新都心1-1 名古屋市中区三の丸2-5-1 人 事 院 中 部 事 務 局 〒460-0001 人 事 院 近 畿 事 務 局 〒553-8513 大阪市福島区福島1-1-60 人 事 院 中 国 事 務 局 〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 人 事 院 四 国 事 務 局 〒760-0019 高松市サンポート3-33 人 事 院 九 州 事 務 局 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 人 事 院 沖 縄 事 務 所 〒900-0022 那覇市樋川1-15-15

- (2) 提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。
- (3) 試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。